



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
[主要国農業戦略]
研究資料 第5号

平成26年度カントリーレポート

米国，WTO，ロシア

平成27年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成 19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが、平成 25（2013）年度からは、研究の枠組みが 3 年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。

プロジェクト研究「主要国の農業戦略等に関する研究」においては、主要国の農業・農政に係る情報の収集・提供を引き続き行うとともに、我が国農業・農政への含意を得ることを目的として、対象国の個々の政策の把握にとどまらない、その背景にある戦略や固有の事情にまで踏み込んだ分析を行うことを目指している。

その目標がどこまで達成できているか、はなはだ心許なく、いまだ不十分な点多々あるかと思うが、カントリーレポートは今後とも継続して充実を図るつもりであるので、お気づきの点については御指摘を賜れば幸いである。

【参考】 平成 19 年～26 年度カントリーレポート

（平成 19 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 1 号 中国，韓国
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 2 号 ASEAN，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 3 号 インド，サブサハラ・アフリカ
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 4 号 オーストラリア，アルゼンチン，
EU 油糧種子政策の展開

（平成 20 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 5 号 中国，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 6 号 オーストラリア，アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 7 号 米国，EU
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 8 号 韓国，インドネシア

（平成 21 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 9 号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 10 号 中国，インド
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア，ニュージーランド，
アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU，米国，ブラジル
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国，タイ，ベトナム

(平成 22 年度所内プロジェクト)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 1 号 アルゼンチン, インド
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 2 号 中国, タイ
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 3 号 EU, 米国
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 4 号 韓国, ベトナム

(平成 23 年度行政対応特別研究)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, 韓国 (その 1)
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 タイ, ベトナム
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 米国, カナダ, ロシア及び
大規模災害対策 (チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 EU, 韓国, 中国, ブラジル,
オーストラリア

(平成 24 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, タイ
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 ロシア, インド
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 カナダ, フランス, ブラジル,
アフリカ, 韓国, 欧米国内食料援助

(平成 25 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 1 号 中国, タイ, インド, ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 2 号 EU, ブラジル, メキシコ,
インドネシア
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 3 号 アメリカ, 韓国, ベトナム,
アフリカ

(平成 26 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 4 号 タイ, オーストラリア, 中国

米国, WTO, ロシア

目 次

第 1 章 米国の農業分野の WTO 紛争と対応戦略

(勝又健太郎) ……1

I. 米国・ブラジル WTO 綿花補助金紛争における米国の対応戦略 ……1

1. はじめに ……1
 2. ブラジルから提訴された綿花補助金制度 (2002 年農業法) ……1
 3. 綿花補助金の必要性 ……6
 4. ブラジルによる WTO 提訴の背景 ……8
 5. WTO 綿花紛争の経緯と WTO 勧告に対する米国の政策的対応 ……10
 6. WTO 勧告に対する米国の政策的対応の評価 ……21
 7. おわりに ……24
- ##### II. 米国における食肉の原産国表示の義務化と WTO 紛争 ……27
1. はじめに ……27
 2. COOL 義務化の背景と経緯 ……27
 3. 2009 年 COOL 実施規則の内容 ……33
 4. 食肉の COOL に係る WTO 紛争の背景 ……35
 5. WTO 紛争の経緯と米国の政策的対応 ……37
 6. おわりに ……44

第 2 章 原産地表示制度の WTO 整合性

(京極 (田部) 智子) ……49

1. はじめに ……49
2. 日本及び各国における原産地表示制度の現状 ……49
3. 原産地表示制度をめぐる WTO 紛争 ……53
4. おわりに ……66

第3章 米国における遺伝子組換え作物の生産状況，規制状況等について
(鈴木栄次) ……75

はじめに ……	75
1. 世界の遺伝子組換え作物の生産状況 ……	75
2. 米国の GMO 作物の生産状況等 ……	79
3. 米国における GMO に対する規制の現状 ……	84
4. 調和的枠組みに対する改善点 ……	89
5. 表示 ……	91
6. 遺伝子組換え小麦 ……	93
おわりに ……	99

第4章 カントリーレポート：ロシア
(長友謙治) ……105

I. 総論 ……	105
1. ウクライナ危機及びこれを巡るロシアと西側諸国の対立の激化 ……	105
2. ロシアの経済動向 ……	112
3. 2014 年のロシア農業・農政 ……	116
II. 各論：ロシア農業の生産主体と近年の変化 ……	130
1. ロシアの農業生産主体の類型 ……	130
2. 近年における農業生産主体の変化 ……	137
おわりに ……	146

第1章 米国の農業分野の WTO 紛争と対応戦略

I. 米国・ブラジル WTO 綿花補助金紛争における米国の対応戦略

勝又 健太郎

1. はじめに

米国は、現在、インド、中国に次ぐ世界で3番目の綿花生産国であり、世界第一の綿花の輸出国である。米国は1930年代の大恐慌において農産物価格が暴落して以来、綿花の生産者を様々な補助金により保護してきており、現在まで米国の綿花の生産と輸出を維持していくためには補助金が必要不可欠であった。しかしながら、2003年、綿花の輸出競争国であるブラジルから米国の綿花補助金がWTO協定違反であると提訴され、WTOの原審パネル・上級委員会、履行確認パネル・上級委員会ともに米国は敗訴し、綿花補助金の廃止・是正勧告がなされている。

本稿の目的は、米国の綿花補助金に係る米国とブラジルのWTO紛争において、米国がどのようにしてWTO勧告に対処し、綿花補助金の保護水準を維持してきたのかという対応戦略を整理・分析することである。

まず、今回のWTO綿花紛争においてブラジルから提訴された米国の綿花補助金の概要を整理する。次に米国の綿花生産者にとっての綿花補助金の必要性について示すとともに、ブラジルによるWTO提訴の背景を分析する。さらに、WTO綿花紛争に関する経緯とWTOパネル・上級委員会における審議の概要及び勧告内容とそれに対する米国の政策的対応について整理する。最後にWTO勧告に対する米国の政策的対応の評価を行うこととする。

2. ブラジルから提訴された綿花補助金制度（2002年農業法）

（1）綿花生産者に対する収入支持補助金

綿花生産者に対する収入支持補助金は、①販売支援融資、②直接支払い、③価格変動対応型支払いという三種類の政策手法（補助制度）を価格動向に従って組み合わせることによって、綿花生産者の収入を農家が経営を維持するために妥当と考えられる単価水準である目標価格水準以上に支持する制度である（第1図）。

1）販売支援融資（Marketing Assistance Loan）

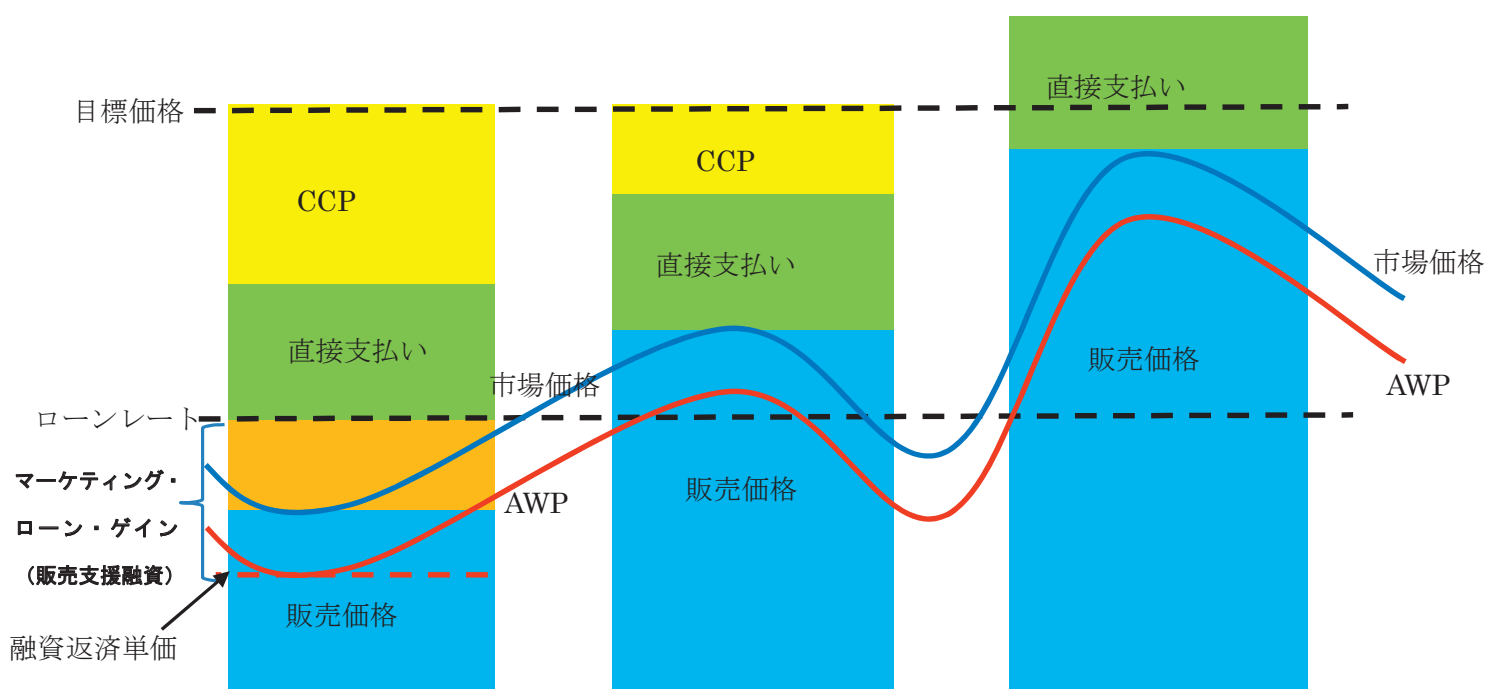
農家に対する融資を通じて農産物の販売を支援しながら農家収入を支持する制度である。一般に収穫直後の市場価格は低いので、農家が農産物（綿花）を当面販売しなくとも資金に

困らないように農産物を担保にして短期間（最大9ヶ月）の融資を提供するものであり、その融資の返済の仕方を工夫することによって販売支援を行うものである。

まず、融資期間中や返済時に農産物の市場価格が融資単価（ローンレート）より高ければ農産物を市場で販売し、融資を返済することができる（第1図・右と中）。この場合、当該融資制度からの農家への補てんは生じない。

一方、返済時になっても価格が低迷したままで農務省が毎週計算して発表する「調整世界価格（Adjusted World Price : AWP）」がローンレート未満の場合には、AWP の水準で融資を返済することができる制度である（返済単価が AWP となる）。

調整世界価格（AWP）とは、主要な国際市場（北欧市場、2009 年からは極東市場）における外国産の綿花の価格を米国との距離（米国から当該市場への輸送費）と品質差を考慮して調整算定した価格のことである。つまり、AWP は、主要な国際市場に流通している外国産綿花が米国産と同品質だった場合の米国内市場での当該外国産綿花の価格の推計値であり、米国産綿花の価格が AWP 水準であれば、国際市場において外国産綿花と同等の価格競争力が与えられるということを示す指標となるものである。



第1図 綿花生産者に対する収入支持補助金の概念図

資料：筆者作成。

この場合、ローンレートと AWP の差額分が農家に補てんされることとなり（この補てん分を「マーケティング・ローン・ゲイン」という）、市場での農産物販売価格とマーケティング・ローン・ゲインとともに以下で説明する直接支払い、価格変動対応型支払いを受給することにより農家収入は目標価格以上に支持されることとなる（第1図・左）。また、農

家が低価格（AWP）水準で農産物を販売することも可能となり、マーケティング・ローン・ゲインが実質的に輸出補助金の効果をもつという評価もできる。

さらに、綿花には以下のような「融資返済単価（＝AWP）のさらなる減額措置（ステップ1 制度）」がある。ステップ1 制度は、農務長官が、国内や国際市場において米国産綿花の販売に自由競争力を与える等のために必要と判断した場合に、融資返済単価である AWP を減額できる制度である。この場合、主要な国際市場において米国産の綿花価格が外国産の綿花価格より高い場合に当該差額分まで減額することができる⁽¹⁾。

2）直接支払い（固定額）

直接支払いは、価格の動向に関係なく一定額（固定額）が農家に受給されるものである。（1996 年農業法から「生産柔軟化契約支払い（Production Flexibility Contract Payment: PFC）」として導入され、2002 年農業法において「直接支払い（Direct Payment: DP）」と名称が変更され、2008 年農業法においても維持された。

第1 図の右のように販売単価と直接支払いの合計額が目標価格（以下で説明する価格変動対応型支払いに係る単価水準）以上になった場合は、他の補助金制度（販売支援融資や価格変動対応型支払い）は発動されないこととなる。

3）価格変動対応型支払い「(Counter-Cyclical Payment: CCP)」

農家が経営維持するために妥当と考えられる単価水準である目標価格まで補助する不足払い制度であり、2002 年農業法において導入され、2008 年農業法においても維持された。CCP の支払い額（単価）は、価格の変動に対応して以下のとおりとなる。

①価格が、ローンレート未満の場合は、目標価格とローンレート及び直接支払いの合計額との差額（第1 図・左）

②価格が、ローンレート以上で価格と直接支払いの合計額が目標価格未満の場合は、目標価格と当該合計額の差額（第1 図・中）

第2 図は、綿花生産者に対する収入支持補助金の数値例を原審パネルの検討対象となった 2002 年作物年度の場合で示したものである。この場合、農家の収入は、目標価格を上回る水準になる。

(セント／ポンド)

目標価格 72.4	価格変動対応型支払い 13.73	
	直接支払い 6.67	
ローンレート 52.0		} マーケティング・ローン・ゲイン 8.7
市場価格 (農家販売価格) 44.5		
調整世界価格 (AWP) 43.3		

第2図 綿花生産者に対する収入支持補助金の数値例 (2002 年作物年度)

資料：USDA/ERS, Harry de Gorter のデータに基づき筆者作成.

綿花農家の収入 (1 ポンド当たり)

$$\begin{aligned}
 &= \text{農家販売価格} + \text{マーケティング・ローン・ゲイン} + \text{直接支払い} + \text{価格変動対応型支払い} \\
 &= 44.5 + 8.7 + 6.67 + 13.73 \\
 &= 73.6 \text{ セント}
 \end{aligned}$$

(2) 米国産の綿花の使用者 (加工業者) と輸出者に対する補助金

1) 綿花使用者販売証券 (Upland Cotton User Marketing Certificate) (ステップ2 支払い) ⁽²⁾

米国産の綿花の価格が外国産の綿花の価格より高い場合に米国産の綿花を購入する国内使用者 (加工業者) や輸出業者に補助金を支払う制度であり、これにより国産綿花の使用者と輸出業者の世界市場での競争を支援するものである。具体的には、主要な国際市場において米国産の綿花価格が外国産の綿花価格より高い場合に、その差額相当分を単価として支払い (支払いは通常証券を利用して実施される)、当該差額分を除去することにより国内の

綿花加工業者や輸出業者に米国産の綿花の購入を促している。1990 年農業法で導入され、2002 年農業法においても維持されていた。

2) 輸出信用保証計画 (Export Credit Guarantee Program) ⁽³⁾

米国産の農産物の輸出を促進するため、発展途上国などの外貨購買力が乏しい国の輸入業者に対して行われる信用売買に対して米国政府 (商品金融公社) が債務保証を行うものである。輸出者と輸入者の信用売買の間に通常、銀行が介在するもの (GSM-102 と GSM-103) としないもの (SCGP) がある。

(i) GSM-102 と GSM-103 ⁽⁴⁾

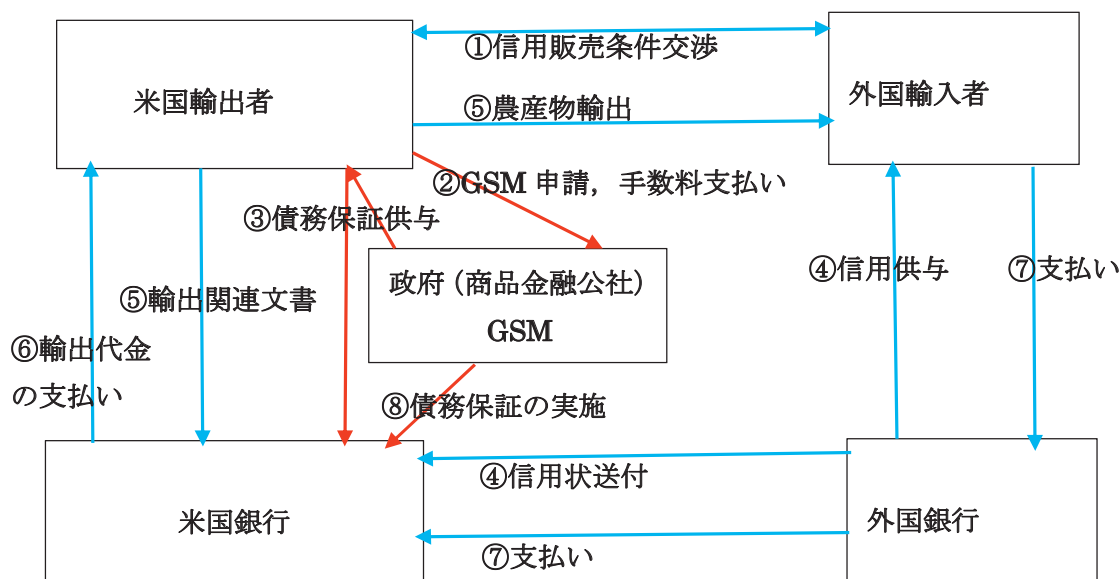
信用保証期間が 90 日から 3 年間である短期の輸出信用保証計画 (GSM-102) と信用保証期間が 3 年から 10 年間である長期の輸出信用保証計画 (GSM-103) がある。保証水準は、信用売買に係る融資額 (輸入代金) の 98% と利子の一部である。

具体的手続きは以下の通りである (第 3 図)。

- ①米国の輸出者と外国の輸入者の間で信用売買の条件交渉
- ②米国の輸出者が政府 (商品金融公社) に当該信用売買について発生する債務保証を申請する。この際、輸出者は政府 (商品金融公社) に手数料 (以下に見るようにこの手数料レートが WTO 協定上問題となった) を支払う。
- ③政府 (商品金融公社) は、債務保証を輸出者に与え、通常、輸出者は当該債務保証を米国の銀行に供与する。
- ④輸入者は輸入国の銀行 (外国銀行) に米国の輸出者受け取りのドル建て信用状を発行してもらい、外国銀行は米国銀行に当該信用状を送付する。これにより輸入者に信用を供与する。
- ⑤輸出者は農産物を輸出し、米国銀行に輸出関連文書を提出する。
- ⑥米国銀行は、輸出者に輸出農産物の代金を支払い、外国銀行と当該代金に関する融資契約を結ぶ。
- ⑦外国銀行は、輸入者から信用保証期間 (上記融資契約期間) 内で輸入代金の支払いを受け、米国銀行に当該代金を支払う。
- ⑧輸入者が外国銀行に代金の支払いを行えず、外国銀行が米国銀行に対して融資の返済を行わない場合は、米国銀行は政府 (商品金融公社) に対し、債務保証申請をし、政府 (商品金融公社) から支払いを受ける。

(ii) 供給者信用保証計画 (Supplier Credit Guarantee Program: SCGP)

米国産の農産物の輸出者が有する輸入者に対する売掛金について保証期間が最大で 180 日間の債務保証を政府 (商品金融公社) が行うもの。通常、輸入者は輸出者受け取りの約束手形を発行し、当該手形の不渡りによる債務不履行に対して保証するもの。保証水準は、輸出額の 65% である。



第3図 輸出信用保証計画（GSM）の手続き

資料：USDA/FSA(2012)を参考に筆者作成。

（3）農業保険

農業保険は、自然災害の影響で作物の収穫量が減少して農家の収入が低下した場合に、保険契約時の農家の「期待収入額」と「補償率（50～85%）」に基づいて算出された「保険補償額」と実収入の差額を保険金として受け取ることにより、農家の損失を補てんする制度である。

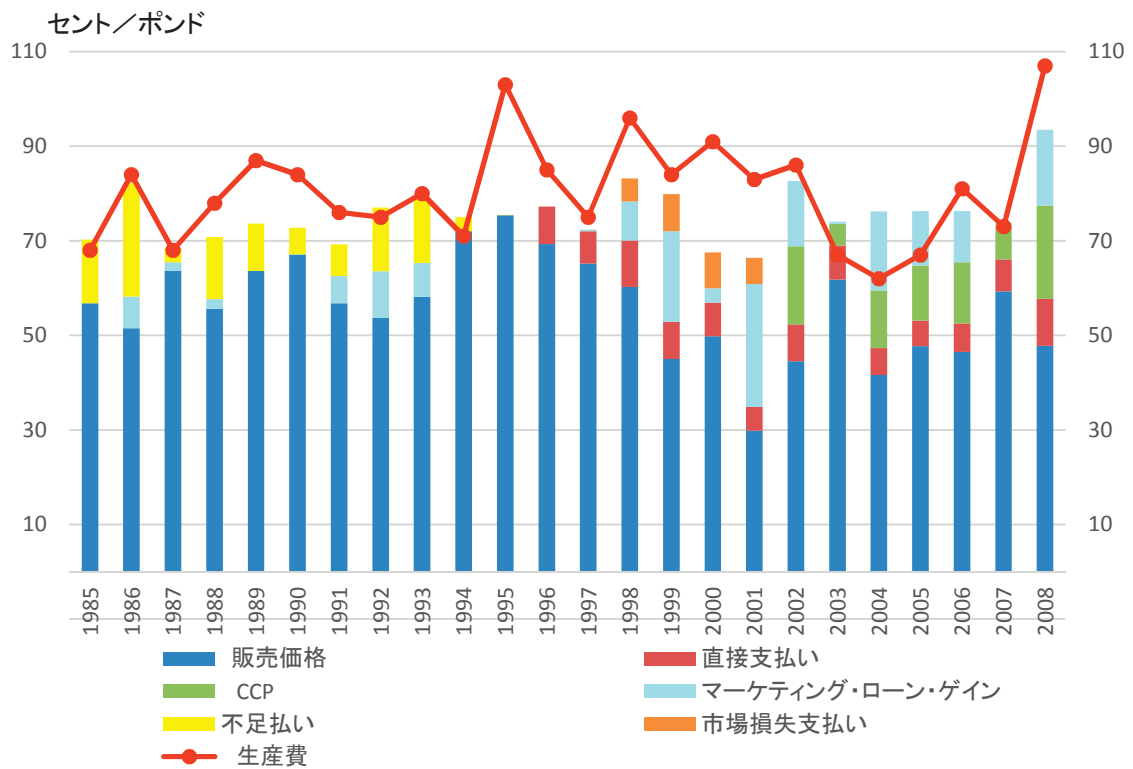
保険金の支払いの要件が、収量の減少である「収量保険」と収入の減少である「収入保険」の主に二種類の形式があり、政府から農家に保険料の補助と保険会社に運営費の補助が与えられている。

3. 綿花補助金の必要性

第4図は、綿花1ポンド当たりの販売価格、直接支払い、価格変動対応型支払い、マーケティング・ローン・ゲイン等の各補助金支給額と綿花生産費の平均値の推移を示したものである。

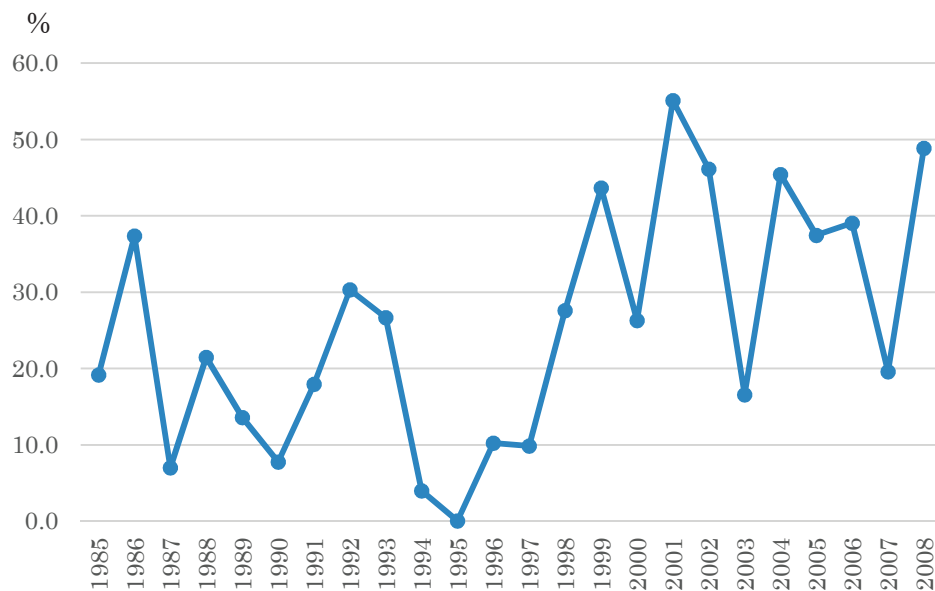
また、第5図は、綿花の収入（補助金を含む）に占める補助金の割合の平均値の推移を示したものである。

平均値のデータから、綿花生産者に対する収入支持補助金による支援がなければ、綿花生産の経営維持が困難な農家が多いことが推量される。また、綿花価格の高騰時以外は、収入のかなりの部分を補助金が占めていることから、綿花の生産者の経営の維持のためには補助金が必要不可欠であることが分かる⁽⁵⁾。



第4図 綿花補助金支給額と綿花生産費の平均値の推移

資料：吉井（2011）より筆者作成。



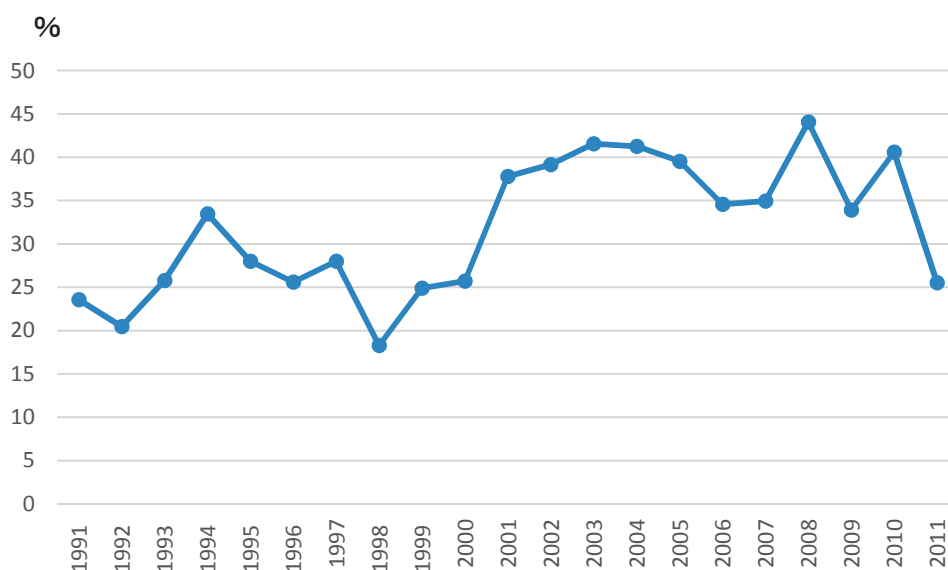
第5図 綿花の収入（補助金を含む）に占める補助金の割合の平均値の推移

資料：吉井（2011）より筆者作成。

4. ブラジルによるWTO提訴の背景

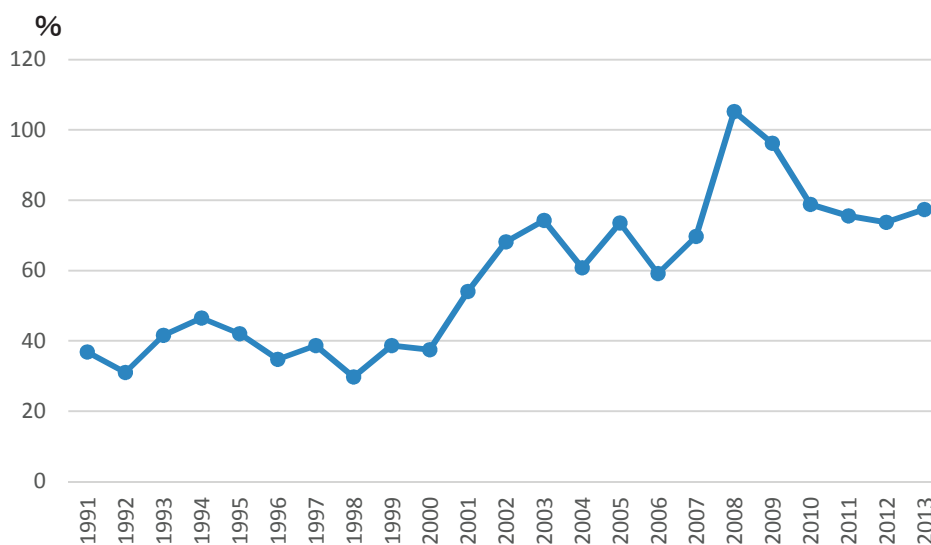
ブラジルがパネル設置要請をした 2003 年当時、米国は中国に次ぐ世界で第 2 の綿花生産国であり、世界第一の綿花輸出国であった。

1990 年代、米国の輸出は平均的に世界貿易量の約 25%を占めていたが、2000 年以来、米国の世界貿易シェアが増加するとともに国内生産に占める輸出シェアも増加した（第 6 図、第 7 図）。



第 6 図 米国産の綿花の世界貿易シェア

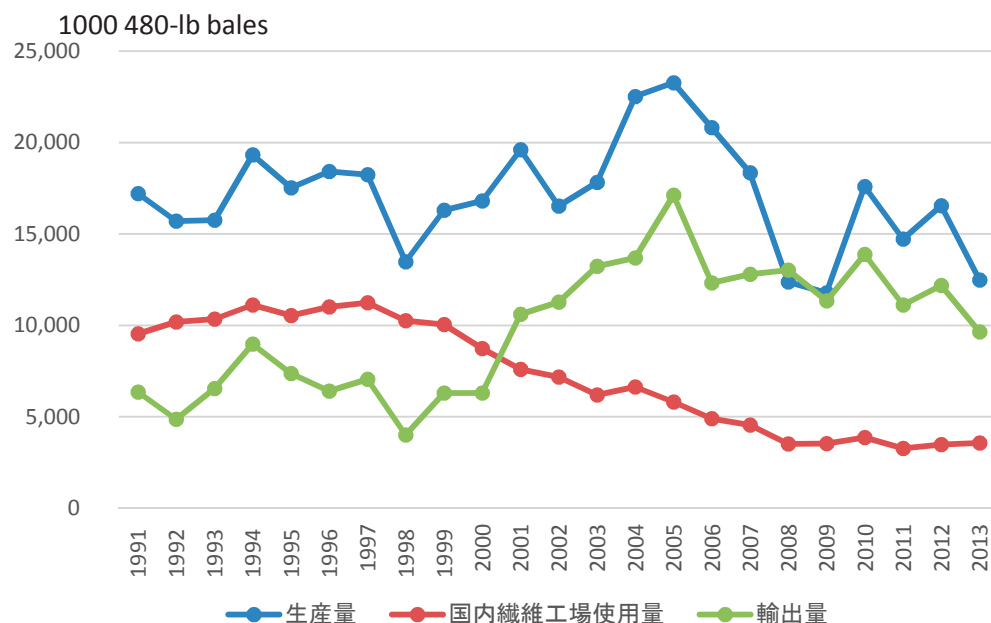
資料：USDA/ERS より筆者作成。



第 7 図 綿花の国内生産に占める輸出シェア

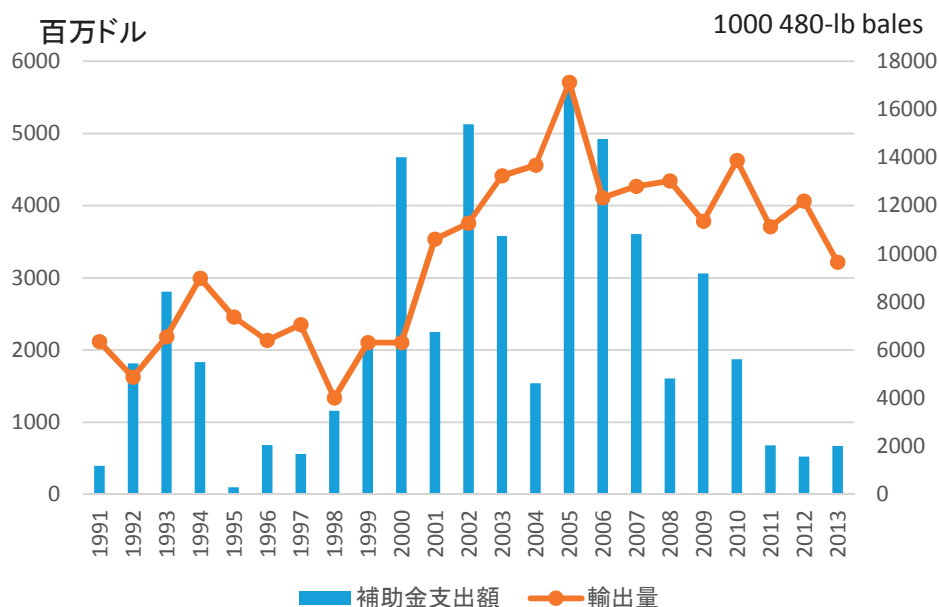
資料：USDA/ERS より筆者作成。

これは、国内の繊維産業の衰退により国内の繊維工場での使用量が減少したために、世界市場に需要先を求めた結果である（第8図）。このようにして米国の綿花は、輸出主導型の農産物となっていった。この結果、2000年以来増加してきた米国の綿花生産者に対する補助金への国際的な関心を引きつけることとなった（第9図）。



第8図 米国の綿花の生産，国内使用，輸出量の推移

資料：USDA/ERS より筆者作成。

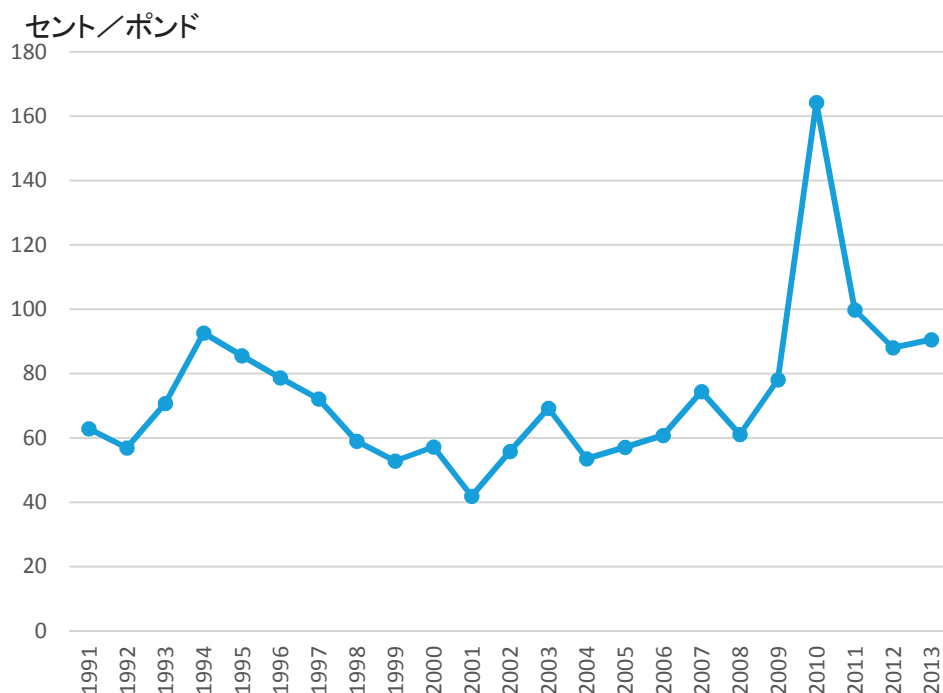


第9図 米国の綿花補助金支出額と綿花輸出量の推移

資料：CBO (2015), CBO (2014), CRS(2011), USDA/ERS, USDA/FSA(2013)より筆者作成。

注：2010年の補助金支出額は推計値。

以上のような綿花の世界市場と米国の綿花生産者に対する補助金の動向を背景として、ブラジルは、2003年2月に米国の綿花生産者に対する収入支持補助金は、綿花のブラジル市場、米国市場、世界市場において、価格上昇を著しく阻害したとして（第10図）、WTO協定上の「相殺可能補助金（悪影響を他国の利益に及ぼしている補助金）」であり、また、ステップ2支払いと輸出信用保証計画は、WTO協定上の「禁止される補助金」である輸出補助金に当たるとしてWTO紛争解決機関に提訴した。



第10図 綿花国際価格（A-index）の推移

資料：USDA/ERS より筆者作成。

5. WTO 綿花紛争の経緯と WTO 勧告に対する米国の政策的対応⁽⁶⁾

WTO 綿花紛争の経緯を時系列に沿って示すと以下のとおりである。

- 2003年2月 ブラジルが米国の綿花補助金に関するパネル設置要請
- 2003年3月 原審パネル設置
- 2004年9月 原審パネル報告書発行（米国敗訴）
- 2004年10月 米国が上訴通知
- 2005年3月 原審上級委員会報告書発行（米国敗訴）
- 2005年3月 紛争処理機関がパネル・上級委員会報告書を採択
- 2006年8月 ブラジルが履行確認パネル設置要請
- 2006年9月 履行確認パネル設置

2007 年 12 月 履行確認パネル報告書発行（米国敗訴）
 2008 年 2 月 米国が上訴通知
 2008 年 6 月 履行確認上級委員会報告書発行（米国敗訴）
 2008 年 6 月 米国 2008 年農業法成立
 2008 年 6 月 紛争処理機関がパネル・上級委員会報告書を採択
 2008 年 8 月 ブラジルが対抗措置水準仲裁パネルの再開要請（2005 年設置，中断）
 2008 年 10 月 対抗措置水準仲裁パネル再開
 2009 年 8 月 対抗措置水準仲裁パネル報告書発行
 2009 年 12 月 ブラジルが対抗措置内容と対抗措置を 2010 年に実施すると発表
 2010 年 3 月 ブラジルが対抗措置内容を発表
 2010 年 4 月 米国・ブラジル二国間協議開始
 2010 年 4 月 綿花補助金問題解決に向けての覚え書き締結，対抗措置を回避
 2010 年 6 月 綿花補助金問題解決に向けての枠組み合意
 2014 年 2 月 2014 年農業法成立
 2014 年 2 月 ブラジルの貿易問題の関係大臣会合が 2014 年農業法の履行確認パネルの設置を要請
 2014 年 2 月 米国・ブラジル二国間協議開始
 2014 年 10 月 綿花補助金問題解決に向けての覚え書き締結，対抗措置を回避

以下，時系列に沿って WTO 綿花紛争に関する WTO パネル・上級委員会における審議の概要及び勧告内容とそれに対する米国の政策的対応について見ていくこととする。

（１）原審パネル・上級委員会

１）綿花生産者に対する収入支持補助金等の国内助成措置について

（主な審議の概要）

販売支援融資については，AWP がローンレート未満になるとマーケティング・ローン・ゲインが綿花生産者に支払われ，その分だけ所得が補てんされる。AWP が下がれば下がるほど，生産者はより多額のマーケティング・ローン・ゲインとして支払いを受けるために，国際価格シグナルから生産者の決定を隔離することとなり，販売支援融資が米国の綿花生産と輸出を刺激することとなった。その結果，1999 年から 2002 年にかけて米国の綿花価格が下落したのにも関わらず，米国の綿花生産と輸出は安定し，または増加した。このため，販売支援融資がない場合より世界市場価格を低くしたといえる。

ステップ 2 支払い（国内使用者向け）については，綿花の米国内価格と世界価格との差を除去することにより，米国産の綿花の国内と外国からの需要を刺激し，輸出増大をもたらした。このため，当該補助金がない場合に比べて世界の市場価格を押し下げることとなった。

価格変動対応型支払い（CCP）は、価格の下落に対応して支払われ、価格変動に伴う収入リスクを減少させることにより生産を刺激した。

これらの直接的に市場価格水準に依存して支払われる価格変動連動型の綿花生産者に対する収入支持補助金等の国内助成措置は、米国の生産者を世界市場の低価格から隔離するものであり、米国の綿花生産と輸出を刺激して綿花価格を抑制した。よって、当該補助金は著しい価格抑制の影響をもつといえる。

また、米国の綿花生産に係るコストと収入のデータから、綿花生産者に対する収入支持補助金等の国内助成措置がなければ、米国の綿花生産者は生産を維持することが経済的に不可能だっただろうことが示された。このため、当該補助金がなかった場合の生産水準より高い水準を維持させていたと判断できる。そして、当該補助金がなければ、コストをカバーするために必要であったであろう価格水準よりも低価格で綿花を販売することを米国の生産者に可能にした。このことから、当該補助金は著しい価格抑制の影響をもつといえる。

以上のことから、直接的に市場価格水準に依存して支払われる価格変動連動型の綿花生産者に対する収入支持補助金等の国内助成措置（販売支援融資、ステップ2支払い（国内使用者向け）、CCP）については米国の綿花生産を促進し、世界市場価格の上昇を著しく阻害したことにより、ブラジルの利益に対する著しい損害をもたらしたために WTO 違反に該当する。

一方、非市場価格連動型の補助金である直接支払い、農業保険に係る補助金は、価格変動連動型の国内助成措置とは異なる性質と効果を持ち、世界市場価格との関連性が弱いため価格抑制の効果の判断に関しては考慮されなかった（当該判断から除外された）。このため、WTO 違反とされなかった。

（勧告）

著しい損害をもたらすとされた補助金については、（2005年9月21日までに）その悪影響を除去するか、あるいは、当該補助金を廃止すること。

2）輸出信用保証計画

（主な審議の概要）

GSM-102 と SCGP については、手数料のレートに信用保証額の1%という上限がある。また、輸出先国別のリスクや借り手のそれぞれの信用力に基づいて手数料レートが設定されておらず、手数料レートが、輸出信用保証制度の長期的な運用に係る経費と損失を補てんするのに十分であるとは言えない。このため、輸出信用保証計画は禁止された輸出補助金である。

(勧告)

当該補助金を（2005 年 7 月 1 日までに）廃止すること。

3) ステップ 2 支払い

(主な審議の概要)

輸出者向け支払いは、輸出が行われることに基づいて交付されるため、輸出補助金である。

国内使用者向け支払いは、米国産の綿花を購入することを条件として交付されるため、輸入代替補助金である。

(勧告)

当該補助金を（2005 年 7 月 1 日までに）廃止すること。

(2) WTO 勧告に対する米国の政策的対応

綿花生産者に対する収入支持補助金については、WTO 違反とされた販売支援融資、CCP については、制度改正されずに維持させ、当該補助金をもたらした悪影響の除去または補助金の廃止を行わなかった。

輸出信用保証計画のうち GSM-102 と SCGP については、2005 年 7 月 1 日にリスクに基づいた手数料の体系にすることとしたが、手数料レートの 1 % 上限については改正を行わなかった。GSM-103 については、運用（受付）を停止した。

ステップ 2 支払いについては、2005 年赤字削減法により 2006 年 8 月 1 日に廃止した。

(3) 履行確認パネル・上級委員会

以上のような米国の政策的対応を受けて、ブラジルは 2006 年 8 月 21 日に米国の政策変更は不十分だとして履行確認パネルの設置を要請した。

(主な審議の概要)

GSM-102 については、OECD の輸出信用取り決めにおける手数料の最低レートと比較し、当該最低レートに達していないこと、また、1 % の手数料の上限があることから、当該手数料が、長期的な運用に係る経費と損失を補てんするために十分ではないため、禁止される輸出補助金に当たるとした。

販売支援融資、CCP については、何ら制度が改正されておらず、その構造、設計、作用からみて、米国の綿花生産を促進し、世界市場価格の上昇を著しく阻害した。また、米国の綿花の生産コストと収入の間に大きな格差があり、当該補助金がなければ生産水準は相当に低くなることから、ブラジルの利益に対する悪影響があるとした。

(勧告)

米国は輸出信用保証計画については、遅滞なく廃止していない。

販売支援融資、CCP については「当該悪影響を除去するために適当な措置をとり又は当該補助金を廃止する」義務に違反している。

このため、これらの措置について WTO 協定に整合化させること。

(4) WTO 勧告に対する米国の政策的対応

2008 年農業法において、GSM-103 と SCGP を廃止し⁽⁷⁾、GSM-102 の手数料の 1 % 上限を撤廃した。また、農務長官にリスクに基づいた手数料が長期の経費と損失をカバーすることを遵守することを要求した。

販売支援融資、CCP については、制度改正されずに維持させ、当該補助金をもたらした悪影響の除去または補助金の廃止を行わなかった。

また、ステップ 2 支払いは、2006 年に廃止されていたが、2008 年農業法において綿花の国内使用者に対する経済調整支援プログラム (Economic Adjustment Assistance to Users of Upland Cotton) が創設された。これは、国内の綿花使用者に対し、綿花使用 1 ポンドにつき 4 セント (2012 年以降は 3 セント) を支給するものである。

使用する綿花については、生産地は問わない (外国産であっても構わない)。当該助成金の使途は、敷地、工場、設備、機会等の購入、建設、近代化、拡張等に限定されている (これは、以下で見るように国内使用者向けのステップ 2 支払いの代替措置となる可能性のあるものである)。

(5) 対抗措置水準仲裁パネル

ブラジルは、履行確認パネル及び上級委員会の勧告と 2008 年農業法における米国の綿花補助金に関する政策的対応を受けて、2005 年 10 月に一度設置され、同年 11 月から中断していた対抗措置水準仲裁パネルの再開を 2008 年 8 月 25 日に要請し、2008 年 10 月に当該パネルが設置された。そして、2009 年 8 月 31 日に以下のとおりブラジルの米国に対する対抗措置の水準について決定された。

1) 輸出信用保証計画については、毎年の対抗措置額は、毎年の GSM-102 の下での保証総額が当該プログラムの利用状況によって変動することから、当該補助金額に基づいて特定の計算式により算定した額とすることとなった。2006 年度会計年度については、1 億 4740 万ドルとなった。

2) 綿花生産者に対する収入支持補助金等の国内助成措置 (相殺可能補助金とされた補助金) については、毎年の対抗措置額が 1 億 4730 万ドルとなった。

これは、当該補助金が 2005 年市場年度になれば、世界の綿花価格は 9.38 セント／ポンド高かったであろうとし、その世界の損害額を 29 億 500 万ドルと推計して、それにブラジルの生産シェア 5.1%を乗じて算出したものである。

3) クロス・リタリエーション⁽⁸⁾については、以下のとおり認められた。

①上記 1) と 2) のとおりに対抗措置を実施して、当該対抗措置の合計額に対応した物品を米国から輸入しないとしたら、ブラジルの国内経済に損害を与える可能性がある場合に、物品分野での対抗措置額をブラジル国内経済に損害が生じない範囲内に減額することとした。

②ブラジル国内経済に損害が生じない範囲内の物品分野での対抗措置額は、米国からの輸入シェアが 20%未満の様々な消費財の輸入合計額とした。つまり、当該輸入合計額分の消費財が米国から輸入できなくとも他の国から輸入可能であり、ブラジル国内経済に損害が生じないと想定される額とした。

③そして、上記 1) と 2) の対抗措置の合計額（本来の物品分野で認められている対抗措置の満額）と②の減額された物品分野での対抗措置額の差額分をクロス・リタリエーションによる対抗措置額として実施することとした。つまり、その差額分を物品分野以外の例えばサービス分野に対する対抗措置として実施することが認められた。

(6) ブラジルによる対抗措置の発表と米国とブラジルの二国間協議による合意

対抗措置水準仲裁パネルの結果を受けて、ブラジルは 2009 年 12 月に合計約 8 億ドルの対抗措置（2008 年のデータに基づき算定）を 2010 年に実施すると発表した。

さらに 2010 年 3 月には、米国産の 102 の品目について 5 億 9100 万ドル相当の報復関税をかけることを発表した。また、クロス・リタリエーションとして米国の知的所有権等の WTO 協定上の義務の停止を行うことを発表した。

米国はブラジルによる対抗措置の実施を回避するために 2010 年 4 月に二国間協議を開始し、2010 年 4 月 20 日に「綿花補助金問題解決に向けての覚書」を締結し、対抗措置の回避に成功した。

当該覚書においては、次期農業法が成立するか当該綿花紛争の相互合意が成立するまで、毎年 1 億 4730 万ドルの資金提供をブラジルに対して行うこととされた（この金額は対抗措置水準仲裁で綿花生産者に対する収入支持補助金等の国内助成措置（相殺可能補助金）に対して認められた毎年の対抗措置額と同じである）。

資金の使途は、ブラジルの綿花部門の主に技術支援、キャパシティ・ビルディングに限定されるもので、農家の収入支持のために直接利用できないこととされた。

また、米国は輸出信用保証計画の早期の見直しを約束した。

さらに、両国は協議を続け、2010 年 6 月に次期農業法の施行まで有効な「枠組み合意」に達した。

当該枠組み合意においては、輸出信用保証計画（GSM-102）については、2010 年 10 月以降、毎年 4 月及び 10 月に、米国政府とブラジル政府は、GSM-102 プログラムの実施状況についてレビューを行うこととされた。

当該レビューの結果に基づき、以下の措置を行うこととなった。

- ①輸出信用保証計画の実際の利用額（Uncancelled Guarantee Value）が 13 億ドルを上回る場合、米国政府は GSM-102 の手数料を 11 パーセント以上引き上げる。
- ②輸出信用保証の実際の利用額が 13 億ドルを上回らないものの、続くレビューにおいて 15 億ドルを上回る場合、米国政府は GSM-102 の手数料 15 パーセント以上引き上げる。
- ③上記②のレビューにおいて、輸出信用保証の実際の利用額が 13 億ドルを上回るものの、15 億米ドルを下回る場合、米国政府は GSM-102 の手数料 11 パーセント以上引き上げる。
- ④輸出信用保証の実際の利用額が 8 億ドルを下回る場合、米国政府は GSM-102 の手数料を引き下げる。

（7）2014 年農業法における綿花の保護に係る補助金の改正^{（9）}

以上の WTO 綿花紛争における勧告と米国とブラジルの二国間協議の結果に対応するために 2014 年農業法において綿花の保護に係る補助金について、以下のような改正を行った。

1）綿花生産者に対する収入支持補助金

2008 年農業法において規定されていた直接支払い、価格変動対応型支払いは廃止されたが、販売支援融資は維持された（ローンレートは以前の 52 セント／ポンドから、45 セントと 52 セント／ポンドの範囲内で先立つ 2 年間の AWP の平均値とすることとされた）。

2）積上げ所得補償計画（Stacked Income Protection Plan: STAX）の創設

STAX は、綿花生産者に対する収入支持補助金のうち廃止された補助金（直接支払い、CCP）の代替措置として創設された綿花を対象とした収入保険型プログラムで、郡ベースの収入額が郡ベースの基準収入額の 90%を下回った場合に、最大で当該基準収入額の 20%を限度に STAX 保証額が支払われる制度である。STAX 単独で加入することも、従来の収入保険等の農業保険と組み合わせて加入することもできる。従来の農業保険と組み合わせた場合、STAX 保証額は、農業保険の保証水準が 70%を超過していれば、郡ベースの基準収入額の（90%－農業保険の保証水準）となる（例えば、農業保険の保証水準が 75%なら郡ベースの基準収入額の 15%となる）。

郡ベースの基準収入額は、郡の基準単収に作付け前の収穫時先物価格（もし実際の収穫時価格の方が高ければ当該収穫時価格に置き換えることができる）を乗じた額である。

また、郡の基準収入額と各農業者の基準収入額の偏差がある場合にその差額をカバーす

るために、0.8～1.2 の範囲内で乗数を選択して郡の平均的な保証額に乘じることができる。つまり、1.2 の乗数を選択すれば、郡の平均的な保証額より 20% 高い保証額が支払われることとなる。

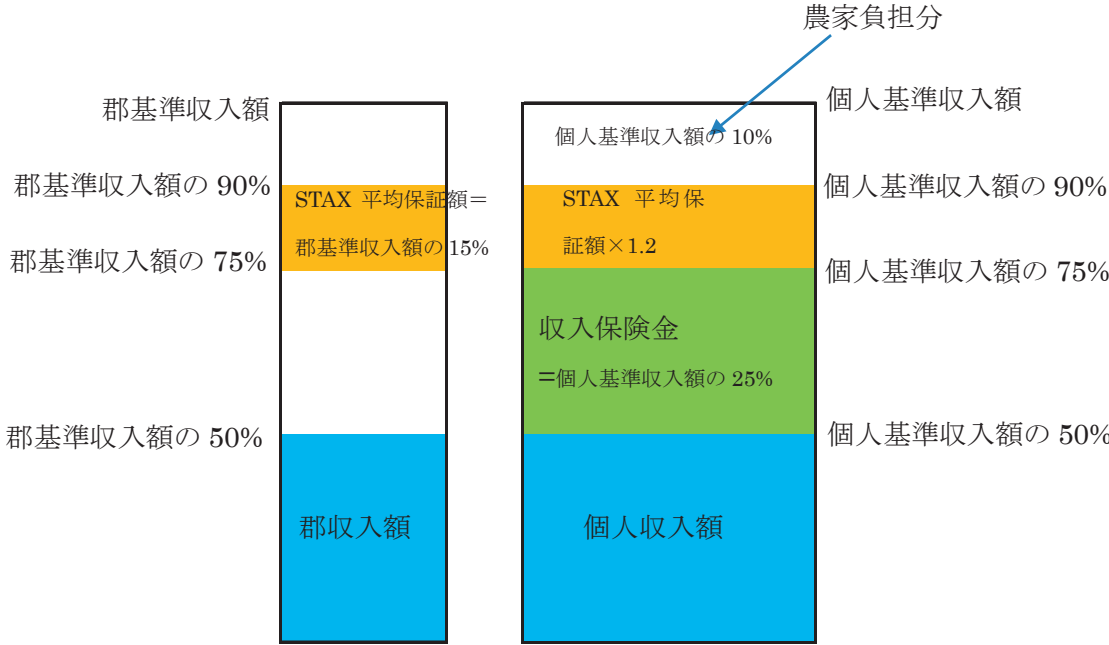
STAX の保険料補助率は 80% であり、既存の農業保険の保険料補助率より高くなっている。

このように STAX は、作付け前に期待収入の 90% 水準で収穫後の収入が保証されるものである。

STAX は、一年内の価格低下リスクによる収入低下リスクに対するセーフティネットになっているが、一定水準の目標価格を設定する不足払いと違って、価格が複数年にわたって低下し続けた場合は、基準収入額も年を追うごとに低下し続けることとなり、複数年の価格低下リスクに対するセーフティネットにはならないものである。

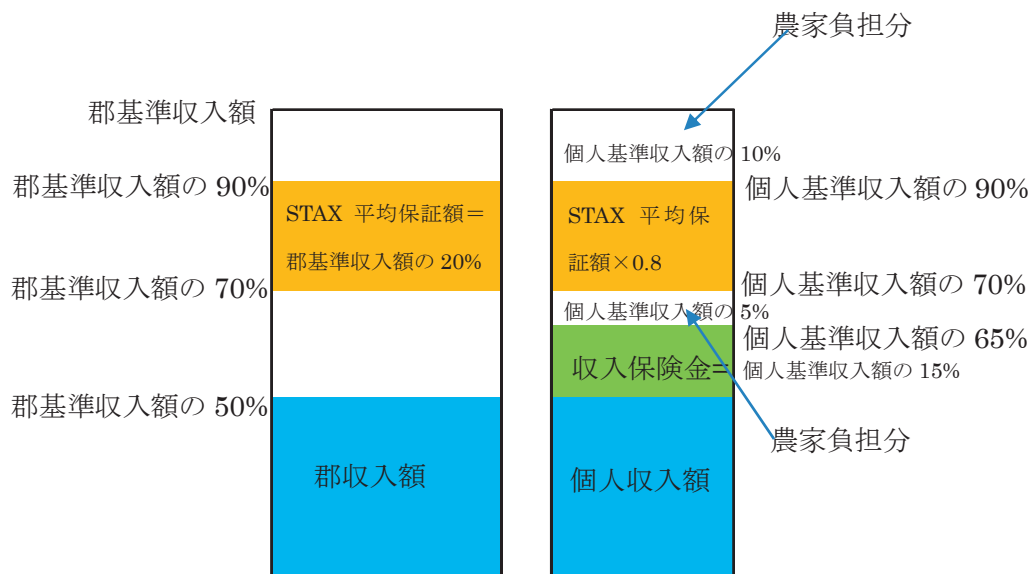
STAX による綿花生産者への収入支持の補てんのイメージを示すと第 11 図と第 12 図のようになる（面積の大きさが、額の大きさに対応している）。

第 11 図は、個人ベースの基準収入額が、郡ベースの基準収入額の 1.2 倍であり、STAX 保証額に係る乗数について 1.2 を選択、収入保険の保証水準が 75% である場合を想定している。また、第 12 図は、個人ベースの基準収入額が、郡ベースの基準収入額の 0.8 倍であり、STAX 保証額に係る乗数について 0.8 を選択、収入保険の保証水準が 65% である場合を想定している。また、どちらも郡及び個人の実収入額が各基準収入額の 50% に減少したと想定している。



第 11 図 STAX による綿花生産者への収入支持の補てんのイメージ

資料：筆者作成。



第 12 図 STAX による綿花生産者への収入支持の補てんのイメージ

資料：筆者作成

3) 輸入信用保証計画

GSM-102 の融資の返済期限（保証期間）を 2008 年農業法における 36 ヶ月から 24 ヶ月に短縮化した。また、今回の綿花紛争に係る WTO 整合性を確保するために今後ブラジルと協議して合意した条件で GSM-102 を実施させることができることとなり、運用面で柔軟化された。

（8）2014 年農業法に対するブラジルの反応と二国間協議による合意

2014 年 2 月 19 日に CAMEX（ブラジルの貿易問題の関係大臣会合）が、2014 年農業法に WTO 協定整合性があるかどうかを裁定するパネルの設置を要請する声明を発表した。

しかしながら、翌日の 2014 年 2 月 20 日、ブラジル政府は 2014 年農業法についての履行確認パネル要請の手続きを進める前に、米国と問題の解決に向けて二国間協議をする用意があることを米国政府に伝えた。

当該協議の結果、2014 年 10 月に新たに「綿花補助金問題解決に向けての覚書」が以下のとおり締結された。

- ①ブラジルは米国に対する対抗措置の権利を放棄する。また、2014 年農業法について検討していた履行確認パネルの設置の手続きを進めない。
- ②輸出信用保証計画（GSM-102）については、融資の返済期限（保証期間）を 2014 年農業法で規定した 24 ヶ月から 18 ヶ月に短縮化する。

また、手数料については、リスクに基づいた輸出信用保証制度の長期的な運用に係る経費と損失を補填するものとする。

さらに、返済期限が 12 ヶ月を超え 18 ヶ月未満のものについては、必要であれば OECD の輸出信用取り決めにおける最低手数料レートの 90%以上に引き上げる。18 ヶ月以上のものについては、当該最低手数料レートの 95%以上に引き上げることとする。

③ブラジルは、2014 年農業法の施行期間（2018 年 9 月まで）中、米国の綿花補助金に対して、また、GSM-102 の新ルールが遵守されている限り、GSM-102 に対して、新たな WTO 提訴は行わないという平和条項（Peace Clause）に合意する。

④ブラジルの綿花部門に 3 億ドルの資金援助をする。使途は、従来に比べて米国農務省や米国の研究機関と共同で行う農業分野の研究等に拡大された。

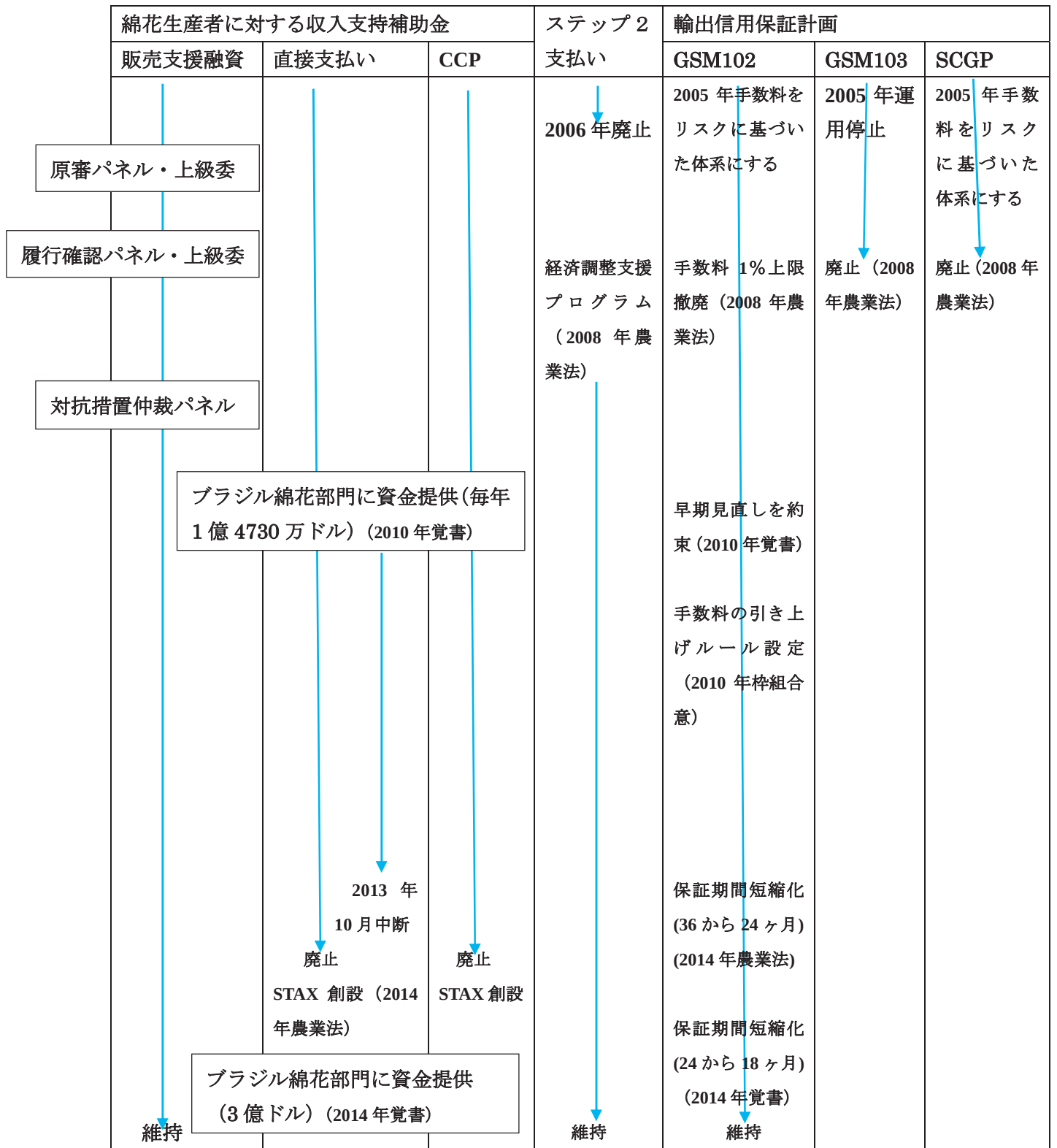
当該援助額の 3 億ドルは、2010 年 4 月の綿花補助金問題解決に向けての覚書で決まった毎年のブラジル綿花部門への資金提供（綿花の生産者に対する収入支持補助金等国内助成措置に対応した対抗措置額）である 1 億 4730 万ドルを基準とした以下①～③の合計額に対応するものと考えられる。

①米国の連邦予算執行差止手続き（Federal Budget Sequestration）による 2013 年 9 月の減額分（490 万ドル）、

②当該執行差止手続きにより支払いが行われなかった 2014 会計年度分（1 億 4730 万ドル）、

③さらに STAX の実施が遅れ、廃止された直接支払い等補助金の代償として綿花生産者に綿花移行支払い（Cotton Transition Payment）が受給される 2015 年会計年度分（1 億 4730 万ドル）

第 13 図に以上見てきた WTO 綿花紛争に関する WTO パネル・上級委員会勧告に対する米国の政策的対応を図式化して示した。



第 13 図 WTO パネル・上級委員会勧告に対する米国の政策的対応

資料：筆者作成。

6. WTO 勧告に対する米国の政策的対応の評価

米国の綿花の保護に係る補助金は WTO 協定違反であるという WTO パネル・上級委員会の勧告に対する以上見てきたような米国の政策的な対応について、綿花の保護水準がどの程度維持されているのか、また WTO 協定整合性上問題はないのかという観点から、各補助金（綿花生産者に対する収入支持補助金、ステップ 2 支払、輸出信用保証計画）別に評価することとする。

（1）綿花生産者に対する収入支持補助金

綿花生産者に対する収入支持補助金については、2004 年の原審パネルの勧告以来、2014 年農業法での改正までの 10 年間にわたり、その間、履行確認パネル・上級委員会における勧告を受けても当該補助金制度を変更させないまま、ブラジルとの二国間協議によって対抗措置を回避しつつ存続させ保護水準を維持させてきた。

2014 年農業法において直接支払い、CCP は廃止されたが、「米国の生産者を世界市場の価格低下の影響から隔離して綿花生産を刺激する」ものとして WTO 協定違反とされた販売支援融資は維持されている（ただし、ローンレート水準の決定方法の変更によりマーケティング・ローン・ゲインが最大で 1 ポンド当たり 7 セント減少する可能性がある）。

また、先に見たように、販売支援融資は、STAX 及び従来の農業保険との組み合わせにより収入水準を維持しながら綿花生産者が世界価格水準（AWP）で販売することを可能とし、マーケティング・ローン・ゲイン分が実質的に輸出補助金の効果をもつ仕組みとなっている。

さらに、融資返済単価（AWP）を世界の主要市場（極東市場）における米国産綿花価格と外国産綿花価格との差額分だけ減額することができるステップ 1 制度も維持されている。ステップ 2 支払いは、当該差額分を輸出業者や国内使用者に受給することにより、米国産綿花の輸出及び外国産綿花の輸入代替を促進する制度であることから、ステップ 1 制度は、ステップ 2 支払いと同様の効果をもつものとも考えられる。こうしたことから、販売支援融資は、WTO 整合性の観点から問題を残していると考えられる。

綿花生産者に対する収入支持補助金のうち廃止された補助金（直接支払い、CCP）の代替措置として創設された収入保険型の STAX については、一定水準の目標価格を設定する不足払いと違って、複数年続く価格低下リスクのセーフティネットにはならないが、作付け前に期待収入の 90%水準で収穫後の収入が保証されるものであり、従来の農業保険がカバーしていない浅い損失（shallow loss）部分を補てんし、また、保険料補助率が 80%と高いことから、綿花の保護水準は相当程度維持されていると考えられる。STAX においては作付け後の市場価格の低下を心配することなく、農家が生産決定を行うことができるので、「米国の生産者を世界市場の価格低下から隔離するものであり、米国での生産を刺激し、当該補助金がない場合と比べて生産水準を高い水準に維持する効果がある」という今回の WTO パネル・上級委員会における協定違反の理由が当てはまるとブラジルが主張することも可能で

はないかと考えられる。確かに STAX は WTO 協定違反に認定されていない保険型（非価格連動型補助金）ではあるが、今回の WTO パネル・上級委員会においては、非価格連動型補助金が価格抑制効果をもつかどうかについては詳細な検討が行われたとはいえないとも考えられることから、今後は、補助金の支払いが、価格に連動しているかどうかは本質的な問題ではなく、非価格連動型補助金である収入保険型の補助金も、価格動向に関係なく生産を刺激し、当該補助金がない場合と比べて生産水準を高い水準に維持する効果があるという判断がなされる可能性も否定できない⁽¹⁰⁾。

さらに、今回の WTO パネル・上級委員会においては、先に見たように米国の綿花生産については、コストが収入を上回っており、当該補助金があれば、コストをカバーするために必要であったであろう価格水準よりも低価格で綿花を販売することを米国の生産者に可能にしたことも協定違反の理由であったが、販売支援融資や STAX についても同様の理由を当てはめることが可能である。

先述したとおり、ブラジルの貿易問題の関係大臣会合が、2014 年農業法が WTO 協定への整合性があるかどうかを裁定するパネルの設置を要請する声明を発表しており、販売支援融資と同様に STAX についても WTO 整合性の観点から問題を残していると考えられる。

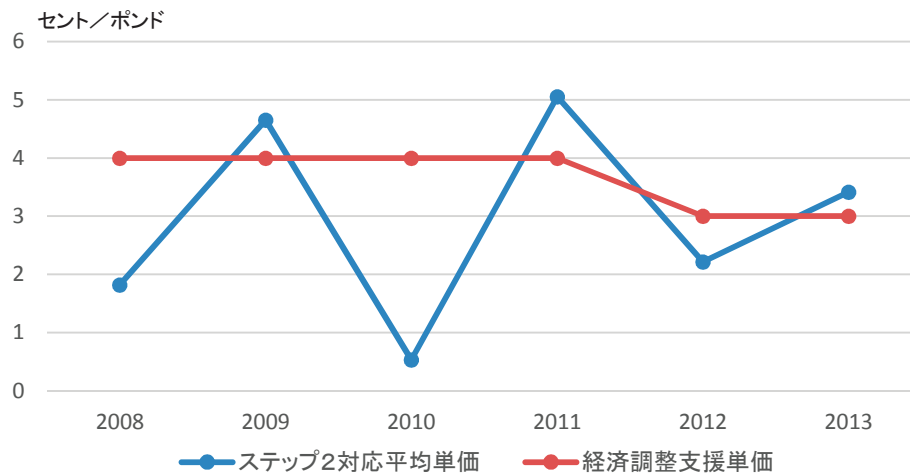
（２）ステップ２支払い

ステップ２支払いは、国内使用者向けと輸出者向けの支払いともに廃止されたが、2008 年農業法において国内の綿花使用者（紡績業者）向けに経済調整支援プログラムが創設された。これは、国内の綿花使用者に対し、綿花使用 1 ポンドにつき 4 セント（2012 年以降は 3 セント）を支給するものである。

第 14 図は、仮にステップ２支払いが存続していたとした場合の 2008 年～2013 年におけるステップ２支払い単価と経済調整支援プログラムの支払い単価を比較したものである。

ステップ２の平均支払い単価と比べても経済調整支援プログラムの支払い単価は、ほぼ同水準であるか、それ以上であることから、経済調整支援プログラムは、その用途が限定されているとはいえ、国内使用者向けのステップ２支払いの代替措置となり得る可能性がある。

また、先に見たとおり、販売支援融資に係るステップ１制度が廃止されたステップ２支払いと同様の効果をもつことから、ステップ２支払いを廃止してもある程度は綿花の保護水準の維持効果があると考えられる。



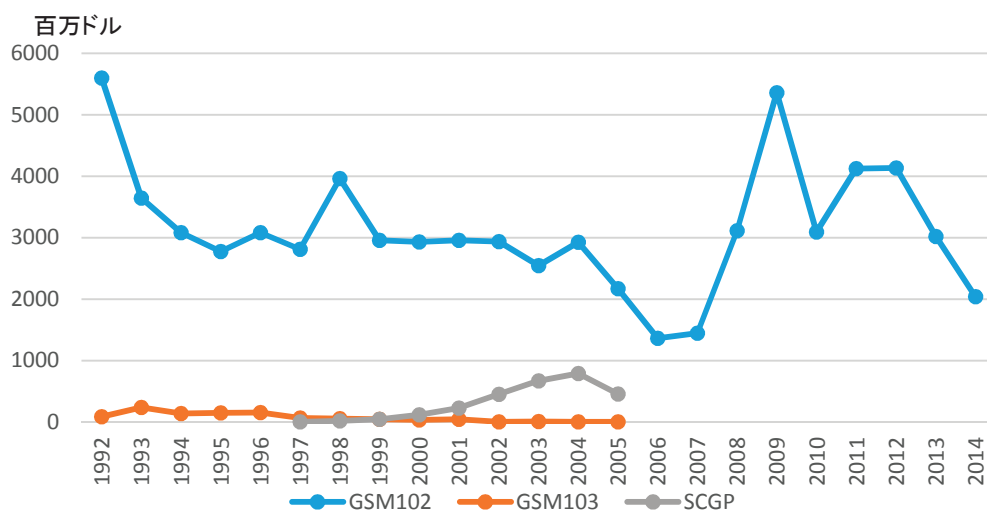
第14図 ステップ2対応単価と経済調整支援単価の比較

資料：USDA/ERS より筆者作成。

(3) 輸出信用保証計画

WTO 勧告に従い、GSM-103 と SCGP は早期に廃止されたが、輸出信用保証計画で主要なものである GSM-102 については、徐々に手数料の水準を上げ、保証期間を短縮化しながらも維持し続けている（第15図）。

2014 年 10 月の綿花補助金問題解決に向けての覚書で合意された手数料については、OECD の輸出信用取り決めにおける最低料率に達していないことから、当該手数料が、長期的な運用に係る経費と損失を補てんするものであるかどうかという点で WTO 整合性の観点から問題を残していると考えられる。



第15図 輸出信用保証計画の保証利用額

資料：CRS(2004), USDA Budget Summary 各年版より筆者作成。

7. おわりに

米国の綿花生産者の経営維持のために綿花生産者や米国産綿花の使用者や輸出業者に対する補助金は必要不可欠である。

そのため、当該補助金が WTO 協定違反として廃止勧告を受けたのにもかかわらず、綿花生産者を保護するために、米国は当該勧告の履行の観点からみて不十分な政策的対応しか行わず、当該補助金を維持させてきた。

また、その間、ブラジルと二国間協議を行い、ブラジルの綿花部門に対し、ブラジルの農家の直接的な収入支持のためには利用できない形で資金援助を与えることにより、ブラジルからの対抗措置を回避してきた。

2014 年農業法においては、綿花生産者に対する収入支持補助金については、その基幹部分である販売支援融資は維持し、また、直接支払いと CCP は廃止したが、これらの補助金の代替措置として保証水準の高い収入保険型の STAX を巧みに創設した。さらに輸出信用保証計画の中心的役割を担ってきた GSM-102 も維持している。

以上のような戦略的対応により、米国は、WTO 整合性の問題解決を何とか先送りにして、綿花に係る補助金をできる限り保護水準を維持しながら、当面温存させている。

注

(1) 販売支援融資の起源は、1930年代の大恐慌において農産物価格が暴落した際に、ニューディール政策の一環として導入された農家への融資を通じた農産物の価格支持制度（価格支持融資）にある（1933年農業法）。当時は他産業従事者と見合う購買力を農家に与えることを目的として、ローンレートは高水準に設定された。

その後、米国の農産物の輸出競争力を強化するため、ローンレートを国際価格並みに大幅に引き下げ、同時に、低価格下でも農家経営が維持できるように生産コストを賄える価格水準として「目標価格」を設定し、目標価格と市場価格の差額を不足分として農家に支払う「不足払い」が導入された（1973年農業法）。

その後、米国の農産物のさらなる輸出促進のために、従来の価格支持融資の返済に関して「販売融資（Marketing Loan）」が規定され、価格支持融資の販売支援融資化が最初に綿花についてなされた（1985年農業法）。

(2) WTOの補助金及び相殺措置に関する協定においては、輸出補助金の交付は禁止されているが、農産物に係る輸出補助金については農業協定によりその例外が認められている。すなわち、農業協定の譲許表に記載され、譲許表に定められている削減約束に従っている場合は、輸出補助金の交付が認められている。しかしながら、米国のステップ2支払いが農業協定の譲許表に記載されていなかったため WTO 紛争の審議の対象とされた。

(3) 輸出信用保証計画の概要については、CRS Report (2013)、USDA/FSA (2012)を参照。

(4) 米国農務省の外国農業サービス局の一般販売部長（General Sales Manager (GSM)）が当該プログラムを運営しているためにこのような名称となっている。

(5) 綿花生産1ポンド当たりの平均値としては、赤字の年が多いが、綿花の生産規模が大きい農家については、綿花生産は黒字となり、綿花の生産規模が小さい農家については、とうもろこしや小麦等その他の作物を大規模に生産している農家が多く綿花生産が赤字でも農家経営全体として黒字になっているものと考えられる（Foreman 参照）。

(6) 以下の WTO パネル・上級委員会の審議の概要や米国の対応等については、CRS Report (2011)、引用文献に記載した WTO パネル、上級委員会の各報告書、二国間協議文書と京極、中川、服部(2005),(2009),(2010)を参照。

(7) SCGPの廃止は、WTO 勧告への対応というより、当該プログラムが債務不履行になることが多く、また、詐欺が横行したことにより、2006年に中止されており、2008年農業法において廃止となったものである。

(8) 対抗措置の対象となる品目は原則として紛争対象となった品目と同じ分野に対して行われることになっているが、対抗措置の対象となる品目と別の分野（例えば物品(goods)は一つの分野とされているので、サービスを対抗措置の対象にする等）への対抗措置が認められており、これをクロス・リタリエーションという。

(9) 2014年農業法の概要については、CRS Report (2014)、吉井（2014）を参照。

(10) この論点については、中川を参照。

[参考・引用文献]

英語文献

CBO (2015) CBO's January 2015 Baseline for Farm Program.

CBO (2014) CBO's April 2014 Baseline for Farm Program.

CRS Report (2004) "Trends in U.S. Agricultural Export Credit Guarantee Programs and P.L. 480, Title I, FY1992-2002".

CRS Report (2011) RS32571 "Brazil's WTO Case Against the US Cotton Program".

CRS Report (2013) R41202 "Agricultural Export Programs".

CRS Report (2014) R43336"Status of the WTO Brazil-US Cotton Case".

Foreman(2012)"Characteristics and Production Costs of U.S. Cotton Farms, 2007".

Harry de Gorter (2012)"The 2012 US Farm Bill and Cotton Subsidies" ICTSD Issue Paper No.46.

USDA Budget Summary, 2005～2014.

USDA/ERS, Data Sets, <http://www.ers.usda.gov/data/>.

USDA/FSA (2012) GSM-102Export Credit Guarantee Program.

USDA/FSA (2013) Commodity Credit Corporation Commodity Estimates Book FY 2014 Mid-Session Review.

(WTO 綿花紛争 (DS267) に関する各パネル・上級委員会報告書)

United States - Subsidies on Upland Cotton - Report of the Panel, WT/DS267/R (2004).

United States - Subsidies on Upland Cotton - AB-2004-5 - Report of the Appellate Body, WT/DS267/AB/R (2005).

United States - Subsidies on Upland Cotton - Recourse to Article 21.5 of the DSU by Brazil - Report of the Panel, WT/DS267/RW (2007).

United States - Subsidies on Upland Cotton - Recourse to Article 21.5 of the DSU by Brazil - AB-2008-2 - Report of the Appellate Body, WT/DS267/AB/RW(2008).

United States - Subsidies on Upland Cotton - Recourse to Arbitration by the United States under Article 22.6 of the DSU and Article 4.11 of the SCM Agreement - Decision by the Arbitrator, WT/DS267/ARB/1(2009).

United States - Subsidies on Upland Cotton - Recourse to Arbitration by the United States under Article 22.6 of the DSU and Article 7.10 of the SCM Agreement - Decision by the Arbitrator, WT/DS267/ARB/2(2009).

(米国, ブラジル二国間協議文書)

Memorandum of Understanding (2010).

Framework for a Mutually Agreed Solution to the Cotton Dispute in WTO (WT/DS267) (2010).

Memorandum of Understanding Related to the Cotton Dispute (WT/DS267) (2014).

日本語文献

京極(田部) 智子 (2013)「WTO 紛争処理制度の意義と限界—米国・綿花補助金事件からの示唆」, 日本国際経済法学会年報第 22 号。

中川淳司「米国の高地産綿花に対する補助金 (パネル報告 WT/DS267/R, 提出日 2004 年 9 月 8 日)」, http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/pdf/ds/panelreport/2004/nakagawa.pdf, 2015 年 1 月 23 日アクセス。

服部信司(2005)『アメリカ 2002 年農業法』農林統計協会。

服部信司(2009)『価格高騰・WTO とアメリカ 2008 年農業法』農林統計協会。

服部信司(2010)『アメリカ農業・政策史 1776-2010』農林統計協会。

濱田太郎「米国—高地産綿花に対する補助金 (WT/DS267) 履行確認」, http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.files/0801.pdf, 2015 年 1 月 23 日アクセス。

吉井邦恒(2011)「アメリカにおける経営安定政策の展開と政府支払い」『欧米の価格・所得政策等に関する分析』第 4 章, 農林水産政策研究所。

吉井邦恒(2014)「アメリカ 2014 年農業法の概要について」平成 25 年度カントリーレポート『アメリカ, 韓国, ベトナム, アフリカ』第 1 章, 農林水産政策研究所。

Ⅱ.米国における食肉の原産国表示の義務化と WTO 紛争

勝又 健太郎

1. はじめに

米国では、2002 年農業法において、食肉、生鮮野菜・果実などの農産物については、小売業者が消費者に販売する段階で原産国表示（Country of Origin Labeling: COOL）を実施することが義務化された（当初は 2004 年 9 月 30 日施行予定）。

その後、二度にわたり COOL の実施は延期されたが、2008 年農業法において改めて COOL の義務化が規定され、2009 年 3 月から実施されている。

これに対し、2009 年 10 月にカナダとメキシコが、食肉（牛肉、豚肉）に係る COOL 措置は WTO 協定違反であると提訴した。WTO の原審パネル・上級委員会、履行確認パネルともに米国は敗訴し、COOL 措置を WTO 協定に整合化させるよう是正勧告がなされたが、米国は上訴し、現在、履行確認上級委員会で審議中である。

本稿の目的は、以上のような状況を踏まえ、米国の食肉に係る COOL の義務化とその実施の背景、経緯、WTO 紛争に関する審議内容やそれに対する米国の対応について整理・分析することである。

2. COOL 義務化の背景と経緯⁽¹⁾

（1）COOL の支持者と反対者

米国の関税法は、1930 年代からほとんど全ての輸入品について、消費者（「最終購買者」）が購入する際に、その原産国がわかるように表示を付けることを義務づけていた。しかしながら、食肉、果実、野菜等の農産物については、その適用除外となってきた。

様々な農業者や消費者の団体は、米国の消費者は全ての食料の原産国を知る権利があり、もし、原産国に関する選択肢が与えられれば、国産品を購入するであろうとして、これらの例外を終わらせるように長年にわたり議会に要請してきた。それによって、米国の農産物に対する需要や価格を高めるだろうと主張してきた。つまり、これらの団体は、農産物の原産国表示（COOL）に国内農業生産者を保護する効果があると考えていたと言える。

一方で、農産物 COOL の反対者は、消費者がそのような情報を要求しているという確たる証拠はなく、COOL を実施するために関連する食品関連産業が負担するコストが、COOL の実施により生産者や消費者が享受する便益をはるかに上回るであろうと主張してきた。また、COOL の義務化は、米国農産物の保護主義の表れであり、これまでの貿易自由化の成果を台無しにしてしまうと主張してきた。

これに対し、COOLの支持者は、他の輸入品目について表示が義務付けられているのに、農産物を除外するのは不公正であり、また、米国の貿易相手国が輸入農産物や食品にCOOLを義務化していると反論してきた。

米国における今回のCOOL義務化の立法化からその実施に至る過程で、COOLの支持団体と反対団体は、以下で見るように米国議会や政府に対して様々なロビー活動を行い、激しく対立しながら自らの主張を具体的なCOOLの実施方法に反映させようとした。

COOL支持勢力は、様々な農産物生産者から構成される一般農業団体や畜産、野菜・果実という作物別の生産者団体からなり、一方、COOL反対勢力は、パッカー（と畜、解体、加工業者）や巨大肥育業者、食品加工業者、食品販売業者からなっている（第1表）。

（2）2002年農業法における食肉の原産国表示の義務化の背景と経緯

従来から、カナダとメキシコは、米国の生体牛と豚の主要な輸入先国であり、カナダからと畜用、肥育用の生体牛やと畜用、肥育用の生体豚を輸入し、また、メキシコから肥育用の生体牛を輸入してきている⁽²⁾。

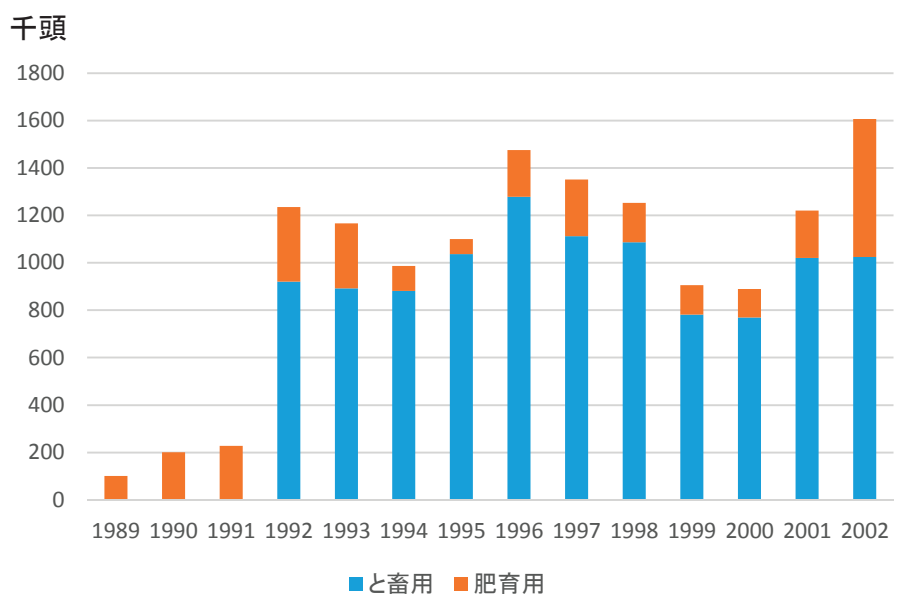
カナダ・米国自由貿易協定（CUFTA）発効（1989年1月）により、カナダからの生体牛の輸入に係る関税は徐々に引き下げられ、1993年に撤廃された。

また、メキシコからの生体牛の輸入に係る関税は、北米自由貿易協定（NAFTA）発効時（1994年1月）に即時撤廃された。

カナダからの生体牛の輸入量は、CUFTA発効以降は、多少の変動を伴いながらも増加傾向にあり、2002年にはCUFTA発効以来、最も多くなった（第1図）。

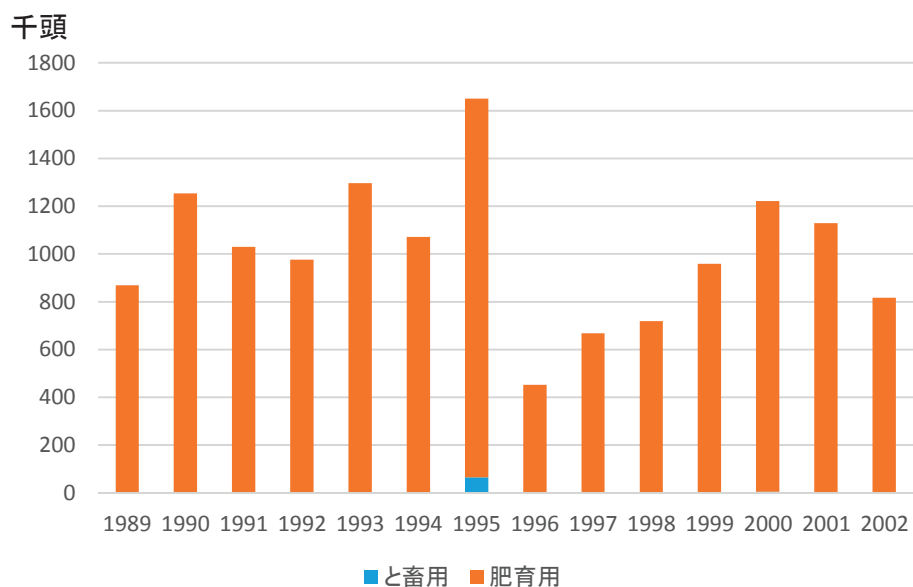
また、メキシコからの生体牛の輸入量は、NAFTA発効以降、1995年に急激に増加した。この急増は、1994年末から1995年に発生したメキシコ通貨危機（メキシコの通貨であるペソの暴落）により、米国によるメキシコの生体牛のドル建て輸入価格が低下したこと、また同時に、1995年のメキシコでの干ばつの影響でメキシコの畜産農家が牛群を早期淘汰する必要があったことからもたらされたと考えられている。このため、翌1996年はメキシコの子牛生産力が低下し、メキシコからの輸入量は激減したが、2000年代初頭にかけて輸入量は、メキシコでの牛飼養頭数の回復に伴い徐々に増加し、NAFTA発効前の水準まで回復した（第2図）。

カナダからの生体豚の輸入については、CUFTA発効前からもともと無税であったが、1995年から2000年代初等にかけて増加した。これは、米国が1985年からカナダからの生体豚の輸入に課していた相殺関税を徐々に引き下げ、2000年に廃止したこと、この時期に米国ドルに対するカナダドル安が進んだこと、カナダにおける豚生産力の拡大などにより増加したと考えられている（第3図）。



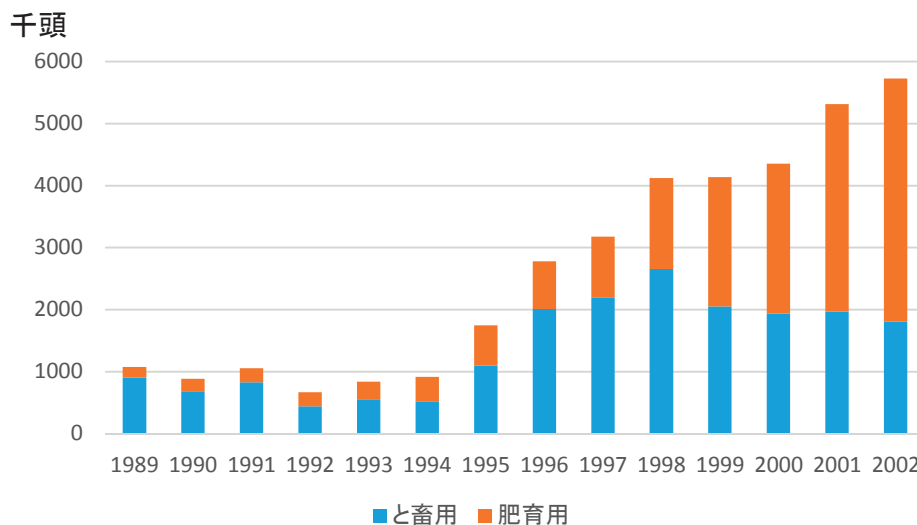
第 1 図 カナダからの生体牛の輸入量の推移（1989 年～2002 年）

資料：USDA/FAS, GTAS のデータより筆者作成.



第 2 図 メキシコからの生体牛の輸入量の推移（1989 年～2002 年）

資料：USDA/FAS, GTAS のデータより筆者作成.



第3図 カナダからの生体豚の輸入量の推移（1989年～2002年）

資料：USDA/FAS, GTAS のデータより筆者作成。

以上のような CUFTA や NAFTA による関税の撤廃等の政策変更やそれに伴うカナダやメキシコからの家畜の輸入動向を背景として、2002 年農業法において、新しい国内農産物保護の手段としての COOL の義務化を目指すロビー活動が、COOL の支持団体により、COOL 義務化が法制化され、具体的な実施方法が策定される重要な時期である 2002 年から 2003 年に集中的に行われた。

第1表は、当該ロビー活動に係る関係団体の支出額を示したものである⁽³⁾。この時期、支持団体のロビー活動の支出額が、反対団体の支出額の大きく上回っている（三倍以上）ことがわかる。

このように一般農業生産者団体や畜産農家団体等の早期の活発なロビー活動が、反対勢力よりも米国議会に影響力を及ぼした結果、2002 年農業法において、COOL の義務化が規定されたと考えられる。

2002 年農業法においては、COOL 措置について⁽⁴⁾、

- ①小売業者は、消費者に食肉などの農産物を販売する場合にその原産国情報を与えること、
 - ②食肉については、専ら米国において、出生、肥育、と畜した家畜から生産された食肉のみを米国産と表示できること、
 - ③加工食品の原材料となる食肉やレストラン等の飲食物の提供サービス施設において販売される食肉については表示義務の適用除外とすること、
 - ④食肉などの農産物の供給に従事する者は、小売業者に原産国情報を与えなければならない（つまり、食肉の場合、肥育業者やパッカーなどのサプライチェーンの川上の生産者が、川下の小売業者に家畜の原産国情報を与えなければならない）こと
- などが義務化された。また、2004 年 9 月 30 日から施行されることとされた。

第 1 表 C00L 義務化の支持, 反対勢力によるロビー活動に係る支出額 (千ドル)

	2002～2003 年	2004～2011 年
支持団体		
American Farm Bureau Federation 米国農場事務局連合 (一般農業生産者団体)	1 5, 6 1 0	3 4, 1 8 3
National Farmers Union 全国農業者組合 (一般農業生産者団体)	1, 7 3 0	6, 7 0 1
Ranchers-Cattlemen Action Legal Fund, United Stockgrowers of America (R-CALF USA) 米国牧場経営者肉牛生産者行動法律基金, 米国育成牛連 合 (畜産農家の団体)	不明	9 5 0
Florida Fruit and Vegetable Association フロリダ果実・野菜協会 (果実・野菜農家の団体)	1 4 0	2 2 0
合計	1 7, 4 8 0	4 2, 0 5 4
反対団体		
Food Marketing Institute 食品マーケティング協会 (食品流通業者の団体)	1, 2 5 0	1 6, 0 4 5
Wal-Mart ウォルマート (大手スーパーマーケットチェーン)	7 8 2	1 1, 3 7 5
National Pork Producers Council 全国豚肉生産者協議会 (豚肉産業団体)	1, 0 2 0	8, 1 8 3
Tyson Foods タイソンフーズ (大手食品加工業者: 食肉パッカー)	不明	不明
Cargil カーギル (大手穀物商社: 食肉パッカー)	1, 2 9 9	4, 4 0 0
JBS Swift & Company ジェイ・ビー・エス・スウィフト・アンド・カンパニー (食肉パッカー)	1 8 0	3, 6 1 1
American Meat Institute 米国食肉協会 (食肉加工業者の団体)	4 6 0	2, 2 6 0
National Cattlemen's Beef Association 全国牛肉生産者協会 (牛肉産業団体)	6 2 2	1, 3 1 7
Hormel Foods ホームルフーズ (食肉パッカー)	不明	1, 6 4 4
合計	5, 6 1 3	5, 6 4 1 9

資料: Alexander Moens et al より筆者作成.

(3) COOL 措置の実施の経緯⁽⁵⁾

しかしながら、その後、パッカーや巨大肥育業者、食品加工業者、食品販売業者などの COOL の反対団体は、COOL の義務化をやめ、自主的な制度にするのが望ましく、少なくとも様々な COOL 措置の実施に係る要件の緩和を求めて、2004 年以降にロビー活動を活発に行った（第 1 表）。これは、2004 年から 2011 年の期間の支出額であるが、当該期間の反対団体によるロビー活動に係る支出額は、同期間の支持団体による支出額を上回った（約 1.3 倍）。このことから、2004 年以降、COOL 反対団体はそれ以前に比べて継続的にロビー活動を支持団体に対抗して行ってきたことがわかる。

この結果、2004 年度歳出法において食肉などについて COOL 措置の実施を 2006 年 9 月 30 日まで延期することとされ、さらに、2006 年度農業歳出法により、2008 年 9 月 30 日まで延期することとされた。

これに対し、COOL 支持団体は、2002 年農業法で規定された COOL 義務化の早期の実施を求めた。

2008 年農業法の審議過程において、COOL 措置の実施方法について、関係団体の間で意見の調整がなされ、両者の妥協の結果として、2008 年農業法においては、予定通り、2008 年 9 月 30 日から実施することとしたが、COOL の実施を促進するために、米国産表示に係る規定だけでなく、「多原産国」などの表示に係る規定を追加した。

具体的には、多原産国表示となる食肉は、

- ①専ら米国において、出生、肥育、と畜したものでない家畜、
- ②米国において出生か肥育かと畜のいずれかをした家畜、
- ③米国において即時にと畜するために輸入したものでない家畜

から生産されたものと規定された。（例えば、カナダで出生し、米国で肥育、と畜した家畜から生産された食肉については、多原産国表示として「米国、カナダ産（Product of the US, Canada）」と表示するなど。）

しかしながら、2008 年 8 月に農務省が発表した 2008 年農業法における COOL 措置を実施するための暫定的規則においては、専ら米国において、出生、肥育、と畜した家畜から生産された食肉についても、「多原産国」表示を用いることができることとした。

このように、2008 年農業法に従えば「米国産」と表示される食肉について、「多原産国」表示も可能とさせたのは、2008 年農業法の規定どおり「多原産国」の表示を実施するには、肥育業者やパッカーの各生産段階において、米国産の家畜と外国産の家畜を分別する必要が生じるために、当該分別のために係る記録や加工工程を再構成するなどの余分なコストを避けたい両者の要望に応えた結果であると考えられる。

これに対し、COOL の支持者からこのような多原産国表示の実施は、米国産の家畜から生産した食肉を「米国産」と表示しないこととなることから、食肉の原産国情報を消費者に伝えるという COOL 措置の趣旨に反した表示の乱用であると反対があった。

両者の意見の妥協が図られ、最終的に、2009 年 COOL 実施規則（2009 年 3 月 16 日施

行)において、以下で見るように米国産の家畜から生産された食肉に係る多原産国表示については、同一生産日に米国産の家畜から生産された食肉と外国産の家畜から生産された食肉が混合された場合に使用できることとした。

以上見てきたように、COOLは消費者への原産国情報を提供することが目的ではあるが、2002年農業法におけるCOOLの義務化の背景には、COOLによってカナダ、メキシコ産家畜の輸入を抑制することにより、畜産農家を保護しようとする思惑があったといえる⁽⁶⁾。

そして、どのように原産国の情報を表示するのかに係る実施規則の制定に当たっては、米国産と外国産の家畜から生産された食肉を消費者に区別してもらうために原産国情報をより正確に伝える表示内容にするべきであるという米国の畜産農家とCOOL措置の実施コストを削減するために原産国の表示方法にできるだけ柔軟性を与えるべきであるというパッカーや巨大肥育業者の間に激しい対立があり、その調整のために実施時期が二度も延期され、最終的に2009年から実施された。このように、食肉のCOOLの仕方が、政治的な妥協の産物として決定されることとなったのである。

3. 2009年COOL実施規則の内容⁽⁷⁾

食肉は、その生産元となる家畜（生体牛、豚）の出生、肥育、と畜という生産段階がどの国で実施されたのかに従って、以下の通り4つ（A, B, C, D）のカテゴリーに分類された。

カテゴリーA：専ら米国において、出生、肥育、と畜した家畜から生産された食肉

カテゴリーB：米国において出生か肥育かと畜のいずれかをした家畜から生産された食肉
（A, Cでない食肉）

カテゴリーC：米国において即時にと畜するために輸入された家畜から生産された食肉

カテゴリーD：専ら外国において、出生、肥育、と畜した家畜から生産された食肉

そして各カテゴリーの食肉に対して、以下のとおり異なる表示（ラベル）を用いることとされた。

カテゴリーA：ラベルA（米国産：Product of the U.S.）

カテゴリーB：ラベルB（米国とX国産：Product of the U.S., Country X）

カテゴリーC：ラベルC（X国と米国産：Product of Country X, the U.S.）

カテゴリーD：ラベルD（X国産：Product of Country X）

さらに上記の原則的なルールに加えて、以下のように表示方法に柔軟性を与えた。

①国名表示の順番に関する柔軟性

ラベル B については、生産段階に係る国名の表示の順番は任意とする（入れ替えても良いこととする）。

（従って、例えば、外国で出生し、米国で肥育、と畜したカテゴリーBの家畜から生産された食肉の表示は、原則では「米国と X 国産」であるが、国名の順番を入れ替えれば「X 国と米国産」となり、カテゴリーC の家畜から生産された食肉のラベル C と同じになってしまう。）

②カテゴリーの異なる食肉を混合した場合の柔軟性

食肉の生産段階でカテゴリーの違う食肉を同一生産日に混合した場合、ラベル B については、カテゴリーB の食肉のみならず、カテゴリーA と B の混合食肉、カテゴリーB と C の混合食肉についても使用できる。

以上のような COOL 実施のための 2009 年最終規則を適用すれば、食肉カテゴリーに対応したラベルは第 2 表のとおりとなる。

第 2 表 2009 年最終規則における食肉カテゴリーとラベルの対応関係

食肉カテゴリー	ラベル
A	A 米国産 (Product of the US)
B A と B を同一生産日に混合 B と C を同一生産日に混合	B 米国と X 国産 (Product of the US, Country X)
C B (国名表示の順番の柔軟性) A と B を同一生産日に混合 (同上) B と C を同一生産日に混合 (同上)	C X 国と米国産 (Product of Country X, the US)
D	D X 国産 (Product of Country X)

資料：筆者作成。

このように、ラベル B と C については、消費者に対して正確に原産国情報を提供するという観点から曖昧さを残すものとなった。後述するように、このことが、COOL 措置が WTO 協定違反とされる要因の一つとなった。

また、2009 年 COOL 実施規則において、COOL 措置は、加工食品の原材料となる食肉やレストラン等の飲食物の提供サービス施設において販売される食肉については、適用除外となっている。

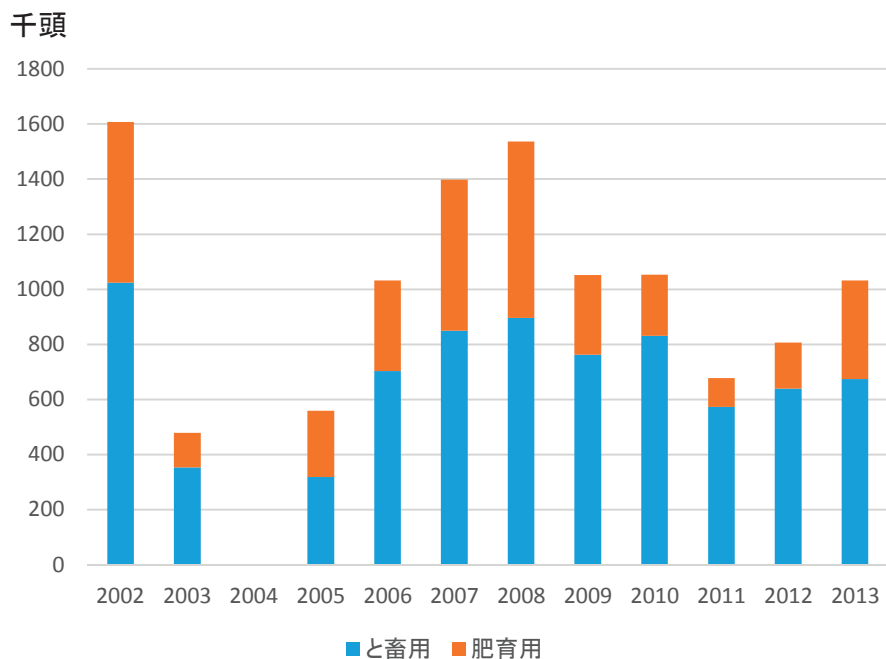
4. 食肉の COOL に係るWTO紛争の背景

米国において食肉業界が 2008 年半ばから COOL 実施の準備をし始めるに従い、米国の生体牛と豚の主要な輸入先であるカナダとメキシコは、COOL が自国の畜産部門に不利な影響を与えるのではないかという懸念を表明していた。

カナダからの生体牛の輸入量は、2003 年 5 月にカナダで BSE が発見されたことから 2003 年に激減し、2004 年には米国によるカナダからの輸入禁止措置がとられた。その後、2005 年から輸入が再開され、2008 年にかけて BSE 発生以前の水準にまで増加したが、COOL 措置が実施された、2008 年から 2009 年にかけて約 32%も減少した（第 4 図）。

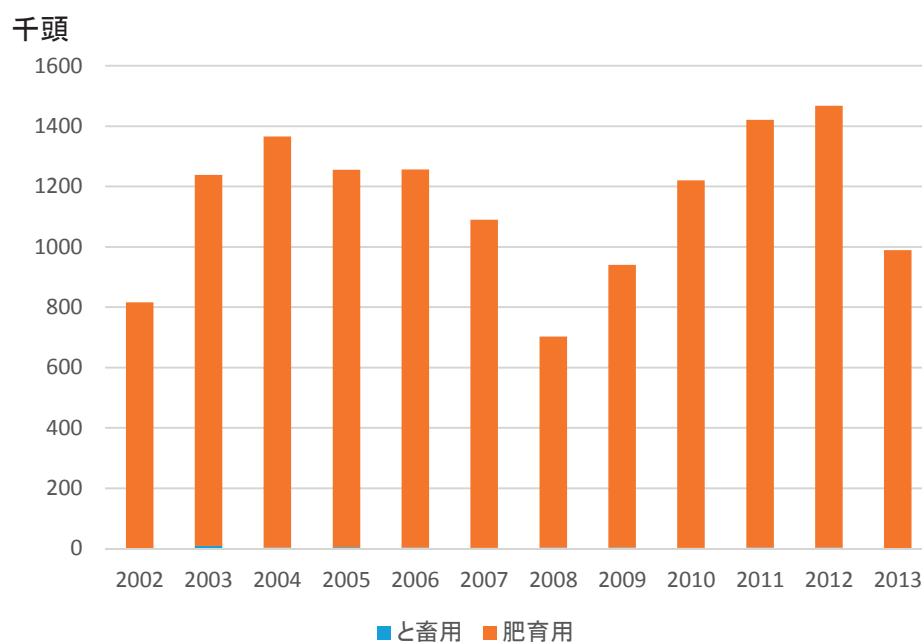
一方で、メキシコからの生体牛の輸入量は、2008 年から 2009 年にかけて約 34%増加したが、当該増加量は、カナダからの輸入量の減少量よりも小さく、両国からの合計輸入量は約 11%減少した（第 5 図、第 6 図）⁽⁸⁾。

また、カナダからの生体豚の輸入量は、2008 年から 2009 年にかけて約 32%も減少した（第 7 図）。



第 4 図 カナダからの生体牛の輸入量の推移（2002 年以降）

資料：USDA/FAS, GTAS のデータより筆者作成。



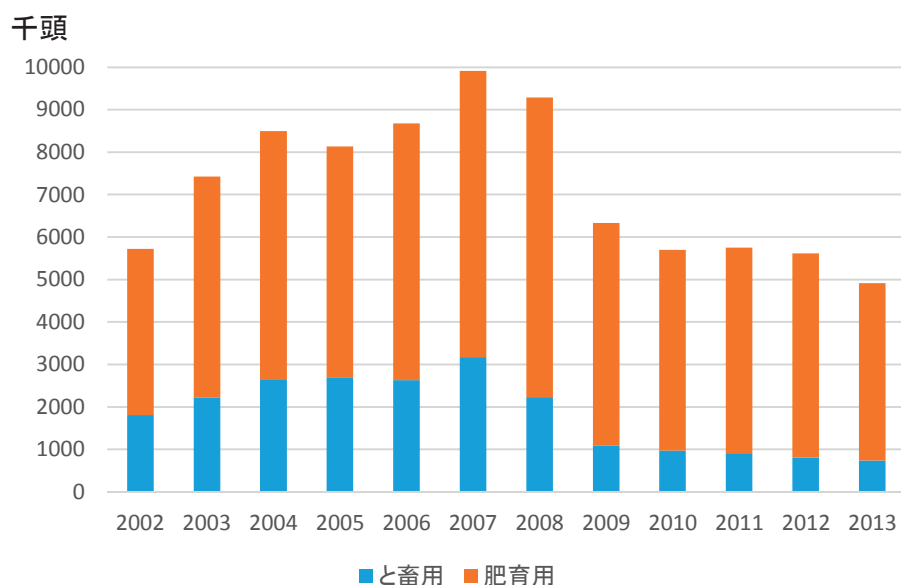
第5図 メキシコからの生体牛の輸入量の推移（2002 年以降）

資料：USDA/FAS, GTAS のデータより筆者作成。



第6図 カナダとメキシコからの生体牛の輸入量の推移（2002 年以降）

資料：USDA/FAS, GTAS のデータより筆者作成。



第7図 カナダからの生体豚の輸入量の推移（2002年以降）

資料：USDA/FAS, GTAS のデータより筆者作成。

このような米国の家畜の輸入動向を背景として、カナダは2009年10月7日、COOL措置は、米国市場でカナダ産の家畜と米国産家畜の区別を行うものであり、輸入製品について国内産品よりも「不利でない待遇を与えることを確保する」とするTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）2.1条と「正当な目的達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない」とする同協定2.2条に違反する等の理由でWTO協定違反として訴え、パネルの設置を要請した⁽⁹⁾。

続いてメキシコも2009年10月9日に、カナダに同調する形でパネルの設置を要請した。そして2009年11月19日に米国のCOOL措置に係るWTOパネルが設置された。

5. WTO 紛争の経緯と米国の政策的対応⁽¹⁰⁾

WTO 食肉原産国表示に係る紛争の経緯を時系列に沿って示すと以下のとおりである。

- 2009年10月7日 カナダがパネル設置要請
- 2009年10月9日 メキシコがパネル設置要請
- 2009年11月19日 原審パネル設置
- 2011年11月18日 原審パネル報告書発行（米国敗訴）
- 2012年3月23日 米国が上訴通知
- 2012年6月29日 原審上級委員会報告発行（米国敗訴）
- 2012年7月23日 紛争処理機関がパネル報告書、上級委員会報告書採択
- 2013年8月19日 履行確認パネル設置要請

2013 年 9 月 25 日 履行確認パネル設置

2014 年 10 月 20 日 履行確認パネル報告書発行（米国敗訴）

2014 年 11 月 28 日 米国が上訴通知

2015 年 3 月 5 日 履行確認上級委員会の報告書が遅くとも 5 月 18 日に発行される見込み
であると紛争処理機関が発表

以下、時系列に沿って米国の COOL 措置に係る WTO 紛争に関する WTO パネル・上級委員会、履行確認パネルにおける審議の概要や勧告内容とそれに対する米国の政策的対応について見ていくこととする。

（１）原審パネル・上級委員会

（主な審議概要）

１）TBT 協定 2.1 条違反について（輸入家畜に対する不利な待遇を与えているかどうか）

【パネル】

小売業者が正確に食肉の原産国表示を実施するためには、家畜の各生産段階（出生、肥育、と畜）が、どの国で行われたかについての情報が必要である。当該情報は家畜・食肉のサプライチェーンの川上の生産者（肥育業者、パッカー）からのみ得ることができる。このため、COOL 措置は記録作成用件を小売業者のみならず、食肉を小売業者に供給する業界に従事する全ての者に対して課しており、さらに、食肉を小売業者に供給する業界に従事する全ての者は、食肉の原産国の情報を小売業者に与えなければならないと規定されている。

従って、COOL 措置の下では、家畜・食肉のサプライチェーンの川上の生産段階（肥育とと畜）で輸入家畜と国産家畜を扱う場合は、事実上両者を分別することが必要となる。

当該分別をするためには、コスト（複数の記録・証明用件に係る費用、複数の表示を作成する費用、加工工程を再構成する費用、職員の教育、訓練費用等）が余分にかかるため、COOL 措置を遵守するコストが分別を行わない場合より増加する。

従って、COOL 措置は、肥育業者やパッカーに対して最もコストがかからない生産方法である米国産家畜のみを扱うというインセンティブを与えて、輸入家畜を事実上差別するものである。

その結果、輸入家畜の米国市場における競争機会に例えば以下のような悪影響が生じているため、COOL 措置が輸入家畜に不利な待遇をもたらしているといえる。

- ①輸入家畜を扱う肥育業者、パッカーの減少により競争機会が減少する。
- ②新たな輸入家畜の購入者を求めて、輸入家畜をこれまでより長距離移動させ、また、家畜の購入も週に限定された曜日・時間帯に指定される等から輸出者に追加的なコストが発生する。
- ③肥育業者、パッカーが輸入家畜を購入する場合、分別コストの消費者への転嫁を避けるために、輸入家畜を割り引いて購入する。

このため、COOL 措置は、輸入家畜に不利な待遇を与えており TBT 協定 2.1 条違反である。

【上級委員会】

輸入家畜に対する不利な待遇があるという理由のみで TBT 協定 2.1 条違反としたパネルの検討は不十分とし、輸入家畜に対する不利な待遇が「正当な規制上の区別」のみに起因しているのかどうかを検討しなければならないとした。（つまり、「正当な規制上の区別」のみに起因していれば、不利な待遇があるからといって TBT 協定 2.1 条違反にはならない。）

規制上の区別が正当かどうかの判断基準は、規制上の区別が公平な方法で設計又は適用されていない場合、例えば、規制上の区別が、恣意的又は不当な差別の手段となるような方法で設計又は適用されている場合、当該規制上の区別は正当なものとなり得ないとした。つまり、先に見てきたような COOL 措置の実施による食肉のカテゴリーとラベルによる規制上の区別が、恣意的又は不当な差別の手段となるような方法で設計又は適用されている（つまり、公平な方法で設計又は適用されていない）場合は、TBT 協定 2.1 条違反になるとした。

COOL 措置においては、川上の生産者は、家畜の原産国に関する記録・証明要件を課されており、当該記録を一年間保管し、より川下の関連業者に伝達しなければならないこととなっている。

しかし、小売段階での原産国表示の内容は、川上の生産者が記録し、川下の業者へ伝達しなければならない原産国情報と同等の情報を消費者に提供するようになっておらず、むしろ、消費者に伝えられている原産国情報は、川上の情報に比べて詳細ではなく、正確でもない。なぜなら、COOL 措置においては、

- ①出生、肥育、と畜という各生産段階について、具体的にラベルに記載しなくともよいこととなっている
- ②カテゴリーB の食肉に係るラベル B は、複数の原産国名をどんな順番でも並べて記載することができるために、ラベルに記載された順番が各生産段階の実施された国を示すという観点から信頼できるものではない
- ③カテゴリーの異なる食肉を混合した場合の表示を柔軟化したために、カテゴリーA とカテゴリーB の食肉を混合した場合には、当該混合食肉の一部がカテゴリーA（純米国産）であるにもかかわらず、ラベル B を使用することを可能にしている（つまり、混合食肉とカテゴリーB のみの肉と区別がつかなくなる）からである。

また、COOL 措置は、加工食品の原材料となる食肉やレストラン等の飲食物の提供サービス施設において販売される食肉については表示義務の適用除外としている。従って、川上の生産者は、全ての輸入家畜と国産家畜の原産国について記録・証明要件を課されているにもかかわらず、当該家畜から生産された食肉の「かなりの部分」が COOL 措置の適用除外となってしまう。

このため、川上の生産者が課されている原産国に関する記録・証明要件により得られる情報のレベルが、小売業者の表示を通じて消費者に伝えられる情報のレベルと比べて不均衡であるといえる。つまり、川上の生産者によって記録、伝達される原産国の情報量の少しの部分しか消費者には伝わっていない。

このように消費者に伝えられる情報のレベルが、川上の生産者が記録、伝達する際に要求される情報よりも詳細でなく、正確でもないことから、記録・証明要件は、川上の生産者に恣意的で不均衡な義務を負わせているといえる。

そして、この要件が川上の生産者に対して最もコストがかからない国産家畜のみを扱うインセンティブを与えて、輸入家畜を事実上差別させ、輸入家畜に不利な待遇を与えている。

従って、COOL 措置による食肉のカテゴリーとラベルによる規制上の区別については、COOL 措置による記録・証明要件が川上の生産者に恣意的で不均衡な義務を負わせるように設計、適用されており、当該要件が輸入家畜に対する不利な待遇をもたらしているということとなる。

以上のことから、COOL 措置によるカテゴリーとラベルによる規制上の区別が、輸入家畜に対する恣意的又は不当な差別の手段となるような方法で設計、適用されており、当該規制上の区別は公平な方法で設計又は適用されているとは言えない。

このため、輸入家畜に対する不利な待遇が「正当な規制上の区別」のみに起因しているものではなく、TBT 協定 2.1 条違反である。

2) TBT 協定 2.2 条違反について（正当な目的達成のために必要以上に貿易制限的であるかどうか）

【パネル】

COOL 措置の目的を「原産国情報を消費者に提供すること」とし、これが、TBT 協定 2.2 条でいう正当な目的に該当するとした上で、

①ラベル B とラベル C の原産国の表示は、食肉の生産元となった家畜を出生、肥育、と畜した国について、(COOL のカテゴリーとラベルの実施規則について詳細に知らない) 平均的な消費者が理解するには原産国情報を伝達していない

②また、COOL 措置の実施規則について精通している完璧な消費者にとっても、ラベル B とラベル C が交換可能であるために、ラベルが原産国を正確に反映していると確信できない。

従って、COOL 措置の表示は、食肉の原産国について正しく消費者に原産国情報を提供していないことから、COOL 措置は、原産国情報を消費者に提供することという正当な目的を達成してないとして TBT 協定 2.2 条違反とした。そして、さらに「必要以上に貿易制限的かどうか」の検討は行う必要はないとした。

【上級委員会】

パネルは、ある措置が、その目的を完全に達成するか、あるいはある達成水準を超えてい

る場合に、TBT 協定 2.2 条に適合すると考えているが、それは誤りであり、また、COOL が少なくともある程度はその目的を達成しているというパネル自身の事実認定を無視しているとし、正当な目的を達成していないとしたパネルの判定を覆した。その上で COOL 措置が、必要以上に貿易制限的かどうかの検討を行った。

当該検討に当たっての判断基準については、

①正当な目的に対する問題となっている措置の貢献度、②措置の貿易制限性、③措置を通じて加盟国が追求する目的が達成できないことによってもたらされる危険性の性質と結果の重大性などの要素を評価することとし、評価に際しては当該措置と可能な代替措置との比較がなされなければならないとした。

以上の点について検討した結果、①COOL 措置は一定程度消費者に対して原産国情報を提供することに貢献している、②貿易制限性も存在する、③加盟国が追求する目的が達成できないことによってもたらされる危険性は特に重大ではないと判断した。そして、カナダとメキシコが提案した代替措置については、パネルにおいて、関連する事実認定や争いのない十分な諸事実が存在しないことから、COOL 措置が、必要以上に貿易制限的かどうかの判断はできないとした（つまり、TBT 協定 2.2 条違反の認定はなされなかった）。

（勧告）

COOL 措置を WTO 協定（TBT 協定）に適合させるよう是正する。

（２）米国の政策的対応

米国は、COOL 措置を WTO 協定（TBT 協定 2.1 条）に適合させるに際して、輸入家畜に不利な待遇を与えているという事実認定を解決することを目的とはせず、当該輸入家畜に対する不利な待遇が「正当な規制上の区別」のみに起因するように COOL の実施規則の内容を変更することを目的とした。

つまり、食肉の原産国表示が、川上の生産者が記録し伝達しなければならない原産国情報と同等の情報を消費者に提供することとなるように変更を行った。

2013 年 COOL 実施規則（2013 年 5 月 23 日施行）における主な変更点は、以下のとおりである⁽¹¹⁾。

①表示内容の変更

米国においてと畜した家畜から生産した食肉の表示（ラベル A,B,C）には、出生、肥育、と畜の各生産段階がどこの国で実施されたかについて特定の記述することとした。

②食肉の混合の禁止

食肉の生産においてカテゴリーが異なる食肉を混合することを禁止した。

③カテゴリーB とカテゴリーD の食肉の範囲の変更

従来のカテゴリーB であったもののうち、出生や肥育した国が、外国、米国にかかわらず、

外国でと畜した家畜から生産された食肉については、カテゴリーDの食肉とした。

従って、新しいカテゴリーBは、

(i) 外国で出生し、(外国で一定期間肥育し、) 米国で肥育し、米国でと畜した家畜から生産された食肉

(ii) 米国で出生し、(米国で一定期間肥育し、) 外国で肥育し、米国でと畜した家畜から生産された食肉 (非常に稀なケースとされている)

となった。

④肥育に係る表示内容の柔軟化

カテゴリーB(i)については、外国で出生した家畜は、通常、短期間であっても一定程度、当該国で肥育されるものであると一般的に理解されていることから、外国と米国の両方で肥育された場合には、外国で肥育されたことを原産国表示から省略することができることとした。

この結果、各カテゴリーに対応したラベルは第3表のとおりとなった。

第3表 2013年 COOL 実施規則における食肉カテゴリーとラベルの対応関係

食肉カテゴリー	ラベル
A	A Born, Raised, Slaughtered in the U.S. (米国において出生、肥育、と畜した家畜の食肉)
B (i)	B Born and Raised in Country X, Raised and Slaughtered in the U.S. (X国において出生、肥育、米国において肥育、と畜した家畜の食肉) Born in Country X, Raised and Slaughtered in the U.S. (肥育に係る表示内容の柔軟化) (X国において出生、米国において肥育、と畜した家畜の食肉) (ii) Born and Raised in the U.S., Raised in Country X, Slaughtered in the U.S. (米国において出生、肥育、X国において肥育、米国においてと畜した家畜の食肉)
C	C Born and Raised in Country X, Slaughtered in the U.S. (X国において出生、肥育、米国において(即時に)と畜した家畜の食肉)
D	D Product of Country X (X国産)

資料：筆者作成。

また、COOL 措置を加工食品の原材料となる食肉やレストラン等の飲食物の提供サービス施設において販売される食肉については表示義務の適用除外にすることは変更されなかった。

(3) カナダによる暫定的対抗措置リストの公表

カナダは、2013年6月7日、米国の COOL 措置に係る新しい実施規則では、WTO 協定の整合性を満たしていないとして、報復措置の対象となる米国からの輸入品のリストを公表した。当該リストには、関税コードで 38 品目となり、これには食品や農産物のみならず工業製品も含まれている。

(4) 履行確認パネル

カナダとメキシコは、2013年8月19日に、2013年COOL実施規則の内容では、米国はCOOL措置をWTO協定に整合させるようにするという勧告を実施していないこととなるとして、履行確認パネルの設置を要請した。そして、2013年9月25日に履行確認パネルが設置され、2014年10月20日にパネル報告書が発行・回付された。

(主な審議概要)

1) TBT 協定 2.1 条違反について

2013年COOL実施規則においては、川上の生産者に対する記録・証明要件には変更がない。一方で、肥育に係る表示内容の柔軟化により、家畜がどこで肥育されたのかに関して情報が不正確に消費者に伝達される可能性がある。つまり、カテゴリーBについて、家畜が一定期間、外国で肥育された場合に外国で肥育されたことを原産国表示から省略されてしまう可能性がある。

また、2013年COOL実施規則においても、COOL措置は、加工食品の原材料となる食肉やレストラン等の飲食物の提供サービス施設において販売される食肉については表示義務の適用除外としている。

以上のこと等から、原審上級委員会と同様の理由でTBT協定2.1条違反になるとした。

2) TBT 協定 2.2 条違反について

原審上級委員会と同様の判断基準を適用した結果、

①COOL措置は一定程度消費者に対して原産国情報を提供することに貢献している、②貿易制限性も存在する、と判断し、③加盟国が追求する目的が達成できないことによってもたらされる危険性の重大性については判断できないとした。そして、カナダとメキシコが提案した代替措置については、カナダもメキシコも代替措置がCOOL措置よりも貿易制限性が少ないという明白な論拠を提供していないとしてTBT協定2.2条違反を認定しなかった。

履行確認パネルの結果を受けて、米国は、2014年11月28日にWTO紛争処理機関に上訴通知した。現在、履行確認上級委員会で審議中である。(紛争処理機関から履行確認上級委員会の報告書が遅くとも5月18日には発行される見込みと発表されている⁽¹²⁾。)

6. おわりに

以上見てきたように、2002年農業法におけるCOOL(原産国表示)の義務化は、消費者に対して原産国情報を提供することが目的ではあるが、その背景には、CUFTA(1989年発効)やNAFTA(1994年発効)以降のカナダ、メキシコ産の生体牛、豚の輸入増加を懸念した米国の畜産農家のCOOLによって当該輸入を抑制しようという思惑があったといえる。

しかしながら、どのように原産国の情報を表示するのかに係る実施規則の制定の過程では、米国産と外国産の家畜から生産された食肉を消費者に区別してもらうために原産国情報をより正確に伝える表示内容にするべきであるという畜産農家と COOL 措置の実施コストを削減するために原産国の表示内容をできるだけ柔軟なものにするべきであるというパッカー、巨大肥育業者、小売業者との間で激しい対立があり、その調整のために実施時期が二度も延期された（最終的に 2009 年から実施）。

このため、食肉に係る原産国表示の仕方が、政治的な妥協の産物として決定されることとなり、消費者に対して正確に原産国情報を提供するという観点から曖昧さを残すものとなった。

カナダ、メキシコから提訴された COOL 措置に係る WTO 紛争では、この点が問題視され、COOL 措置そのものは正当な目的をもつ政策であるが、

①原審上級委員会では、主に原産国名の表示順番の任意性と米国産と外国産の混合食肉に関する柔軟性から表示内容が曖昧なものになり、

②また、履行確認パネルでは、複数国で肥育された家畜の表示内容が曖昧なものになり、

③さらに、原審上級委員会、履行確認パネルともに加工食品の原材料となる食肉やレストラン等の飲食物の提供サービス施設において販売される食肉については表示義務の適用除外とされていることから、

原産国の情報を消費者に伝えるために、家畜・食肉のサプライチェーンの川上の生産者（肥育業者、パッカー）に課された記録・証明要件によって得られる原産国情報に比べて、消費者に対して正確に原産国情報を提供するという観点から販売段階での情報量が少なくなっているとされた。

このため、輸入家畜に対する不利な待遇をもたらす COOL による規制上の区別は、公平な方法で設計又は適用されておらず、TBT 協定（貿易の技術的障害に関する協定）上の「正当な規制上の区別」でないと判断され、WTO 協定違反とされた。米国は上訴し、現在、履行確認上級委員会で審議中である。

以上のように、米国は、原審パネル・上級委員会の勧告に十分に対応せず、紛争相手国から対抗措置の意向が示され、履行確認パネルでも敗訴し、上級委員会へ上訴している経緯は、綿花補助金に係る WTO 紛争と同様であるが、米国は今後どのように対応するのであろうか。

COOL をめぐって家畜・食肉のサプライチェーン内での対立が続いている中で、あくまでも米国の畜産農家の意向を重視して現行制度を維持し、綿花補助金に係る WTO 紛争におけるように WTO 整合性の問題を先送りするのだろうか。

一方で、COOL 措置を WTO 協定に整合化させるためには、さらに表示の曖昧さをなくして厳格化するとともに、COOL 措置を加工食品の原材料となる食肉やレストラン等の飲食物の提供サービス施設において販売される食肉についても適用する必要がある等、WTO 協定への十分な整合化は、現実的に困難であるとも考えられる。

米国がそう判断した場合は、COOL を廃止するか、あるいは、川上の生産者が分別しな

くていいようにするという形で、実質的にコストを下げて、カナダ、メキシコ産の家畜が米国市場において不利な扱いを受けないようにすることによって、COOL は維持しながらも両国との妥協を図っていこうとする可能性も考えられる。

国内農業者の保護の機能（輸入制限性）のある原産国表示が国内的にも国際的にも問題となった場合にどのように運用されるべきなのかという観点からも、今後の履行確認上級委員会の報告内容とそれに対する米国の対応が注目されるところである。

注

(1) COOL 義務化の背景と経緯については、CRS(2010)(2013), ジェトロ農林水産部, 服部(2005), (2009a)(2009b), (2010) を参照。

(2) 以下の CUFTA や NAFTA の下での輸入動向やその背景については、Steven Zahniser and John Link を参照。

(3) COOL 特定のロビー活動費のデータが入手できないため、COOL が重要な関心事の一つである農業関係ロビー活動の全体の支出額を示している。

(4) 2002 年農業法における COOL 措置については、PUBLIC LAW 107-171 を参照。

(5) 以下の内容については、PUBLIC LAW 110-246, Federal Register(2008)(2009)を参照。

(6) 例えば、R-CALF の農務長官及び通商代表部宛ての書簡では、「毎年、米国の何万もの肉牛生産農家を廃業に追いやっている、このような容認できないが長引いている（農産物に関する）貿易不均衡を軽減するために、米国農務省や通商代表部による積極的な措置がない状況においては、COOL だけが、米国の肉牛産業がカナダとメキシコとの一方的な貿易関係の均衡を取り戻し始めるための有効な手段である」と主張された（原審パネル報告書参照）。

(7) 2009 年 COOL 実施規則の内容については、Federal Register(2009)を参照。

(8) メキシコはパネルにおいて COOL 措置がなければ、もっと米国による輸入量は増加しただろうと主張した。

(9) TBT 協定 2.1 条と 2.2 条は以下の通り規定されている。

2 条 強制規格の中央政府機関による立案，制定及び適用

中央政府機関に関し，

2.1 条 加盟国は，強制規格に関し，いずれの加盟国の領域から輸入される製品についても，同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする製品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

2.2 条 加盟国は，国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され，制定され又は適用されないことを確保する。このため，強制規格は，正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で，正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない。正当な目的とは，特に，国家の安全保障上の必要，詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護，動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう。当該危険性を評価するに当たり，考慮される関連事項には，特に，入手することができる科学上及び技術上の情報，関係する生産工程関連技術又は製品の意図された最終用途を含む。

(10) 以下の WTO パネル・上級委員会の審議の概要や米国の対応等については、CRS Report (2013), 引用文献に記載した WTO パネル，上級委員会の各報告書，内記，京極(2014)(2015)，小寺を参照。

(11) 2013 年 COOL 実施規則の内容については、Federal Register(2013)を参照。

(12) WT/DS384/32, WT/DS386/31 を参照。

[参考・引用文献]

英語文献

Alexander Moens et al (2012) "MCOOL and the Politics of Country-of-Origin Labeling", Fraser Institute.

CRS Report (2010) RS22955 "Country-of-Origin Labeling for Foods".

CRS Report (2013) RS22955 "Country-of-Origin Labeling for Foods and the WTO Trade Dispute on Meat Labeling".

Federal Register, United States Department of Agriculture [USDA] (2008). Mandatory Country of Origin Labeling of Beef, Pork, Lamb, Chicken, Goat Meat, Wild and Farm-Raised Fish and Shell fish, Perishable Agricultural

Commodities, Peanuts, Pecans, Ginseng, and Macadamia Nuts; Interim Final Rule. Federal Register 73(149): 45105-45151.

Federal Register, United States Department of Agriculture [USDA] (2009). Mandatory Country of Origin Labeling of Beef, Pork, Lamb, Chicken, Goat Meat, Wild and Farm-Raised Fish and Shell fish, Perishable Agricultural Commodities, Peanuts, Pecans, Ginseng, and Macadamia Nuts; Final Rule. Federal Register 74(10): 2657-2707.

Federal Register, United States Department of Agriculture [USDA] (2013). Mandatory Country of Origin Labeling of Beef, Pork, Lamb, Chicken, Goat Meat, Wild and Farm-Raised Fish and Shell fish, Perishable Agricultural Commodities, Peanuts, Pecans, Ginseng, and Macadamia Nuts; Final Rule. Federal Register 78(101): 31367-31385. PUBLIC LAW 107-171.

PUBLIC LAW 110-246.

Steven Zahniser and John Link(2002)“Effects of North American Free Trade Agreement on Agriculture and the Rural Economy”, USDA/ERS.

USDA/FAS, GTAS, <http://apps.fas.usda.gov/gats/default.aspx>.

WT/DS384/32, WT/DS386/31“Communication from the Appellate Body”.

(WTO 紛争 (DS384,386) に関する各パネル・上級委員会報告書)

United States - Certain country of origin labelling (cool) requirements - Final reports of the Panel, WT/DS384/R; WT/DS386/R (2011)

United States - Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements - AB-2012-3 - Reports of the Appellate Body, WT/DS384/AB/R ; WT/DS386/AB/R(2012)

United States - Certain Country of Origin labelling (COOL) Requirements - Recourse to article 2.1.5 of the DSU by Canada and Mexico - Reports of the Panel, WT/DS384/RW ; WT/DS386/RW(2014)

日本語文献

内記香子(2014)「米国一原産国名表示要求 (COOL) 事件 (DS384, 386)」, WTO パネル・上級委員会報告書解説□, RIETI Policy Discussion Paper Series 14-P-02.2.

京極 (田部) 智子, 藤岡典夫(2014)「TBT 協定をめぐる最近の判例の動向」, 農林水産政策研究, 農林水産政策研究所。

京極 (田部) 智子 (2015)「原産地表示制度の WTO 整合性」, 本カントリーレポート第 2 章, 農林水産政策研究所。

小寺智史「米国一輸入畜産物に係るラベリング措置」,

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.files/12-9.pdf, 2015 年 3 月 13 日 アクセス。

ジェトロ農林水産部(2009)「食料価格をめぐる米国の現状および関係政策の概要」, 日本貿易振興機構。

服部信司(2005)『アメリカ 2002 年農業法』農林統計協会。

服部信司(2009a)『価格高騰・WTO とアメリカ 2008 年農業法』農林統計協会。

服部信司(2009b)『アメリカ 2008 年農業法』のびゆく農業 979, 農政調査委員会。

服部信司(2010)『アメリカ農業・政策史 1776-2010』農林統計協会。

第2章 原産地表示制度の WTO 整合性

京極（田部） 智子

1. はじめに

近年相次いで起こった食品の偽装表示に関する事件を契機として、消費者による食品に対する安全性の要請が高まっている。食品表示の一つである原産地表示の義務付けもそうした消費者の不安に対応するものと言える。世界貿易機関（WTO）の加盟国の中では約70の国において、生鮮食品や加工食品について何らかの形での義務的な原産国表示制度が確立されているという⁽¹⁾。日本においても、消費者の食の安全への関心の高まり及び輸入生鮮食品の急増等を背景として、原産地や原産国の表示への消費者の要求が強まり、現在では様々な食品にそうした情報が添付されている。しかしながらこのような原産国表示制度は、各々の産品について原産国を記録し表示しなければならないという制度の性格上、そもそも貿易制限的効果が内在されていると見ることもできる。また、一般的に国民が持つ国産品に対する安全性信仰を考えれば、原産国表示制度は輸入品に対する貿易阻害効果がありうると言えよう。

本稿においては、日本及び各国における原産地表示制度の現状を概観した後、米国の原産地表示制度が問題となった WTO 紛争処理案件である米国・原産地表示（COOL）事件⁽²⁾を分析し、原産地表示制度のあり方を検討する。

なお、食品に関する貿易規律については、WTO・SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）があるが、これは、食品の安全性と貿易に関する規律である。これに対して、食品に関連する措置であっても、その安全性にかかわるもの以外の措置である、原産地などの表示や規格（成分割合や添加物など）等に係るものは、TBT 協定（貿易の技術的障害に関する協定）の規律に服することとなる⁽³⁾。

2. 日本及び各国における原産地表示制度の現状

（1）日本

日本における食品の表示方法は、食品衛生法、JAS 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、米トレーサビリティー法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）、景表法（不当景品類及び不当表示法）、健康増進法、など、様々な法律によって規律されている。このうち、原産地表示制度は、JAS 法により規定されており、生鮮食品については 1996 年から一部の野菜（ショウガ、ニンニク、サトイモ、ブロッコリー、シイタケ）について開始され、その後、1999 年 7 月の JAS 法改正を受け

て 2000 年 7 月から一般消費者向けに販売されるすべての生鮮食品について原産地表示が義務付けられているところである。生鮮食品の原産地表示が義務付けられた背景として挙げられるのは、近年の流通手段の発達による海外からの野菜等の生鮮食品の輸入増である。これまでは生鮮食品と言えば腐敗が早かったため消費地の近場で収穫されたものが売られるのみであったが、冷蔵・冷凍運搬システム等を含む流通手段が発達するに伴い遠方の生産地や海外からの輸入が増加し、それとともに原産地の情報を求める声も高まった。また、生産者の側からも、輸入品等との差別化を図る観点から表示の充実を求める声が上がっていた。従来、野菜などについては「青果物の一般品質表示ガイドライン」により産地の表示が決められていたが、これが通達で強制力に欠けるということもあり、改めて JAS 法で生鮮食品の原産地表示の義務付けが行われることとなったのである。

一方、加工食品に関しては、2001 年 10 月より、梅干し、らっきょう漬けの原産地表示が義務付けられ、翌 2002 年 2 月には、乾燥ワカメ、塩蔵ワカメ、塩干魚類、塩蔵魚類、ウナギ加工品に義務付けられることとなった。その後も対象品目が拡大され、現在では、22 食品群と 4 品目（農産物漬物、野菜冷凍食品、ウナギ蒲焼き、かつお削り節については個別に表示を義務付け）について、原料原産地表示が義務付けられている⁽⁴⁾。

加工食品の原材料の原産地については、消費者が原産地についての情報を得た上で購入したいという要望がある一方で、製造業者にとっては、品目によっては原料の供給先が安定せず多数にわたること、多くの原材料を使う品目についてはすべての原産地を表示することは技術上も費用の上でも困難であること、また、国際的にも原産地表示に関する一般的なルールは定められていないことから、どういったものについて原産地表示を義務付けるのかについては非常に判断が難しいものがあつた。2000 年 3 月に農林水産省により取りまとめられた「原料原産地表示のあり方」⁽⁵⁾では、「品目の特性に応じた原料原産地表示の導入について、国内的、国際的に十分説明可能な合理的な判断ルールを設定し、これに基づいて個別品目ごとに精査し、その結果に従って原料原産地表示を実施していくことが適当」とされている。そして、原産地表示を行う対象品目の選定については、①流通、消費段階で商品の差別化がされているか、②消費者に誤解を与えるような表示が行われている実態があるか、③他の方法によって消費者の誤認を防ぐことが困難となっているか、④原材料の安定供給が可能で、原料原産地がある程度一定しているか、⑤適正な表示の指導・事後的な確認体制は十分か、といった視点を総合的に勘案して判断すべきとされた。このような考え方にに基づき、加工食品では、2001 年 10 月に梅干し及びらっきょう漬けが原料原産地表示の義務付けの対象となり、その後対象品目が徐々に拡大されることとなった⁽⁶⁾。現在の選定要件としては、①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品の品質に大きく反映すると一般的に認識されている品目で、②製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が 50%以上である製品とされている。これは、2001 年の梅干し・らっきょう漬けの義務付け指定以降、個別に品目を検討して原料原産地表示の義務付けを行ってきたが、消費者や生産者等から、対象品目かどうか分かりづらい一方、より多くの産品を表示義務の対象とすべきではないかという要望があり、2003 年に対象品目の選定方法や

表示方法について見直しを行った結果設けられた要件である⁽⁷⁾。具体的には、加工度が低く、生鮮食品に近いもので、原産地によって原料の品質に違いが見られるものが念頭に置かれた⁽⁸⁾。

なお、原産地表示を含む食品表示については、従来から複数の法律の規律に服さなければならないというそのわかりにくさが指摘されており改善が望まれていたが、平成 21 (2009) 年 9 月の消費者庁設置を機に、厚労省や農林水産省等に分かれて所管されていた法律の食品表示に係る部分が消費者庁に移管され、更に表示に係る法律を一元化する方針が平成 22 (2010) 年 3 月に閣議決定された「消費者基本計画」に規定された。これを受けて、平成 24 (2014) 年 8 月に「食品表示一元化検討会」の報告書が取りまとめられ、平成 25 (2015) 年 6 月に食品表示法が成立している。しかし、原産地表示については今のところ大きな変更はない。

(2) 韓国⁽⁹⁾

韓国の食品表示については、食品衛生庁が所管する食品衛生法、農林畜産食品部⁽¹⁰⁾が所管する農産物品質管理法、畜産物加工処理法により食品に関する様々な表示が義務付けられている。そのうち原産地表示については、農林畜産食品部所管の食品 (531 品目) については原産地表示が義務付けられ、加工食品については、211 品目⁽¹¹⁾に関し、配合比率が 50%以上である主要な原料についてその原産地を表示し、50%以上の原料がないものについては、配合比率上位 2 種類の原料の原産地を表示することとなっている。また、牛肉・豚肉・鶏肉、コメ、白菜キムチについては、レストランなど外食産業でもメニュー等で表示しなければならないこととされている⁽¹²⁾。

(3) EU⁽¹³⁾

EU における食品表示については、様々な法令で規律されていたが、原産地表示については、一般的に「原産地に関する情報がないと消費者を誤認させる可能性がある場合」にその表示が義務付けられることになっており、それ以外は任意表示の対象項目とされる (一般食品表示指令⁽¹⁴⁾第 3 条第 1 項 (8))。なお、これまで個別の法令において、牛肉・牛肉製品、はちみつ、青果物、水産物 (捕獲区域の表示の義務付け)、オリーブ油について原産地表示が義務付けられている。

そして、EU では、これまでの既存の関係法律を整理統合し食品表示に関する新たな新規則を 2011 年 12 月に施行している⁽¹⁵⁾。本新規則は、2008 年 1 月に欧州委員会により提案され 3 年にわたる協議・議論の結果制定されたものである。それによれば、①原産国または原産地が記載されていなければ消費者が食品の本来の原産国または原産地を誤解する恐れがある場合⁽¹⁶⁾、②豚肉・羊肉・山羊肉及び家禽類の肉 (牛肉については BSE (牛海綿状脳症) が発生した影響から、既に別の法令⁽¹⁷⁾により原産地表示が義務付けられている)、

③食品の原産国または原産地が記載されているが、それが主要な原材料とは異なる場合⁽¹⁸⁾、に、原産地・原産国の表示が義務付けられることとなった（新規則第 26 条）。また、新規則には、表示義務の対象の拡大を検討することも別途規定されている⁽¹⁹⁾。

（４） オーストラリア⁽²⁰⁾

オーストラリアにおいて食品表示を規定している主要な法律は、オーストラリア・ニュージーランド食品基準規約（Australia New Zealand Food Standards Code）であり、2005 年から包装された食品については、生産、加工又は包装された国名を明記することとされている。また、未包装の食品であっても、生鮮野菜・果実、ナッツ、調製野菜・果実、魚介類及びその加工品、豚肉及びその調製品についても、原産国を明示することが義務付けられている⁽²¹⁾。また、「豪州産」という表示については、表示を行うことについては任意だが、表示をする場合には、加工コストの 50%以上が国内で発生している場合、原材料が輸入品であっても、“Made in Australia”，“AUSTRALIAN MADE”と表示することができ、主な原材料がオーストラリア産で製造過程もすべてオーストラリアで行われる食品については“Product of Australia”という表示がなされる。

（５） カナダ⁽²²⁾

カナダにおいては、食肉製品は、食肉検査法規則により、輸入品には“Product of / Produit de”という表示がつけられることとなっている。水産品も同様に、水産品検査法規則により、食肉製品と同様に、輸入品には、産地名を表示することとなっている。また、「カナダ産（Product of Canada / Made in Canada）」については、2008 年 12 月に新たに設定されたガイドラインにより、“Product of Canada”については、①製品に対する最終的な実質的変更がカナダ国内で行われていて、かつ、②主要な原材料、加工、労働力のすべてまたはほとんどすべてがカナダによる産品について表示可能とされる。また、“Made in Canada”については、いくつかの原材料が輸入であっても、製品の最終的な実質的変更がカナダで行われている場合には表示できるものとされている。なお、カナダ産かどうかの表示については、任意とされる。

（６） 米国⁽²³⁾

米国では、2002 年農業法により、販売業者が消費者に対して、対象産品（生鮮農産物（野菜・果物）、牛肉、豚肉、羊肉、魚介類、ピーナッツ）について原産地表示を行うことが義務付けられた（Country of Origin Labeling; COOL）。原産国表示の義務付けについては、輸入牛肉の急増を憂慮した米国内の肉牛生産者からの要望圧力が始まりとされ、精肉以外についても、消費者の知る権利を主張する消費者団体がその義務付けを求めていた⁽²⁴⁾。し

かしながら、牛肉加工業者や包装業者は原産国表示の義務付けに反対し、双方が有力議員に働きかけ等を行ったため法案については当初複雑な状況となっており、その義務的な表示の実施については魚介類を除く対象産品については 2008 年 9 月まで延期されていた。しかし、中国から輸入されたペットフードに有害物質のメラミンが混入していた事件を契機として、原産国表示の議論が再度注目を集めることとなり、消費者団体などを中心として対象産品の拡大等が主張され、2008 年農業法では、新たに、山羊肉、鶏肉、マカダミアナッツ、ペカンナッツ、朝鮮人参が義務的表示の対象産品に追加された⁽²⁵⁾。そして、その定義や原産地表示の要件、販売者・生産者に対する対象産品についての記録の保持など COOL についての最終規則が 2009 年 3 月に施行されている⁽²⁶⁾。なお、COOL は加工品には適用されないが、輸入品についてはその多くが 1930 年関税法により原産地表示が求められている⁽²⁷⁾。

3. 原産地表示制度をめぐる WTO 紛争

上述の通り、原産地表示に関しては様々な国で規制が設けられているが、それが WTO において貿易障害要因であるとして問題となったのが COOL 事件である。以下では、まず、WTO における原産地表示規律について概観し、当該事件の内容、問題となる WTO 協定（TBT 協定）の概要及び問題となった措置についてのパネル・上級委員会の判断をみたうえで、その評価及び原産地表示を義務化した場合の WTO 協定整合性についての分析を加えることとする。

（1）WTO における原産地表示規律

1) TBT 協定

原産地表示が貿易上問題となるかどうかということを含め、各国の基準や規格等の制定について規律しているのが TBT 協定（貿易の技術的障害に関する協定）である。TBT 協定は、1973 年から開始された東京ラウンドの結果締結された複数国間協定（スタンダード・コード（貿易の技術的障害に関する複数国間協定））を基礎としている。このスタンダード・コードは、戦後構築された GATT 体制において、数次にわたる関税引下げ交渉（ラウンド）の結果、各国の関税が大幅に引き下げられた一方、それまであまり注目されてこなかった非関税措置の存在が貿易に対する障壁として相対的に重要性を増してくるようになった結果、各国が設ける基準の違いなどが貿易の障害となることを防ぐため設けられたものである。その目的は、各国の規格、検査手続、認証制度の制定・運用が国際貿易に対する不必要な障害とならないことを確保し、国際貿易を容易なものとする事とされ、まず、規格・基準の定義と適用範囲を定めている。本協定の主な内容は、①貿易制限を目的とした基準・規格の制定・適用の禁止および最恵国待遇・内国民待遇といったガット原則の適用の確保、②国際規格の原則的採用等による規格・基準の国際的ハーモナイゼーショ

ンの推進、③規格・基準案の事前公表等による規格・基準の透明性の確保、④各国間での検査手続の受け入れの促進、⑤認証手続の事前公表等による透明性の確保および簡素化・迅速化、である。さらに、「貿易の技術的障害に関する委員会」の設置が決められ、当事国間で発生した紛争が協議によって解決されない場合には、同委員会が当事国の要請に従って、問題の調査を行うこととされていた。しかし、スタンダード・コードは、東京ラウンドにおいて締結された補助協定として位置付けられており、その加入が任意であったため、加盟国はわずか 32 カ国にとどまり、その実効性には疑問が持たれていた。そこで、1986 年に開始されたウルグアイ・ラウンド交渉においてその改訂が目指された。そして、新たに作成された「貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定)」が WTO 協定の一部として 1995 年に一括受諾、発効した。

新たに締結された TBT 協定の基本的考え方は、それまでのスタンダード・コードと同じく、加盟国においては、「自国の輸出品の品質を確保するため、人、動物又は植物の生命又は健康を保護し若しくは環境の保全を図るため又は詐欺的な行為を防止するために必要であり、かつ、適当と認める水準の措置をとることを妨げられる」べきでないといわれる一方、「強制規格及び任意規格並びに強制規格又は任意規格の適合性評価手続が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること」が求められている⁽²⁸⁾。そして、その規律対象は、「強制規格」、「任意規格」、「適合性評価手続」となっている。TBT 協定は、従来のスタンダード・コードを基本的には継承するものであったが、主な相違点として、①開発途上国を含むすべての WTO 加盟国が受諾していること、②適合性評価手続の運用に関する透明性を確保する規定を加えていること、③WTO における紛争解決手続が強化された結果より実効性が高まると見込まれたこと、といった点を挙げることができる。また、中心的規律である強制規格については、スタンダード・コードにおいても、第 2 条 1 項で国際貿易に対する障害をもたらすことを目的として立案・制定・適用されないこと、同種の製品に対して不利な待遇を与えないこと、国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることが規定されていたが⁽²⁹⁾、TBT 協定においても基本的な方向は変更することなく、これを整理・明確化し、2.1 条及び 2.2 条に振り分けて規定したと考えられる。2.1 条においては、輸入製品について同種の国内産品及びその他の外国産品に対して与えられる待遇よりも「不利でない待遇を与えることを確保する」ことが規定され、2.2 条では、国際貿易に対し「不必要な障害をもたらすことのないようにする」ため、「正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」と、より詳細に規定を置いている。更に、2.2 条において、正当な目的の内容について列挙している点も、スタンダード・コードとの違いである。

なお、TBT 協定に関しては、これを根拠として提起される紛争はこれまであまりなかった。この点について内記は、TBT 協定とガットの条項の内容が重複しており、これまでの判例では、先にガットの条項が審査され、訴訟経済により TBT 協定について審査されなかったことをその主な理由として挙げている⁽³⁰⁾。また、マヴロイディス (Mavroidis) は、

TBT 協定に基づき設置されている TBT 委員会が紛争解決手続に案件が持ち込まれる前段階の紛争解決の場として一定程度機能していることもその理由の一つとして挙げている⁽³¹⁾。すなわち、TBT 委員会では、TBT 協定の規律対象である各国の規格などが「特定の貿易上の関心事項 (Specific Trade Concerns)」として関心を持つ他の加盟国から提起され、委員会の場で提起された規制内容の詳細な説明を規制設定国に求めたり関心を提起した加盟国がもつ懸念事項について議論がなされるという仕組みがあり、ある程度の問題が紛争解決手続に訴える前に話し合いを通して解決がなされていると考えられる。一方で、近年、COOL 事件を含め、TBT 協定違反を申し立てる紛争が続けざまに提起され、パネル・上級委員会から判断が下されているのは、判例の積み重ねにより GATT 上の条文の解釈適用が明確になり、TBT 協定の同様の条項にそれを参照することで TBT 協定の解釈が予見可能になったからだとされる⁽³²⁾。TBT 協定をめぐる貿易紛争については、今後も TBT 委員会における話し合いの場での解決と、それでは解決できない場合の紛争解決手続への提起という形で対応がされていくと考えられる。TBT 委員会での話し合いに終わらず紛争解決手続にまで発展するかどうかについては、問題となる措置の内容の持つ政治性や重大性によって考えられよう。どのような問題が紛争解決手続に提起され、その審査を通してどのように TBT 協定の解釈が明確化されていくのかについては引き続き注視していく必要がある。

2) ガット第 9 条及び原産地規則協定⁽³³⁾

原産地表示と関連するルールに「原産地規則」がある。原産地規則は、国際的に取引される物品がどの国で生産されたものなのかということを判定するために用いられるルールであるが、現在国際的に共通する整備されたルールはなく、各国や各地域貿易協定などで独自に決められているのが現状である。原産地規則は、開発途上国に特惠関税を付与するためや、数量制限やその他の通商政策上の措置を実施するために必要となるものである。ガットでは、第 9 条に一般的なルールとして、表示の要件として国別の差別を行わないこと、原産地表示の法令の実施についてはそれが輸出国に対して与える影響を最小限とすること等が規定されている。また、ウルグアイ・ラウンドの結果、原産地規則に関する協定が締結され、本来技術的・中立的であるべき原産地規則が、各国によって恣意的に設定され不必要な貿易の障害とならないよう、本協定に基づき、原産地規則の調和作業が行われているところである。

(1) COOL 事件

原産地表示ラベリング制度の TBT 協定整合性を考える場合に問題となるのが、以下の点である。すなわち、まず、①原産地表示ラベリングは TBT 協定に規定される「強制規格」にあたるのかどうか、②原産地表示ラベリングはいかなる場合に「貿易制限的」と判断されるのか。以下では、COOL 事件の概要を見た後、主に同事件で下された判断を取り

上げ、他の関連するケースの判断も参照しながら、これらの点について分析を加えたい。

1) COOL 事件の概要

カナダ及びメキシコが申立てを行った COOL 事件は、上述の米国の原産地表示の義務化を問題としたもので、両国は食肉についての原産地表示に関するラベリングを WTO 協定違反として訴えた。

COOL においては、食肉についての原産地表示のラベリングが家畜の出生・肥育・と畜場所によって表示内容が異なるものとなっており、具体的には以下のように定めていた。

- ① 米国産（ラベル A）：家畜の出生・肥育・と畜まですべての生産工程が米国内で行われたもの。アラスカ又はハワイ産の家畜については、当該地で出生及び肥育がなされたカナダを 60 日以内に通過し米国内でと畜されたもの。ラベリングとしては、「米国産（Product of the US）」と表示される。
- ② 複数国産（ラベル B）：家畜の出生からと畜までの生産工程の一部が米国内で行われ、米国に直ちにと畜のために輸入されたものではない（と畜まで 2 週間以上米国内で肥育される）ものの場合、「米国，輸入国産」と表示。具体的には、例えば、カナダで出生しメキシコで肥育された後に米国に輸入され、と畜まで 2 週間以上米国で肥育された場合は、「米国，カナダ，メキシコ産（Product of the US and Canada, Mexico）」と表示される。なお、この場合、順番を逆にすることも可能とされた。
- ③ 複数国産（ラベル C）：外国で出生・肥育後の家畜を輸入して米国内でと畜したもので、「当該外国，米国産」と表示する。具体的には、例えば、カナダで出生・肥育された後に米国に輸入されてと畜・製品化した食肉については、「カナダ，米国産（Product of Canada, US）」と表示される。
- ④ 外国産（ラベル D）：家畜の出生からと畜まですべての生産工程が米国外で行われたもの。例えば、「カナダ産（Product of Canada）」と表示される。

また、製造段階で米国産家畜・食肉と外国産家畜・食肉を「混合」した場合の表示方法についても詳細に規定されており、それによれば、「同一生産日」に、米国産と外国で出生し米国で肥育・と畜されたものの混合、米国産とと畜のために輸入されたものの混合、などについては、どのような順序で原産国を表示してもよいとされていた⁽³⁴⁾。

こうした COOL の規定について、申立国のカナダは、以下のように主張した（メキシコの主張も同様）。すなわち、COOL は小売りレベルで消費者に対する牛肉、豚肉を含む対象製品についての原産地表示を義務づけるものであり、米国産と表示するには、出生、肥育、と畜がすべて米国内である場合（ハワイまたはアラスカで出生・肥育された家畜がカナダを 60 日以内に通過して米国でと畜される場合を含む）のみを指すとしている。このような措置は、牛肉・豚肉について米国での肥育または直ちにと畜することを目的として輸出された家畜との区別を行うものであり、ガット第 3 条 4 項（内国民待遇）、第 9 条 4 項（原産地表示）、第 10 条 3 項（貿易規則の公表及び施行）、TBT 協定第 2 条（強制規格）あるいは SPS 協定第 2 条（基本的な権利義務）、第 5 条（危険性評価）、第 7 条（透明性

の確保)、原産地協定第2条(経過期間における規律)に非整合的である。

なお、カナダにおいては、2008年10月から2009年3月までの生体牛の輸出頭数が前年同期比で28.2%、メキシコにおいては同6.9%減少している。また、豚肉については、カナダからの輸出が同33.5%減少している。これは、原産地表示の義務化の実施により一部の米国の食肉パッカーが輸入を控えたためと考えられる。

上述の通り、カナダ・メキシコともに米国の措置がTBT協定及びガットの双方に違反していると主張していたわけだが、パネルは、審査の順番として、まず最初にTBT協定の論点から審査を行うとした。これは、ガットとそのほかの協定において類似の規定がある場合に、より特定のかつ詳細な規定のある協定における論点から審査するという原則に従ったものである。COOL事件においては、後述のとおり、TBT協定第2.1条とガット第3条4項に類似の規定があり、より特定の協定であるTBT協定を最初に審査することになった⁽³⁵⁾。

2) 原産地表示ラベリングの強制規格性

まず、原産地表示ラベリングの強制規格性だが、「強制規格」については、TBT協定附属書1パラ1に以下のように定義されている。

製品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書であって遵守することが義務付けられているもの(適用可能な管理規定を含む。)。強制規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって製品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

これについては、EC・アスベスト規制事件上級委員会が以下のように明確化している。すなわち、「強制規格」とは、①製品の特性を、積極的に、又は、消極的に規定する文書であって、②対象製品又は製品グループが識別可能で、③その遵守が義務的なもの、である⁽³⁶⁾。COOL事件パネルにおいては、これに基づき、まず、COOL措置の遵守が義務的かどうか、COOL措置は同一の製品又は製品グループに適用されるものかどうか、COOL措置が製品の特性に基づくものかどうか、を検討している。そして、①被申立国である米国もCOOL措置が義務的であることには反論しておらず法令にも法的拘束力のある形で記述され、罰金等の執行措置があること等から、当該措置を「義務的」とであると判断し⁽³⁷⁾、②COOL措置は(i)塊肉又は挽肉の形状の牛肉・豚肉、(ii)牛肉・豚肉として使用される家畜、を対象としていることから、同一の製品又は製品グループに適用される⁽³⁸⁾、③COOL措置は原産地表示ラベリングでありラベリングは製品特性を示すものであることから⁽³⁹⁾、COOL措置はTBT協定附属書1パラ1に言う「強制規格」とであると判断している⁽⁴⁰⁾。

なお、TBT協定の強制規格の定義に関連して議論される問題として、いわゆるPPM(生

産工程・生産方法（Process or Production Methods）規制がある。これは、強制規格の定義として、TBT 協定附属書 1 パラ 1 第 1 文に「製品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について〔規定する文書〕（波線は筆者）」とされていることから、TBT 協定における強制規格に当たるものは、最終製品に影響を与える生産工程・方法を規律する規制（製品関連 PPM 規制）であり、そうでない場合（製品非関連 PPM 規制）には、TBT 協定の規律対象となるのかが明らかにされていなかったことから、問題となってきた。この PPM 規制については、主に環境問題との関連で議論されてきている。すなわち、例えば、環境に悪影響を与える物質が最終製品に含まれているかどうかでそれを区別することは製品関連 PPM 規制となるが、製品の製造段階では環境に悪影響を与える物質が排出されるものの最終製品そのものを見た場合にそれが区別できない場合に、そうした製品を規制することは、製品非関連 PPM 規制の問題となる。

ラベリングについては、TBT 協定附属書 1 パラ 1 第 2 文に言及されており、「・・・ラベル等による表示に関する要件であって製品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができる」と規定されている。これについては、第 1 文にあった「その関連の」という文言がないことから、ラベルに関しては、製品非関連 PPM 規制であっても TBT 協定の規律対象となるという見解がある一方で⁽⁴¹⁾、条文の解釈として、第 1 文よりも第 2 文を広く読むのは適切ではないという見解もあり⁽⁴²⁾、確定的な結論は今のところ出されていないと言える。原産地表示ラベリングについても、製品がどこで生産されたかということ自体は、最終製品には影響しない（すなわち、カナダ産の牛肉だろうがメキシコ産の牛肉だろうが、牛肉には違いがない）ことから製品非関連 PPM 規制の問題であるとも考えられ、そもそも TBT 協定の規律対象となるのかどうかという点に疑問が残る。この点、COOL 事件パネルは、当事国間で COOL 措置が原産国表示ラベリングを要求していることについて争いはないことを確認した上で、EC・アスベスト規制事件上級委員会では、TBT 協定附属書 1 パラ 1 の文言に基づき、ラベリング措置が製品の特性を示すものであると述べていること、EC・地理的表示事件パネルでは、産品に原産国を表示するという明確な要件は、「強制規格」の定義からラベリング要件であり、製品の特性を示すものであるから、「強制規格」性の要件の第 2 の要件に当てはまると述べていること、に言及しており⁽⁴³⁾、PPM 規制云々への言及はないものの、パネルとしては、原産地表示は「製品の特性」を示す製品関連 PPM 規制と判断しているように思われる。なお、EC・アスベスト規制事件において上級委員会は、製品の特性は、産品に備わる特性や品質のみならず、産品に関連するもの、例えば、識別のための手段（“the means of identification”）、も含む、と述べており⁽⁴⁴⁾、原産地の表示は産品の識別のための手段として考えられるため、産品の特性を示すと言える。すなわち、消費者は「原産地」をその産品の特徴の一つとして捉え、他の産品との識別の手段としているということになる。したがって、本件における解釈で明示的に示されてはいないものの、COOL 事件において原産地表示は製品関連 PPM 規制であると捉えられたと理解できる。

COOL 事件においては、製品関連 PPM 規制や製品非関連 PPM 規制の問題は議論され

なかった。これは、上述に加え、当事国がそういった議論を提起していなかったということも理由の一つとして挙げられる。なお、2012 年 6 月に採択された米国・マグロラベリング事件では、問題となった規制（「ドルフィン・セーフ」ラベルの添付）が産品非関連 PPM 規制だったにもかかわらず、当該規制を「強制規格」と認定して判断を行っている⁽⁴⁵⁾。同事件においては、申立国であるメキシコで多用されるマグロ捕獲のための漁法がイルカを殺傷するものであるとして、そうした漁法によって捕獲されたマグロ製品については「ドルフィン・セーフ」ラベリングの添付はさせないという、マグロの漁法、すなわち、マグロの生産工程に関する規制が問題になった。どのような漁法によって捕獲されたとしてもマグロ製品それ自体には相違が生じないことから、本ラベリング規制は産品非関連 PPM 規制の問題であったと考えられる。しかし、同事件パネルでは、PPM 規制の問題としては扱わず、強制規格の 3 要件のうち、産品の特性を規定するものかどうかという部分で議論がなされた。同事件パネルは、第 2 文は第 1 文を詳しく規定したものであるとして、「産品又は生産工程若しくは生産方法について適用される」ラベリング等の要件は、「産品又は生産工程若しくは生産方法」に「関連する」ことを意味するものと解釈した。すなわち、ドルフィン・セーフというラベリングはマグロ製品という産品に適用されるものであることから、産品に関連する措置であり産品の特性を規定するものと判断された⁽⁴⁶⁾。こうした判断は、産品非関連 PPM 規制が TBT 協定の規律対象となりうる道を広げたように思われるが、結局のところ TBT 協定において産品非関連 PPM 規制が規律対象に含まれるのかどうかについてははっきりしない。この点については、今後類似の措置が紛争解決手続に提起された場合のパネル・上級委員会の判断を待つ必要があるだろう。

3) COOL 措置は協定違反か

次に問題となるのは、「強制規格」である原産地表示ラベリングが、どのような場合に TBT 協定違反と判断されるのか、ということである。TBT 協定においては、2.1 条で、「加盟国は、強制規格に関し、いずれかの加盟国の領域から輸入される産品についても、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する」として、いわゆる最恵国待遇義務及び内国民待遇義務を課している。また、2.2 条では、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」と規定する。これは、いわゆる必要性の要件を規定しているとされる。そして、2.2 条では、正当な目的を、「国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全」と、例示的に列挙している。

COOL 事件においては、これら二つの条項が主に問題とされたが、それぞれどのように解釈されたのかを簡単に見ていくこととする。

2.1 条について

上述のとおり、TBT 協定第 2.1 条では最恵国待遇及び内国民待遇を規定しているが、本条違反となる要件は、対象となる措置が、①「強制規格」であり、問題となる国産品と輸入品が②「同種の産品」であって、③輸入品に対して「不利な待遇」を与えていること、である。まず、「同種の産品」については、基本的には、同様の文言があるガット第 3 条 4 項の解釈を参照して解釈されている。これについては、1970 年の国境税調整 GATT 作業部会報告以来、先例において、(i) 産品の物理的特性 (the products' properties, nature and quality), (ii) 産品の特定の市場における最終用途 (the products' end-uses in a given market), (iii) 消費者の嗜好・習慣 (consumer tastes and habits in respect of the products), (iv) 関税分類 (the tariff classification of the products), の 4 点に照らしてケースバイケースで判断するとされている。なお、COOL 事件においては、パネルで、その原産地を専ら基礎として区別される産品はガット第 3 条 4 項にいう同種の産品とされること、また、米国が反論を行っていないことを根拠として、ごく簡単にその「同種性」を認定している⁽⁴⁷⁾。

次に、「不利な待遇」を与えたかどうかについては、COOL 事件よりも先に判断が下された TBT 協定をめぐる紛争である米国・丁子タバコ規制事件において、上級委員会が以下のように判断の指針を示している。すなわち、TBT 協定第 2.1 条の解釈においてはガット第 3 条 4 項の解釈を参照するとした上で⁽⁴⁸⁾、2.1 条は、「法律上及び事実上の差別 (de jure and de facto discrimination)」を禁止するものではあるが、正当な規制上の区別 (a legitimate regulatory distinction) から生じる輸入品への悪影響を禁止するものではないこと、したがって、法律上の差別がなく事実上の差別を検討する場合には、単に輸入品の競争機会に対する悪影響があるかどうかだけではなく、その悪影響が正当な規制上の区別から生じているかどうかを、問題となる強制規格の企図、設計、明らかになった構造、運用及び適用 (the design, revealing structure, operation, and application of the technical regulation at issue)、特に、当該措置が公平かどうか (whether that technical regulation is even-handed) について検討する必要がある、としたのである⁽⁴⁹⁾。COOL 事件でも、この丁子タバコ規制事件の考え方に沿って判断を行っている。COOL 事件では、パネル段階では、問題とされた措置が事実上輸入家畜と国産家畜の分別を必要としており、家畜を扱う業者に対し最もコストが安く済む国産家畜だけを扱うインセンティブを与えていることから、輸入家畜に対して不利な待遇を与えており、それが事実上の差別となっているとして、TBT 協定第 2.1 条違反を認定した⁽⁵⁰⁾。しかし、上級委員会は、国産家畜だけを排他的に扱うインセンティブを与えていることで輸入家畜に対する競争条件の修正があり、その点が TBT 協定違反というパネルの判断に関する検討は不十分であるとし、この輸入家畜の競争条件に対する不利な効果が「正当な規制上の区別」のみに起因しているかどうかを検討しなければならないとした⁽⁵¹⁾。その際、上級委員会は、規制上の区別が、「公平な方法」で設計または適用されない場合、例えば、その規制上の区別が恣意的または不当な差別の手段となるような態様で設計または適用される場合、当該区別は「正当」とはみなされない、と述べた⁽⁵²⁾。すなわち、COOL 措置によってなされる規制上の区別（出生・肥育・と畜という三つの生産段階の区別及びそ

れらによって分けられる表示の四つのカテゴリー)が、恣意的または不当な差別となるような方法で設計または適用されている場合、COOL 措置は 2.1 条違反となる⁽⁵³⁾。そして、上級委員会は、COOL 法において業者に原産地の記録をさせるという記録・証明要件に着目した。パネルは、記録・証明要件は、国産家畜と輸入家畜の分別を「必然的に (necessitate)」に伴い、その分別が国産家畜を排他的に扱うインセンティブを米国生産者に与え、輸入家畜への悪影響を引き起こしていると認定しているが、上級委員会は、記録・証明要件の義務付けにより輸入家畜を扱うコストを引き上げており、結果として国産家畜のみを取り扱うインセンティブを与えていることに加え、川上の生産者の記録・証明要件の負担の大きさに比して消費者に与えられる情報の少なさを問題視し⁽⁵⁴⁾、川上の生産者が記録する詳細な情報は必ずしも正確には消費者には伝わっておらず、規制上の区別を通じて消費者に伝達される原産地情報のなされ方は恣意的であり、川上の生産者に課される不均衡な負担は正当とは認められない、とした。そして、COOL 措置に基づく記録・証明要件に起因する輸入家畜への悪影響は、消費者へ原産地情報を提供する必要性から生じる規制上の区別から正当には説明されず、COOL 措置に基づき行われている規制上の区別が公平な方法で適用されているということができないと述べて、輸入家畜に対する不利な効果が正当な規制上の区別のみに起因するものではないとして、TBT 協定第 2.1 条違反を認定した⁽⁵⁵⁾。

2.2 条について

すでに述べたとおり、TBT 協定第 2.2 条では、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的にであってはならないとして、その正当な目的を例示列挙しているが、COOL 事件においては、まず、これに列挙されていない「消費者への原産地情報の提供」が正当な目的にあたるかどうか争われた。パネルにおいては、COOL 法の目的を「原産地について消費者に情報を提供する」とこととした上で⁽⁵⁶⁾、この目的が正当かどうかを判断するために、「法又は原則に合致するか」、「正当かつ妥当か」又は「広く認められた標準型に一致するかどうか」を検討している⁽⁵⁷⁾。そして、TBT 協定第 2.2 条第 3 文は、正当な目的について列挙しているが、対象となる目的はここで特に言及されているもの以上のものがあり得るし、列挙された目的と明示的に関連している必要はなく、広い範囲の目的が該当しうると述べている⁽⁵⁸⁾。そして、本件の申立国及び第三国参加国において設けられている強制ラベリング措置の例を検討したところ、その多くが食品の原産地についての情報を消費者に提供する目的となっており、これは TBT 協定上正当な目的と加盟国が考えていることを示すとした⁽⁵⁹⁾。そして、ある政策目的が正当かどうかの判断は、世の中から孤立して決定されるものではなく、我々が現実に住む世界における文脈の中で決定されなければならないこと、そして、これまでの検討から、製品の原産地についての消費者への情報の提供は、WTO 加盟国間の相当部分において現在の社会規範の要請と一致していると考えられることから、当該目的を TBT 協定第 2.2 条の意味における「正当な目的」と結論した⁽⁶⁰⁾。そして、こうしたパネルによる COOL 措置の「正当性」に関する判断について、上級委員会は、パネルの正当性の決定に

はいくつか不明確な点があるものの⁽⁶¹⁾、「正当性」の決定に当たっては、TBT 協定第 2.2 条に列挙してあるリストに加え、前文やその他の協定における目的も参考にできるとした上で⁽⁶²⁾、消費者に原産地の情報を与えるという目的は、TBT 協定第 2.2 条及びガット第 20 条 (d) の詐欺的行為の禁止という目的と関連しており、また、ガット第 9 条の原産地表示における規定でも加盟国には輸入産品に原産地を表示させる権利があることを明確に認識していることから、これらにより、消費者へ情報を与えるという目的の正当性が支持されるとして⁽⁶³⁾、パネルの認定を支持している⁽⁶⁴⁾。

次に、COOL 措置がこの正当な目的を達成しているかどうかについては、パネルは、措置は、消費者にラベルの意味が容易に理解できないようになっていること、特定のルールに従えば正確な原産地情報を記載しなくてもよい場合があること等から、消費者に正しく理解されるように原産地に関する情報を提供しているとは思われなしとし、2.2 条における「正当な目的」を達成するものとは言えない⁽⁶⁵⁾として、2.2 条違反を認め、それ以上の検討（「必要である以上に貿易制限的」かどうかについての検討）は行わなかった⁽⁶⁶⁾。しかし、この点については、上級委員会は、パネル自身、COOL 措置に基づくラベリングは原産地に関する情報を消費者に提供するという目的には貢献していると認定していると述べ、措置は正当な目的を達成していないとしたパネルの判断を覆している⁽⁶⁷⁾。そして、その上で、問題となる措置が必要である以上に貿易制限的であるかどうかの検討を行った。上級委員会は、米国・マグロラベリング事件上級委員会報告書を引用して、必要性を判断する場合には、①措置の貿易制限性、②措置が正当な目的を達成する貢献度合い、③目的が達成されないことによって生じるリスク、について検討する必要があるとし⁽⁶⁸⁾、代替措置と以下の点を比較しなければならないとした。すなわち、(i) 代替措置がより貿易制限的でないかどうか、(ii) 目的が達成されないことによって生じるリスクを考慮して、代替措置が問題となる措置と同等に正当な目的に貢献するものかどうか、(iii) 代替措置が合理的に利用可能かどうか、の 3 点についてである。そして、上級委員会は、COOL 措置は、①正当な目的への貢献については、一定程度消費者に対して原産地情報を提供するという目的には貢献しているとし⁽⁶⁹⁾、②貿易制限性の存在については、パネルは、COOL 措置には輸入家畜の競争条件に影響を与えることによって 2.2 条に言う貿易制限性があると述べており⁽⁷⁰⁾、その貿易制限性の程度については具体的な認定を行っていないものの、パネルが行った 2.1 条における分析を根拠として相当程度の貿易制限性 (a considerable degree of trade-restrictiveness) があると認定した⁽⁷¹⁾。そして、③目的が達成できないことによって生じる危険性については、パネルは認定を行っていないが、米国が提示した米国消費者が家畜・食肉の原産国（家畜の出生、肥育、と畜の場所）に関する情報を求めていることを示す証拠に疑問があるとパネルが述べていること⁽⁷²⁾、米国消費者は原産国表示にかかるコストを負担したくないと考えていることに注意すべきとパネルが述べており⁽⁷³⁾、米国消費者の大部分が COOL 措置による原産国表示の情報についてのコストを負担する用意がないということは、そのような情報は消費者にとって優先事項ではないことを示していること、から、目的を達成できないことによる危険性も特に重大ではないと認定した⁽⁷⁴⁾。

しかし、問題とされる措置と申立国により提示された代替措置（任意表示制度⁽⁷⁵⁾、製品の性質を変更するような加工が行われる場所を原産国とする制度⁽⁷⁶⁾、個体識別制度⁽⁷⁷⁾）との比較についてのパネルの事実認定が欠如していることから、COOL 措置がその正当な目的を達成するのに必要である以上に貿易制限的かどうかを判断できないとして⁽⁷⁸⁾、2.2 条については何らの認定を行っていない。したがって、COOL 措置が果たして TBT 協定第 2.2 条違反であるかどうかについては不明である。

（３） COOL 事件の評価と原産地表示の義務化

以上のように、COOL 事件においては、パネル段階では TBT 協定第 2.1 条及び 2.2 条双方の違反を認定したものの、上級委員会は、2.1 条についてはその理由づけを変更し、また、2.2 条についてはパネルの判断を覆しその違反を認めなかった。こうした COOL 事件における TBT 協定第 2.1 条及び 2.2 条の違反認定に関する食い違いは、TBT 協定において、ガット第 20 条のような一般的例外を認める条項がないことに起因しているように思われる。すなわち、ガットにおいては、第 3 条において内国民待遇義務を定め、4 項で「同種の産品に許与される待遇よりも不利でない待遇」を外国産品に与えなければならないとされる。しかし、ここで違反が認められたとしても、ガット第 20 条各号にある例外措置（例えば、ガット第 20 条（d）の法令の遵守を確保するために「必要な」措置）であることが認定され（その認定に当たっては、価値・利益の相対的重要性、措置の貿易阻害性、措置の目的に対する貢献度が検討された上で、正当な目的を達成する措置との比較において、提示される代替措置が貿易阻害性が低いかどうかを検討される⁽⁷⁹⁾）、そうした措置が「同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用」（ガット第 20 条柱書）されていなければ、当該違反措置は正当化されることになる。この柱書のテストにおいては、措置の政策目的を考慮した上で、差別がその政策目的と合理的に関連しているかどうか判断されることになる⁽⁸⁰⁾。

すでに検討してきたとおり、TBT 協定第 2.1 条においては同種の産品に対する内外差別があるかどうか、2.2 条においては問題となる措置が必要以上に貿易制限的かどうか審査される。COOL 事件では、2.1 条の検討において、輸入品に対する悪影響の存在を認めた上で、それが、正当な規制上の区別に専ら起因するかどうか、すなわち、当該区別が恣意的または不当な差別の手段となるような方法で設計・適用されているかどうかということを審査している。ここでは、いわば、ガット第 20 条柱書のテストを用いたように思われる。一方で、2.2 条の審査の際には、ガット第 20 条各号で用いられる必要性テストを援用し、措置の貿易制限性、措置が正当な目的を達成する貢献度合いなどを見た上で、比較される代替措置がより貿易制限的でないかどうかを判断するとしているが、ガット第 20 条柱書にあるような恣意的または不当な差別の手段となるような方法で適用されているかどうかについては言及していない。すなわち、2.2 条の審査においては、ガット第 20 条各

号に適合するかどうかの審査のみが行われていることになり、柱書のテスト類似の審査は、2.1 条の方で採用されていることになる。しかしながら、TBT 協定第 2.1 条は、本来ならば、単に内外差別が存在するかどうかのみを審査すべきであり、2.1 条の審査それ自体に、ガット第 20 条で行われるような例外措置を認めるテストを導入すべきではないのではないかと考えられる⁽⁸¹⁾。すなわち、そのような例外については、2.2 条の方で排他的に処理すべき問題ではなかったのか、ということである。原産国表示ラベリング制度については、ラベリング制度それ自体にそもそも差別的な性格が含まれていることに鑑みれば、本来の問題は、ラベリング制度が差別的かどうか、ではなく、それが必要以上に貿易制限的なものとなっていないかどうか、ではないかと考えられる⁽⁸²⁾。2.1 条の検討においては、「輸入品の競争条件に悪影響を与える修正」があったかどうかに加えて、その悪影響が正当な規制上の区別から生じるものかどうか、特に、問題とされる措置が公平なものかどうかという観点から審査されている。すなわち、この基準により、輸入品に対する差別があったとしても、それが「正当な規制目的」から生じるものであれば違反にはならないということになる。したがって、原産地表示の義務化それ自体には後述のように「消費者に対する情報提供」という正当な目的があり、そこから生じる「区別」があったとしても、それ自体は「不利な待遇」に当たらないと考えられる。しかしながら、2.1 条の規定の趣旨に鑑みれば、TBT 協定にガット第 20 条類似の規定がないからと言って、同条の審査において、たとえ「差別」があったとしてもそれが「正当な規制目的」から生じる「区別」であれば違反ではない、との新たな判断基準を示すべきだったかどうかには疑問が残ろう。一方で、パネル・上級委員会は、TBT 協定第 2.2 条を 2.1 条の例外条項とは位置付けない、という考えを明らかにしたとも言え、このような判断はその考えからは自然な流れだったとも言えるし、ガットとは異なる TBT 協定の制定の意味を考えれば、2.1 条においてこのような考え方が表明されたことは理解できるものである。

COOL 事件における 2.1 条に関する上級委員会の判断について言えば、「(上流の生産者と下流の小売業者の間の) 負担の不均衡」という、差別を直接扱うのではない理由付けを行ったことで、その解釈についての理解に関する混乱を招いていると言える。この点につき、内記も、「本件における「正当な規制の区別」「規制区別の公平さ」とは、カテゴリー A と、カテゴリー B/C における表示の「正確性」が問題であって（つまり、誕生・育成・と畜の各段階の原産国を表示するという消費者情報の目的に対応したカテゴリーかどうか問題であって）、生産者に課される情報義務の重さは直接的には関係がない要素であるように思われる」と述べ、さらに、「情報の「不均衡」「不一致」という観点は、次にみる 2.2 条における必要性要件のバランス・テストに類似した点であり、それを 2.1 条で判断することは 2.2 条の存在意義を失わせる」のではないかという意見が本事案を議論した際の研究会の場であったことに言及している⁽⁸³⁾。

それでは、こうした COOL 事件における上級委員会の理由付けが不適當であるというのであれば、果たして、上級委員会は、2.1 条に関する判断に当たりどのような考えを示せばよかったのだろうか。この点については、同じく TBT 協定が問題となった他の二つの

事件での判断が参考となろう。インドネシアからの丁子タバコの輸入規制が問題となった米国・丁子タバコ規制事件においては、丁子タバコと同じく香り付きタバコに分類されるメンソール・タバコが販売禁止から除外されていることについて、若年層の喫煙減少という措置の目的からは説明がつかない等を理由として、この規制上の区別が正当性に欠けるとしている。また、米国・マグロラベリング事件においては、東部熱帯太平洋（ETP。メキシコは主に ETP 内において巾着網によって囲い込んでマグロを捕獲する（その際にイルカも囲い込むことになる））外において巾着網以外の漁法によってマグロを捕獲する場合には、ETP 内で巾着網を使用してマグロを捕獲する場合とは異なり、イルカに対する悪影響如何に関わらず「ドルフィン・セーフ」ラベルの添付が認められていたが、これは ETP 外での巾着網漁法以外の方法についてはイルカの致死率が十分には検討されていないことを意味しており、この違いは「正当な規制上の区別」とは言えないとした。これら二つのケースについては、「正当な目的を達成するために行われる規制措置による区別が、その目的に合理的に資するものなのか」という観点から結論を導いていると言える⁽⁸⁴⁾。こうした観点に鑑みれば、COOL 事件においても、「規制上の区別」と「規制目的」との「合理的な関連性」を考慮すべきだったのではないかと思われる。すなわち、COOL 法によって事実上要求される国産品と輸入品の「分別」から生じる輸入品に対する「区別」が、「消費者への情報提供」という「規制目的」と「合理的な関連があるかどうか（規制目的に資するものかどうか）」が検討されるべきだったのではないだろうかと考えられる⁽⁸⁵⁾。

TBT 協定第 2.2 条においては、問題とされる強制規格が、①「正当な目的」を達成するものかどうか、②目的が達成されない場合のリスクを考慮したうえで、目的を達成するのに必要である以上に貿易制限的でないかどうか、が代替措置との比較で審査される。COOL 事件では、①については、2.2 条で列記されていない「消費者への情報提供」が同条の「正当な目的」に入ることが明確にされた。同条では列記されていない「消費者への情報提供」が「正当な目的」に入ることが明確に認められたことについては、かなり広い範囲で加盟国が行う規制措置の目的の「正当性」が認められる可能性が出てきたという意味において、パネル・上級委員会の加盟国の規制権限に対する謙抑的姿勢の表れとも言うべきものであろう。しかし、目的の正当性が広く認められることと、当該措置が「正当」かどうかは別問題であることには当然注意が必要である。すなわち、2.2 条の審査においては、代替措置との比較において、その代替措置がより貿易制限的でないかどうかをきちんと審査すべきであろう。しかしながら、2.2 条が検討された他の事件（マグロラベリング事件）においては、代替措置が「正当な目的」を達成するかどうか自体を相当厳しく検討しており⁽⁸⁶⁾、そもそも代替措置が「正当な目的」を達成するものではないとしてその貿易制限性の低さ云々を審査する前に否定される可能性が多分にある。このマグロラベリング事件の判断を鑑みれば、政策の目的の正当性を広く捉えること及び申立国が提示する代替措置による正当な目的の達成について厳しく見ることによって、すでに述べたとおり、加盟国の規制権限を最大限尊重しているとも見ることもできるわけだが、一方で、そのように「正当な目的」を尊重するがゆえに本来であれば「正当」とは認められない措置まで認めることにならないだろう

か、という疑問は残ろう。原産国表示ラベリング制度に限っていえば、「原産国を表示させる」という手法以外に代替措置が存在するとは考えられない。しかしながら、本事件の措置のように、家畜の出生・肥育・と畜/加工場所について逐一情報を求めていくことについては多大なコストがかかることが容易に想像できる。そうしたコストに見合うだけの成果が表れているのか、消費者が本当にそれを望んでいるのか、引いては、それが本当に「正当」と認められるべき措置かどうかについては、貿易の阻害要因を除去し加盟国間の貿易を促進するという WTO の前提に鑑みても、より慎重な検討があつてしかるべきではなかったかと考えられる⁽⁸⁷⁾。また、本件で問題となった精肉以外の生鮮食品の原産地表示については、野菜や果物などであれば、本件のように生育地が異なるという問題は起こらないことから、原産地表示も非常に単純なものになる。しかし、そのような単純な原産地表示を行わせるにも一定のコストがかかるし、そうした表示が貿易の阻害要因にならないのかという問題もあろう。さらに言えば、わが国でも問題となっているように、加工食品については、原産地をどのように表示させるかについては非常に複雑になる恐れがあり、表示のさせ方によっては貿易の阻害要因になる可能性もあるし、そうした表示を本当に消費者が望んでいるのか、すなわち、表示にかかるコストを負担してまで正確な情報を入手したいという希望が本当に消費者側にあるのかどうか、という点は原産地表示制度構築に当たっては十分慎重に考慮すべきポイントではないかと考えられる。

原産地表示の義務化については、本件上級委員会の判断に従えば、確かに輸入品に対して差別的な効果を生じさせる可能性はあるとしても、それが、真に「消費者への情報提供」に資するものとして制度が構築され、そのような正当な目的から生じる規制上の区別から生じる差別と判断できるならば、TBT 協定違反であると認定される可能性は少ないのではないかと考えられる。ただし、その場合にも、規制にかかるコスト等も勘案されるべきであろう。更には、もちろん、例えば、法令上目的として「国産品振興」を掲げるようであれば（そのようなことを目的として掲げることはほぼあり得ないが）それが「正当な目的」として認められる余地はないであろうし、実質的に「国産品」を「振興」し「優遇」するようなものとして制度が構築されている場合は、違反が認定される可能性が高いと考えられる。事実、COOL は、消費者への情報提供という側面よりも、米国内の肉牛生産者保護の意味合いが強かったとされる⁽⁸⁸⁾。

4. おわりに

COOL 事件については、上級委員会判断が出され紛争解決機関（DSB）で 2012 年 7 月 23 日に報告書が採択されたあと、その履行期間が 2013 年 5 月 23 日までとされていた。そして、米国農務省は COOL 法を同日までに改正している。米国は、WTO において、①川上の業者によって収集・伝達される情報が消費者に伝達されるそれよりもはるかに多いこと、及び②ラベルに記載されている情報が混乱を招くものかつ不完全なものであることをもって違反が認定されたとして、改正 COOL 法では、①家畜の出生、肥育、と畜が行わ

れたそれぞれの国名を明記すること⁽⁸⁹⁾、②これまで許容されていた同日生産日における精肉の混合を禁止することとした⁽⁹⁰⁾。米国はこの改正をもって勧告の履行を DSB に通報したが、カナダとメキシコはこれに反発し、対抗措置の実施等を検討していた⁽⁹¹⁾。しかし、2013 年 8 月 20 日付でカナダ・メキシコ両国は履行確認手続パネルの設置要請を行い、9 月 25 日の DSB 会合においてその設置が決定され、パネル報告書が 2014 年 10 月 20 日に回付されている（追記参照）。この COOL 法の改正については、米国内からも異論が出ているところだが⁽⁹²⁾、WTO に訴えて違反認定を得ることにより自国産品の輸出の改善を図ろうとしたカナダ・メキシコもその思惑が外れた格好となっている。すなわち、そもそも差別的な性格を持つ原産地表示制度について、それが本当に差別的であると WTO で認定されたとしても、違反を認定された国（この場合は米国であるが）が申立国を利するようには制度を改正する方向には向かわないことがあるという点には注意を要するわけである。このような米国の改正が果たして履行確認手続においてどのような評価がなされるのかはその報告書の発出を待たなければわからないが、いずれにしろ、原産地表示制度については、隠れた国産品振興及び輸入品に対する差別とならないように制度構築を行うべきであろうし、そもそも原産国表示制度が、貿易に対する悪影響を含めそのかかるコストをも勘案して本当に消費者の利益にかなうような制度なのか、という点については十分な検討が必要ではないかと考えられる。

【追記】

2014 年 10 月 20 日に公表された米国・COOL 事件履行確認手続パネル報告書⁽⁹³⁾では、①修正前 COOL 措置と修正後 COOL 措置とで記録保持・証明についての規定が変更されておらず、修正後 COOL 措置については修正前よりも一層詳細なラベル記載を求めていることから川上の生産者に対し記録に関する負担の増大を求めるものとなっており、これは正当な規制上の区別とは言えないとして、TBT 協定第 2.1 条違反を認定し、②修正後 COOL 措置も修正前と同様の「消費者への情報提供」という正当な目的を持っており、ラベリング措置はその目的に対しいくらかの貢献があり、貿易に対する悪影響も生じているが、目的が達成されないことによるリスクについてはパネルは判断できないとしたうえで、カナダやメキシコが提示した代替措置についても其々一応の証明ができていないとして、TBT 協定 2.2 条違反は認めなかった。これらの点については、基本的に原手続における判断と相違ないが、履行確認手続においては、訴訟経済を用いず、内国民待遇原則を定めたガット第 3 条 4 項の違反の有無についても判断を行っている点が原手続とは異なる点と言える。履行確認手続においては、ガット第 3 条 4 項違反は、①輸入品と国産品が「同種の産品」であり、②問題とされる措置が、問題となる産品の「その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関するすべての法令及び要件」であり、③輸入品に対する扱いが同種の国内産品に許与される待遇よりも不利な待遇を許与されていること、が要件とされ⁽⁹⁴⁾、TBT 協定 2.1 条における無差別義務に対する法的基準はガット第 3 条 4 項には同様には適用されないとされた⁽⁹⁵⁾。そして、①原パネルでは原産地のみを基準とし

て産品が識別される事実からガット第3条4項のもとでの同種であると述べており、本件においても同様であり⁽⁹⁶⁾、②COOL措置が「法令及び要件」であることについては被申立国たる米国が反論していないこと等から本要件を満たしており⁽⁹⁷⁾、③不利な待遇については、ガット第3条4項の審査においてTBT協定第2.1条の検討において用いられた「もっぱら正当な規制上の区別」については検討する必要がなく、競争条件に悪影響を与えていることは既に認定されている⁽⁹⁸⁾、ことから、ガット第3条4項違反を認定している⁽⁹⁹⁾。なお、本件については、米国が2014年11月28日に、カナダ及びメキシコが12月14日に行った上級委員会への申立てを受けて、上級委員会での審理が行われており、その報告書は遅くとも2015年5月18日までに公表される見込みとなっている⁽¹⁰⁰⁾。

注1 「COOL パネル報告書」 paras. 7.637-7.638.

2 United States – Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements (DS384).

3 SPS 協定、TBT 協定ともに加盟国による技術的な基準や規格、その適用等を規律するものであるが、前者は専ら食品などに含まれる汚染物質などからの危険や動植物を介して蔓延する病気などから人、動物、植物の生命や健康を保護するために各国が適用する基準や規格を規律するものであり、科学的な根拠に基づく必要があるが、後者は、SPS 協定の規律対象以外の基準・規格等に適用され、必ずしも科学的根拠に基づかなくてもよいとされる。中川他（2012）183-185 頁。

4 現在義務付け対象となっている22食品群及び4品目の内訳は以下の通り。①乾燥キノコ類・乾燥野菜・乾燥果実、②塩蔵したきのこ類・塩蔵野菜・塩蔵果実、③茹で、又は蒸したきのこ類・野菜・豆類・あん、④カット野菜・カット果実・きのこ類、⑤緑茶・緑茶飲料、⑥もち、⑦煎りさや落花生・煎り落花生・揚げ落花生・煎り豆類、⑧黒糖・黒糖加工品、⑨こんにゃく、⑩調味した食肉、⑪茹で/蒸し食肉・食用鶏卵、⑫表面をあぶった食肉、⑬フライとして衣をつけた食肉、⑭合びき肉その他異種混合した食肉、⑮素干魚介類・塩干魚介類、こんぶ、のり等干した海藻類、⑯塩蔵魚介類・海藻類、⑰調味した魚介類・海藻類、⑱こんぶ巻き、⑲茹で/蒸し魚介類・海藻類、⑳表面をあぶった魚介類、㉑ フライとして衣をつけた魚介類、㉒ 4,14のほか生鮮食品を異種混合したもの、及び、a. 農産物漬物、b. 野菜冷凍食品、c. ウナギ蒲焼き、d. かつお削り節。

5 農林水産省食品流通局（2000）。

6 梅干し・らっきょう漬けについては、安価な中国産を原材料とした製品の急増を背景として従来より国産梅農家などがその原料原産地表示を強く要望していた（2000年4月24日付農民新聞参照）。「原料原産地表示のあり方」においても、「従来から消費者や供給サイド等の要望が強い」これらについて、関係者からのヒアリングや実態調査を行い、上記の検討の視点に沿って論点整理をしている。それによれば、①については、梅干し・らっきょう漬けともに、原材料の原産地の違いにより相当の価格差があるとされ、②については、加工地と原材料の生産地とで誤認しやすい表示となっており、消費者は国産の原材料をほとんど使用していると誤解していること、③についても、組合に加入していない事業者も多く、組合等で自主的に設定するルールである公正競争規約では実効性が上がらないこと、④については、国内の産地は限られており、原料の安定供給も可能、⑤については、書類上事後的に確認することは可能である、とされた。「原料原産地表示のあり方」では、あくまでの例として梅干し・らっきょう漬けを検討したとしているが、⑤で産地からの強い要望があると述べており、実態としては、こうした産地からの強い圧力により、まず最初にこれらが義務付けの対象とされたと推測されよう。

7 食品の表示に関する合同会議（2003）参照。

8 具体的な品目については前掲注4参照。ただし、これらの品目について原産地表示が義務付けられた理由については、やはり安価な輸入品との差別化を求める国内生産者からの要請が大きく影響していたのではないと思われる。

9 内閣府国民生活局（2009）400-401 頁。

10 日本の農林水産省に相当。2013年農林畜産食品部に改編。

11 その内訳は、以下の通り。①包装された菓子類（12品目：ビスケット類、キャンデー類など）、②アイスクリーム製品（3品目）、③乳加工品（16品目：牛乳、バター、チーズなど）、④食肉製品（2品目）、⑤缶詰・瓶詰（15品目：桃・イチゴなどを原材料とする製品など）、⑥豆腐類（7品目）、⑦食用油脂（21品目：大豆油、菜種油、オリーブ油等）、⑧飲料（5品目：果実・野菜類飲料等）、⑨包装された麺類（10品目：乾麺、生麺等）、⑩特殊用途食品（5品目：ベビーフード等）、⑪調味食品（15品目：醤油、味噌、コチュジャン、ドレッシング等）。第41回食品の表示に関する共同会議（平成21年2月10日開催）「資料3 韓国の食品表示の概要」参照。

12 なお、韓国では、2010年に「農水産物の原産地表示に関する法律」が制定され、原料原産地表示についての取組

- が強化されている。
- 13 内閣府国民生活局（2009）3-4，13-14 頁，植月（2012）3-32 頁参照。
- 14 DIRECTIVE 2000/13/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL 20 March 2000 on the approximation of the laws of the Member States relating to the labelling, presentation and advertising of foodstuffs.
- 15 REGULATION (EU) No 1169/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2011 on the provision of food information to consumers, amending Regulations (EC) No 1924/2006 and (EC) No 1925/2006 of the European Parliament and of the Council, and repealing Commission Directive 87/250/EEC, Council Directive 90/496/EEC, Commission Directive 1999/10/EC, Directive 2000/13/EC of the European Parliament and of the Council, Commission Directive 2002/67/EC and 2008/5/EC and Commission Regulation (EC) No 608/2004.
- 16 EU の食品表示においては、生産者あるいは販売者の名称、住所といった食品ラベル表示義務項目となっているが、その表示だけでは原産国が混同されるおそれがある場合には原産国の表示が必要とされている。たとえば、ドイツで加工販売されたチーズがスイス製だった場合には、販売者のドイツの住所が記載されドイツが原産国と混同される恐れがあるため、原産国のスイスを記載する必要があることになる。
- 17 EU では牛肉については BSE の発生を契機として、消費者の安全を守る観点から、出生国、肥育国、と畜国に関する表示を義務付ける規則が 2000 年に制定されている（Regulation (EC) No. 1760/2000 of the European Parliament and of the Council of 17 July 2000 establishing a system for the identification and registration of bovine animals and regarding the labelling of beef and beef products and repealing Council Regulation (EC) No. 820/97（牛の識別と登録システムの形成及び牛肉・牛肉製品の表示に関する、理事会規則（EC）820/97 を廃棄する 2000 年 7 月 17 日の欧州議会と理事会の規則））。
- 18 たとえば、ポーランドの牛乳を使ってデンマークでバターを作った場合には、単に「デンマーク製バター」ではなく、「ポーランドの牛乳を使用したデンマーク製バター」と記載されることになる。
- 19 欧州委員会は、2014 年末までに、牛、豚、羊、山羊及び家禽以外の肉、乳及び乳製品に含まれる乳、未加工食品、単一原材料の製品、食品中の 50%以上を占める原材料、原材料として使用される肉について、原産国・原産地表示を課すことについての報告書を作成することとなっている。植月（2012）15-16 頁。
- 20 内閣府国民生活局（2009）339-341 頁。
- 21 これらの品目の原産国表示が義務付けられた理由として、豪州消費者は一般的に豪州産の産品を好む傾向があるが、豪州産かどうかについて誤解が生じている場合が多々あること、また、中国他の外国からの安価な産品の輸入増が挙げられている。特に豚肉については、豪州の豚肉生産者団体からの強い要望があったとされる。また、最近では、国産消費の観点から、更に原産国表示を強化しようとする消費者団体や生産者団体から要望が出されていたが、法改正はなされていない。
- 22 内閣府国民生活局（2009）275，288-290 頁。
- 23 内閣府国民生活局（2009）199-201 頁，Jurenas and Greene (2014).
- 24 Chang (2009) pp. 699-702.
- 25 牛肉以外については、生産地が一定であることが多くその特定が比較的容易な状況にあったため、比較的スムーズに生産者も原産地表示の義務付けには賛成したとされる。Ibid., at 704-705.
- 26 USDA (2009).
- 27 1930 年関税法による原産地表示の目的は、最終購買者が国産品と外国産品のいずれかを選択したり、複数ある外国産品の中からいずれかを選択できるようにするため、輸入品の原産地を購買者に示すことにあるが、非関税障壁と評価されるべきものである。小室（2011）326 頁。また、例外的に原産地表示をしなくてもいい産品は、製品自体が小さすぎて表示が添付できないなどの理由から表示を行うことができないものや表示をすることで損害が生じるものなどが例示されている。同。
- 28 TBT 協定前文第 6 文。
- 29 スタンダード・コード第 2 条 1 項は、強制規格及び任意規格に適用されるものとして以下のように規定されている。（なお、訳文については、日本経済新聞社編『80 年代の貿易ルールー東京ラウンドのすべて一』（日本経済新聞社，1979 年）を参照した。）
- 第 2 条 強制規格及び任意規格の中央政府機関による立案，制定及び適用
- 中央政府機関に関して
- 1 締約国は、国際貿易に対する障害をもたらすことを目的として強制規格及び任意規格が立案され、制定され又は適用されることのないことを確保する。更に、いずれの締約国の領域から輸入される産品についても、強制規格及び任意規格に関し、同種の国際原産の及び他のいずれかの国を原産地とする産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。締約国は、また、強制規格若しくは任意規格又はこれらの規格の適用が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保する。
- 30 内記（2012）70 頁。TBT 協定違反を提起していた EC・アスベスト規制事件においても、パネル・上級委員会

- は、TBT 協定よりも GATT 規定を先に審査している。
- 31 Mavroidis (2013) p. 510, n. 2.
- 32 内記 (2012) 70 頁。
- 33 経済産業省 (2014), 小室 (2011) 257-330 頁参照。
- 34 COOL パネル報告書 para. 7.98.
- 35 COOL パネル報告書 paras. 7.68-7.74.
- 36 EC・アスベスト規制事件上級委報告書 paras. 67-70.
- 37 COOL パネル報告書 paras. 7.156-7.162.
- 38 COOL パネル報告書 paras. 7.204-7.208.
- 39 COOL パネル報告書 paras. 7.212-7.214.
- 40 COOL パネル報告書 para. 7.217.
- 41 Marceau and Trachtman (2002) p. 861.
- 42 山下 (2011) 62 頁。
- 43 COOL パネル報告書 paras. 7.212-7.214.
- 44 EC・アスベスト規制事件上級委報告書 para. 67 (“... “product characteristics” include, not only features and qualities intrinsic to the products itself, but also related “characteristics”, such as the means of identification.”).
- 45 内記 (2013) 23-24 頁。
- 46 同。
- 47 COOL パネル報告書 paras. 7.254-7.256.
- 48 ガット第 3 条 4 項の解釈においては、「競争条件の変更」があったかどうかを見るとされた。
- 49 丁子タバコ規制事件上級委報告書 para. 182.
- 50 COOL パネル報告書 paras. 7.320, 7.330-7.331, 7.349, 7.357, 7.420.
- 51 COOL 上級委報告書 para. 293.
- 52 COOL 上級委報告書 para. 271 (“...where a regulatory distinction is not designed and applied in an even-handed manner—because, for example, it is designed or applied in a manner that constitutes a means of arbitrary or unjustifiable discrimination—that distinction cannot be considered “legitimate”...”).
- 53 COOL 上級委報告書 para. 340.
- 54 COOL 法によれば、流通過程において、生産者は、あらゆる情報を保持・伝達する必要がある、その記録を 1 年間保管しておかなければならないとされる。また、農務省からの監査の際に記録を提示できるようにしなければならない。例えば、家畜生産者は、米国で生まれ育った子牛と、メキシコで生まれて米国に輸入されて肥育された子牛の区別をつけておく必要がある、と畜業者は、カナダで生まれて米国に輸入されて肥育された豚と、と殺のためにカナダから輸入されて直ちにと殺された豚との区別をつけておくなければならない。しかし、小売り段階のラベリングでは、原産地の国名をリストしてラベリングするように規制されているが、どの段階でどの国の原産であるかを書く必要はない。例えば、ラベル B やラベル C において、どの国でどの段階を迎えたのか（どの国で出生し肥育され、と畜されたのか）については表示せず、単に関係する国名を書くにすぎない（すなわち、記録段階では、メキシコ生まれ米国育ちの子牛と、米国生まれメキシコ育ちで最後に米国で一定期間肥育される子牛は区別する必要があるが、ラベリングの段階ではそれは明らかにならず、同じラベリングの記述となる）。これが、「消費者には与えられる情報が少ない」という意味である（COO 上級委報告書 paras. 342-343 参照）。
- 55 COOL 上級委報告書 paras. 347-350.
- 56 COOL パネル報告書 para. 7.620.
- 57 COOL パネル報告書 para. 7.631.
- 58 COOL パネル報告書 paras. 7.632-7.634.
- 59 COOL パネル報告書 para. 7.638.
- 60 COOL パネル報告書 paras. 7.650-7.651.
- 61 COOL 上級委報告書 paras. 449-452. 例えば、上級委員会は、パネルが WTO 加盟国の多くで原産地表示が行われており政策の正当性については社会規範との文脈で考えなければならないとした点を取り上げ、パネルが加盟国の実行と社会的規範との関係をどう見ているのか、そして、それがパネルの分析においてどのような役割を担っているのかについて理解することが困難であるとしているが、それ自体は結論を損なうものではないと述べている。
- 62 COOL 上級委報告書 paras. 370-372.
- 63 COOL 上級委報告書 para. 445.
- 64 COOL 上級委報告書 para. 453.
- 65 COOL パネル報告書 paras. 7.697-7.706.
- 66 COOL パネル報告書 para. 7.719.
- 67 COOL 上級委報告書 para. 468.

- 68 COOL 上級委報告書 para. 374.
- 69 COOL 上級委報告書 para. 476.
- 70 COOL パネル報告書 para. 7.575.
- 71 COOL 上級委報告書 para. 477.
- 72 パネルは、米国が提示した証拠は立法過程における単なるコメントであり、必ずしも消費者の要求を示すものではないとした。COOL パネル報告書 para. 7.647.
- 73 COOL パネル報告書 para. 7.354.
- 74 COOL 上級委報告書 para. 479.
- 75 原産国表示を任意表示とするという代替措置については、その貿易制限性及び目的に対する貢献の程度についてのパネルの事実認定が不足しているとした。COOL 上級委報告書 paras. 482-483.
- 76 製品の性質を変更するような加工が行われる場所を原産国とするという制度については、家畜の出生・肥育段階における分別が不要となることから、その貿易制限性の程度は COOL 措置よりも小さいと認定されたものの、家畜の出生・肥育場所についての情報が消費者には伝達されないという点で、COOL 措置の目的（家畜の出生・肥育・と畜場所の情報提供）に対する貢献度合いは部分的となるが、その程度については、具体的な代替措置の内容が明らかとなっていないことから、判断できないとされた。COOL 上級委報告書 paras. 484-488.
- 77 個体識別制度については、家畜の個体識別を可能とするために COOL 措置で提供される原産国に関する情報以上に詳細な情報が必要とされ、それに伴うコストがかかることになるが、すでに個体識別制度が行われているとのメキシコの主張についてパネルが具体的な事実認定を行っておらず、個体識別制度にかかるコストがどの程度貿易制限的になるのかについて（すでに個体識別制度が行われているとするならば、コストはさほどかからないと考えられる）の結論が出せないとした。COOL 上級委報告書 paras. 489-490.
- 78 COOL 上級委報告書 para. 491.
- 79 川瀬（2008）184 頁。
- 80 ブラジル・再生タイヤ輸入規制事件上級委報告書 para.227.
- 81 この点、Carlone は、柱書のテストでは、一種の必要性が判断されるのであり、その意味で、本来であれば 2.2 条で検討されるべき必要性のテストが、形を変えて、2.1 条に導入されていると見ることができると述べる。Carlone（2014）参照。
- 82 Pauwelyn（2012）。
- 83 内記（2014）、33-34 頁。
- 84 石川（2013）、154-155 頁。石川はこれに対し COOL 事件では、「目的と規制区分の合理的な関連性」からではなく、規制区分における「均衡性」に基づいて正当性の有無が判断されたと考えられる、と述べている。同、156 頁。
- 85 この点、COOL 事件パネルは、「分別」にはコストがかかることから、国産品のみを排他的に扱うインセンティブが生じるとしていたが、こうした扱いが規制目的から合理的に説明できるとするならば、2.1 条はクリアできることになろう。
- 86 マグロラベリング事件上級委報告書 para. 330-330. 上級委員会は、メキシコが提示した代替措置は米国の措置と同程度にはその目的を達成しないとした。
- 87 一方で、加盟各国の正当な政策目的達成のための規制権限にはなるべく介入しないというパネル・上級委員会の謙抑的姿勢も一定の評価がなされるべきであろうとも考えられる。
- 88 COOL 法の制定に向けて消費者団体とともにロビー活動をしていたのは、R-CALF USA（全米牧場経営者牧畜業者訴訟基金）のような肉牛生産者関連団体であった一方、AMI（米国食肉協会）や食肉製造業者は COOL 法に反対しなんとかそれを骨抜きにするようロビー活動をしていたという。Institute for Agriculture and Trade policy(2009)参照。
- 89 従前の規定によって単に「米国産（Product of the US）」とされていたものは、「出生、肥育、と畜が米国にて行われた（Born, Raised, and Slaughtered in the US）」と記載することとなり、「米国、X 国産（Product of the US, and Country X）」「X 国、米国産（Product of Country X, and the US）」とされていたものは、「X 国出生、米国にて肥育、と畜（Born in Country X, Raised and Slaughtered in the US）」、「X 国にて出生、肥育、米国にてと畜（Born and Raised in Country X, Slaughtered in the US）」と記載されることとなった。
- 90 Jurenas and Greene (2014), pp. 27-28.
- 91 INSIDE US TRADE.
- 92 U.S. Chamber of Commerce.
- 93 United States — Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements Recourse to Article 21.5 of the DSU by Canada and Mexico, Report of the Panel, WT/DS384, 386/RW (20 Oct. 2014).
- 94 COOL 履行パネル報告書 paras. 7.617, 7.619.
- 95 COOL 履行パネル報告書 paras. 7.621-7.625.
- 96 COOL 履行パネル報告書 paras. 7.630-7.634.

- 97 COOL 履行パネル報告書 paras. 7.635-7.640.
98 COOL 履行パネル報告書 paras. 7.641-7.642.
99 COOL 履行パネル報告書 para. 7.643.
100 United States — Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements Recourse to Article 21.5 of the DSU by Canada and Mexico, Communication from the Appellate Body, WT/DS384/32, WT/DS386/31 (5 March 2015).

[引用文献]

(日本語文献)

- 石川義道 (2013) 「TBT 協定 2 条 1 項における「不利な待遇」の分析」『日本国際経済法学会年報』第 22 号。
植月 献二 (2013) 「EU の新しい食品表示規則」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』253 号。
川瀬剛志 (2008) 「ブラジルの再生タイヤの輸入に関する措置」公正貿易センター『2007 年度版 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』。
経済産業省 (2014) 『2014 年版不公正貿易報告書』第 10 章 原産地規則」。
小室程夫 (2011) 『国際経済法』, 信山社。
食品の表示に関する合同会議 (2003) 『加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向 報告書』。
内記香子 (2012) 「WTO 法と加盟国の非経済規制主権—GATT, SPS 協定, TBT 協定による新秩序」日本国際経済法学会編『国際経済法講座 I 通商・投資・競争』, 法律文化社。
内記香子 (2013) 「【WTO・パネル上級委員会報告書解説⑥】米国 - マグロラベリング事件 (メキシコ) (DS381) — TBT 紛争史における意義—」RIETI Discussion Paper Series 13-P-014。
内記香子 (2014) 「【WTO パネル・上級委員会報告書解説⑨】米国—原産国名表示要求 (COOL) 事件 (DS384, 386) —生鮮食品の原産国名表示と国際貿易—」RIETI Policy Discussion Paper Series 14-P-022。
内閣府国民生活局 (2009) 『消費者の安心・安全確保に向けた海外主要国の食品に関する制度に係る総合的調査』。
中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇 (2012) 『国際経済法【第 2 版】』, 有斐閣。
農林水産省食品流通局 (2002) 「「原料原産地の表示のあり方」のとりまとめについて」(平成 12 年 3 月 17 日プレスリリース), available at http://www.maff.go.jp/j/study/other/kakou/pdf/gensan_120317.pdf, 2015 年 1 月 6 日ダウンロード。
山下一仁 (2011) 『環境と貿易 WTO と多国間環境協定の法と経済学』日本評論社。

(英語文献)

- “Canada Preparing To Request Compliance Panel In U.S. COOL Dispute”, *INSIDE US TRADE* Vol. 31, No. 26 (June 28, 2013).
Chang, Peter (2009), “Country of Origin Labeling: History and Public Choice Theory,” *Food and Drug Law Journal* 64(4).
Carlone, Jonathan (2014), “An Added Exception to the TBT Agreement after CLOVE, TUNA II, and COOL”, *Boston College International Law and Comparative Law Review* 37(1).
Jurenas, Remy and Greene, Joel L. (2014), “Country-of-Origin Labeling for Foods and the WTO Trade Dispute on Meat Labeling,” *Congressional Research Service Report* RS22955.
Institute for Agriculture and Trade policy (2009), The Canadian and Mexican WTO challenges to U.S. Country of Origin Labeling.
Marceau, Gabrielle and Trachtman, Joel (2002), “The Technical Barriers to Trade Agreement, the Sanitary and Phytosanitary Measures Agreement, and the General Agreement on Tariffs and Trade — A Map of the World Trade Organization Law of Domestic Regulation of Goods,” *Journal of World Trade* 36(5).
Mavroidis, Petros (2013), “Driftin’ Too Far From Shore — Why the Test For Compliance With the TBT Agreement Developed by the WTO Appellate Body is Wrong, and What Should the Appellate Body Have Done Instead,” *World Trade Review* 12(3).
Pauwelyn, Joost (2012) “COOL...But What Is Left Now for TBT Art. 2.2?,” *International Economic Law and Policy Blog* (July 3, 2012, 2:46 AM), available at <http://worldtradelaw.typepad.com/ielpblog/2012/07/cool-but-what-is-left-now-of-tbt-art-22.html>, 2015 年 1 月 6 日アクセス。
U.S. Chamber of Commerce, “Country-of-Origin Labels Spark Backlash, Incites Trade War,” available at <https://www.uschamber.com/blog/country-origin-labels-spark-backlash-incites-trade-war>, 2015 年 1 月 6 日アクセス。
USDA (2009), Mandatory Country of Origin Labelling of Beef, Pork, Lamb, Chicken, Goat Meat, Perishable

Agricultural Commodities, Peanuts, Pecans, Ginseng, and Macadamia Nuts; Final Rule, Agricultural Marketing Service, USDA, 74 FED. REG. 2658.

(WTO 文書)

European Communities – Measures Affecting Asbestos and Asbestos-containing Products, WT/DS135/AB/R (12 March 2001) (「EC・アスベスト規制事件上級委報告書」)。

Brazil – Measures Affecting Imports of Retreaded Tyres, WT/DS332/AB/R (3 December 2007) (「ブラジル・再生タイヤ輸入規制事件上級委報告書」)。

United States – Measures Concerning the Importation, Marketing and Sale of Tuna and Tuna Products, WT/DS381/AB/R (16 May 2012) (「マグロラベリング事件上級委報告書」)。

United States – Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements, Report of the Panel, WT/DS384, 386/R (18 Nov. 2011) (「COOL パネル報告書」)。

United States – Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements, Reports of the Appellate Body, WT/DS384/AB/R, WT/DS384, 386/AB/R (29 June 2012) (「COOL 上級委報告書」)。

United States – Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements Recourse to Article 21.5 of the DSU by Canada and Mexico, Report of the Panel, WT/DS384, 386/RW (20 Oct. 2014) (「COOL 履行パネル報告書」)。

United States – Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements Recourse to Article 21.5 of the DSU by Canada and Mexico, Communication from the Appellate Body, WT/DS384/32, WT/DS386/31 (5 March 2015).

United States – Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes, WT/DS406/AB/R (4 April 2012) (「丁子タバコ規制事件上級委報告書」)。

[参 考]

(ガット第3条4項)

第三条 内国の課税及び規則に関する内国民待遇

4 いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関するすべての法令及び要件に関し、国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される。この項の規定は、輸送手段の経済的運用にのみ基き産品の国籍には基いていない差別的国内輸送料金の適用を妨げるものではない。

(TBT 協定)

第二条 強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用

中央政府機関に関し、

2.1 加盟国は、強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される産品についても、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

2.2 加盟国は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない。正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう。当該危険性を評価するに当たり、考慮される関連事項には、特に、入手することができる科学上及び技術上の情報、関係する生産工程関連技術又は産品の意図された最終用途を含む。

(GATT)

Article III National Treatment on Internal Taxation and Regulation

4. The products of the territory of any contracting party imported into the territory of any other contracting party shall be accorded treatment no less favourable than that accorded to like products of national origin in respect of all laws, regulations and requirements affecting their internal sale, offering for sale, purchase, transportation, distribution or use. The provisions of this paragraph shall not prevent the application of differential internal transportation charges which are based exclusively on the economic operation of the means of transport and not on the nationality of the product.

(TBT Agreement)

Article 2 Preparation, Adoption and Application of Technical Regulations by Central Government Bodies

With respect to their central government bodies:

2.1 Members shall ensure that in respect of technical regulations, products imported from the territory of any Member shall be accorded treatment no less favourable than that accorded to like products of national origin and to like products originating in any other country.

2.2 Members shall ensure that technical regulations are not prepared, adopted or applied with a view to or with the effect of creating unnecessary obstacles to international trade. For this purpose, technical regulations shall not be more trade-restrictive than necessary to fulfil a legitimate objective, taking account of the risks non-fulfilment would create. Such legitimate objectives are, *inter alia*: national security requirements; the prevention of deceptive practices; protection of human health or safety, animal or plant life or health, or the environment. In assessing such risks, relevant elements of consideration are, *inter alia*: available scientific and technical information, related processing technology or intended end-uses of products.

第3章 米国における遺伝子組換え作物の生産状況， 規制状況等について

鈴木 栄次

はじめに

遺伝子組換え作物の本格的な商業化が始まったのは、1996年であるが、その時点では、6カ国が商業栽培を行い、栽培面積は、わずか1.7百万ヘクタールであった。それが、2012年には、商業栽培国は28となり、栽培面積は、1996年当時の約100倍の170.3百万ヘクタールに急増している。

このような中、米国は、当初から遺伝子組換え作物のリーディング・カントリーであり続け、2013年には、世界の遺伝子組換え作物の約半分（48%）を生産している。

現在、米国は、8品目について遺伝子組換え作物を生産しているが、大宗は、トウモロコシ、大豆、綿花の3品目である。これらの品目における遺伝子組換え作物の作付割合は、いずれも90%以上に達している。

このような状況下で、米国における遺伝子組換え作物に関する規制は、1986年に作成された「バイオテクノロジー規制の調和的枠組み」の下で、3省庁（USDA、EPA、FDA）が行っているが、この「枠組み」には変更はない。しかし、問題点も指摘されている。

また、遺伝子組換えに係る表示については、州レベルで義務表示化する動きが最近みられるところであり、さらに、これに反対する連邦レベルの法案も提出されている。

米国でも最大の食用穀物である小麦の遺伝子組換えについては未だ商業化されていないが、研究は進んでおり、関係小麦団体等の動きがある。

以上の点についてこれまでの経過や現状を報告する。

1. 世界の遺伝子組換え作物の生産状況

遺伝子組換え作物（GMO）の商業化は、1992年に中国が、ウイルス耐性のタバコを商業化したのが最初であり⁽¹⁾、1994年には米国のカルジーン社が米国内で、最初の商業栽培の認可を受け、フレーバー・セーバーという遅熟成のトマトを世に出している⁽²⁾。しかし、飛躍的にGMOの商業用の栽培が進んだのは、1996年のことであり、同年には、6カ国（米国、中国、カナダ、アルゼンチン、豪州、メキシコ）がGMOの商業的栽培を行っている。当時の作付け面積は、1.7百万ヘクタールであった。（米国が51%、中国が39%、カナダとアルゼンチンが、それぞれ4%、豪州とメキシコが、残り1%ずつであった。）⁽³⁾

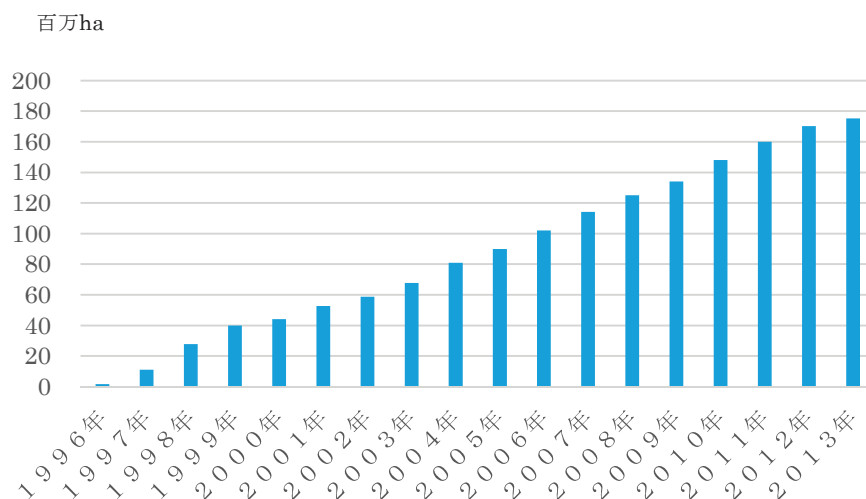
1996年において最も多く栽培されたのは、タバコであり、35%、次いで、綿花が27%、

大豆が 18%，トウモロコシが 10%，なたねが 5%，トマトが 4%，じゃがいもが 1%未満となっている。

また、形質別に見ると、ウィルス耐性が 40%，害虫耐性が 37%，除草剤耐性が 23%となっており、品質に係るものは、1%以下となっている⁽⁴⁾。

GMO の総作付面積は、1996 年の 1.7 百万ヘクタールから、2012 年には、170.3 百万ヘクタールと約 100 倍に急増しており、2013 年には、175.2 百万ヘクタールに増加している（第 1 図）。商業栽培国も、27 カ国となり、また、途上国の栽培が増えている。

（2010 年及び 2011 年には、ポーランド、スウェーデン、ドイツが商業栽培していたが、2012 年にはとりやめている。その代わり、スーダンとキューバが 2012 年に栽培を開始したので、総計では、2011 年が 29 カ国、2012 年が 28 カ国になっている。また、2013 年にはエジプトが商業栽培をとりやめたので、合計は 27 カ国になっている。）



第 1 図 世界の GMO 作付面積

資料：James, C. の各年の資料から筆者作成。

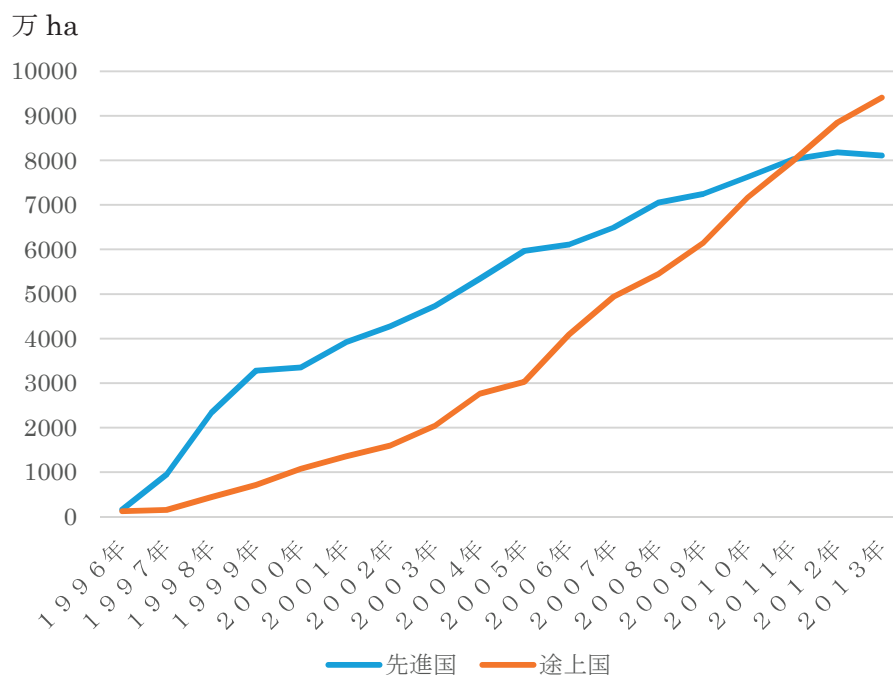
2013 年時点の作物ごとの作付面積は、大豆が 84.5 百万ヘクタールで 48%，トウモロコシが 57.4 百万ヘクタールで 33%を栽培、綿花が 23.9 百万ヘクタールで 14%，なたねが 8.2 百万ヘクタールで 5%を占めている。

また、形質別では、除草剤耐性が最も多く 99.4 百万ヘクタールで 57%，病虫害耐性は 28.8 百万ヘクタールで 16%，除草剤耐性および病虫害耐性は 47.1 百万ヘクタールで 27%，ウィルス耐性その他は、ほとんどない状況である。

商業栽培国を 2013 年の作付面積の多い順に並べると、米国、ブラジル、アルゼンチン、インド、カナダ、中国、パラグアイ、南アフリカ、パキスタン、ウルグアイ、ボリビア、フィリピン、豪州、ブルキナファソ、ミャンマー、スペイン、メキシコ、コロンビア、スーダン、チリ、ホンジュラス、ポルトガル、キューバ、チェコ、コスタ・リカ、ルーマニ

ア、そして、スロバキア、となる⁵⁾。

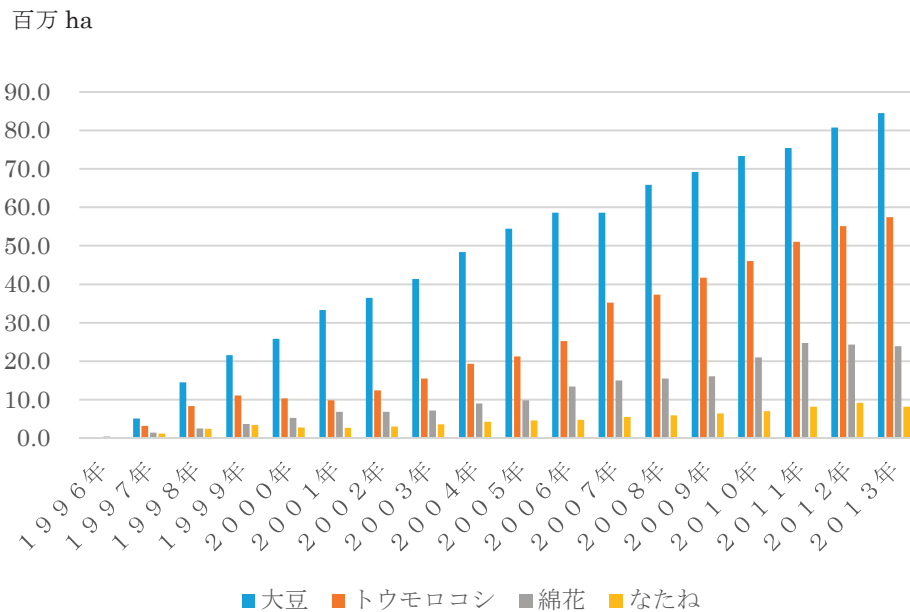
これを先進国、途上国の別で見ると、当初は、先進国の合計が途上国の合計を上回っていたが、2012年にこれが逆転し、途上国の合計 8,850 万ヘクタールが先進国の合計 8,180 万ヘクタールを上回っている。この傾向は、2013 年も同様で、途上国の合計は、9,410 万ヘクタール、先進国の合計は、8,110 万ヘクタールとなっている（第 2 図）。



第 2 図 先進国と途上国の GMO 栽培面積

資料：James, C. の各年の資料から筆者作成。

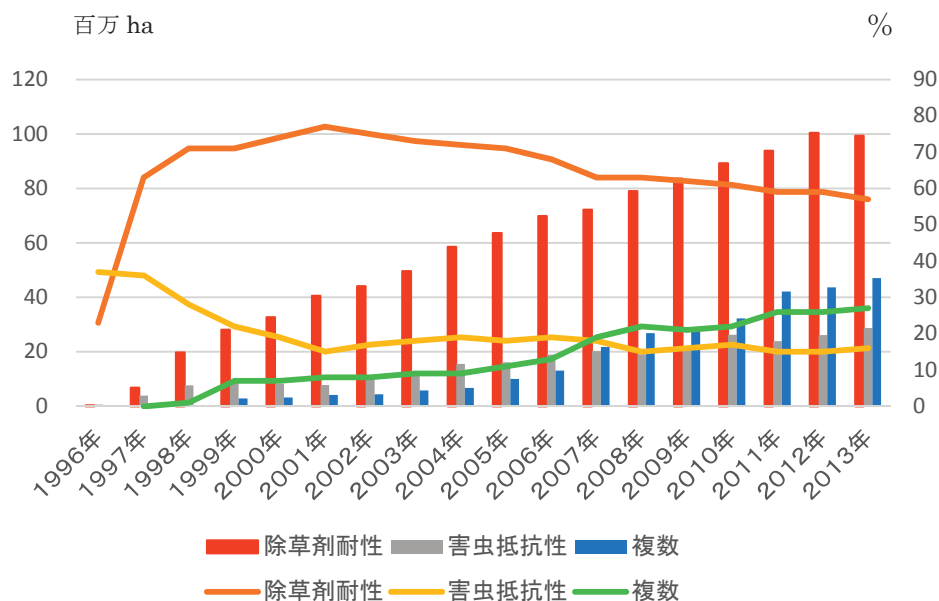
世界の GMO の主要な作物は、大豆、トウモロコシ、綿花、なたねが上位 4 品種である。2013 年には、4 品種のなかで栽培面積が最も大きいのは大豆で 84.5 百万ヘクタールだが、GMO 品種が作付けされている割合は 48% である。トウモロコシは、大豆に次ぐ 57.4 百万ヘクタールの栽培面積で、GMO の割合は 33% に及ぶ。この 4 作物について、1996 年から 2013 年まで経年的に栽培面積をグラフ化したものが第 3 図であるが、これを見ると、いずれの作物についてもコンスタントにその栽培面積が増加しているのが見て取れる。



第3図 世界の主要 GMO 穀物の栽培面積

資料：James, C. の各年の資料から筆者作成。

次に、形質（遺伝子組換え技術によって導入した性質）別の経年変化を見てみると、除草剤耐性、害虫抵抗性、複合形質（害虫抵抗性・除草剤耐性の形質を併せ持つもの）のいずれも伸びてはいるものの、近年、害虫抵抗性の伸びはそれほどでもなく、その代わり、複合形質が増加している。いずれにしても、除草剤耐性をもっとも多く（約 175 百万ヘクタールのうち、約 100 百万ヘクタール）、除草剤耐性の需要がかなり大きいことが看取できる（第4図）。



第 4 図 世界の GMO 穀物(形質別)

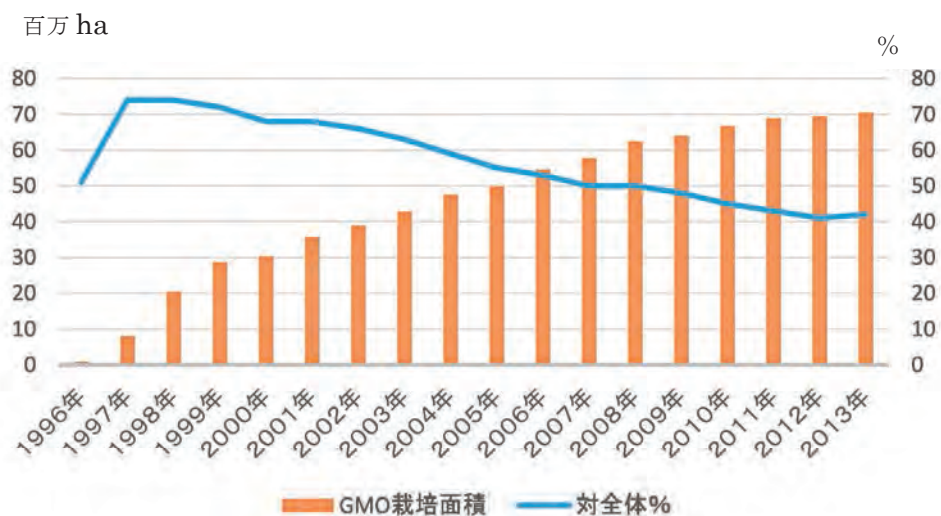
資料：James, C. の各年の資料から筆者作成。

注. 棒グラフが GMO 栽培面積，折れ線が全 GMO 面積に占める各形質の割合。

2. 米国の GMO 作物の生産状況等

米国は、1996 年から、一貫して GMO 作物の作付面積が最も多く、GMO 生産のリーディング・カンントリーであり続けている。2013 年時点で、米国が商業化している遺伝子組換え作物は、トウモロコシ、大豆、なたね、綿花、スクワッシュ、パパイヤ、じゃがいも、さとうきび、アルファルファの 8 品目である。

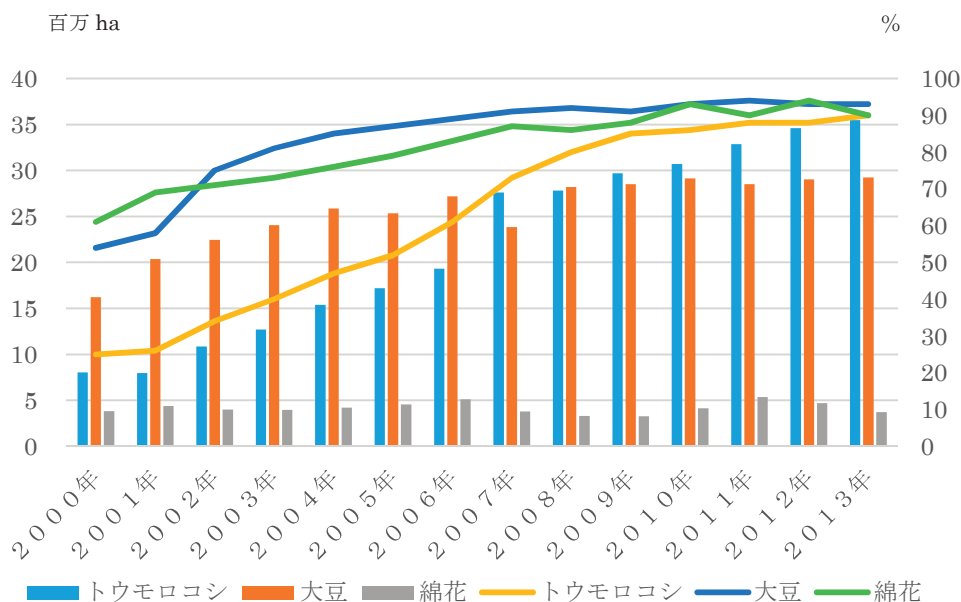
栽培面積は、1996 年の 0.9 百万ヘクタールであったものが、2013 年には、全体の栽培面積の増加と歩調を合わせるように、70.5 百万ヘクタールに飛躍的に増加している。ただし、世界全体の栽培面積に対する割合を見てみると、途上国等での栽培面積が増加していることに影響され、1998 年に 74%であったものが、2013 年には、48%となっている（第 5 図）。それでも、絶対値としては、首位を保っている。



第 5 図 米国における GMO 栽培面積と対世界の割合

資料：James, C. の各年の資料から筆者作成.

米国の GMO 作物で商業化されているものは、先に述べた 8 品目であるが、大宗は、トウモロコシ、大豆、綿花の 3 品目である。これらの品目における GMO の作付割合は、いずれも 90%以上に達している。これらを合計すると、約 67 百万ヘクタールとなっている⁽⁶⁾ (第 6 図)。

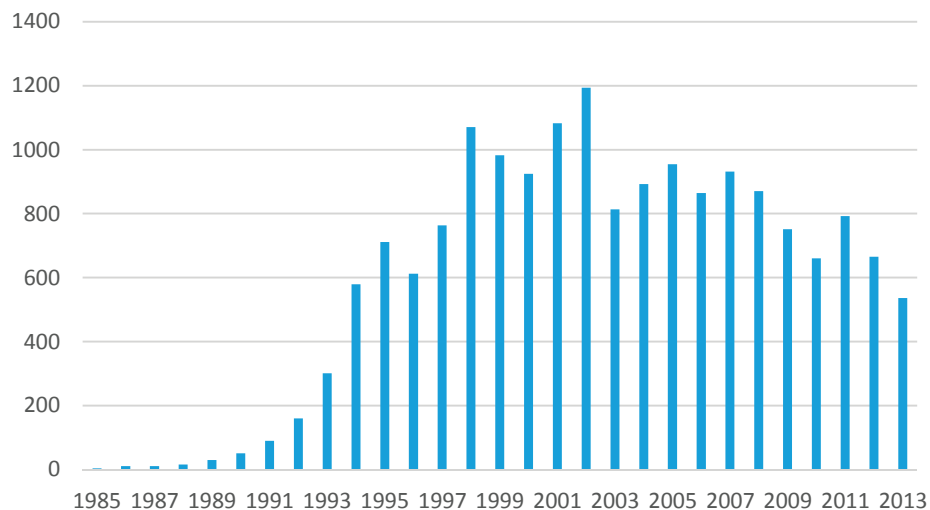


第 6 図 米国主要穀物の栽培面積と GMO 採用率

資料：USDA (2014) .

注. 棒グラフが栽培面積，折れ線が GMO 採用率.

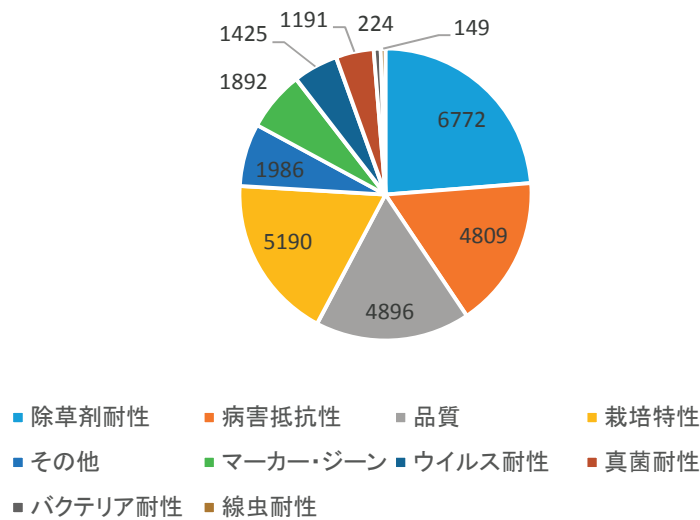
民間の遺伝子組換えに関する研究開発費は増嵩していると言われている。APHIS（農務省動植物検疫局）によって承認された野外試験の件数は、バイオテクノロジーの研究開発に係る重要な指標である。1985年には4件だったものが、2002年には1,194件になり、その後も、年平均800件程度となっている。件数の累計は、2005年に10,700件だったものが、2013年には17,000件になっている⁽⁷⁾（第7図）。



第7図 米国における放出承認件数

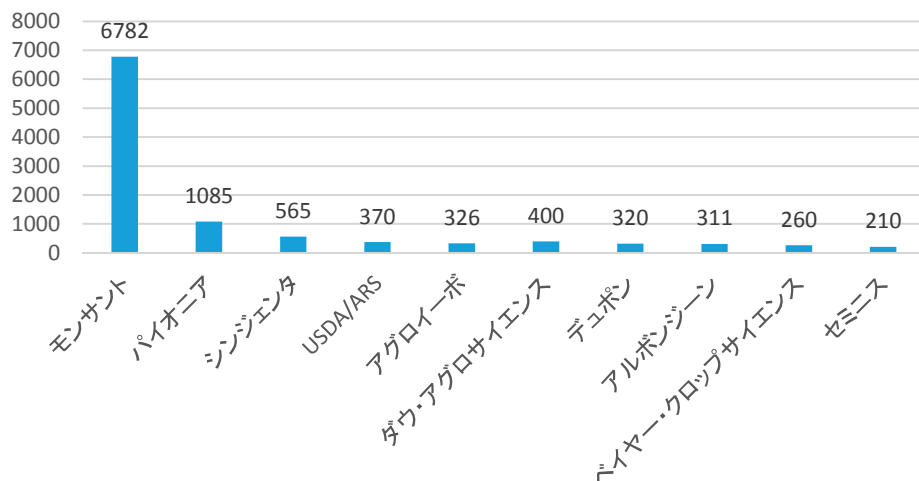
資料：USDA(2014)。

形質別にみると、2013年までに、除草剤耐性は、累計6,772件の放出が承認され（2005年は3,587件）、害虫抵抗性は4,909件（2005年は3,141件）、栄養価等の品質に関するものは4,896件（2005年は2,314件）、干ばつ耐性等の栽培特性は5,190件、ウイルス耐性は1,986件となっている⁽⁸⁾（第8図）。企業等別では、2013年までの累計でモンサントが6,782、パイオニア/デュポンが1,405、シンジェンタが565、USDAの農業研究局（ARS）が370の承認を受けている⁽⁹⁾（第9図）。



第 8 図 米国における形質別の放出承認件数

資料：USDA (2014)



第 9 図 米国の企業等別の許可等の件数

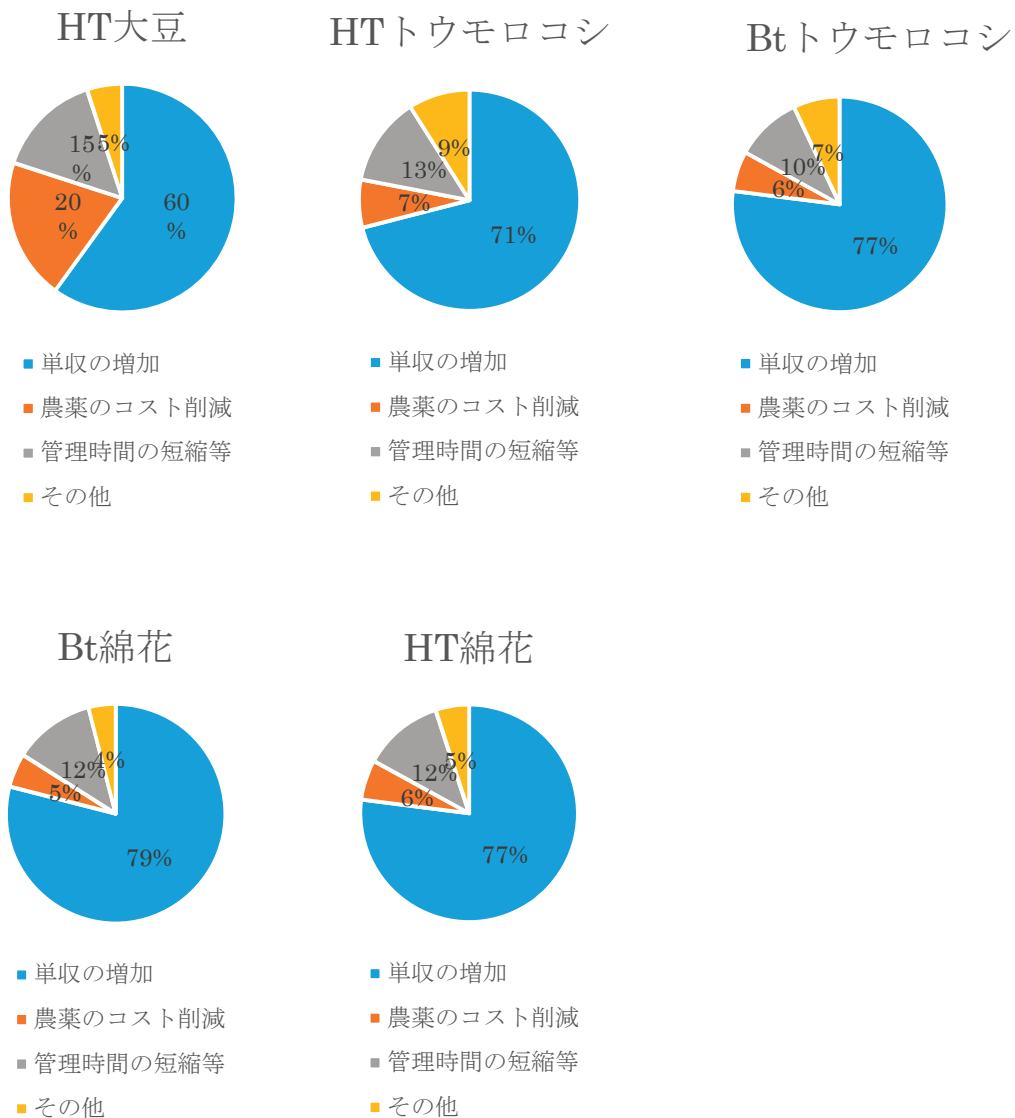
資料：USDA (2014)

2013 年時点までの累計での放出の承認（届出，許可を含む）のトップ 10 の作物は，トウモロコシ（7,778 件），大豆（2,225 件），綿花（1,104 件），じゃがいも（904 件），トマト（688 件），小麦（485 件），アルファルファ（452 件），タバコ（427 件），なたね（310 件），米（294 件）となっている⁽¹⁰⁾。

2013 年 9 月現在で，APHIS は，145 件の規制除外申請（商業的移動が自由になるための申請）を受け付けており（トウモロコシ 30 件，綿花 15 件，トマト 121 件，大豆 12 件，なたね 8 件，じゃがいも 5 件，さとうきび 3 件，パパイヤ，コメ，スクワッシュがそれぞれ

れ 2 件, アルファルファ, プラム, バラ, タバコ, アマ, チコリがそれぞれ 1 件。), うち 96 件について申請を許可した⁽¹¹⁾。

なお, 農家にとって, GMO 作物を栽培するメリットは何であろうか。トウモロコシ農家, 綿花農家, 大豆農家は, 主として, 単収が増加することを理由に遺伝子組換え作物を採用している。他の理由としては, 管理時間の短縮, 他の生産工程が容易になること (作物ローテーションや保全耕起) や, 農薬のコストを削減するといったものである⁽¹²⁾ (第 10 図)。



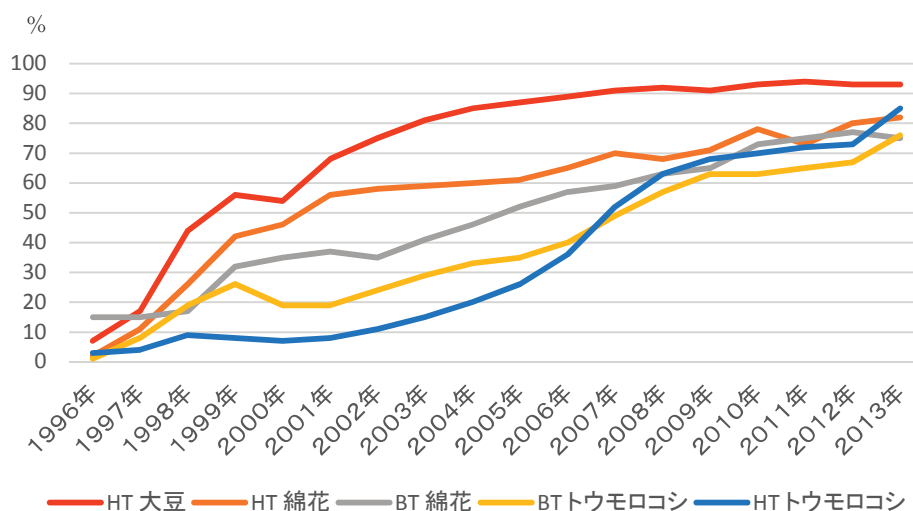
第 10 図 米国の農家の GMO 採用理由

資料 : USDA (2014) .

また、形質別に、大豆、綿花、トウモロコシの3品目の除草剤耐性（HT）及び害虫抵抗性（Bt）について栽培面積に占める割合（HT 及び Bt 両方の性質を持った品種があるため、数値は重複している）を見てみると、まず、除草剤耐性であるが、除草剤耐性大豆は、1996年に大豆栽培面積のわずか7%であったが、2001年には68%となり、2013年には93%となっている。除草剤耐性綿花は、1996年に綿花栽培面積の2%であったが、2001年には56%となり、2013年には82%となっている。除草剤耐性トウモロコシについては、伸びが緩やかであったが、近年、急速に普及し、2013年には85%となっている。

害虫抵抗性については、大豆は害虫の被害が多くないので、害虫抵抗性大豆は商業化されていないが、害虫抵抗性トウモロコシは、1996年の1%から1999年に26%、そして2000年及び2001年には19%に低下したが、2003年には29%となり、2013年には、76%にまで達している。

害虫抵抗性の綿花も急速に普及している。1996年に15%であったものが、2001年には37%となり、2013年には、75%になっている⁽¹³⁾（第11図）。



第11図 米国における GMO 採用率(形質別)

資料：USDA (2014)。

注．各形質には、複数形質（Bt 及び HT）が含まれる。

3. 米国における GMO に対する規制の現状

（1）バイオテクノロジー規制の調和的枠組み

米国における GMO に対する規制は、1986年6月にホワイトハウス科学技術政策室によって起草され、公表された「バイオテクノロジー規制の調和的枠組み（Coordinated Framework for Regulation of Biotechnology）」に従って、農務省（USDA）、環境保護庁

(EPA)、食品医薬品局 (FDA) の 3 省庁の下で行われている。この際には、新たな法律を制定するのではなく、既存の法律を適用することとした。

この枠組みにおいては、バイオテクノロジーによって生み出された作物は、伝統的な作物と基本的には変わらない(「実質的同等性」)ことから、作物自体を規制すべきであって、遺伝子組換え等プロセスについて規制すべきではない、としている。

このフレームワークは、制定されてから約 30 年が経過しているが、基本的には、変更されることなく今日に至っている。

それぞれの省庁が GMO 規制に関与する基本的な視点は、以下のように概略整理することができる⁽¹⁴⁾。

- ① USDA は、作物に対する害虫、雑草、病害の拡大防止の観点から、作物そのものについての規制を行う。
- ② EPA は、農薬の規制、農薬残留限度の設定、新たな微生物等を所管する立場から、農薬成分および微生物について規制を行う。
- ③ FDA は、食品・食品添加物、家畜用飼料、医薬品等の安全性について所管する立場から、食品について規制を行う。

したがって、GMO の性格によって、安全性を審査する法律、所管機関が異なってくる。例を挙げると次のようになる。

食用・飼料用の害虫抵抗性作物・・・USDA, EPA, FDA

非食用・飼料用の害虫抵抗性作物・・・USDA, EPA

食用・飼料用の除草剤耐性作物・・・USDA, EPA, FDA

非食用・飼料用の除草剤耐性作物・・・USDA, EPA

油成分を変更した食用作物(高オレイン酸大豆など)・・・USDA, FDA

色を変化させた花(非食用)・・・USDA

汚染を分解する土壌細菌・・・EPA

(2) 農務省 (USDA) の規制⁽¹⁵⁾

USDA は、動植物検査局 (APHIS) とバイオテクノロジー規制局 (BRS) を通じて、GMO 植物の州間移動、輸入、試験栽培、最終的な放出について規制している。

2000 年に制定された植物保護法 (PPA) は、USDA に対して、植物病害をコントロールする権限を与えており、植物病害の輸出入、州間移動を規制している。また、APHIS は、ある物質が植物病害であるかどうかを決定する。この植物病害の定義は広範なものとなっており、ほとんどの規制対象は、USDA の所管となっている。

PPA の下で規制対象となっている新たな作物は、「届出」(notification) と「許可」(permit) の二つのプロセスを通じて APHIS が野外試験を統御している。

APHIS に対して、申請者は野外試験の場所、規模、規制対象の技術的なデータ等の情報の提供を行う。

野外試験によって環境等への悪影響が生じないように確保するのが、「届出」の手続きである。野外試験を行う者は、APHIS による施設および記録の監査を受け入れることが必要であり、また、野外試験の結果や予期せぬ事態が生じた場合には APHIS に報告しなければならない。

「許可」の手続きは、GMO 植物の実験的な解放によって、より高いリスクが生じ得る場合に適用される。「許可」申請に際しては、詳細な技術的な情報、実験に関する特定の情報、地理的情報、退避および拡散を防止する策、最終処分方法を提出することが求められる。

APHIS は、「許可」に関する文書を、レビューとともに、農業に係る州の当局に送付しなければならない。また、国家環境政策法（NEPA）に適合するように、環境アセスメントを準備しなければならない。もし、必要があれば、環境影響評価を準備しなければならない。

許可に関する申請書および関連のデータを審査して、APHIS は、許可を与えるか拒否するかを決定する。これには、規制対象が拡散するのを防止するための維持・廃棄に関することや、他の物質との隔離、表示による特定、検査等の条件がつけられる。

許可を得た者は、試験栽培の結果を報告するとともに、事故や、予期せぬ事態が発生した場合に APHIS に速やかに知らせることが必要である。

野外試験の間は、GMO 作物は、規制対象であり、APHIS の監督の下にある。野外試験で、農業や環境に悪影響を及ぼさないことが示された場合、次のステップは、「規制除外（nonregulated status）」の地位を決定するための申請である。規制除外がなされると、自由に商業的移動が可能となる。

申請者は、不利なものも含め詳細な情報を提供する必要がある。実験データ、未公表の研究、科学的知見、野外試験の結果は重要なものである。また、申請者は、GMO 植物と伝統的な植物の相違点を記載しなくてはならない。

APHIS は、規制対象植物のリスクを審査する。その中には、事前的な環境アセスメントが含まれている。このアセスメントで、重大な影響がなければ環境影響評価書は必要なく、そうでなければ、環境影響評価書が必要である。アセスメントや環境影響評価書を基に、APHIS は、規制除外の申請を許可するか否かを決定する。

（３） 環境保護庁（EPA）の規制⁽¹⁶⁾

1992 年に、EPA と FDA は、農薬物質については、「連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法（FIFRA）」のもとで、EPA が所管することに合意した。さらに、EPA が「連邦食品・医薬品・化粧品法（FDCA）」のもとで、残留農薬を規制することについても合意している。つまり、EPA は、農薬に関する食物の安全性について所管し、FDA は、その他の食品の安全性について所管することになっている。

EPA は、1994 年に FIFRA の下で、植物農薬の登録制を導入するとともに、FDCA の下で、それらの残留物質を規制することを開始した。その後、パブリックコメントを受けて、

植物農薬に代えて、作物内保護物質（PIP s）という名称を採用した。

PIP sに関する規制の大枠は 2001 年に策定され、2007 年には、小規模な野外試験や食物に含まれる PIP s が低水準の場合の政策を策定した。

EPA は、他の組織から植物に入り込んだ農薬を規制している。その典型的な例が GMO 穀物で使用される Bt(bacillus thuringiensis, 昆虫病原菌の一種)である。例えば、Bt トウモロコシは、Bt タンパク質を作る性質があり、Bt トウモロコシをアワノメイガなどの特定の昆虫が食べると、Bt タンパク質により餓死する。このように Bt は、病害を防止、破壊、減少することから、PIP s に該当し、FIFRA における農薬の定義に合致している。

FIFRA は、また、登録がなされなければ、農薬は、市場に出回らないようにしている。登録制度の下において、申請者は、EPA に対して安全性と効率性に関するデータを提出しなければならない。農薬は、成分が登録者の主張を裏付ける場合に登録がなされる。さらに、通常の用法に従った場合、環境に対して非合理的な悪影響を与えてはならない、とされている。

登録されていない農薬について登録申請に必要なデータを得るために行う試験は、一般に認可が必要であるが、悪影響を与えないとされるものについては、認可は不要である。たとえば、実験室やハウス内での試験については、認可は不要であるし、また、10 エーカー（約 4 ヘクタール）以内の小規模なものについても認可は不要である。

FDCA の下で食物に係る残留農薬について規制されている。ここでは、許容水準を超えて、食物または飼料が残留農薬を含んでいる場合には、「汚染」されているとみなされ、州間通商は認められない。食物にかかる PIP s の残留もこの規制に服する。

制度上、EPA は、食物の農薬許容量を定め、FDA がこの許容量に関する規制を実施する。EPA は、試験に基づき、農薬のたんぱく質が毒性を持たずアレルゲンでもなく、害がないことが確からしいと合理的に判断されるときには、許容量設定の対象外とする例外を暫定的または永久的に設けることができる。

（４）食品医薬品局（FDA）の規制⁽¹⁷⁾

FDCA の下では FDA は、食品および飼料の安全性に関して規制しており、その対象には GMO 食品等も含まれる。FDA は、GMO 品種およびそれに由来する食品は、伝統的な品種・食品と同様の安全性と栄養価があると考えている。

FDA は、植物から由来する新たな食品について市場に出回る前に審査を行っていなかったが、1992 年に、GMO 食品についても同様のアプローチを採用することを決定した。つまり、食品が作られるプロセスではなく、食品それ自体に着目しているのである。

ただし、新たな食品の構造、機能、構成がそれまでのものと異なり、リスクが高く、公衆の健康を確保する必要があるれば、FDA は、市場に出回る前の審査を行う権限を行使する。この場合は、伝統的な食品と「実質的に同等」であるとは言えないからである。

2001 年には、FDA は、GMO 食品について市場に出回る 120 日前までに通知をすること

を提案したが、これは、健康に対する被害を起こさないようにとの意図だったが、ほとんどの GMO 食品はそのような健康被害を起こすことはない、ということで、この政策は実現しなかった。

1992 年時点では、新たな植物品種から作られた食品または飼料が商業的に出回る前に、FDA と協議することが、開発者にとっての「熟慮ある慣行」であると考えられていた。そのため、1997 年には、この協議の手続き等について FDA はガイドラインを示している。それによれば、商業化の前に最初の協議をするとともに、新たな製品が安全であることを示すための詳細な安全性と栄養的な評価を含む文書が完成した段階で、最終的な協議をすることとされている。この協議は、任意のものであるが、食品会社は、この慣行に従っている。

FDA は、食品添加物を規制する権限を用いて、GMO 食物を規制している。FDCA の下では、健康に有害な安全ではない残留農薬や食品添加物が食品に含まれている場合、食品は、「汚染」されていることになる。

食品添加物は、市場に出回る前の承認を受けている場合や、承認が免除されている場合でなければ、安全ではないと考えられている。新たな食品添加物の承認を得るためには、製造業者は、食品添加物の安全性を証明する研究結果を添付して食品添加物にかかる申請を行う。

安全とは、「物質が予期された使用法のもとで有害ではないことが・・・合理的に確実である」ことである。FDA が食品添加物が安全ではないと認めた場合には、その旨の規制を行うことになる。

GRAS（一般に安全と考えられること）の概念が適用され、農薬として扱われない GMO 食品のほとんどは、食品添加物としての厳しい市場前審査を免れている。FDCA における食品添加物の定義では、「一般的に安全と認められる (GRAS)」物質は、除外される。GRAS であると認められる物質としては、自然界に由来する物質が多く、化学的な添加物はごく少数であるが、これらは、食品添加物ではないとされ、食品添加物の規制を受けない。

1992 年に FDA は、ほとんどの新たな植物由来の食品が広く安全であると受け入れられていることから、ほとんどの GMO 食品が GRAS と考えられる、と示唆した。この 1992 年の FDA の政策決定に対する訴訟が起こされているが、法廷は、GMO 食品に関する FDA による GRAS の推定は、恣意的ではない、と判断している。

GMO 食品に関して FDA が GRAS を用いていることに対して反対がある。FDCA では、製造業者が GRAS と考えて物質を添加することについて FDA に通報する必要はない、とされていることが問題とされている。これは、新たな食品に係る物質が GRAS か FDA による承認を必要とする食品添加物か否かを、当該物質を使用する会社自身が決定することができることを意味するからである。

4. 調和的枠組みに対する改善点⁽¹⁸⁾

先に述べたように、「調和的枠組み」は、30年近く、改訂されずに適用されてきた。

しかし、

① GMOを放出または市場に出す前に、システムチックなリスクアセスメントが欠如

② 環境または市場に出された後に、監視が欠如

③ リスクマネジメントの全プロセスにおいて、3省庁の協調体制がとられていない

など、改善を要すべき点があるとの指摘もある。Lee-Muramoto (2013) の記述を基に、改善すべきとされる点を見てみよう。

(1) 「実質的同等性」の概念を放逐

「バイテク製品は、従来の方法に従って産生された製品と同じ規則を適用すべき」というのは時代に合わないドグマである。各省庁が、既に、バイテクについて、異なる取り扱いをしている実態があるのだから、「実質的同等性」の概念は放逐すべきである。

FDA は、バイテク会社に対して、GMO を市場に出す前に、安全性に関するデータを提出するよう奨励しており、それに対する審査は、従来型の交配種よりも厳格なものとなっている。USDA の野外試験の届出、許可についても、バイテク植物であることに着目して行われている。また、EPA は、PIP s の概念を創出し、これに特別な規則を当てはめている。

このように、実質的同等性の概念を適用し続けるのは、実態と合わない。

(2) システムチックなリスクアセスメントを規則に盛り込むこと

「実質的同等性」の概念を放逐すれば、システムチックなリスクアセスメントを盛り込むことができる。

リスクアセスメントは、世界のほとんどの国で GMO を承認する際に求められている。次世代の GMO から由来するリスクに効果的に対処し、米国が適切に人間の健康と環境を保護するためには、調和的枠組みを、予防原則のアプローチを取り、リスクアセスメントがシステムチックに行われるようなものに改善しなければならない。かたくなに、不備がある旧来のシステムにしがみついているよりは、EU その他の国と、米国の規制に関する枠組みを調和させる方が良く、長期的には、バイテク産業の発展を促すことになる。

リスクを評価するのは、簡単なことではない。新たな GMO が放出された場合の人間の健康と環境に対するリスクを評価するのは、複雑で問題が多い。

これまで、GMO の安全性を確認する方法として、主に、小規模な実験による観察、公刊、未公刊の研究または専門家のレターの参照・引用によるリスクの不存在の確認、によってきた。

こうしたアプローチは、概して安全性に関して脆弱な証拠にしかない。

リスクアセスメントは、米国では、科学的に厳格に行われているわけではなく、また、システマチックに行われているわけでもない。そのため、調和的枠組みを改善するためには、あらゆる GMO が市場や環境に放出される前にリスクアセスメントを義務付けなくてはならないだろう。さらに、強固な規制システムとするためには、リスクアセスメントの一環として、厳格な科学的な手続きを確立するとともに、独立のレビューをする必要があるだろう。

正しいリスクアセスメントとは、規制省庁が各専門性を基に責任を負う、ということである。その観点から、FDA は、人間の食用または医薬用として GMO 動植物が人間の健康に与える影響に責任を負い、EPA は、GMO が環境に与えるリスクを評価することに責任を負い、USDA は、農産物・家畜に GMO が与える影響を規制すべきである。

いずれの省庁も、それぞれの専門性に関係あることがらについて、レビューや承認のプロセスを回避してはならない。例えば、GMO 鮭については、FDA が FDCA の「新たな動物医薬品」の条項の下で人間が消費するためにレビューをする一方で、EPA は、FDA と協調して環境への影響評価を行う必要がある。両省庁がレビュープロセスを終え、承認を与えるまで、GMO 鮭は市場に放出してはならない。現在のところ、EPA は、重大な環境上のリスクがあるにもかかわらず、GMO 鮭についての承認プロセスに関与していない。

(3) リスクマネジメントのプロセスの一環として市場に出た後の監視を行うこと

市場に出る前にシステマチックなリスクアセスメントを行うことに加え、予期せぬ悪影響が起こらないように、また、規制が予期とおりに機能するように、バイテクの利用を監視することが必要である。

現在のシステムでは、「一般に安全と考えられている」場合、FDA の承認が不要である。FDA は、そのような製品を追跡することはせず、販売されているかも承知していない。問題が生じた場合、FDA が行動を起こすのは、問題が発見され、注目を浴びてからである。

同様に、商業的に栽培が許可された後は、その植物には、もはや APHIS の権限が及ばないことになっている。

APHIS は、市場に出た GMO を監視する権限を有しておらず、製造業者を監視する義務も負っていない。問題が生じた場合に関係者が APHIS に報告する義務も無い。

この市場に出た後の監視機能については、3 省庁にとって重大な問題であり、調和的枠組みを改善するには、この不備を解消する必要がある。

(4) 3 省庁の間を調和させるリエゾンを構築すること

3 省庁間にリエゾンを設けることが望ましい。リエゾンは、申請者が規制のプロセスの初期の段階から最終段階に至るまで、コンタクトできる存在として機能する。特に、複数の

省庁がレビューや承認に関与している場合に重要である。

省庁間で重複する質問等に個別に答えるのではなく、一括してデータや書類を提出することができるようにすべきである。現在の規制のフレームワークには、人的資源等が豊富な大企業に有利になっていると批判されているところであり、リエゾンを設置すれば、より小規模な企業にも公平になるであろう。

さらに、各省庁は、リスクの分析に際して、共通のプロセスを確立することが必要である。

(5) 透明性を高めること及び消費者の信頼を醸成すること

レビューや承認のプロセスに公衆が参加できないことから、GMO 食品の放出や市場に出る前の段階で透明性がないという問題があるだけではなく、その後の、表示の問題や追跡可能性（トレーサビリティ）にも問題がある。

特に、次世代の GMO 食品（牛肉、豚肉、魚）については、決定的に、消費者の信頼を得ることが重要である。

何か予期せぬ問題が生じた場合、GMO と非 GMO とを区別して特定できるようになっていなければ、追跡し、リコールすることはできない。

追跡可能性は、規制者が問題を解決することができることを示し、消費者の信頼を得るのに極めて重要である。

5. 表示

1992 年の政策ステートメントでは、FDA は、ほとんどの GMO 食品について GMO であることの表示は不要と決定した。FDCA（連邦食品・医薬品・化粧品法）では、食品の表示が虚偽または誤認を生じさせるものである場合には、虚偽の表示がなされていると定義されている。情報がなくことによって健康や環境にリスクが生じ、消費者に誤認させ、または、食品の栄養価や機能について消費者が間違えて信じてしまう場合には、特別な表示が必要とされる。

FDA は、GMO 食品が類似の食品と重大な相違（例えば、栄養的な含有物やアレルゲン）がある場合を除いては、表示は不要としていた。しかしながら、2001 年には、任意表示のガイドラインを公表した。消費者は、食品が遺伝子組換えされているかに関心を有している可能性があるとして、FDA は、食品会社が行う任意表示が真実であり、消費者に誤認を生じさせないようにしたのである⁽¹⁹⁾。

ニューヨークタイムズ紙が 1,052 人を対象に、2013 年 1 月に行った世論調査では、93% が遺伝子組換え食品については、その旨を明らかにすべきだと回答している。また、約 4 分の 3 が、遺伝子組換え食品に懸念を示し、そのほとんどが健康への影響を心配している。遺伝子組換え食品に懸念している者のうち 37% が、科学的には、そのようなリスクはまっ

たくないと言われているにもかかわらず、ガンやアレルギーになると恐れている。

懸念を示した者のうち 26%が、遺伝子組換え食品は、安全ではなく、毒性があると考えている。また、13%の人間は、環境への影響を心配していると答えている⁽²⁰⁾。

連邦レベルでは、FDA が GMO の表示について所管しているものの、州レベルまで規制を及ぼしているわけではない。ただし、州レベルでは、GMO の義務表示化の動きが見られる。

2014 年 4 月現在、米国の州レベルでは、27 州において 66 の遺伝子組換えに係る表示に関する法案が審議されている⁽²¹⁾。

主要な州における GMO にかかる法案の概要は次のとおりである⁽²²⁾。カリフォルニア州では、2012 年に法案 37 号が提案されていた。それは、生鮮または加工食品が GMO の植物または動物から生成されている場合で、消費者に販売される場合、表示することを義務づけ、いくつかの例外を除いて、食品に「自然」と表示したり、宣伝することは禁じるものであった。しかし、この法案は否決された。

また、2013 年には、ワシントン州で同様の法案が提出されたが、51.1%対 48.9%の僅差で否決された。

しかし、2013 年 12 月には、コネチカットが条件付きで最初の表示法を承認した州になった。その条件とは、他の北東の州が総計 2,000 万人の賛意で同様の法律を通過させた場合に、コネチカット州の法律が有効になるというものであった（トリガー条項）。2014 年 1 月には、メイン州でコネチカット州と同様の法律が成立している。メイン州の場合は、隣接のニューハンプシャー、ニューヨーク、マサチューセッツ州で同様の法律が通過しなければ、この法律は発効しない。

ヴァーモント州においては、コネチカット州やメイン州の法律と違い、トリガー条項の設けられていない法案（法律第 120 号）が提出されていた。2014 年 4 月 15 日に州議会上院が 26 票対 2 票で、法案を承認⁽²³⁾し、州議会は食品産業からの訴訟に備えて検事局への予算も確保していた。下院は、4 月 23 日に 114 票対 30 票で可決し、5 月 8 日に州知事が署名して成立した。実施は、2016 年 7 月からとなっている⁽²⁴⁾。

このように、2014 年 5 月に、ヴァーモント州では、最初の義務表示法が成立したのである。これにより、GMO 食品については表示が義務化されるとともに、これらの食品について「自然」と呼称することが禁じられた。立法府は、訴訟が起こされることを念頭に、「食品の闘いの基金」を設立し、訴訟費用を寄付でまかなうこととしていた。

予想に違わず、訴訟は、2014 年 6 月 12 日に提起された。原告は、食料品製造業者協会（GMA）、スナック食品協会（SFA）、国際酪農品協会（ISDA）、全米製造業者協会（NAM）を含む食品産業の団体で構成されており、憲法違反であることを主張している。

原告の最初の主張は、義務表示は、製造業者が忌避する見解を表示することを製造業者に強いることになるので、修正第 1 及び修正第 14 条の表現の自由に反することになるというものである。さらに、原告は、非 GMO 食品を好む消費者の利益は既に存在している任意表示の制度によって守られている、と述べている。

原告は、また、「自然」の語の使用を禁止するのは、修正第1条の表現の自由に反するし、また、修正第5条の適正手続きにも反すると主張する。さらに、条文の規定ぶりが曖昧であるので、修正第5条の適正手続きに反する、とする。

原告は、さらに、第1条第8節第3項の通商条項にも反する、と主張する。法律では、ヴァーモント州の有機食品やレストラン、酪農業界が差別的なほど保護されて例外扱いされており、他方、举证責任は、州外の食品製造業者に課せられているからである。

最後に原告が主張しているのは、FDCA、栄養表示及び教育法（NLEA）、連邦食肉検査法が表示を規制しているので、第6条の連邦優位条項により、表示義務を課す州法は無効であるということである。

NLEAには州法を無効にする条項が含まれているものの、この条項は、表示が食品または食品の構成物質の安全性に関する警告である場合、州法を無効にすると解してはならない、とされている。原告団は、表示は、安全性に関する警告ではないと主張できると考えているが、ヴァーモント州は、食品の構成に関する警告として、GMOの表示義務は無効ではない、と主張すると思われる。

なお、連邦レベルでは、2014年4月9日に、マイク・ポンペオ議員（共、カンサス）から、Safe and Accurate Food Labelling Act of 2014 が提出された。ポンペオ議員によれば、各州で異なる規制がなされれば、食品製造業者や小売業者にとって、複雑になりすぎることになる。この法案では、表示に関してはFDAのみが権限を行使することになり、州レベルのイニシアティブはブロックされることになる。したがって、義務表示についてのヴァーモント州の法律は、ポンペオ議員の法案が成立すれば、無効になる。

表示に関する政治的な努力や訴訟については、引き続き行われるであろうが、非営利団体によるNon-GMOプロジェクトのような任意表示の普及に関する努力も行われている。任意表示については、表示が虚偽であるとか誤認を生じさせるものではないように細心の注意を払うとともに、non-GMO食品がより安全であるとか健康的であるという主張を避けるよう努力している。

更には、GMO穀物の栽培を禁止する地域もある。直近では、オレゴン州のジャクソン郡とジョセフィーヌ郡がGMO植物の栽培を禁止する措置を承認した。カリフォルニア州のメンドチーノ郡、マリナー郡、そしてワシントン州サン・フアン郡も同様の措置を講じている。

6. 遺伝子組換え小麦

最後に、未だ商業化されていないGMO小麦について触れておこう。

小麦は、コメ、トウモロコシと並ぶ三大穀物であり、米国では最大の食用穀物である。しかしながら、GMO生産をリードする同国においても、その商業栽培は始まっていない。トウモロコシや大豆は、油糧や飼料用に消費されるのがほとんどであるが、小麦は、トウモロコシや大豆と異なり、パン、シリアル、パスタなどの形で直接、食品として消費され

ている。そのため、トウモロコシや大豆に比べて、消費者の GMO 小麦に対する感情が重要になってくると考えられる。

バイテク種子メーカー最大手のモンサント社によると、GMO 小麦の歴史は、1997 年まで遡り、この年に除草剤（グリホサート）耐性小麦の開発を開始している⁽²⁵⁾。

モンサント社は、1998 年から開発を中止するまで、除草剤耐性小麦の野外試験を米国内の多くの地域で行ってきた。

しかし、2004 年 5 月に、モンサント社が小麦の関係団体と協議したところ、全米小麦生産者協会（NAWG）、米国小麦連盟（UWA）、カナダ小麦協会（CWB）など多くの団体が輸出市場を失うとの懸念を示したため、同社は、商業化を断念し、野外研究、開発プログラム等をすべて中止した。

当時の輸出量は、生産量 5,896 万トンに対して、3,152 万トンであり、輸出先国は、日本、ナイジェリア、メキシコ、エジプト、フィリピン、韓国、EU 等であった。

ただし、2009 年になると、米国・カナダ・豪州の小麦生産者団体は、バイテク種子メーカーに対し大豆、トウモロコシに対抗できる収益性に優れた GMO 小麦の開発を要望した。賛同団体は、NAWG、UWA(米国)、カナダ穀物生産者協会、豪州穀物協議会など 9 団体である。しかし、カナダ小麦協会（CWB）は、海外市場が受入れを明確にしなければ、GMO 小麦の採用は支持しないと公にしている。

2009 年 5 月 14 日の三カ国声明⁽²⁶⁾は、次のとおりである。

1 小麦は、世界のすべての人々にとって極めて重要な食料であり、より単収増になり、高品質な小麦を開発することにより、世界によりよく供給することができると信じている。

2 世界を飢えさせないための重要な手段はバイテクである。病害虫に耐性を有するようにすることや土壌の養分・水を小麦が利用するようにすること、干ばつや冷害など極端な天候に耐性を有するようにすることは、バイテクにより可能になる。バイテクの他の重要な分野は、全世界の人々の健康的な生活を促進するため、小麦の栄養的な要素を発展させることである。バイテクは、以上の問題を解決する唯一のものではないが、重要な要素である。

3 小麦は、バイテクにより、生産性が向上したり、投入材が減少したりしている他の作物との競争にさらされている。その結果、小麦生産の歴史的な地域の多くで生産が減少しており、また、生産者は、他の作物にシフトしている。もし、小麦がバイテクの途を歩まないままであるならば、農業者は、多くの圃場を収益が比較的大きい他の作物に費やすであろう。その結果として、世界の小麦生産は減少するであろう。

4 概して、小麦の単収の伸びは、他の作物と比べて、極めてゆっくりとしている。成長率をあげるのに時間がかかればかかるほど、よじ登らなければならない格差が大きくなる。

5 バイテクは、関心のある形質をかなりの正確さをもって穀物に展開することができると証明された技術である。バイテクによって開発された穀物は、商業化の前に厳しい審査を受ける規制になっている。バイテクに関して世界では 10 年以上の経験があり、品質や生産性の向上のみならず、安全性と環境への利益に関する納得できる成果が示されている。

6 民間および公的な小麦の研究に関する投資の欠如は、穀物の開発競争に小麦が遅れをとることを意味し、また、小麦の研究一般について科学的な知見が足りなくなることにつながる。民間企業に機会を与えることで、小麦の研究の水準は向上し、新しい世代の科学者を引きつけることになるだろう。

上記の信条に基づき、小麦のバイテクの形質の調和のとれた商業化の目標に向けて努力する。バイテク小麦を、調和のとれた方法で調整の期間を短縮化し、市場の混乱を最小限化するよう導入することは、我々の利益となる。我々は、また、商業化に際して、他の関係者の必要性和懸念に応じて協議することを約束する。

最後の部分は、ヨーロッパやアジア向け市場には分別管理を徹底するなど、GMO 小麦と非 GMO 小麦の両立を図り、輸出市場を混乱させない体制作りを 3 カ国 9 団体が協力して進めることを示唆している。

この要請を受けて、モンサント社は、2009 年 7 月 14 日に、モンタナ州の小麦の種子会社であるウエストブレッドを買収した。この買収は、小麦農家にとって有益な、干ばつ耐性および病害虫耐性を持つ品種の新たな開発を支えることであろう、としている。

また、翌 2010 年 7 月には、モンサント社と BASF 社が GMO 小麦を共同開発し、10 年後に、耐乾燥性、高収量品種を実用化することを発表した。

さらに、2014 年 6 月には、16 団体（米国 5 団体、カナダ 5 団体、豪州 6 団体）が、次のように、同趣旨の声明を発出している⁽²⁷⁾。

- 1 世界の食料安全保障の要請に対応するという切迫した問題を解決するため、我々は、技術革新の使用を支持し、慫慂する。
- 2 我々は、小麦の研究に対する 2009 年以降の様々な投資に勇気づけられてきた。
- 3 我々は、輸出国も輸入国も科学的根拠に基づくバイテクの規制システムを

維持するよう慫慂する。

4 我々は、国によって対応が異なることによって生じる貿易阻害を最小化するために、合理的な LLP 政策（意図しない微量混入について一定の場合規制の対象外とする）を輸出国も輸入国も早期に採用することを慫慂する。

5 我々は、小麦を改善するためにバイテクを使用することは従前の方法と同様に安全であると信ずる。

6 我々は、選択が最重要であると理解している。

7 我々は、小麦のバイテク形質について我々が同時に商業化し、輸入国がそれらの形質を適時に承認することを、目標として共有する。

2009 年と 2014 年の賛同団体は、次のとおりとなっている（第 1 表）。

第1表 2009年の賛同団体と2014年の賛同団体の比較

	2009年の賛同団体	2014年の賛同団体
米 国	National Association of Wheat Growers (全国小麦生産者連合) U.S. Wheat Associates (全米小麦連合会) North American Millers' Association (北米製粉業協会)	American Farm Bureau Federation (アメリカ農業連合会) National Association of Wheat Growers (全国小麦生産者連合) National Farmers Union (全国農民連合) North American Millers' Association (北米製粉業協会) U.S. Wheat Associates (全米小麦連合会)
カ ナ ダ	Grain Growers of Canada (カナダ穀物生産者) Western Canadian Wheat Growers Association (西カナダ小麦生産者協会) Alberta Winter Wheat Producers Commission (アルバータ冬小麦生産者協会)	Canadian National Millers Association (カナダ製粉協会) Cereals Canada (シリアル・カナダ) Grain Farmers of Ontario (オンタリオ州穀物農業者) Grain Growers of Canada (カナダ穀物生産者) Western Canadian Wheat Growers Association (西カナダ小麦生産者協会)
豪 州	Grains Council of Australia (豪州穀物協議会) Grain Growers Association (穀物生産者協会) Pastoralists and Graziers Association of Western Australia (Inc.) (西豪州牧羊・牧畜業者協会)	AgForce Queensland (アグフォース・クイーンズランド) Grain Growers Limited (穀物生産者団体) Grain Producers Australia (豪州穀物生産者) Grain Producers SA (南豪州穀物生産者SA) Pastoral and Graziers Association of Western Australia (西豪州牧羊・牧畜業者協会) Victorian Farmers Federation Grains Group (ヴィクトリア農民連合穀物グループ)

資料：Wheat Biotechnology Commercialization: Statement of Canadian, American and Australian Wheat Organizations 及び Wheat Biotechnology Commercialization.

注．団体名の順序は、資料のとおり．

なお、2009 年には、NAWG（米國小麦生産者連合）は、小麦生産者 21,262 人に対し、GMO 小麦の商業化を請願することに関するアンケートを行っている⁽²⁸⁾。それによると、他の穀物はバイオテクを利用して生産性等をあげており、小麦生産者は、その競争的な圧力を強く受けている、単収を増加させる形質をもつ小麦は病害虫耐性もあわせ持ち、水、窒素の効率的な利用を可能とし、雑草の除去を向上させる、そのため、NAWG は、バイオテク小麦を商業化する必要性を認識している、としている。アンケート結果によると、この請願の内容について、生産者の 76%が賛同した。

しかしながら、食用の遺伝子組換え作物に対する消費者意識やヨーロッパ・アジア向け輸出市場の懸念はそれほど好転したわけではない。

輸出市場として重要な EU と我が国の世論調査の結果を見てみよう。

26,671 人を対象にした Eurobarometer という世論調査では、2007 年⁽²⁹⁾、2010 年⁽³⁰⁾と GMO 食品に関する調査を行っているところ、2007 年には 58%が GMO 食品に反対していたものが、2010 年には、反対の割合が 61%に上昇している。

また、基本的に自然なものではない（70%）、家族の健康に安全ではない（57%）、将来の世代にとっても安全ではない（58%）、利益を享受する人間もいるが他の人間にリスクを与える（57%）、という回答も過半であった。なお、84%の回答者が GMO 食品を広く意識している、としている。

我が国では、2005 年に農水省が 1,287 人を対象に行った世論調査によると、75%の回答者が、「遺伝子組換え」という言葉に否定的な印象か少し否定的な印象を有している、と回答し、その理由として上位に挙げたのは、「食べたときに悪影響が不安だから（78%）」「未知の部分が多い技術だから（69%）」「組換え生物が、周りの動植物に影響を及ぼすと思うから（57%）」という回答であった。

このように、EU、日本の消費者感情は、好転していない状況にある。EU は、むしろ悪化しているとも言えるのに、それを承知でなぜ、米国・カナダ・豪州の生産者団体はバイオテク小麦の開発を強く要望したのだろうか。白井（2010）は次のように分析している⁽³¹⁾。

まず、豪州では年続きの大干ばつや慢性的な農業用水不足による危機感から耐乾性小麦の開発を望む声大きい。

一方、北米、特に米国では、1990 年代後半からトウモロコシと大豆の栽培増によって小麦が圧迫され続けてきた。米国の生産者が小麦から大豆やトウモロコシに転換した理由は、主として次の 3 つであるという。

- ・ 1996 年米国農業法で作物ごとの栽培面積制限が廃止され、生産者は利益の上がる作物を自由に選択して栽培できるようになった。

- ・ 組換え技術を含め、トウモロコシと大豆では栽培しやすく高収量、高収益の品種が次々と開発されたが、小麦では近年ほとんど優良品種が開発されていない。生産に要するコストも増加し、バイオ燃料需要の恩恵も受けられないため小麦の相対的価値が年々低下している。

- ・ トウモロコシと大豆は栽培期間が短く、春に天候不良でも再播種（種まき）が可能

であり、天候によるリスクが少なく栽培しやすい。冬小麦は9~10月に播種し翌年6~7月に収穫するため栽培期間が長い。秋に悪天候で大豆、トウモロコシの収穫が遅れるとその後小麦を播種できない場合もある。(2009年秋には現実問題となった。)

しかし、消費者意識が好転してから研究開発を始めるのでは間に合わないという危機感が研究者や生産者団体側には強い。

ここで、研究開発の一端が窺える GMO 小麦の認可等の数を、ヴァーモント大学が運営して APHIS(米国動植物検疫局)のデータを掲載しているウェブサイト(「Information System for Biotechnology」<http://www.isb.vt.edu>)から、見てみよう。2014年11月5日現在でカウントしたものである。

まず、小麦の認可等の総数は544である(届出のみのものと認可とを合わせたもの)。

うち、民間機関が336(このうち、モンサント社が247)、大学が163、USDAが45となっている。

形質別に見ると、遺伝子表現型の区分で栽培特性(Agronomic properties)を変更するものが129件。そのうち、干ばつ耐性を備えるものは、20件ある。農薬耐性が223、菌類耐性が116、害虫耐性が2、その他が53である。

形質別をモンサント社の247件に限ってみると、栽培特性変更40、菌類耐性22、農薬耐性203、害虫耐性2、その他5(重複あり)という状況にある。

モンサント社等の研究開発体制は整っているように思われるが、GMO小麦の商業化については、要は、EU、我が国等の遺伝子組換え食品に対する忌避感情が強い国・地域の消費者感情が好転することが重要である。しかしながら、これまでのところ、そのきざしは見えていないのが現状ではなかろうか。そうであれば、生産者団体の要望、民間企業の研究開発の努力はあっても、少なくとも短期的には、商業化の見通しが開けるかは不透明と言わざるを得ないであろう。

おわりに

以上、米国における GMO 作物の生産状況、規制状況等について概観してきたが、特徴的なのは、米国内においても GMO 食品に対する意識の変化が見られるように思われることである。ニューヨークタイムズ紙が2013年1月に1,052人を対象に行った世論調査では、93%が GMO であることの表示をすべきである、と答えている。

このような世論を受けてか、メイン州、コネチカット州では、いわゆるトリガー条項が付された義務表示に関する州法であったが、2014年5月8日に成立したヴァーモント州の義務表示に関する州法は、トリガー条項の付されていないもので、真の意味での最初の義務表示に関する州法である。

この州法は、2016年7月に発効するが、既に、憲法違反等を理由として、訴訟が起こされている。その帰趨によっては、多くの州で審議されている法案の成否に影響を与える可能性も否定できないだろう。

また、米国内では、飼料用や加工食品用の品種（主として、大豆、トウモロコシ、綿花）で GMO 作物の普及が進んできており、90%以上に達しているが、今後、主食用の小麦で普及が進む可能性は、我が国、EU 等 GMO に対する忌避感の強い国・地域の消費者感情が好転することが重要である。しかしながら、これまでのところ、そのきざしは見えていないのが現状ではなかろうか。そうであれば、生産者団体の要望、民間企業の研究開発の努力はあっても、少なくとも短期的には、商業化の見通しが開けるかは不透明と言わざるを得ないであろう。

先の米国の世論も消費者感情に関するものと言えようが、米国内世論が、GMO 小麦の商業化にどのような影響を与えるかは、今後もその動向を注視していく必要がある。

注

- (1) 農林水産研究所 (2006)
- (2) Flavr Savr tomato, 12 bizarre examples of genetic engineering (2014)
- (3) James, C. (1997)
- (4) James, C. (1997)
- (5) James, C. (2013)
- (6) USDA(2014) p.9.
- (7) USDA(2014) p.3.
- (8) USDA(2014) p.6.
- (9) USDA(2014) p.7.
- (10) USDA(2014) p.6.
- (11) USDA(2014) p.7.
- (12) USDA(2014) p.12.
- (13) USDA(2014) p.10.
- (14) この項の記述は, JETRO (日本貿易振興会) (2000) p.18を参考にした。
- (15) この項の記述は, Grossman(2010) pp.301-307を参考にした。
- (16) この項の記述は, Grossman(2010) pp.307-310を参考にした。
- (17) この項の記述は, Grossman(2010) pp.310-315を参考にした。
- (18) この項の記述は, Lee-Muramoto (2013) pp.355-363を参考にした。
- (19) この項の記述は, Grossman(2010) pp.315-317を参考にした。
- (20) The New York Times(2013) Strong Support for Labeling Modified Foods
(<http://www.nytimes.com/2013/07/28/science/strong-support-for-labeling-modified-foods.html>)
- (21) Bill seeks to block mandatory GMO food labeling by states
(<http://www.reuters.com/article/2014/04/09/lawmakingUSBREA381HK20140409>)
- (22) この項の記述は, Timmons, D.L.(2014) pp.6-9を参考にした。
- (23) Vermont becomes first US state to require GM labelling for food
(<http://www.theguardian.com/environment/2014/may/08/vermont-first-us-state-gm-labelling-food>)
- (24) Requiring labels for genetically engineered foods
(<http://www.vermontlaw.edu/academics/clinics-andexternships/ENRLC/cases/requiring-labels-for-genetically-engineered-foods>)
- (25) History (<http://www.monsanto.com/gmwheat/pages/gm-wheat-history.aspx>)
- (26) Wheat Biotechnology Commercialization: Statement of Canadian, American and Australian Wheat Organizations (<http://www.uswheat.org/biotechnology#>)
- (27) Wheat Biotechnology Commercialization(2014)
(<http://www.uswheat.org/biotechnology/trilateralStatement-2014>)
- (28) NAWG Petition Database Analysis (<http://www.wheatworld.org/>)
- (29) Special Eurobarometer :Attitudes of European citizens towards the environment(2008)
(http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/ebs/ebs_295_en.pdf)
- (30) Special Eurobarometer:Biotechnology(2010)
(http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/ebs/ebs_341_en.pdf)
- (31)この項の記述は, 白井洋一 (2010)を参考にした。

[参考文献]

(英語文献)

- Bill seeks to block mandatory GMO food labeling by states
(<http://www.reuters.com/article/2014/04/09/lawmakingUSBREA381HK20140409>) (2014年11月19日アクセス)
- Blue, E.N. (2010) A Review of the Potential Market Impacts of Commercializing GM Wheat in the U.S.
(http://www.worc.org/userfiles/file/GM%20crops/Review_%20of_Potential_Market_Impacts.pdf) (2014年10月21日アクセス)
- Council for Agricultural Science and Technology (CAST) (2014) The Potential Impacts of Mandatory Labeling for Genetically Engineered Food in the United States. Issue paper 54. CAST.Ames. Iowa

- Flavr Savr tomato, 12 bizarre examples of genetic engineering (2014)
<http://www.mnn.com/green-tech/research-innovations/photos/12-bizarre-examples-of-genetic-engineering/flavr-savr-tomato> (2014 年 10 月 14 日アクセス)
- Free market likely to cast deciding vote on GMO label
<http://www.yakimaherald.com/opinion/editorials/2666553-8/free-market-likely-to-cast-deciding-vote-on> (2014 年 11 月 19 日アクセス)
- Grossman, M(2010) Genetically Modified Crops and Food in the United States:The Federal Regulatory Framework, State Measures, and Liability in Tort. In Bodiguel and Cardwell(Eds.) The Regulation of Genetically Modified Organisms, Oxford University Press New York
- History (<http://www.monsanto.com/gmwheat/pages/gm-wheat-history.aspx>) (2014 年 11 月 11 日アクセス)
- James, C. (1997) Global Status of Commercialized Transgenic Crops:1997
 ISAAA Brief No.5 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (1998) Global Status of Commercialized Transgenic Crops:1998
 ISAAA Brief No.8 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (1999) Global Status of Commercialized Transgenic Crops:1999
 ISAAA Brief No.12 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2000) Global Status of Commercialized Transgenic Crops:2000
 ISAAA Brief No.23 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2001) Preview: Global Status of Commercialized Transgenic Crops:2001
 ISAAA Brief No.24 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2002) Preview: Global Status of Commercialized Transgenic Crops:2002
 ISAAA Brief No.27 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2003) Preview: Global Status of Commercialized Transgenic Crops:2003
 ISAAA Brief No.30 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2004) Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops:2004
 ISAAA Brief No.32 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2005) Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops:2005
 ISAAA Brief No.34 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2006) Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops:2006
 ISAAA Brief No.35 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2007) Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops:2007
 ISAAA Brief No.37 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2008) Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops:2008
 ISAAA Brief No.39 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2009) Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops:2009
 ISAAA Brief No.41 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2010) Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops:2010
 ISAAA Brief No.42 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2011) Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops:2011
 ISAAA Brief No.43 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2012) Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops:2012
 ISAAA Brief No.44 ISAAA:Ithaca, NY.
- James, C. (2013) Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops:2013
 ISAAA Brief No.46 ISAAA:Ithaca, NY.
- Lee-Muramoto, N.R. (2013) Reforming the “Uncoordinated” Framework for the Regulation of Biotechnology
http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2175622 (2014 年 10 月 28 日アクセス)
- Mandel, G.N. (2006) Toward Rational Regulation of Genetically Modified Food, Santa Clara Journal of International Law
- NAWG Petition Database Analysis (<http://www.wheatworld.org/>) (2004 年 11 月 11 日アクセス)
- Requiring labels for genetically engineered foods
<http://www.vermontlaw.edu/academics/clinics-dexternships/ENRLC/cases/requiring-labels-for-genetically-engineered-foods> (2014 年 11 月 19 日アクセス)
- Special Eurobarometer :Attitudes of European citizens towards the environment(2008)
http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/ebs/ebs_295_en.pdf (2014 年 11 月 19 日アクセス)

Special Eurobarometer:Biotechnology(2010)

(http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/ebs/ebs_341_en.pdf) (2014 年 11 月 19 日アクセス)

The New York Times(2013) Strong Support for Labeling Modified Foods

(<http://www.nytimes.com/2013/07/28/science/strong-support-for-labeling-modified-foods.html>) (2014 年 10 月 28 日アクセス)

Timmons,D.L.(2014) In Absence of Comprehensive Federal Regulation, Battles Over GMOs Being Fought in States, Localities, MARTEN LAW

(<http://www.martenlaw.com/newsletter/20140905-battles-over-gmos-states-localities>) (2014 年 11 月 11 日アクセス)

USDA(2006) The First Decade of Genetically Engineered Crops in the United States

USDA(2014) Genetically Engineered Crops in the United States

Vermont becomes first US state to require GM labelling for food

(<http://www.theguardian.com/environment/2014/may/08/vermont-first-us-state-gm-labelling-food>) (2014 年 11 月 19 日アクセス)

Wheat Biotechnology Commercialization: Statement of Canadian, American and Australian Wheat Organizations

(<http://www.uswheat.org/biotechnology#>) (2014 年 11 月 26 日アクセス)

Wheat Biotechnology Commercialization(2014)

(<http://www.uswheat.org/biotechnology/trilateralStatement-2014>) (2014 年 11 月 26 日アクセス)

(日本語文献)

JETRO (日本貿易振興会) (2000) 『米国の遺伝子組換え作物』

JETRO (日本貿易振興会) (2001) 『米国の遺伝子組換え作物を巡る動き』

白井洋一 (2010) 『GMO 情報： バイテク小麦のゆくえ ～生産者連合からの期待と注文～』, 農業と環境 No.125 (2010 年 9 月 1 日) 独立行政法人農業環境技術研究所

(<http://www.niaes.affrc.go.jp/magazine/125/mgzn12509.html>) (2014 年 9 月 17 日アクセス)

白井洋一 (2011) 『GMO 情報： 小麦のゆくえ, 2020 年に組換え品種登場予定』, 農業と環境 No.134 (2011 年 6 月 1 日) 独立行政法人農業環境技術研究所

(<http://www.niaes.affrc.go.jp/magazine/134/mgzn13404.html>) (2014 年 9 月 17 日アクセス)

立川雅司 (2007) 『アメリカにおける遺伝子組換え作物規制の近年の動向』, 農林水産研究

農林水産省 (2005) 『第 4 回調査結果 遺伝子組換えに関するアンケート』

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/johokan/risk_comm/r_anzen_monitor/h16_4.html) (2014 年 11 月 19 日アクセス)

農林水産研究所 (2006) 『GMO:グローバル化する生産とその規制』, 農林水産研究叢書第 7 号

第4章 カントリーレポート：ロシア

長友 謙治

2014 年にはウクライナ危機を巡るロシアと西側諸国との対立の激化が国際政治を揺るがし、それは現在も続いている。影響はロシアの経済や農業にも波及しており、今年のカントリーレポートでは記述の相当部分をこれに割くことになった。

本稿の構成は以下のとおりである。まず「Ⅰ．総論」において、ウクライナ危機を巡る主な出来事とその影響に力点を置きながら、2014 年のロシア経済やロシア農業の動向を把握する。そして「Ⅱ．各論」ではより長期的な観点からロシアの農業生産主体に起きている変化について記述する。なお、本稿の内容は、筆者が 2015 年 3 月末までに入手した情報に基づいている。

Ⅰ． 総論

1. ウクライナ危機及びこれを巡るロシアと西側諸国の対立の激化

ウクライナ危機とこれを巡るロシアと西側との対立の影響は様々な分野に及んでおり、その全体を論じることにはもとより筆者の手に余るが、農業以外の分野については各分野の専門家の論考を自分なりに整理する形で記述し、筆者の専門である農業分野への影響については基本的に一次資料を用いて自ら分析・記述することとした。農業分野の内容もまだまだ不十分なものであり、まして農業以外の分野では参照させて頂いた文献の原著者の意図を筆者が十分理解できていないかもしれない。それも含めて本稿の記述に責任を負うのは筆者である。さらなる改善に向け、読者の皆様からの御指摘をお待ちする次第である。

本節においては、ウクライナ危機の進展を段階を追って概観したい。その際、次節で記述するロシア経済の動向と関係してくるので、西側諸国の対応、対露経済制裁の進展にも着目する。なお、本節末尾に付図として「ウクライナの行政区分」の地図、付表として事態の推移を時系列で整理した「ウクライナ危機を巡る主な動き」を添付したので、あわせて参照願いたい。

(1) ウクライナの「ユーロマイダン革命」

第一段階は、いわゆる「ユーロマイダン革命」である。その発端は、2012 年 11 月にヤヌコーヴィチ政権下のウクライナ政府が EU・ウクライナ連合協定（EU-Ukraine Association Agreement。以下「連合協定」）の締結を延期したことであり、これに対する反発から始まった抗議活動が激しさを増して当局との武力衝突に至り、2014 年 2 月にヤヌコーヴィチ政権が崩壊して暫定政権が樹立された⁽¹⁾。

連合協定は、EU とウクライナの政治分野における協力と経済分野における統合の深化を目指して、政治対話、外交・安全保障政策上の協力、移民問題や司法分野の協力を進めるとともに、「深く包括的な自由貿易地域 Deep and Comprehensive Free Trade Area (DCFTA)」を通じた貿易の自由化や経済の各分野における協力を推進していこうとするものであるが、EU への加盟について定めたものではない。2012 年 7 月には DCFTA に双方の首席交渉官が署名する等、連合協定締結に向けた作業が積み上げられ、2013 年 11 月 28 日～29 日にリトアニアのビリニュスで開催された EU 東方パートナーシップサミットの際に調印される予定となっていた（生田 2014）。

一方、ロシア側では、自国の勢力圏とみなし、統一経済圏への取り込みを模索してきたウクライナが連合協定を締結し EU との協力関係を深めていくことへの懸念があった。より具体的な問題としては、ロシアとウクライナと間の貿易には CIS の枠組みの中で原則として関税が課されないため、EU・ウクライナ間で貿易自由化が実現されれば EU 産品がウクライナ製品を装って無税でロシアに流れ込むことになることとロシアは懸念していた⁽²⁾。

連合協定締結が延期された翌月の 2013 年 12 月には、ロシアとウクライナの間でガス価格の割引や財政支援に対する合意が締結された（北出 2014）。「ヤヌコーヴィチ大統領がロシアからの 150 億ドルの融資とガス価格の 3 分の 1 引下げ提案を受け入れ EU との連合協定締結を延期したのは、EU に 200 億ドルの融資を打診したものの「過去に累積した負債を支払うつもりはない」と拒否され、IMF から厳しい融資条件を突きつけられたからである」と指摘されている（蓮見 2014）。デフォルトの危機が迫る中で当座を乗り切るためにはロシアの手を借りざるを得ないという判断があったのであろう。

ウクライナ国内では、連合協定の締結延期を受けて、これに反発する勢力の抗議行動が拡大していった。抗議行動は革命へと発展し、2014 年 2 月 21 日には EU 諸国の仲介による「休戦」合意が成立したものの、翌 22 日には沈静化しない事態に危険を感じたヤヌコーヴィチ大統領がロシアに逃亡し、大統領職を解任される事態となった。これを受けて就任したトゥルチノフ大統領代行の下で、2 月 27 日にはヤツェニウクを首相とする暫定政府が発足した。「ユーロマイダン革命」については、親西欧派が親ロシア派のヤヌコーヴィチ政権を倒したという一面的な評価をされがちであるが、ウクライナ経済が長期の低迷から抜け出せない中で、税負担の高まりや、腐敗にまみれたヤヌコーヴィチ政権に対する広範な反発が基礎にあったと捉えるのが現実的であろう（服部 2014b）。

（２） ロシアによるクリミア編入⁽³⁾

第二段階はロシアによるクリミアの連邦編入である。歴史的には、クリミアはもとオスマン・トルコの勢力下にあったものを 18 世紀にロシア帝国が併合した地域であり、旧ソ連においても当初はロシアに属するとされていたが、1954 年にウクライナに移管された。こうした経緯から、ロシアではクリミアは本来ロシアの領土との意識が強い⁽⁴⁾。さらに、クリミアのセヴァストポリにはロシアの戦略上重要な海軍基地があり、ソ連崩壊後も、ウ

クライナはロシアに海軍基地の使用を認めるとともに、ロシアは代償としてウクライナに天然ガスを安く提供するという関係を続けてきた。

クリミアの住民はロシア語話者が多数を占め、ロシア人、ウクライナ人、タタール人が共存する多民族地域である。それ故にクリミア住民はユーロマイダン革命の波及による民族間の争乱を恐れた。2月27日にはロシアの特殊部隊の警護の下でクリミア最高会議が開催され、クリミア首相の交代と5月26日の住民投票実施が決定されたが、こうしたロシア軍の行動をクリミア人が歓迎した背景については、前日の2月26日に同最高会議前でクリミア・タタール人とスラブ人の大規模な衝突が起き、民族間の紛争を恐れるパニックが広がったことが指摘されている（松里 3014）。

2月26日に最高会議が決定した時点では、住民投票での質問内容はウクライナとクリミアとの関係を国家連合化することの是非だったが、3月6日になって、クリミア最高会議は住民投票の投票日を3月16日に繰上げるとともに、投票の質問項目を、ウクライナ・クリミア関係が連邦化することを前提にウクライナにとどまるか、ロシアへの領土的帰属替えを支持するかとの二者択一に改めた。3月16日に実施された住民投票の結果は、投票率83.1%、ロシア連邦への移管支持96.8パーセントだった。

これを受けて、3月18日にはプーチン大統領がクリミアをロシア連邦に統合する意向を表明し、21日には条約の批准やロシア国内法の整備を行って法的手続きが完了した。これにより、「クリミア共和国」及び「セヴァストポリ市」の2つの連邦構成主体がロシアに加わることとなった⁶⁾。

ロシアのクリミア編入について、松里は「クリミア情勢の展開は、かなり遅い時期までいくつかの選択肢を含んでいた（中略）。ロシアへの帰属替えをゴールとするなら、それに至る不可逆地点は、ヤヌコヴィチ（原文ママ）の逃亡であっただろう。選挙を経ずに成立したユーロマイダン政権がセヴァストポリからロシア海軍を追い出して NATO の海軍基地に変えてしまうことは自明であり（選挙を恐れる政権には、こんなことはできない）、これを絶対に許せないプーチンと、何よりも安全を求めるクリミア人の願望が一致したのである」と指摘している（松里 2014, 100 頁）。クリミアのロシアへの帰属替えは、あらかじめ周到に計画されていたものというよりは、ユーロマイダン革命とクリミア現地の事態が急展開する中で、ロシア側とクリミア側で状況対応的に措置が選択されていった結果そこに至った、と考えるのが妥当なのであろう。

ロシアによるクリミアの連邦編入に対し、米国や EU は武力を用いた現状変更は認められないとして、3月17日には共同でロシアへの経済制裁に着手した。また3月23日には G7 がハーグ宣言を発表し、クリミアの住民投票実施とロシアによるクリミア併合を非難するとともに、6月にロシアのソチで開催が予定されていた G8 サミットには参加せず、ブリュッセルで G7 サミットを開催することを決定した。それでもこの段階における経済制裁は、ロシア政府要人の在米・在 EU 資産の凍結や米国・EU への渡航停止という限定的な対応にとどまっていた。

(3) ドンバス地域の分離運動と内戦

第三段階はウクライナ東部のドンバス地域の分離運動と内戦である。ウクライナ東部のドネツク州及びルガンスク州^⑥をドンバス地域と呼ぶ。この地域はソ連時代からの重工業地域で、ウクライナの GDP の 2 割近くを産出するウクライナ経済にとって重要な地域である^⑦。一方、この地域にはロシア系住民が多く、ウクライナからの分離とロシアへの統合を主張する勢力（以下「分離派勢力」という）が 4 月に「ドネツク人民共和国」及び「ルガンスク人民共和国」の樹立を宣言し、5 月には住民投票を行って独立宣言及びロシア連邦への編入要請を行うに至った。ウクライナでは 5 月 25 日に大統領選挙が行われ、当選したポロシェンコが 6 月 7 日に大統領に就任した。ポロシェンコ大統領は 6 月 20 日に「和平計画」を発表し、分離派勢力との停戦交渉を進めたが、結局合意に至らず、7 月に入ると政府軍が分離派勢力への攻撃を再開し、同勢力の支配地域は次第に縮小されていった。

こうした状況の中で 7 月 17 日にマレーシア航空機撃墜事件が起きた。この事件を境にロシアと西側諸国の対立が一気に深刻化する。撃墜事件の直接の加害者が誰であったか、公式にはいまだ明らかにされていないが、西側ではロシアの支援を受けた分離派勢力との見方が有力であり、被害者にオランダ国民が多かったため、それまでは米国に比べ宥和的だった EU が態度を硬化させ、米欧が一致してロシアに対する経済制裁を発動することとなった。制裁の内容は、ロシアの国有銀行の米欧市場での資金調達を厳しく制限（償還期間 90 日超の借入れを禁止）するほか、エネルギー関連機器の輸出規制や武器の輸出禁止を行うもので、それまで実施されてきたロシア政府要人等に対する入国規制や在外資産凍結の次元を超えた、ロシア経済に実質的な影響を及ぼしうる強い制裁措置である。制裁対象にはロシアの農業金融機関であるロシア農業銀行も含まれていた。

ロシアは、こうした措置が農業部門の資金調達を困難にし、食料安全保障を阻害するとして、対露経済制裁を行った米国、EU 加盟国、ノルウェー、カナダ、オーストラリアに対し 8 月 7 日から食品輸入禁止措置を発動した。この措置については後ほど詳しく触れるが、ここに来てロシアと欧米との対立は経済制裁の応酬の様相を呈するに至った。

9 月 3 日にはプーチン露大統領がウクライナ紛争正常化プランを発表し、これを受けて 5 日にミンスク停戦合意が成立し、欧州安全保障協力機構 (OSCE)、ウクライナ、ロシア、「ドネツク人民共和国」、「ルガンスク人民共和国」の代表者が署名した。しかしその後も完全な停戦には至らず散発的な戦闘が続き、米、EU はロシアがミンスク停戦合意を履行していないとして、ロシアの国有銀行に対する米欧市場での資金調達規制をさらに強化（禁止される融資を償還期間 90 日超から 30 日超に拡大）する等制裁を強めた。

2015 年 1 月に入ると、ドンバスの分離派勢力が攻勢を強め、ドネツク空港を奪取する等戦闘が激化した。こうした状況に対してドイツ及びフランスが仲介に入り、ミンスクで開催された独・仏・露・ウクライナ首脳会談での停戦合意を経て、2 月 12 日に「ミンスク合意の実施に係る包括的措置」が署名され、同月 15 日から停戦が発効した。

2 月 12 日の合意文書には、2014 年 9 月のミンスク合意において、ウクライナ国法の下

でドネツク州及びルガンスク州の一部地域において非中央集権化を進める、としていたことを踏まえて、兵力の撤退後に、ウクライナ国法の下でのこの地域の選挙実施の態様や地域の将来の体制について対話を行うとともに、2015 年末までに非中央集権化を中核的要素とするウクライナ憲法の改正を行うこととしている。あくまでもウクライナ国家・国法の枠内での事態解決が目指されている点に留意すべきとともに、停戦が実行された後にこうした事項でどこまで関係者が納得できる妥協を導き出せるかが事態収拾の鍵となろう。

【付図】



資料： ウクライナ雑記帳。

【付表】 ウクライナ危機を巡る主な動き

年・月	ウクライナ・ロシアの主な動向		西側諸国の主な動向	
2013 年				
11 月	21 日	ウクライナ閣僚会議，EU との連合協定締結を延期		
2014 年				
1 月	16 日	デモ取締法制定，以後衝突拡大		
	28 日	ウクライナ・アザロフ内閣総辞職，アルブゾフ首相代行		
2 月	21 日	ウクライナ，ヤヌコーヴィチ・野党 3 党合意（大統領選前倒し，大統領権限を議会に移す憲法改正等）		
	22 日	ヤヌコーヴィチ大統領が首都脱出，議会が解任		
	23 日	トゥルチノフ最高議会議長，ウクライナ大統領代行に就任		
	27 日	ヤツェニューク，ウクライナ首相就任，暫定政府発足		
3 月	1 日	露上院，ウクライナにおけるロシア連邦軍の使用を可決		
	3 日	クリミア自治共和国議会，住民投票実施決議	3 日	G7 首脳声明（ロシアによるウクライナの主権と領土の一体性への侵害を非難）
			6 日	米，ウクライナ危機関係者への制裁を発表（米国内資産凍結，米国入国禁止）
	11 日	クリミア自治共和国，セヴァストポリ独立宣言		
			12 日	G7 首脳声明（ロシアに対しクリミアの地位変更停止，住民投票の支持行動停止を要求，G8 ソチ会合準備への不参加を決定）
	16 日	クリミア住民投票，96.8%がロシア編入賛成		
			17 日	米，対露追加制裁を発表（露政府高官等の米国内資産凍結と米国入国禁止） 【露政府関係者，露企業等の資産凍結，入国禁止措置の根拠となる大統領命令の発出】
			17 日	EU，ウクライナ危機関係者への制裁を発表（EU への渡航禁止と EU 内資産凍結）
	18 日	プーチン露大統領演説（クリミア編入表明），クリミア編入条約署名		
			20 日	米，対露追加制裁を発表（米国内資産凍結と米国入国禁止の対象とする露政府高官等の追加）
	21 日	露連邦議会がクリミア編入条約を批准，クリミアの連邦編入と新連邦構成主体（クリミア共和国，セヴァストポリ市）創設に係る憲法的法律を可決【クリミアの露連邦編入手続完了】	21 日	EU，ウクライナ危機関係者への追加制裁を発表（渡航禁止と EU 内資産凍結の対象となる露政府高官等を拡大）
	21 日	ウクライナ EU 連合協定の政治条項に署名		
			24 日	G7 首脳会合・ハーグ宣言（ロシアのクリミア併合非難，G8 ソチ会合不参加，G7 ブリュッセル・サミット開催決定）
4 月	7 日	「ドネツク人民共和国」樹立宣言		
			17 日	EU，米，露，ウクライナ外相級会合：ウクライナに関するジュネーブ宣言（すべての側の暴力停止，違法武装勢力の武装解除等）
			26 日	G7 首脳声明（露のジュネーブ宣言不履行を非難，ウクライナ大統領選成功に向け対ロ追加制裁で合意）
	27 日	「ルガンスク人民共和国」樹立宣言		
			28 日	米，対露追加制裁を発表（米国内資産凍結，米国入国禁止の対象となる露政府要，企業の追加）
			28 日	EU，ウクライナ危機関係者への追加制裁を発表（渡航禁止と EU 内資産凍結の対象者を拡大）
5 月			29 日	日本，対露制裁を発表（23 名の入国査証発給停止）
	11 日	「ドネツク人民共和国」，「ルガンスク人民共和国」で住民投票		
	12 日	「ドネツク人民共和国」，「ルガンスク人民共和国」が「独立宣言」及びロシア編入要請	12 日	EU，ウクライナ危機関係者への追加制裁を発表（渡航禁止と EU 内資産凍結の対象者を拡大）
6 月	25 日	ウクライナ大統領選挙，ポロシェンコ当選		
			4・5 日	G7 ブリュッセル・サミット 首脳宣言（ポロシェンコ新大統領歓迎，ウクライナ支持，ロシア非難・追加制裁の用意）
	7 日	ポロシェンコ，ウクライナ大統領就任		
	16 日	露ガスブロム，ウクライナへの天然ガス供給停止		
	20 日	ポロシェンコ大統領「和平計画」発表		
	27 日	ウクライナ EU 連合協定の経済条項に署名		

7 月	1 日	ウクライナ政府軍，東部分離派武装勢力への攻撃を再開		
			16 日	米，対露追加制裁を公表（露金融機関（ガスプロム銀行，対外経済銀行），エネルギー企業（ノヴァテック，ロスネフチ）の米市場での資金調達制限（償還期間 90 日超の借入れ禁止等）【金融制裁の開始】
	17 日	マレーシア航空機撃墜事件		
			28 日	日本，対露追加制裁を公表（40 名，2 団体の日本国内資産凍結等）
			29 日	米，対露追加制裁を公表，米市場での資金調達制限の対象に露国有 3 行（モスクワ銀行，対外貿易銀行，ロシア農業銀行）を追加
			29 日	EU，対露追加制裁を公表（露国有金融機関の EU 市場での資金調達制限（償還期間 90 日超の借入れ禁止等），石油部門の高度技術の供与停止等）
			30 日	G7 首脳声明（ロシアのクリミア併合，ウクライナ東部不安定化，マレーシア航空機撃墜を非難）
8 月	6 日	プーチン大統領，対露経済制裁実施国からの食品輸入禁止を指示		
	7 日	露政府，食品輸入禁止措置を実施（対象国：米，EU，加，豪，ノルウェー，期間：1 年間）		
9 月	3 日	プーチン大統領，ウクライナ紛争正常化プランを発表		
	5 日	ミンスク停戦合意（欧州安全保障協力機構（OSCE），ウクライナ，ロシア，「ドネツク人民共和国」，「ルガンスク人民共和国」代表者が署名）		
			11 日	EU，露の金融，エネルギー，防衛部門への制裁強化を発表（対象は，国有金融機関 5，エネルギー企業 3，防衛企業 3，禁止される融資を償還期間 90 日超から 30 日超に拡大）
			12 日	米，露の金融，エネルギー，防衛部門への制裁強化を発表（資金調達制限の対象にズベルバンクを追加，禁止される融資を償還期間 90 日超から 30 日超に拡大）
10 月	26 日	ウクライナ最高議会選挙		
	30 日	ロシア・ウクライナ天然ガス供給再開合意		
11 月	2 日	「ドネツク人民共和国」，「ルガンスク人民共和国」で「議会選挙」，「首長選挙」実施。		
	3 日	ポロシェンコ大統領，東部分離派支配地域の「特別な地位に関する法律」を廃止する方針を表明		
	10 日	ウクライナ最高議会選挙結果公表（第 1 党ペトロ・ポロシェンコ・ブロック（ポロシェンコ），第 2 党人民戦線（ヤツェニューク）		
	27 日	ウクライナ，連立政権発足，ヤツェニューク首相再任		
12 月	2 日	プーチン大統領，欧州向け天然ガスパイプライン「サウスストリーム」中止を表明		
	9 日	露ガスプロム，ウクライナへの天然ガス供給再開		
			18 日	オバマ大統領，対ロ制裁強化法案に署名（軍事，エネルギー企業対象，直ちに発動はせず）
2015 年				
1 月		ドネツク空港等を巡りウクライナ東部分離派勢力の攻勢激化		
2 月	11・12 日	独・仏・露・ウクライナ首脳会談（ミンスク），ウクライナ東部での停戦等に合意		
	12 日	「ミンスク合意の実施に係る包括的措置」署名（9 月 5 日のミンスク停戦合意の署名者が署名）		
			13 日	G7 首脳声明（「ミンスク合意の実施に係る包括的措置」採択を歓迎，その厳守を要求）
	15 日	ウクライナ東部停戦合意発効		

資料： ウクライナ・ロシアの動向については，末澤（2014）をもとに，各種報道，ロシアの関係法令等を参照して筆者が加筆．西側諸国の動向については，European Union, U.S. Department of State, 日本国外務省の HP での公表資料や各種報道から筆者作成．

2. ロシアの経済動向

ロシア経済は、2000年から2007年には平均7.2%の高いGDP成長率を維持したが、2008年後半以降リーマンショックの影響を受けて減速し、2009年にはマイナス7.8%と大幅に落ち込んだ。その後は急速に回復し、2010年4.5%、11年4.3%と堅調に推移したが、12年3.4%、13年1.3%と減速した。2014年に入るとGDP成長率は期を追って減速し、通年では0.6%に落ち込んだ。2012年以降のロシア経済の減速の原因としては投資の減少が指摘されているが、2014年の支出GDP成長率で顕著なのは、まず、総固定資本形成の増加率が前年の1.4%から▲2.5%と減少に転じたことであり、次は、家計消費支出の増加率が前年の5.0%から1.9%に低下したことである。いずれも2009年の経済危機以降最低の水準であり、総固定資本形成が減少したのは2009年以来である（第1表）。

第1表 ロシアの支出GDP成長率（単位：％）

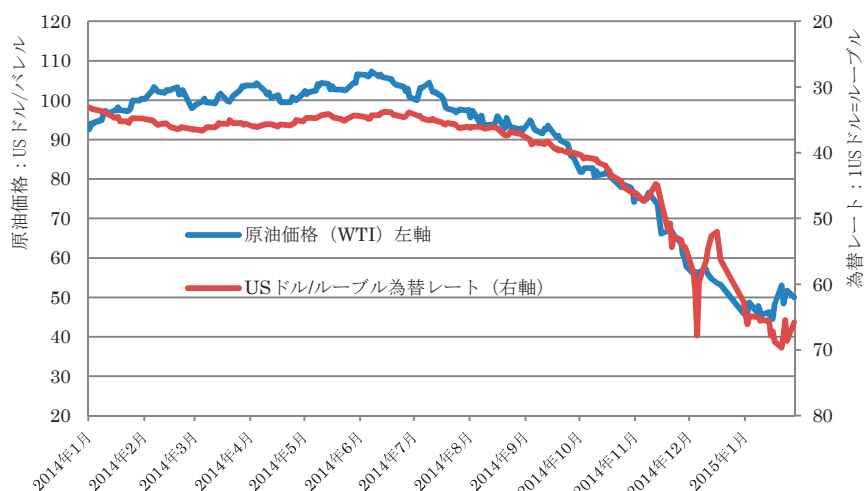
	2000— 2007 平均	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
GDP	7.2	5.2	▲ 7.8	4.5	4.3	3.4	1.3	0.6
最終消費支出	8.1	8.6	▲ 3.9	3.5	5.3	6.4	3.9	1.5
家計	10.5	10.6	▲ 5.1	5.5	6.8	7.8	5.0	1.9
政府	1.8	3.4	▲ 0.6	▲ 1.5	1.4	2.6	1.1	0.5
非営利組織	▲ 3.0	▲ 1.4	▲ 8.0	▲ 0.5	▲ 4.9	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 1.5
総蓄積	20.6	10.5	▲ 41.0	28.5	21.0	3.0	▲ 6.6	▲ 5.7
総固定資本形成	13.4	10.6	▲ 14.4	5.8	9.1	6.6	1.4	▲ 2.5
輸出	8.6	0.6	▲ 4.7	7.0	0.3	1.1	4.6	▲ 2.0
輸入	21.3	14.8	▲ 30.4	25.8	20.3	8.7	3.8	▲ 6.8

資料：ロシア連邦統計庁 HP。

投資の減少及び個人消費の減速については、金野（2014）が次のように指摘している。まず、投資の減少についてはルーブルの下落が主因であった可能性が高いと指摘している。自国通貨の為替レートが下落した場合、収益に占める輸出額の比率（輸出比率）が高い企業では自国通貨建ての輸出額増加によって投資利益率の上昇が見込まれ、中間・投資需要に占める輸入額の比率が高い企業では中間財・投資財の輸入額の増加によって投資収益率の低下が見込まれるが、ロシアの場合、輸出比率の高い企業は原油・天然ガス等の鉱業にほぼ限られ、それ以外の業種ではルーブル下落による投資収益率低下の影響を受けるため、ロシア全体ではルーブル下落により投資の減少を招いたと考えられる、ということである。また、個人消費の減速については、景気低迷による実質賃金の伸び率鈍化に加えて、銀行の個人向け貸出しの減速と家計の債務利払い負担の増加があるとみられると指摘している。

ルーブル下落の原因については、金野（2014）は2014年9月の時点でウクライナ問題を巡る先行き不透明感の高まりを指摘しているが、それに加えて、2014年夏以降は急速に進行した原油価格の下落がルーブルの一層の下落に拍車をかけたとみられる。第1図では、2014年1月以降の原油価格（ニューヨーク・マーカンタイル取引所のWTI期近価格）とUSドル/ルーブル為替レートの推移を対比してみたが、二つの数値には強い相関関係があり、2014年夏以降、原油価格の低下をなぞるようにルーブルの対USドルレートの下落が

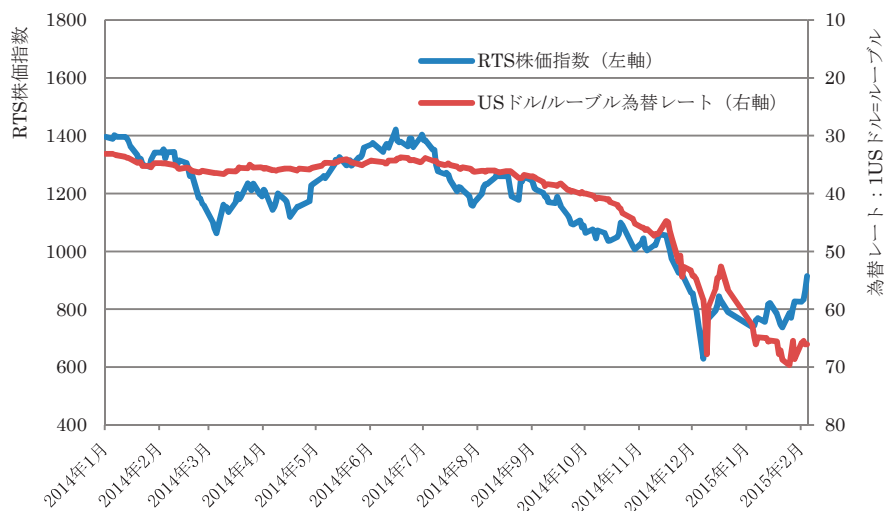
進行していることがわかる。



第1図 原油価格とUSドル/ルーブル為替レート

資料： ロシア銀行HP, USEIAから筆者作成。

原油安とルーブル安が示すロシア経済の先行きの暗さを反映して、2014年夏以降ロシアの株価も下落している。第2図に2014年1月以降のルーブルの対USドルレートとロシアの株価（RTS株価指数）の推移を対比したが、両者の数値も強い相関関係にあり、特に2014年11月から2015年1月頃の動きは顕著に連動している。



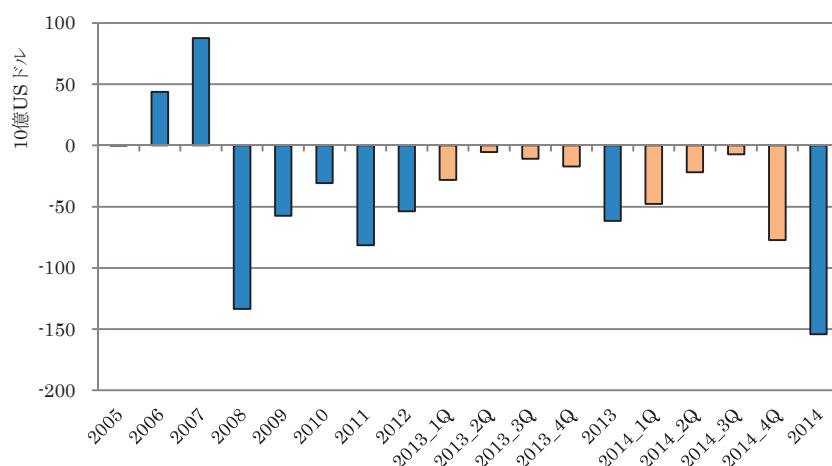
第2図 USドル/ルーブル為替レートとRTS株価指数

資料： ロシア銀行HP, モスクワ証券取引所HPから筆者作成。

2000年代におけるロシア経済の高成長は、原油価格の高騰で交易条件の改善が進んだこ

とによって GDI（国内総所得）が増加し、平均賃金が上昇して家計消費が拡大するという経路で実現されたことが指摘されている（田畑（2011）55-58 頁）。2014 年の原油価格下落は、このような経済成長のメカニズムを逆回転させることによって経済を減速させているのであり、原油価格、ルーブル相場、株価の下落の連鎖は、石油輸出に依存したロシア経済の限界を如実に示したものといえよう。

こうした中、ロシアでは資本の純流出金額が増加している。第 3 図で民間純資本流出入額の推移を確認すると、2008 年以降純流出が続いているが、2014 年に入ってその金額が急速に拡大している。2014 年第 1 四半期には、ウクライナのユーロマイダン革命からロシアのクリミア併合に至る事態の急激な変化と先行き不透明感の深まりを背景として純流出額が 477 億ドルに達し、その後減少したものの、第 4 四半期には、西側諸国による経済制裁の強化や原油安・ルーブル安の急激な進行を背景として 774 億ドルに急増し、2014 年通年の純流出額は 1,541 億ドルに達した。これはリーマンショックが発生した 2008 年の純流出額 1,336 億ドルを超える金額である。

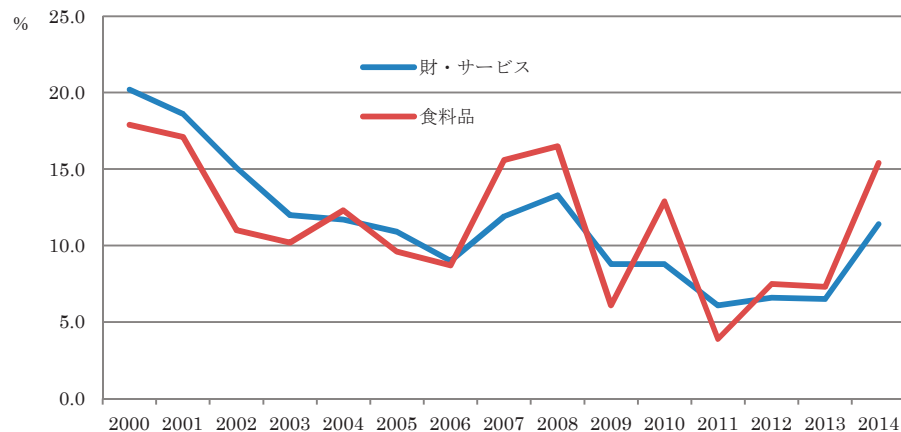


第3図 ロシアの民間純資本流出入額（+：流入，－：流出）

資料：ロシア銀行HPから筆者作成。

2014 年のロシア経済減速の要因となった家計消費の減速と投資の減少であるが、今後も見通しは厳しい。家計消費については物価上昇の進行，投資については高水準に引き上げられた金利がその回復を妨げると考えられるからである。

2014 年には、大幅なルーブル安に伴う輸入品の価格上昇や食料品輸入禁止措置の影響と見られる物価上昇の加速が起きており、各年の消費者物価上昇率（各年 12 月の消費者物価の対前年同月上昇率）を見ると（第 4 図），2013 年には財・サービス全体で 6.5%，食料品で 7.3%だったが、2014 年にはそれぞれ 11.4%，15.4%と物価上昇率が大きく上がり、輸入禁止措置を発動した食料品でより高くなっている。2015 年に入ってから前年を上回るペースの物価上昇が続いており、引き続き家計消費を冷え込ませるとみられる。



第4図 ロシアの消費者物価上昇率の推移 (各年12月対前年同月比)

資料： ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。

ロシア銀行は、通貨防衛とインフレ抑制の対策として、2014年に累次にわたって政策金利の引き上げを行っており、ルーブルの下落が急速に進行した12月には政策金利は17.0%まで引き上げられた。2015年2月と3月に若干引き下げられたものの、14.0%とまだ非常に高い水準であり（第2表）、投資の縮小が懸念される。

第2表 ロシア銀行の政策金利の推移

適用期間	2015.3.16 ～	2015.2.2 ～3.15	2014.12.16 ～2015.2.1	2014.12.12 ～12.15	2014.11.5 ～12.11	2014.7.28 ～11.4	2014.4.28 ～7.27	2014.3.3 ～4.27	2013.9.13 ～2014.3.2
政策金利(%)	14.0	15.0	17.0	10.5	9.5	8.0	7.5	7.0	5.5

資料：情報・法令ポータルサイト『ガランツ』『政策金利及び再融資金利』。

こうした状況を反映して、ロシア連邦経済発展省が2015年2月に公表した「2015年のロシア連邦の社会・経済発展予測」においては、2015年予測として、原油価格50ドル/バレル、為替レート1USドル=61.5ルーブルを前提として、消費者物価上昇率15.8%、GDP成長率▲3%、固定資本投資増加率▲13.7%、小売販売額増加率▲8.2%、実質可処分所得増加率▲6.3%など大変厳しい見通しが示されている（第3表）。

第3表 ロシアの主要マクロ経済指標（2015年予測）

	2013	2014	2015
原油価格（ウラルス，USドル/バレル）	108.0	98.0	50.0
消費者物価上昇率（年平均）	6.8	7.8	15.8
為替レート（1USドル/ルーブル，年平均）	31.8	38.0	61.5
GDP成長率（％）	1.3	0.6	▲ 3.0
鉱工業生産増加率（％）	0.4	1.7	▲ 1.6
固定資本投資増加率（％）	▲ 0.2	▲ 2.5	▲ 13.7
小売販売額増加率（％）	3.9	2.5	▲ 8.2
実質賃金上昇率（％）	4.8	1.3	▲ 9.6
実質可処分所得増加率（％）	3.2	▲ 1.0	▲ 6.3
輸出額（10億 USドル）	523.0	494.0	334.0
同増加率（％）	3.4	▲ 0.6	▲ 0.1
輸入額（10億 USドル）	341.0	308.0	197.0
同増加率（％）	▲ 0.8	▲ 8.6	▲ 33.9

資料： ロシア連邦経済発展省（2015）6頁の表から抜粋。

3. 2014年のロシア農業・農政

本節においては、まず2014年におけるロシア農業・農政を巡る大きなトピックとして、ロシアが欧米諸国による経済制裁への対抗措置として発動した食品輸入禁止措置とその影響並びに豊作とルーブル安の下での穀物輸出の急速な進展と穀物輸出関税の導入について説明した後、2014年のロシアの農業生産動向を概観することとする。

（1） 2014年のロシアの農業・農政のトピック

1） 食品輸入禁止措置の発動と輸出国への影響

ロシアはウクライナ危機を巡る欧米諸国の経済制裁に対する対抗措置として食品の輸入禁止措置を発動した。2014年8月6日、プーチン大統領は対ロ経済制裁を実施した国に対し食品等の輸入禁止措置を講じるよう連邦政府に命令した（同日付ロシア連邦大統領令第560号）。翌8月7日連邦政府は輸入禁止措置の具体的な内容を決定し（同日付ロシア連邦政令第778号）、当該措置は同日付で発動された。具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象国・地域： 米国，EU加盟国，カナダ，オーストラリア及びノルウェー
- ② 対象品目： 食肉・肉製品，水産物，牛乳・乳製品，野菜，果実等
- ③ 実施期間： 発動の日から1年間

8月20日にはロシア国内での生産に必要な種子や種苗等が対象品目から除外されている（同日付ロシア連邦政令第830号）。この政令によって修正された輸入禁止対象品目の詳細は第4表のとおりである。

第4表 ロシアの食品輸入禁止措置の対象品目

関税同盟品目コード (HS 準拠)	品目名称
0201	生鮮・冷蔵牛肉
0202	冷凍牛肉
0203	豚肉
0207	家禽肉
0210*	塩漬け、塩水漬け、乾燥又は燻製の肉
0301*	生きた魚（大西洋サケ及びニジマスの稚魚を除く）
0302,0303,0304,0305,0306,0307,0308	魚及び甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
0401*, 0402*,0403*, 0404*,0405*,0406*	牛乳及び乳製品（乳糖を除去した牛乳・乳製品を除く）
0701*,0702 00 000,0703*,0704,0705,0706,0707 00, 0708,0709,0710, 0711,0712*, 0713*,0714	野菜、食用の根菜及び塊茎（馬鈴薯の種芋、ネギの種子、播種用のスイートコーン及びび豆を除く）
0801,0802,0803,0804,0805,0806,0807,0808,0809, 0810,0811,0813	果実及び木の実
1601 00	ソーセージ等の食肉加工品
1901 90 110 0*,1901 90 910 0*	植物油脂をベースとしチーズ等を含む調整食料品
2106 90 920 0*,2106 90 980 4*, 2106 90 980 5*,2106 90 980 9*	植物油脂をベースとし牛乳を含むその他の調整食料品

資料： 2014年8月20日付けロシア連邦政令第830号から筆者作成。

注） *を付した品目コードについては、属する品目の一部が輸入禁止措置から除外されている。

輸入禁止措置を発動した理由について、報道によればフォードロフ農相は、ロシアの農業関係金融機関が西側諸国の制裁対象となり、農業分野の資金調達が難しくなったことへの対抗措置であり、食料安全保障を目的としたものである旨説明している（農民報知 2014年10月22日）。ロシアでは、1990年代における畜産の劇的な縮小と畜産物の輸入依存の拡大を背景に食料安全保障と畜産振興が重要な政策課題となった。2010年には「食料安全保障ドクトリン」が定められ、畜産物等主な農産物の自給率目標が設定された。今回の食品輸入禁止措置も同じ文脈の中に位置づけられており、ロシア政府はこれを契機に食料自給政策を強化する方向を打ち出し、2014年12月には改定農業発展計画を公表した。

以下、ロシアの2014年8月から12月までの通関統計を使って、ロシアの輸入禁止対象品目の輸入に前年同期と比べどのような変化が起きているか確認したい。

最初に概況（第5表）であるが、2014年8-12月の輸入禁止対象品目総輸入額は74.6億ドルで、前年同期比で26.8億ドルと大幅に減少した⁽⁸⁾。このうち、輸入禁止対象国からの輸入額（輸入禁止の施行が8月7日からだったため、同月を中心に若干の輸入が残っている）は4億ドルで、前年同期の10分の1に縮小した。一方、輸入禁止対象外の国からの輸入額は70.6億ドルで、前年同期比9億ドルの増加にとどまった。

第5表 ロシアの輸入禁止対象食品輸入状況（単位：百万ドル）

	2013年8-12月	2014年8-12月	増減
輸入禁止対象品目総輸入額	10,140	7,457	▲ 2,683
うち輸入禁止対象国からの輸入額	3,986	399	▲ 3,587
輸入禁止対象外の国からの輸入額	6,154	7,058	903

資料： ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」から筆者集計。

次にロシアの輸入禁止対象食品の主要禁止対象国からの輸入状況（第6表）であるが、ロシアによる輸入の減少額が最も大きかったのは、地域としてはEUで、2014年8-12月

のロシアによる輸入額は2.5億ドル、前年同期比25.5億ドル減だった。品目別には、牛乳・乳製品8億ドル減（うちチーズ5.7億ドル減）、食肉7.6億ドル減（うち豚肉6.5億ドル減⁹⁾）、果実4.7億ドル減（うちリンゴ等2.1億ドル減）、野菜3.3億ドル減（うちトマト1.2億ドル減）等、影響を受けた品目は多岐にわたる。EU加盟国別には、ロシアの輸入額減少1位から10位は第6表所掲（白欄）の各国であり、ポーランドが1位だった。

一国で減少額が最も大きかったのはノルウェーで、2014年8-12月の同国からの輸入額は36百万ドル、前年同期比5.2億ドル減となった。これは基本的に水産物の輸入減少（5.3億ドル減）によるものである。他の輸入禁止対象国では、米国からの輸入額は2.6億ドル減（うち家禽肉1.5億ドル減）、カナダからの輸入額は1.5億ドル減（うち豚肉97百万ドル減）、豪州からの輸入額は1億ドル減（うち牛肉76百万ドル減）だった。

第6表 ロシアの輸入禁止対象食品の主要禁止対象国からの輸入状況（単位：百万ドル）

	2013年8-12月	2014年8-12月	ロシア輸入減少額
輸入禁止対象国計	3,985.9	399.3	▲ 3,586.6
EU28	2,799.8	245.4	▲ 2,554.4
ノルウェー	551.4	35.5	▲ 515.9
ポーランド	439.5	16.6	▲ 422.9
オランダ	376.0	24.1	▲ 352.0
ドイツ	346.7	67.0	▲ 279.7
デンマーク	280.0	10.3	▲ 269.7
米国	354.3	93.0	▲ 261.3
スペイン	266.1	18.0	▲ 248.1
フランス	188.2	13.2	▲ 175.0
カナダ	177.5	24.1	▲ 153.4
フィンランド	160.4	7.8	▲ 152.6
ベルギー	140.6	4.1	▲ 136.6
イタリア	149.7	21.4	▲ 128.3
豪州	102.8	1.3	▲ 101.6
リトアニア	90.7	7.6	▲ 83.0

資料： ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」から筆者集計。

注） 列記した EU 加盟国（白地欄）は当該国からのロシアの輸入減少額が大きい順に 10 か国を抜粋。

ロシアの輸入禁止対象食品の輸入禁止対象国以外の国からの輸入状況は第7表のとおりである。まず目立つのはブラジル、チリ等の南米諸国からの輸入の増加である。ブラジルからの輸入は4.9億ドル増加しているが、これは基本的に食肉の輸入が4.9億ドル（豚肉2.7億ドル、家禽肉1.2億ドル、牛肉94百万ドル）増えたことによるものである。チリからは、1.8億ドルの輸入増加のうち、水産物が1.4億ドル、豚肉が40百万ドルを占める。

輸入額増加の3位はロシアと関税同盟を結成しているベラルーシであるが、もともとの輸入額が大きいため増加率は9.5%と表中の各国では最も小さい。品目別には牛乳・乳製品45千万ドル増、食肉36千万ドル増などである。ベラルーシからの輸入については、ロシアは輸入禁止対象国の産品が同国産に姿を変えて輸入されているとの疑いを持っており、国境でのチェックを強化しているため、金額が減少してきている⁽¹⁰⁾。

セルビア等、輸入禁止対象外の欧州諸国からの輸入も増えている。フェロー諸島やグリーンランドのようにEU加盟国であるデンマークの自治領でありながらロシアが輸入を禁

止していない地域からの輸入が増えていることも興味深い。これらの地域からはノルウェーからの輸入減少を補う形で水産物の輸入が増加している。

第7表 ロシアの輸入禁止対象農水産物の禁止対象外の国からの輸入状況（単位：百万ドル）

	2013年 8-12月	2014年 8-12月	ロシア輸入増加額
輸入禁止非対象国計	6,154.3	7,057.5	903.3
ブラジル	922.8	1,411.4	488.7
チリ	191.6	372.8	181.2
ベラルーシ	1,125.2	1,231.7	106.5
セルビア	89.4	186.3	96.9
アルゼンチン	181.6	264.3	82.7
中国	435.3	504.0	68.7
フェロー諸島	83.5	139.3	55.8
ウルグアイ	111.8	151.6	39.7
アイスランド	105.9	135.2	29.3
インド	25.9	53.6	27.7
グリーンランド	0.8	23.5	22.6
マケドニア	6.9	23.5	16.7
スイス	12.2	28.9	16.6
ヴェトナム	74.3	89.0	14.6
ニュージーランド	36.2	46.9	10.7

資料： ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」から筆者集計。

注） 列記した国は、輸入禁止対象外の国のうち当該国からのロシアの輸入増加額が大きい順に15か国を抜粋。

この食品輸入禁止措置がロシアの農産物需給にどのような影響を及ぼしているか、第8表で食肉を例に考察してみたい。最初にお断りしておくが、同表の生産量の数値はロシアの農業企業のみが生産量であり⁽¹¹⁾、執筆時点で農業企業以外の類型の生産主体（住民経営、農民経営）の生産量は2014年の数値が未公表だったためこの数値を用いたが、これまでの趨勢から住民経営等で生産量の大きな変化、特に増加が起きている可能性は低いと考えられるので、2013年から2014年の増減量でみれば全生産主体の数値に近いと考えてもそれほど無理はないと思われる。また、生産量の数値は「と体重」の数値（生体重の数値から筆者が換算したもの）であり、内臓等を含む値となるため、輸入量の数値より若干ベースが大きく、両者の厳密な比較はできない。

第8表 2013年、2014年のロシアの食肉需給動向

	家禽肉			豚肉			牛肉		
	2013年	2014年	増減	2013年	2014年	増減	2013年	2014年	増減
生産量（農業企業、千トン）	3,418	3,736	318	1,917	2,167	250	526	519	▲6
輸入量（千トン）	527	453	▲74	620	372	▲248	658	630	▲29
平均輸入単価（各年12月、千ルーブル/トン）＊「増減」欄は増減率（％）	55	100	81	115	231	101	144	234	63
消費者価格指数（各年12月、2013年12月100）	100	123	23	100	116	16	100	110	10

資料： ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」、同連邦統計庁「中央統計データベース」から筆者作成。

注） 平均輸入単価はドル建てからルーブルに換算したもので、為替レートは、2013年12月が1ドル＝32.88ルーブル、2014年12月が同55.77ルーブルである（ロシア銀行の毎日のレートを筆者が月ごとに平均）。

このようにあくまで粗いイメージではあるが、第8表の数値からは以下のことが指摘で

きる。家禽肉では輸入量の減少を国内生産量の増加が上回っており、豚肉では輸入量の減少を国内生産量の増加がおおむね補っているが、牛肉では輸入量、国内生産量ともに減少している。食肉全体として見ると、牛肉の供給減を家禽肉の供給増で十分補った形となっている。食肉の供給には数量的に見る限り少なくとも大きな不足はなかったと思われる。2000年代後半以降、ロシアの畜産業は、養鶏、養豚の大規模な企業的生産が中心となって回復する一方、肉用牛生産や酪農は停滞・縮小を続けてきたが、欧米諸国からの食肉の輸入禁止措置に応じた生産拡大でもこれまでと同じ動向が続いている。

他方、輸入価格はルーブルの対 US ドルレートが大きく下がっているため、2013 年 12 月から 2014 年 12 月の間に、家禽肉で 81%、豚肉で 101%、牛肉で 63%と大幅に上昇した。その影響もあって消費者価格指数は、家禽肉で 23%、豚肉 16%、牛肉 10%の上昇となった。供給量は一応確保したが、ルーブル安による輸入価格高騰の影響は避けられなかったということだろう。供給が増えたはずの家禽肉の価格上昇幅が大きく、牛肉では小さかったのは、所得水準が実質的に低下する中で、相対的に価格の高い牛肉の需要が減少し、安い家禽肉の需要が増加したためであろうか。

2) 穀物輸出の急速な進展と穀物輸出関税の導入

ロシアの最近 4 農業年度（ロシアの農業年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで。以下単に「年度」という）の穀物輸出量は第 9 表のとおりである。総輸出量は、前年度の凶作に伴う穀物輸出禁止が明けた 2011/2012 年度に過去最高の 27.5 百万トン記録したが、2012/2013 年度には再度の不作のため大きく減少し、15.8 百万トンにとどまった。同年度には、2010/2011 年度とは異なり穀物輸出の制限措置が発動されることはなかったが、年度後半の半年間の輸出は、在庫水準の低下等を反映して穀物の国内価格が高騰したことによって抑制され、2.6 百万トンにとどまった。2013/2014 年度に入ると、2013 年の穀物生産回復と穀物価格の低下を受けて穀物輸出が急増し、25.5 百万トンが輸出された。

第 9 表 ロシアの穀物輸出（単位：千トン）

	2011/2012 年度	2012/2013 年度	2013/2014 年度	2014/2015 年度 (7-12 月)
穀物計	27,477	15,795	25,453	21,065
小麦	21,340	11,137	18,311	16,391
大麦	3,609	2,255	2,709	3,259
トウモロコシ	1,903	1,931	4,055	1,117

資料：ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」から筆者集計。

2014/2015 年度は、穀物生産が 2008 年以來の 2 番目の大豊作となり、ルーブル安と相まって穀物輸出が急速に進んだ。2014 年 7 月から 12 月の半年だけで 21.1 百万トンの穀物が輸出された。これと並行してルーブル安が急速に進行したことから、ルーブル換算の輸出価格が上昇し、これに引きずられる形で小麦の国内価格が上昇したため、インフレ抑制の観点から 2015 年 2 月 1 日以降小麦を対象として輸出関税が適用されることとなった（2014 年 12 月 25 日付政令第 1495 号）。税額は「15%+7.5 ユーロ/トン。ただし 35 ユーロ/トンを超えない」となっている。

一ロ/トンを下回らない」であり、同政令によれば輸出関税は 2015 年 6 月 30 日まで適用される。これにより今後は小麦輸出が抑制されるとみられる。

（２） 2014 年のロシアの農業生産動向

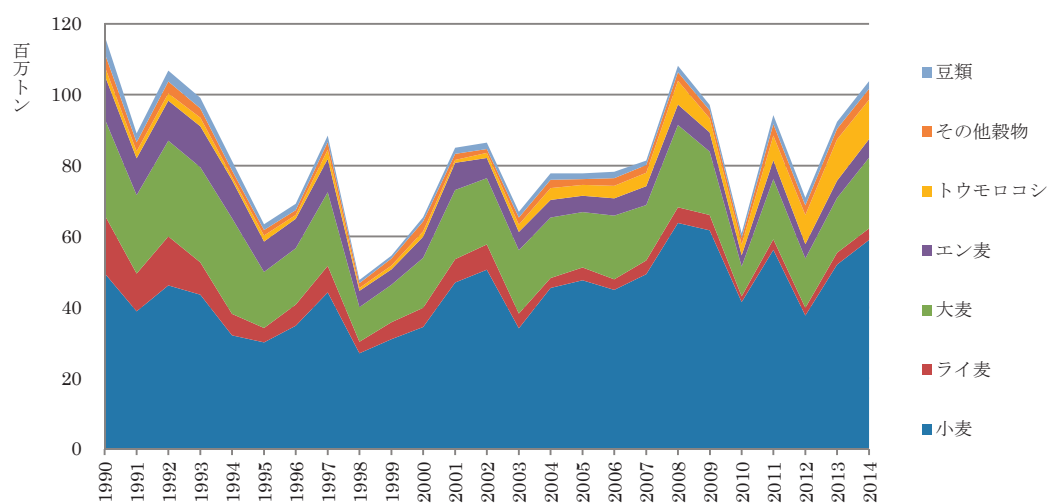
１） 耕種農業の動向

ロシアの耕種農業は、1990 年代の生産縮小を経て、2000 年代には穀物生産を中心として生産が回復し、新興穀物輸出国として、特に小麦の輸出では国際市場で重要な役割を担うに至っている。その一方で、干ばつ等の影響による生産と輸出の変動が大きく、凶作だった 2010/2011 農業年度における穀物輸出禁止措置の発動など、国際市場の不安定要因となることもあった。本項では、2014 年の穀物を中心とした生産動向を概観する。

（ア） 穀物・豆類⁽¹²⁾

ロシアでは多種の穀物・豆類（以下、特記しない限り「穀物等」と総称）が生産されている。そのうち食用が主用途となるのが小麦、ライ麦、コメ、ソバ等であり⁽¹³⁾、大麦、トウモロコシ、エン麦、キビ、豆類等は主に飼料用等に用いられる。ロシアの穀物生産は、1990 年代の市場移行期に減少し、1998 年を底として回復に転じたが、収穫量は冬期の厳寒や春夏期の干ばつの影響で毎年大きく変動しており、近年は 2008 年のピークまでのような明確な増加傾向が見られなくなっている（第 5 図）⁽¹⁴⁾。

2014 年は天候に恵まれ、穀物等の収穫量は 103.8 百万トン（暫定値。以下 2014 年の数値について同じ）に達した。これは 1991 年のロシア連邦発足以来 2008 年（108.2 百万トン）に次ぐ第 2 位の豊作である。作目別には、小麦が最大の 59 百万トン、次いで大麦 20 百万トン、トウモロコシ 11.1 百万トン、エン麦 5.3 百万トン、ライ麦 3.3 百万トン等であり、このうち前年の収穫量を上回ったのが小麦、大麦、エン麦、下回ったのがライ麦、トウモロコシだが、トウモロコシの収穫量は高水準で 2 年続けて 10 百万トンを超えている。

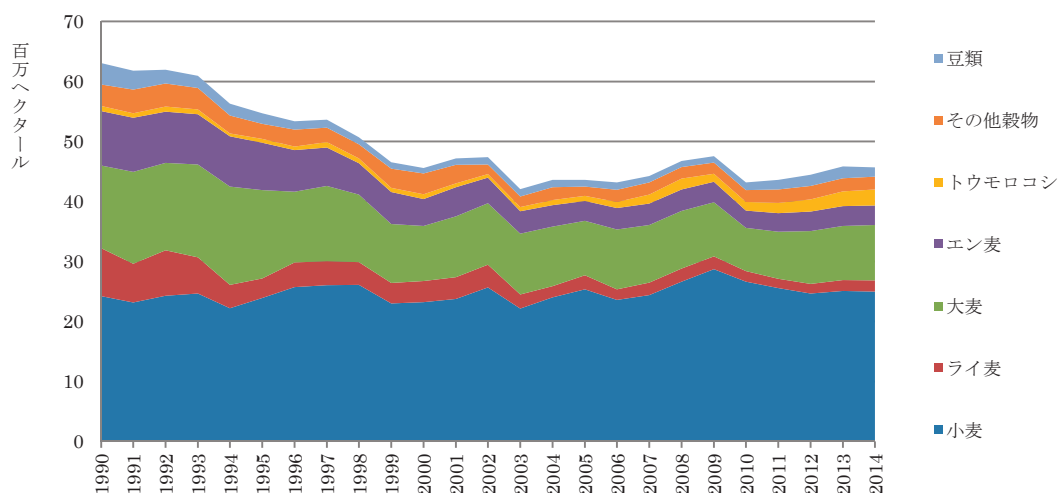


第5図 ロシアの穀物等収穫量

資料：ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。2014年は暫定値。

穀物等の作付面積は、収穫量のような大きな変動はなく、総作付面積は、1990年代に大幅に減少した後は、需給・価格動向等に対応したと思われる変化があるものの、比較的安定的に推移している。近年では、穀物危機といわれた2008年頃までの穀物価格高騰を反映して、2009年にいったんピーク（47.6百万ha）に達し、リーマンショック後の国際穀物価格の低下や2010年のロシアの大干ばつの影響で減少した後、徐々に回復している。

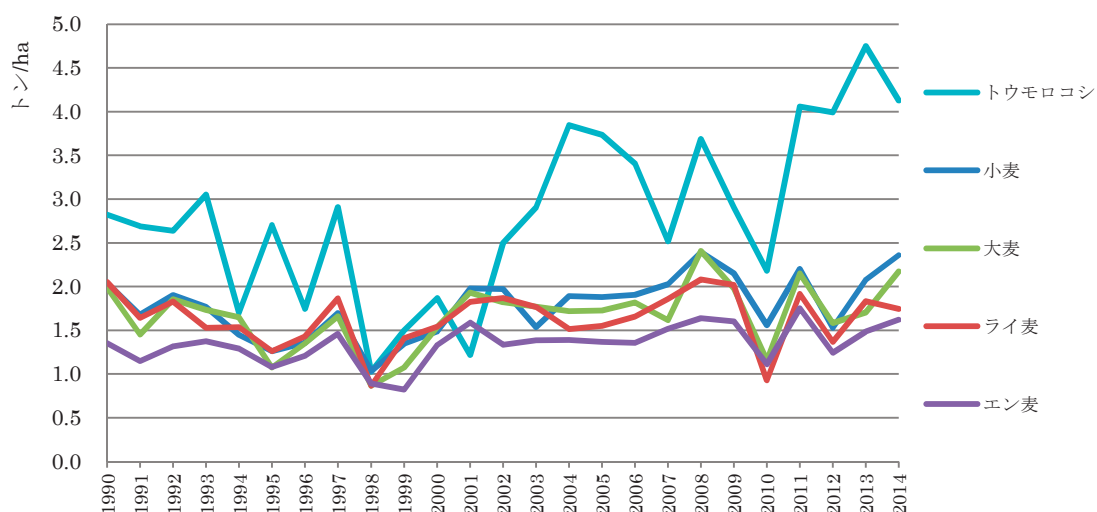
2014年の穀物等の作付面積は4,571万haで、前年（4,583万ha）を若干下回った。作目別には、小麦が最大の25百万ha、次いで大麦9.2百万ha、エン麦3.2百万ha、トウモロコシ2.7百万ha、ライ麦1.9百万ha等である。前年の作付面積を上回ったのがトウモロコシ（24万ha増）、ライ麦（17万ha増）、大麦（4万ha増）等であり、豆類、ソバ、エン麦、小麦は前年を下回った（第6図）。



第6図 ロシアの穀物等作付面積

資料：ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。2014年は暫定値。

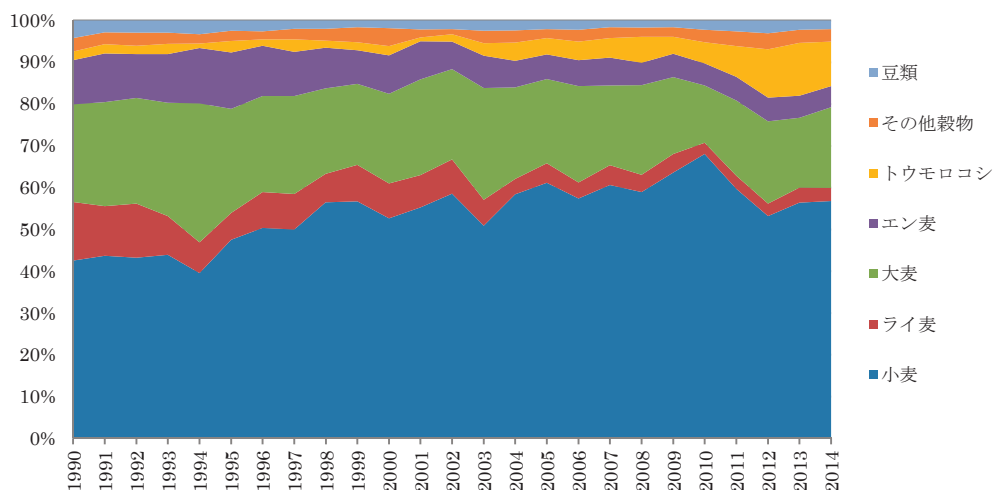
ロシアの穀物等の単収（作付面積ベース）は総じて低水準であり、毎年の気象条件の影響を受けて大きく変動する。不作年には冬期のウインターキルや春夏期の干ばつによって大きく単収が落ち込む。主な穀物等の単収の推移は第7図のとおりであり、1990年代末に底を打って以降、総じて上昇傾向にあることがわかるが、中でもトウモロコシの単収が高水準で、上昇も急である。最近3年間（2012年～2014年）の平均値は、ヘクタール当たりで、小麦1.99トン、ライ麦1.65トン、大麦1.82トン、エン麦1.45トン、トウモロコシ4.29トンである（第7図）。



第7図 ロシアの主要穀物の単収

資料：ロシア連邦統計庁HPから筆者計算。

ここで今一度穀物等の収穫量に立ち戻り、総収穫量に占める各種穀物の構成割合を見ると、2000年代の終わり頃から、徐々にではあるがロシアの穀物生産に構造的な変化が起きていることが明瞭になる。それは、穀物生産における小麦集中の軽減と、トウモロコシを中心とする、これまでシェアの低かった飼料穀物の割合の増加である。



第8図 ロシアの穀物等収穫量構成割合

資料：ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。2014年は暫定値。

2014年の収穫量を前回の豊作年の2008年と比較すると、小麦が穀物等の総収穫量の6割弱を占める基本的な構造は変わらないが、それでも総収穫量に占める小麦の割合は59%から57%に減少し、大麦が21%から19%、ライ麦が4%から3%へシェアを下げる一方で、トウモロコシは6%から11%へとシェアを大きく伸ばし、豆類も1.7%から2.1%

とわずかではあるがシェアを増やしている（第 8 図）。そこで、2008 年と 2014 年の間の穀物等の収穫量の変化に、穀物等の収穫量と単収の変化がどのように寄与したか分析してみた（第 10 表）。

第 10 表 2008 年と 2014 年の穀物・豆類収穫量の変化(▲434 万トン)に対する寄与率(%)

	収穫量変化	作付面積変化寄与率	単収変化寄与率
穀物・豆類	100.0	21.5	78.5
小麦	94.8	75.6	19.2
ライ麦	28.3	12.8	15.5
大麦	72.9	22.7	50.1
エン麦	13.1	11.7	1.4
キビ	5.1	1.8	3.4
ソバ	6.0	1.8	4.2
トウモロコシ	▲ 101.5	▲ 78.7	▲ 22.8
コメ	▲ 7.1	▲ 3.7	▲ 3.4
ソルガム	▲ 3.0	▲ 1.7	▲ 1.3
豆類	▲ 8.7	▲ 20.8	12.2

資料：ロシア連邦統計庁 HP から筆者計算。

注 1) 2014 年のライ小麦の収穫量は 2008 年までの分類に従い小麦に含めた。

注 2) 面積変化と単収変化の重複部分は両者に 1/2 ずつ案分した。

注 3) 2008 年と 2014 年の間に穀物・豆類収穫量が▲434 万トン減少しているため、表中の正の値は総収穫量を減少させる方向での寄与、負の値はこれを増加させる方向での寄与を意味する。

まず、穀物等全体としてみれば、2008 年と 2014 年の間の収穫量の変化(▲434 百万トンの減少)に対する寄与率は、作付面積変化が 21.5%、単収変化が 78.5%（収穫量が減少しているので、個々の要因の寄与率は正の符号が収穫量を減少させる方向、負の符号がこれを増加させる方向での寄与を意味する）で、単収変化の寄与率が大きかった。この間の単収変化については、無機肥料投入量の変化が総じて小さかったことを考えると、産地の天候条件の違い（2014 年は総じて天候に恵まれたが、2008 年の方が更に良かった）によるところが多いと推測される。

品目別には、大別して 2 つのグループに分けられる。第 1 のグループは表中の小麦からソバまでの品目で、これらはいずれも 2008 年から 2014 年の間に収穫量が減少しており、その要因として作付面積、単収ともに減少している。特に寄与率が高かったのは、作付面積変化では小麦と大麦の作付面積減少（寄与率 75.6%、22.7%）、単収変化では大麦と小麦の単収低下（寄与率 50.1%、19.2%）であった。

第 2 のグループは表中のトウモロコシから豆類までの品目で、これらはいずれも 2008 年から 2014 年の間に収穫量が増加しており、豆類で単収が低下した以外、いずれの品目も作付面積、単収ともに増加している。寄与率が特に高かったのは、作付面積変化ではトウモロコシと豆類の作付面積増加（収穫量増加の方向での寄与率 78.7%、20.8%）、単収変化ではトウモロコシ（収穫量増加の方向での寄与率 22.8%）であった。

穀物全体で見て作付面積変化の寄与率が小さかったのは、第 1 グループの作付面積減少の寄与率計 126.4%に対し、第 2 グループの同計▲104.9%が相殺し合った結果であり、ロシア全体で第 1 グループの穀物の作付面積を減らし、第 2 グループの穀物の作付面積を増やす作目転換の動きがあったことを示している。また、多くの品目で 2014 年の単収は 2008

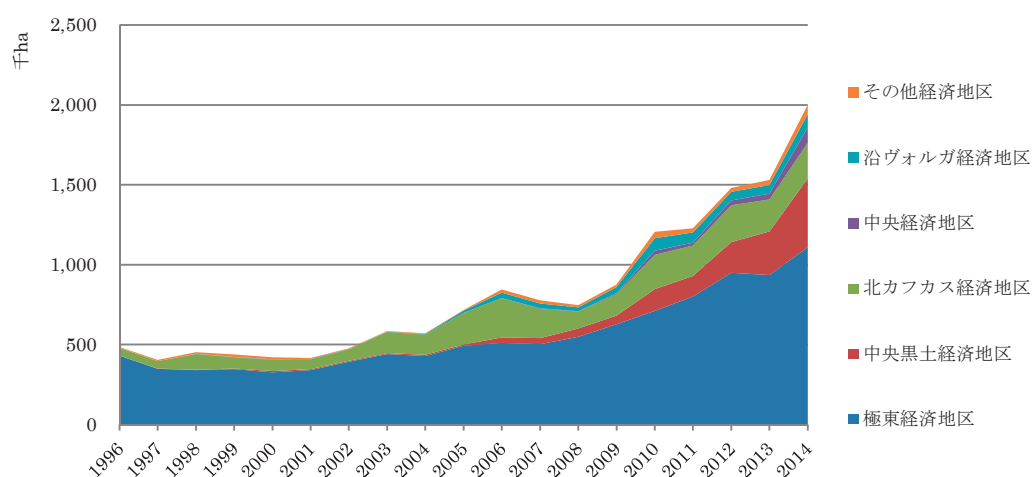
年より低く、気象条件の面で 2014 年は 2008 年より総じて若干不利(2008 年が良すぎた)だったと推測される中で、第 2 グループの品目は豆類を除いて 2008 年より 2014 年の方が単収が高くなっており、生産面において品種や栽培技術の改良、生産財投入の増加など何らかの改善があった可能性を示唆していると考えられる。

第 2 グループの穀物は、基本的に食用とされるコメを除いていずれも飼料穀物であり、豆類を除けばこれまでロシアで広く生産されてこなかった品目である。穀物生産において小麦や大麦など第 1 グループに属する従来からの中核的作目の生産を減らし、トウモロコシを筆頭とする第 2 グループの新たな飼料穀物の生産を増やす動きは、更に検証を要するが、畜産において新たな生産主体の下で養鶏や養豚が急速に拡大し、飼料穀物需要が増加していることに対応した動きであると思われる。

(イ) 工芸作物

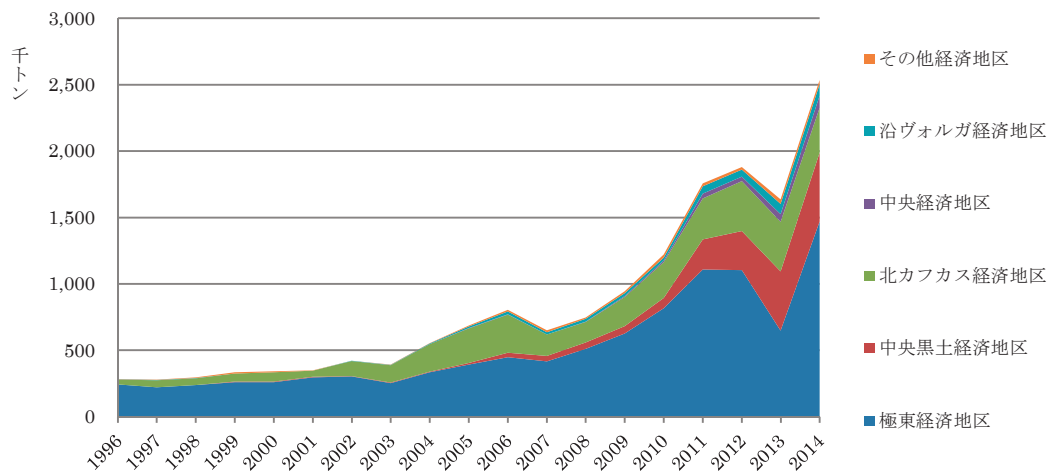
工芸作物の収穫量は、2000 年代を通じて増加傾向が続いているが、こちらも年による変動が大きく、2014 年にはテンサイ及びヒマワリの収穫量はそれぞれ 32.7 百万トン、8.8 百万トンでいずれも対前年減だった。大豆は近年着実に収穫量が増加しており、2014 年の収穫量は過去最高の 2.5 百万トンとなった。以下、大豆生産について詳しく見てみよう。

ロシアの大豆生産は 2000 年代後半以降急速に増加しており、2014 年には作付面積 200 万 ha、収穫量 254 万トンとなった。最大の生産地域は極東経済地区であり、作付面積 111 万 ha、収穫量 147 万トンで、連邦全体に占めるシェアは作付面積の 55%、収穫量の 58% に上る。2013 年に極東経済地区の収穫量が激減しているが、これは同年にこの地域を襲った大洪水の被害によるものである。単収は作付面積ベースで連邦平均 1.27 トン/ha と低い(第 9 図、第 10 図)。理由としては優良種子の不足や栽培技術の低さが指摘されている(ガネンコ 2014)。



第9図 ロシアの大豆作付面積

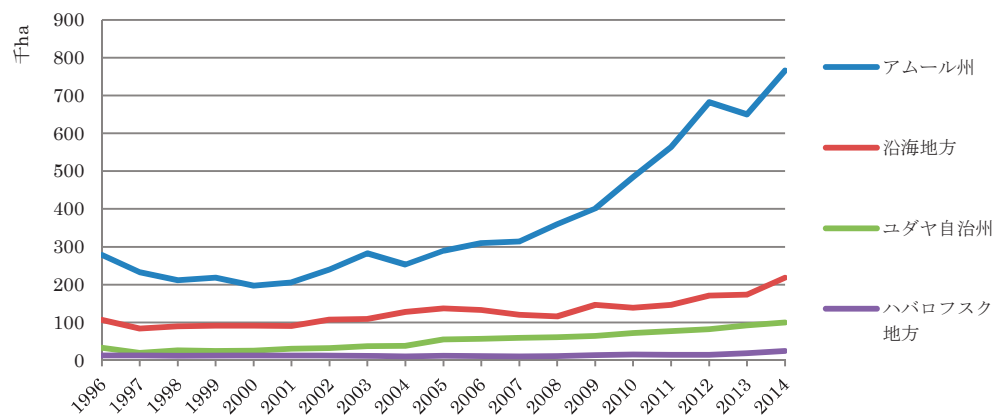
資料：ロシア連邦統計庁「中央統計情報データベース」から筆者作成。



第10図 ロシアの大豆収穫量

資料：ロシア連邦統計庁「中央統計情報データベース」から筆者作成。

ロシア最大の大豆産地である極東経済地区の大豆作付面積を第11図で連邦構成主体別に見ると、アムール州が圧倒的に多く、沿海地方がこれに次ぐ。2014年の作付面積は、それぞれ77万ha、22万haで、経済地区全体に占める割合は、69%、20%である。極東経済地区は古くからの大豆産地だが、主産地のアムール州で2000年代後半以降の増加が顕著である。

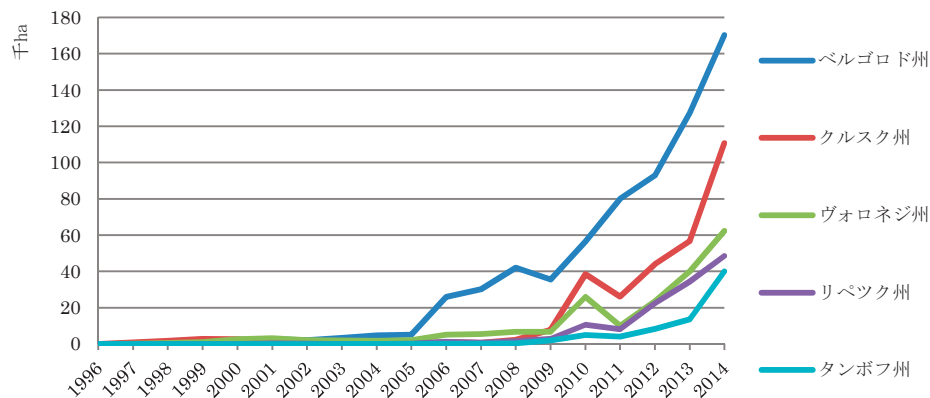


第11図 極東経済地区連邦構成主体の大豆作付面積

資料：ロシア連邦統計庁「中央統計情報データベース」から筆者作成。

極東経済地区に次ぐ大豆産地となった中央黒土経済地区では、もともと大豆の生産はほとんど行われていなかったが、最も早いベルゴロド州で2005年以降、その他の州では2009年以降作付けが急増している。量的にはまだ極東経済地区に及ばず、2014年の作付面積は

最大のベルゴロド州で 17 万 ha である。この地域は、アグロホールディングによる垂直統合型の家禽肉や豚肉生産が盛んである。大豆の作付面積増加は、こうした形態での畜産の発展と時期的に符合しており、そうした経営体の中で飼料として利用されているものと思われる（第 12 図）。



第12図 中央黒土経済地区連邦構成主体の大豆作付面積

資料： ロシア連邦統計庁「中央統計情報データベース」から筆者作成。

このように大豆生産量は増加しているが、ロシアは大豆については純輸入国である。2013/2014 年度には極東地域の洪水被害で生産量が 164 万トンと低水準だったこと等から大豆の輸入が急増し、純輸入量は 178 万トンとなった。2014/2015 年度には、生産量が 254 万トンと大幅に増加したが、輸入も速いペースで入っており、純輸入量は半年で 95 万トンに上った。大豆ミールについては純輸出国だが、2014/2015 年度前半の純輸出力が 2,700 トンと量的には少ない。基本的には大豆そのものを輸入し、国内で搾油等所要の加工を行った後、飼料として消費する形である（第 11 表）。

第 11 表 ロシアの大豆等生産・輸出入状況（単位：トン）

		2011/2012 年度	2012/2013 年度	2013/2014 年度	2014/2015 年度 (7-12 月)
大豆	生産	1,756,010	1,879,900	1,636,260	2,536,490
	輸出	53,359	139,381	24,762	69,303
	輸入	765,546	685,145	1,806,878	1,019,382
	純輸入	712,187	545,763	1,782,117	950,079
大豆ミール	輸出	2,522	1,525	3,227	2,855
	輸入	1,749	1,112	667	153
	純輸入	▲ 773	▲ 414	▲ 2,561	▲ 2,701

資料：ロシア連邦税関庁「通関統計情報データベース」より筆者集計。生産量はロシア連邦統計庁「中央統計情報データベース」。

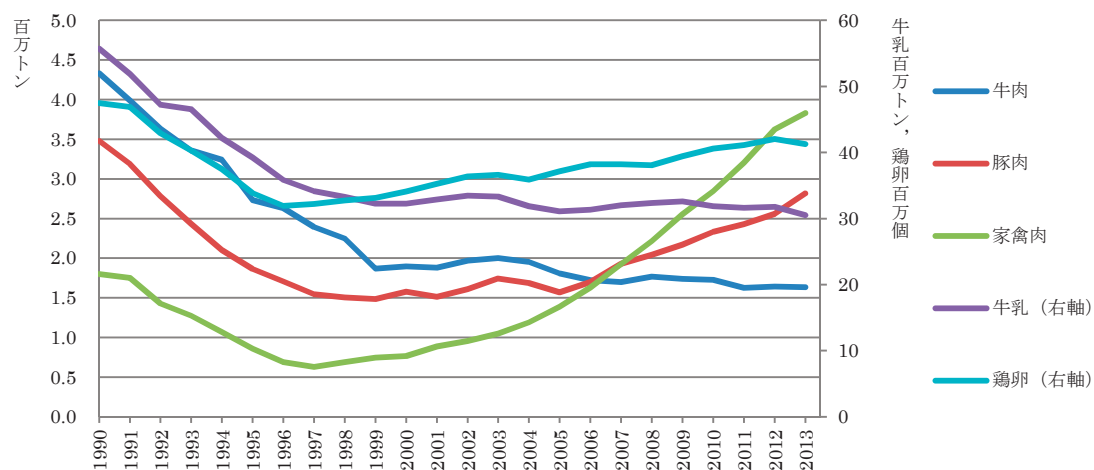
注）輸出入量は、「大豆」については HS1201、「大豆ミール」については HS120810 の数値である。

ロシアでは、2000 年代後半以降の養鶏や養豚を中心とする畜産の急速な回復によって飼料としての大豆需要が拡大しているとみられ、国産ではまかないきれない需要を輸入に依

存している。輸入先としてはパラグアイ、ブラジル、米国が多く、ロシア側の荷受け地（通関地）としてはバルト海に面したカリーニングラード州が大半を占めている⁽¹⁵⁾。ロシアで養鶏、養豚が盛んに発展しているのは中央黒土経済地区を中心とするヨーロッパ・ロシアであり、輸送コスト等も含めてこの経路での輸入にメリットがあるものと思われる。

2) 畜産業の動向

ロシア農業・農政においては、1990年代に大きく縮小した畜産の回復と畜産物の自給率向上が重要な政策課題となっている。ロシアの畜産の回復は部門によって差があり、養鶏（家禽肉、鶏卵）では1990年代後半から生産の回復が始まって、2000年代後半以降家禽肉生産が急速に増加しており、養豚でも2000年代後半以降着実に生産が増加しているが、牛部門（酪農及び牛肉生産）は停滞・縮小が続いている（第13図）。



第13図 ロシアの主要畜産物生産量

資料：ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。食肉の数値はと体重。

2014年のロシアの畜産業の生産動向については、本稿執筆時点において農業企業以外の生産主体の数値が揃わないため⁽¹⁶⁾、農業企業について前年からの変化を見てみたい⁽¹⁷⁾。結論から言えば、これまで同様、牛部門の停滞・縮小と養鶏、養豚の拡大が続いている。2013年には、飼料穀物価格の高騰等に伴い、これまで生産の拡大が続いてきた家禽部門でも足踏みが見られ、農業企業において主要畜種で頭数や生産量が拡大したのは豚だけとなったが、2014年には穀物価格の低下等による収益性の改善を反映して家禽の飼養羽数が7.5%増と大きく増え、家禽肉や鶏卵の生産量も緩やかながら増加した。豚は引き続き飼養頭数が増加し、豚肉生産量は13%増と大きく増えた。一方で牛部門は停滞・縮小が続き、飼養頭数は3%減少、牛肉生産量は1.2%減少した。雌牛の頭数が2.7%減少する一方で、牛乳生産量は2.4%増加しており、飼養頭数を削減する一方で1頭当たり産乳量の増加で牛乳生産量を維持する従来からの対応が続いているが、これは乳用種の雄牛を中心とするロシ

アの牛肉生産の減少が続くことを意味している。

第 12 表 2013-2014 年のロシア農業企業の畜産業

	2013	2014	増減率 (%)
畜産物生産量			
食肉（生体重，千トン）	8,140	8,891	9.2
牛肉	930	919	▲ 1.2
豚肉	2,522	2,851	13.0
羊・山羊肉	34	35	5.0
家禽肉	4,630	5,061	9.3
牛乳生産量（千トン）	14,003	14,341	2.4
鶏卵（百万個）	31,632	31,837	0.6
家畜・家禽頭羽数（千頭羽）			
牛	8,750	8,484	▲ 3.0
うち雌牛	3,513	3,417	▲ 2.7
豚	14,607	15,508	6.2
山羊・羊	4,325	4,262	▲ 1.4
家禽	395,041	424,614	7.5

資料： ロシア連邦統計庁 HP から筆者作成。

注） 家畜・家禽頭羽数（千頭羽）は各年の 12 月時点の数値。

Ⅱ．各論：ロシア農業の生産主体と近年の変化

筆者は、ロシアの穀物輸出国としての持続可能性に関心を持ち、昨年度までのカンントリーレポートにおいて、ロシアの 2000 年代における小麦生産増加の要因や、2000 年代後半における畜産の本格的な回復がロシアの穀物輸出余力に及ぼす影響を考察してきたが、今回はそうした動きの背景にあるロシアの農業生産主体の変化についてまとめた。

1．ロシアの農業生産主体の類型

(1) 農業生産主体の類型と定義

最初に、現在ロシアの統計で用いられている農業生産主体の類型とその定義を確認するとともに、2006 年に実施された全ロシア農業センサスによってその実態を概観する。

1) 農業生産主体の基本的な 3 類型

ロシアの農業生産主体は、ロシアの農業統計等においては、大別して農業組織、農民（フェルメル）経営、住民副業経営の 3 種類に分類されている。

「農業組織」Сельскохозяйственная организация は、大まかなイメージとしては、ソ連時代のコルホーズやソフホーズが 1990 年代の市場経済移行過程で民営化されたものと言ってよいだろう。ロシアの統計上の定義では「商事パートナーシップ、有限会社又は補充的責任会社、非公開型又は公開型株式会社、生産協同組合、単一企業、非農業組織の副業経営」（訳語については小田（2015）を参考にした）がこれに該当するとされており、ロシアの民法典その他の法令に基づく様々な形態の組織が含まれているが、共通するのは法人格を有する企業的な組織ということであり、ロシアの統計では、2001 年まで「農業企業」Сельскохозяйственное предприятие と呼ばれていた⁽¹⁸⁾。

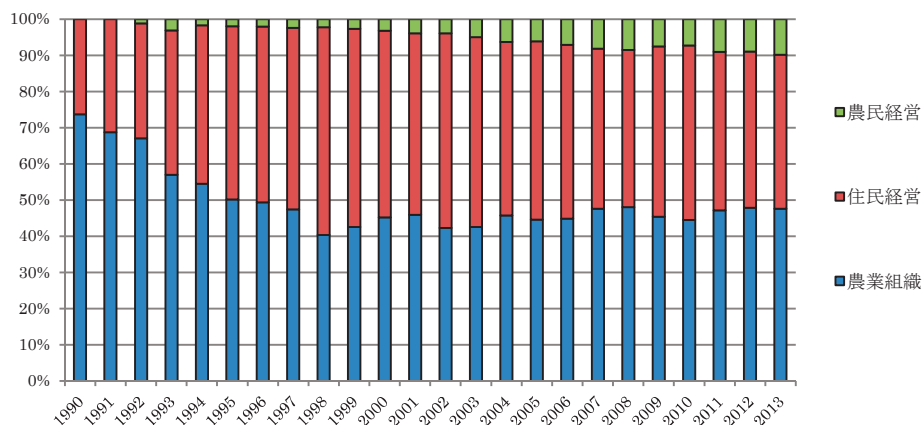
「農民（フェルメル）経営」Крестьянское (фермерское) хозяйство は、ソ連崩壊前後、市場経済への移行初期にコルホーズなどから土地の分与を受けて独立した個人（家族）経営である。我が国を含む西側諸国における大規模個人（家族）経営に相当するものであり、名称に含まれる「フェルメル」とは英語の farmer がロシア語化した言葉である。統計上の定義では、「血族及び（又は）姻族関係によって結びつき、共有の財産を有し、共同で、自ら従事して生産その他の事業活動（農産物の生産、加工、保管、輸送及び販売）を行う私人の結合体」とされている（この定義は、農民（フェルメル）経営の根拠法である「農民（フェルメル）経営に関するロシア連邦法」（2003 年 6 月 11 日付第 74-FZ）第 1 条第 1 項の定義を踏襲したものである）。

「農民（フェルメル）経営」に類するものとして、「農業活動を行う個人事業者」Индивидуальный предприниматель по сельскохозяйственной деятельностиがある。統計上の定義は「ロシア民法典に基づく国家登録の時から法人を構成することなく、国家

登録証明書において『全ロシア経済活動分類』に基づき業種を農業と申告した、農業活動を行う私人（自然人）」とされている。法律上は農民経営とは別種の農業経営主体だが、「法人ではない個人が主体となって行う営利目的の農業」という実質的な共通性から、統計上は農民経営と同じカテゴリーとして扱われるのが一般的である。

「住民経営」Хозяйство населения は、農業企業従業員等の農村住民や都市住民が自宅周辺地などで小規模に営む農業であり、基本的に自給を目的とした農業を行うものと位置づけられている。こうした形態の農業はソ連時代から存在しており、農村住民や都市住民の食料や副次的収入の確保に重要な役割を担ってきた。

統計上の定義では、「住民経営」は「住民副業経営」Личное подсобное хозяйство と「園芸、菜園づくり又はダーチャ（別荘）活動に係る私人の非商業的団体」Садоводческое, огородническое или дачное некоммерческое объединение граждан（以下「菜園団体」）に分けられる。「住民副業経営」は、統計上の定義では「私人とその家族の直接的な労働により、個人消費を充足する目的で、住民副業経営を営むために提供され又は取得された土地区画において営まれる農産物の生産及び加工に係る非企業的な活動の形態」とされている。（この定義は、住民副業経営の根拠法である「住民副業経営に関するロシア連邦法」（2003年7月7日付第112-FZ号）第2条第2項の定義を踏襲したものである）。また「菜園団体」は、統計上の定義では「園芸、菜園、ダーチャ活動を行うに際しての社会・事業上の共通課題の解決に向けた自発的な協力のための私人の非商業的な組織」と定義されている。「住民副業経営」と「菜園団体」の違いは、農業生産を個人（家族）で単独に行うか、団体の一員として行うかという点にある。

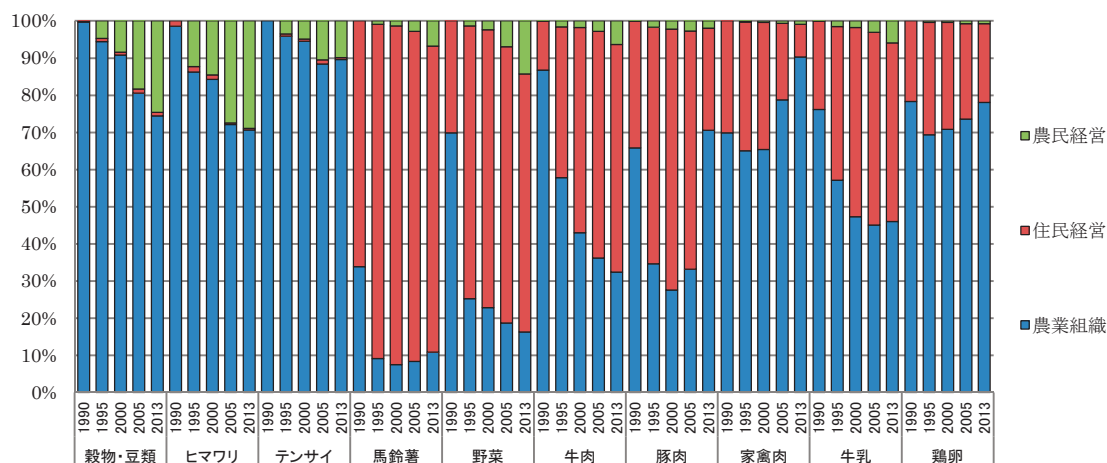


第14図 農業総生産額に占める各生産主体の割合

資料：ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。

第14図で農業総生産額に占めるこれら農業生産主体の割合を見ると、ソ連時代の1990年には農業組織が74%、住民経営が26%を占めていたが、1991年のソ連崩壊後、畜産や野菜で農業組織の生産が減少した結果、90年代末には農業生産金額の中で住民経営が農業

組織より大きな割合を占めるようになった。2000年代に入って農業組織が穀物や畜産の一部で生産を増やした結果、農業組織と住民経営がほぼ同じ割合を占めるようになっている。一方、農民経営が占める割合は大きくないものの徐々に増えており、最近では、農業生産金額のおおむね 5 割を農業組織、4 割を住民経営、1 割を農民経営が占める構図となっている。



第15図 主要農畜産物生産量に占める各生産主体の割合

資料： ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。

第 15 図のとおり、農業組織、農民経営、住民経営は作目をかなり明瞭に棲み分けている。耕種農業の場合、大規模土地利用型作物である穀物、ヒマワリ、テンサイでは、直近で生産量の 7~9 割を農業組織、残りを農民経営が占めており、農民経営の割合が増加傾向にある。これらの作目では住民経営の割合はごくわずかである。これに対し、野菜や馬鈴薯などの労働集約的な作目では、90 年には農業組織（当時はコルホーズやソフホーズ）がかなりの割合を占めていたが、90 年代に減少し、住民経営が生産量の 7~8 割を占めるようになった。農民経営の割合は大きくないが、徐々に増加しており、野菜では 2013 年に 14%を占めた。畜産では、家禽肉、鶏卵、豚肉で農業組織の割合が上昇傾向にある一方、牛肉、牛乳では減少傾向にある。農業組織の割合は、家禽肉、鶏卵で 8~9 割、豚肉で 7 割であるが、牛乳、牛肉では住民経営が 5~6 割を占める。畜産では農民経営の割合は総じて小さい。

2) 2006 年全ロシア農業センサスにおける農業生産主体の分類とその実態

2006 年全ロシア農業センサス（以下「センサス」）は、包括的な内容の調査としては 1920 年以来となる農業センサスであり、現時点では若干古くなってしまったが、ロシアの農業生産主体に係る悉皆的な調査としては唯一のものである。農業生産主体については 1) の従来からの統計上の定義を踏襲しつつ、それを細分化して実態把握を行っているので、そ

の概要を以下に整理した。

① 農業組織

従来の統計上の定義を踏襲しつつ、下記 a)～c) の 3 類型に分けて実態を把握している。このうち b) 「小農業企業」は、「ロシア連邦の小企業に対する国家支援に関するロシア連邦法」(1995 年 6 月 14 日付第 88-FZ) ⁽¹⁹⁾に基づき、「資本金に占める連邦等の占める割合や小企業以外の法人が占める割合が 25%を超えず、会計期間における従業員数が農業については 60 人を超えない企業」と定義されている。それより規模の大きいものが a) 「大・中農業組織」であり、農業を主目的としない法人が副業として農業を行うものが c) 「非農業組織の副業経営」である。

- a) 大・中農業組織
- b) 小農業企業
- c) 非農業組織の副業経営

第 13 表 農業組織の概要 (2006 年 7 月 1 日現在)

	農業組織			
	計	大・中農業組織	小農業企業	非農業組織の副業経営*注 3
経営体数 (単位: 1 経営体)	59,208	27,787	20,392	11,029
うち 2006 年に農業活動を行ったもの (a)	40,627	19,617	12,849	8,161
その総数に占める割合 (単位: %)	68.6	70.6	63.0	74.0
総土地面積 (単位: 千 ha)	410,264	329,666	76,297	4,301
うち農用地	132,292	106,541	23,738	2,013
うち実際に使用されているもの (b)	97,947	83,449	13,199	1,299
1 経営体当たり農用地面積 (b/a, 単位: ha) *注 1	2,411	4,254	1,027	159
年平均労働者総数 (人) (c) *注 2	-	2,381,454	232,434	-
1 経営体当たり年平均労働者数 (c/a) (人)	-	121	18	-

資料: 経営体数及び労働者数に係る数値はロシア連邦統計庁「センサス 2 巻」、土地面積に係る数値は同「センサス 3 巻」。「1 経営体当たり農用地面積」及び「1 経営体当たり年平均労働者数」はこれら資料より筆者計算。

注 1) 「1 経営体当たり農用地面積」は、実際に使用された農用地の面積 (b) を 2006 年に農業活動を行った経営体数 (a) で除して計算。

注 2) 「年平均労働者数」は、常勤労働者数と期間/季節労働者数の合計。

注 3) 「非農業組織の副業経営」の斜体字の数値は、センサス 2 巻や 3 巻には記載がなく、筆者が表中の農業組織に係る合計値から大・中農業組織及び小農業企業に係る値を引いて算出した数値。

センサスによる農業組織の概要は第 13 表のとおりである。2006 年に調査対象となった農業組織の総数は 59,208 であるが、そのうち 2006 年に農業活動を行ったものは 40,627 (68.6%) にとどまっており、調査対象とされた農業組織のうち、この時点で既に活動を停止していたものが 3 割以上に上っている。こうした状況は、組織の類型を問わず共通であるが、調査対象に占める 2006 年に農業活動を行ったものの割合は、小農業企業で 63% と最も低くなっている。

平均的な規模を見ると、1 経営体当たりの農用地⁽²⁰⁾の面積 (2006 年に農業活動を行った経営体が実際に使用した農用地の面積として計算) では、農業組織平均 2,411ha、大・中

農業組織 4,254ha, 小農業企業 1,027ha, 非農業組織の副業経営 159ha だった。また, 1 経営体当たり年平均労働者数 (常勤労働者数と期間/季節労働者数の合計) は, 大・中農業組織 121 人, 小農業企業 18 人だった。

② 農民 (フェルメル) 経営及び個人企業

農民 (フェルメル) 経営 (以下「農民経営」) 及び個人企業 (以下両者を総称して「農民経営等」) については, センサスではいずれも従来の統計上の定義を踏襲し, 後者についても広義で農民経営のカテゴリーに含めつつ, 区別して実態を把握している。なお, 個人企業については, 連邦構成主体の法律において住民副業経営の土地の上限面積を定めている場合には, これを上回る者は企業登録の如何によらず個人企業とみなすこととしている。

センサスによる農民経営等の概要は第 14 表のとおりである。2006 年に調査対象となった農民経営の総数は 285,141 であるが, そのうち 2006 年に農業活動を行ったものは 147,496 (51.7%) にとどまっており, 調査時点で既に活動を停止していたものの割合が約半分と農業組織以上に淘汰が進んでいる。調査対象に占める 2006 年に農業活動を行ったものの割合は, 個人企業よりも農民経営の方が低くなっている。平均的な規模を見ると, 1 経営体当たりの農用地の面積では, 農民経営 142ha, 個人企業 103ha と農民経営の方が大きい。1 経営体当たり年平均労働者数は, 農民経営, 個人企業とも 4 人だった。

第 14 表 農民経営等の概要 (2006 年 7 月 1 日現在)

	農民経営・個人企業		
	総数*注 3	農民経営	個人企業
経営体数 (単位: 1 経営体)	285,141	253,148	31,993
うち 2006 年に農業活動を行ったもの (a)	147,496	126,208	21,288
その総数に占める割合 (単位: %)	51.7	49.9	66.5
総土地面積 (単位: 千 ha)	29,371	25,973	3,398
うち農用地	24,143	21,588	2,555
うち実際に使用されているもの (b)	20,095	17,903	2,191
1 経営体当たり農用地面積 (b/a, 単位: ha) *注 1	136	142	103
年平均労働者総数 (人) (c) *注 2	553,503	470,162	83,341
1 経営体当たり年平均労働者数 (c/a) (人)	4	4	4

資料及び注は第 13 表と同じ。なお, 第 13 表の注 3 同様, 本表においても斜体字はセンサス 2 巻や 3 巻には記載されておらず, 筆者が表中の農民経営及び個人企業に係る数値を合計して算出した。

③ 住民副業その他の私人の個人的経営

従来の統計上の住民経営の定義を踏襲し, 大きくは「住民副業経営」(個人 (家族) 単位で農業生産を行うもの) と「菜園団体」(個人が団体のメンバーとして農業生産を行うもの) に分けて実態を把握している。その上で, 下記のように「住民副業経営」を「a) 住民副業経営」と「b) その他の私人の個人的経営」に分け, さらに b) を 3 類型に区分して詳細に実態を把握している。また「菜園団体」については, 「c) 園芸, 菜園づくり, 畜産又はダーチャ (別荘) 活動に係る私人の非商業的団体」としてその実態を把握している。

- a) 住民副業経営
- b) 農村及び都市におけるその他の私人の個人的経営
 - ・ 個人住宅建設のための土地区画を持つ市民
 - ・ 土地区画（園芸用，果樹栽培用，ダーチャ用等）を持つが団体には入っていない市民
 - ・ 土地区画を持たないが農業用動物を持つ市民
- c) 園芸，菜園づくり，畜産又はダーチャ（別荘）活動に係る私人の非商業的団体

センサスによる住民副業経営等の概要は第 15 表のとおりである。2006 年に調査対象となった「住民副業経営・その他の私人の個人的経営」の総数は 2,280 万経営体，うち「住民副業経営」が 1,746 万経営体，「その他の私人の個人的経営」が 534 万経営体だった。「私人の非商業的団体」の総数は 8 万だった。これらはいずれも農産物の自給を主な目的としていることから，調査対象とされた経営体のうち 2006 年に農業活動を行ったものの割合は 9 割前後と高い。1 経営体当たりの土地面積は非常に小さく，いずれも 1 ヘクタールに満たない。

第 15 表 住民副業経営等の概要（2006 年 7 月 1 日現在）

	住民副業経営・その他の私人の個人的経営*注 1			私人の非商業的団体*注 2
	総数	住民副業経営	その他の私人の個人的経営	
経営体数（単位：千経営体）（a）	22,799	17,463	5,337	80
うち 2006 年に農業活動を行ったもの（b）	20,223	15,000	5,223	74
その総数に占める割合（c）（%）	88.7	85.9	97.9	92.7
総土地面積（千 ha）	10,965	8,901	2,064	1,210
うち農用地（d）	9,550	8,127	1,423	982
1 経営体当たり農用地面積*注 3	0.47	0.54	0.27	0.07

資料： 経営体数及び労働者数に係る数値はロシア連邦統計庁「センサス 2 巻」，土地面積に係る数値は同「センサス 3 巻」．土地面積に係る数値は同 2006 年センサス第 3 巻．「1 経営体当たり農業目的地面積」はこれら資料より筆者計算．また，斜体字の数値は，センサス 2 巻や 3 巻には記載されておらず，所掲の数値から筆者が計算したもの．

注 1) 「住民副業経営・その他の私人の個人的経営」の経営体数に係る斜体字の数値は，まず，「総数」及び「住民副業経営」について，センサス所掲の「経営体数」（a）及び「2006 年に農業活動を行ったものの割合」（c）から「2006 年に農業活動を行ったもの」の数（b）を計算し，これをもとに「その他の私人の個人的経営」の斜体字の数値を計算した．

注 2) 「私人の非商業的団体」の斜体字の数値は，センサス所掲の団体別（園芸，菜園，ダーチャ）内訳の数値を合計して計算．

注 3) 「1 経営体当たりの農用地の面積」は，「住民副業経営・その他の私人の個人的経営」については，農用地の総面積（d）を 2006 年に農業活動を行った経営体数（b）で除したものであり，「私人の非商業的団体」については，センサス 3 巻所掲の「私人が団体に使用する土地区画の平均面積」である．

（2）ウズーンらによる農業生産主体の実質的な階層分類の試み

これまでに見てきたように，現在ロシアの統計で用いられている農業生産主体の類型は，主として法令上の根拠の違いによる形式的な分類であり，農業生産主体として把握する必要のないものまで把握している反面，農業生産活動の実態を的確に反映した分類とはなっていないとの批判がある。これに対してウズーンらは，EU で採用されているような，農業生産主体の経営資産から想定される仮想的・標準的な販売額を基礎とした農業生産主体の実質的な階層区分を試みている⁽²¹⁾。

ウズーンらの方法は、センサス調査結果の個票を用いて経営体ごとに算出する「標準化販売額」の水準によって農業生産主体を分類しようとするものである。「標準化販売額」は、生産主体ごとに作付面積と家畜頭数から仮想的に算出される値であり、作付面積からは「耕種農業の標準化販売額」、家畜頭数からは「畜産業の標準化販売額」が算出され、両者を合計して「生産主体ごとの標準化販売額」を得る。これを農業生産主体の分類に用いる。

「耕種農業の標準化販売額」は、生産主体別の「標準化作付面積」に連邦構成主体別の「標準化作付面積当たり標準販売額」を掛けて算出される。「標準化作付面積」とは、個々の生産主体における各種の耕種作物の作付面積に、作物の種類ごとに定める「作付面積換算係数」を掛けて合計し、一本に集約した値である。「作付面積換算係数」は、作物ごとにヘクタール当たり費用をもとに算出され、穀物を 1 として、テンサイ 5.285、ヒマワリ 0.97、馬鈴薯 12.297、露地野菜 13.66 等とされている。また、「標準化作付面積当たり標準販売額」は、連邦構成主体単位で、耕種農業の総販売額を総標準化作付面積で除して得られる。

「畜産業の標準販売額」は、生産主体別の「標準化家畜頭数」に「標準化家畜頭数当たり標準販売額」を掛けて算出される。「標準化家畜頭数」は、個々の生産主体が飼養する各種の家畜の頭数に、家畜の種類ごとに定める「家畜換算係数」を掛けて合計し、一本に集約した値である。「家畜換算係数」は、畜種ごとに 1 頭（羽）当たり費用をもとに算出され、乳用牛を 1 として、肉用牛（乳用種）0.1896、豚 0.2589、家禽（成鶏）0.018 等とされている。また、「標準化家畜頭数当たり標準販売額」は、連邦構成主体単位で、畜産業の総販売額を総標準化家畜頭数で除して得られる。

ウズーンらによる農業生産主体の階層区分の概要は第 16 表のとおりである。「農業組織」等の経営体の分類はセンサスのとおりであるが、一つだけ上記（1）でみたセンサスの概要と異なっているのは、住民経営のうちセンサスで「園芸、菜園づくり、畜産又はダーチャ（別荘）活動に係る私人の非商業的団体」としていたものについて、団体の数ではなく、その構成員の数を把握している点である⁽²²⁾。

ウズーンらの独自の部分は、標準化販売額による生産主体の階層分類であり、①「放棄生産者」（標準化販売額 0）、②「住居・余暇生産者」（標準化販売額 0～1 万ルーブル）、③消費生産者（標準化販売額 1 万～3 万ルーブル）、④商品生産者（標準化販売額 3 万ルーブル超）に分類したところである。商品生産者は 15 階層（「3 万～5 万ルーブル」から「1 億 5 千万ルーブル超」）に区分されており、放棄生産者、住居・余暇生産者、消費生産者の下位 3 階層を加えると全体では 18 階層になる。重要なのは、「商品生産者」を「標準化販売額 3 万ルーブル超」とした点であり、これは西側諸国の統計における農業生産者の定義を踏まえたものになっている。我が国の統計では、農家を「経営耕地面積 10 アール以上又は農産物販売金額 15 万円／年以上」と定義しており、かつての 1 ルーブル 4 円程度で換算すればかなり近い値である。

センサスによれば、農業生産主体の総数は、住民経営について非商業団体の構成員まで数え上げると 3,693 万ときわめて多数に上る。ウズーンらの分類によれば、そのうち放棄生産者、住居・余暇生産者及び消費生産者の合計が 3,295 万経営体、商品生産者が 398 万

経営体であり。数の上では 9 割程度が主に自家消費や余暇のために農業生産を行っており、主として販売目的で農業生産を行っている生産主体は 1 割程度ということになる。

第 16 表 ウズーンらによる農業生産主体の階層区分

	合計		内訳							
			放棄生産者 (標準化販売額 0)		住居・余暇生産者 (標準化販売額 0 ～1 万ルーブル)		消費生産者 (標準化販売額 1 万 ～3 万ルーブル)		商品生産者 (標準化販売額 3 万 ルーブル超)	
	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)
経営体数(千)	36,927	100.0	299	0.8	29,144	78.9	3,506	9.5	3,978	10.8
農業組織	59	0.2	8	13.1	3	4.5	2	4.1	46	78.3
農民経営等	285	0.8	48	16.8	104	36.6	25	8.9	107	37.7
住民経営(個人)	22,789	61.7	218	1.0	15,440	67.8	3,317	14.6	3,814	16.7
住民経営(非商業団体構成員)	13,794	37.4	25	0.2	13,598	98.6	161	1.2	10	0.1
標準化販売額(百万ルーブル)	1,091,790		0	0.0	64,106	5.9	62,691	5.7	964,993	88.4
同 1 経営体当たり(千ルーブル)			0.0		2.2		17.9		242.6	
標準化作付面積(千 ha)	125,481		0	0.0	18,990	15.1	7,379	5.9	99,112	79.0
同 1 経営体当たり(ha)			0.0		0.7		2.1		24.9	
農業目的地(千 ha)	165,856		0	0.0	4,227	2.5	2,269	1.4	159,360	96.1
同 1 経営体当たり(ha)			0.0		0.2		0.7		40.1	
標準化家畜頭数(千頭)	26,160		0	0.0	314	1.2	1,638	6.3	24,208	92.5
同 1 経営体当たり(頭)			0.0		0.0		0.5		6.1	

資料：ウズーン・サライキン・ガタウリナ(2010)99-100 頁表 4.2.2. から抜粋。「合計」欄及び農業生産者の階層区分の標準化販売額による定義は筆者が加筆、四捨五入の関係で合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

また、第 16 表からは農民経営等の二極分解を指摘できる。農民経営等では住居・余暇生産者、放棄生産者及び消費生産者の割合が高く、それぞれがセンサスの対象となった全農民経営等に占める割合は、36.6%、16.8%、8.9%で合計 62.3%に上る。これらは、既に農業経営をやめてしまった放棄生産者はもちろんとして、それ以外の 2 階層も余暇ないし自給目的の農業生産主体であり、定義上自給が主目的とされる住民経営と実質的に何ら変わるところがない状況になってしまっている。これらは、市場経済移行の過程で「独立自営農民」になることを期待し、期待されながら、結局そうなることができなかった人たちである。その一方で、全農民経営等の 37.7%、10.7 万を数える商品生産者の中には、農業組織に匹敵する大規模な経営体が存在しており、例えば標準化販売額 300 万ルーブル超の経営体は 5,148 に上る。両者を「農民経営等」という同じ類型で論じる意味はおそらく乏しい。

ウズーンらによる農業生産主体の階層分類は一つの試みであるが、経営体の法令上の類型にとらわれずに経営実態の違いを実質的に明らかにすることは、農業政策の対象とそれに応じた政策の内容を具体化していく上で有意義なものと考えられる。

2. 近年における農業生産主体の変化

ロシアの農業生産主体には、1990 年代から今日に至るまでの間に様々な変化が生じている。2000 年代におけるロシアの農業生産の回復においては農業組織の果たした役割が大きかったので、ここでは農業組織の変化についてまとめた⁽²³⁾。

(1) 農業組織における生産の集中

2000年代におけるロシアの農業生産の回復、特に畜産の回復においては、多くの地域の広範な生産主体の生産が拡大したのではなく、一部の大規模な農業組織（企業）が重要な役割を担っていたことが特徴的である。これについては、全ロシア農業問題情報研究所（ВИАПИ）が、販売額や収益を基準とした分野別の上位100社のリスト「クラブ100」を2006-2008年版まで公表している⁽²⁴⁾、これに基づき、耕種農業2品目（穀物、ヒマワリ）と畜産5品目（家禽肉、豚肉、牛肉、牛乳、鶏卵に係る「クラブ100企業」の位置づけと同じ分野のクラブ100以外の農業企業（以下「その他企業」）との比較を第17表にまとめた。

第17表 クラブ100企業の位置づけとその他農業企業との比較（2006-2008年）

	クラブ100企業が総生産量に占める割合(%)		クラブ100企業が大・中農業企業に占める割合* (%)		1経営体当たり生産量* (トン、鶏卵：百万個)		収益率 (%)		生産性指標 (穀物・ヒマワリ：トン/ha, 食肉:g, 鶏卵:個, 牛乳:kg)	
	2002- 2004年	2006- 2008年	企業数	生産量	クラブ100	その他	クラブ100	その他	クラブ100	その他
穀物	4.8	5.6	1.5	9.9	61,880	7,077	63.6	31.2	3.78	2.00
ヒマワリ	6.7	8.4	4.4	18.2	6,079	1,091	95.8	62.1	1.73	1.17
家禽肉	36.6	61.4	18.8	79.8	18,924	657	18.1	-16.4	45	18
豚肉	11.4	23.0	4.4	59.1	5,698	156	25.8	-7.8	451	286
牛肉	2.3	2.4	1.6	8.5	698	110	22.7	-25.6	620	422
牛乳	3.0	3.8	1.8	9.9	12,904	1,742	40.5	14.2	6,308	3,739
鶏卵	39.3	49.0	20.5	67.3	193	21	23.1	6.7	314	275

資料： ВИАПИ(2009)。「クラブ100企業が大・中農業企業に占める割合」のうち「企業数」に占める割合の値は同資料から筆者計算。

注1) 数値は2006年から2008年の平均値。ただし*印の数値は2008年。

注2) 「クラブ100企業が総生産量に占める割合」のうち、2002-2004年の家禽肉のみ50社の数値。

注3) 「生産性指標」は、穀物・ヒマワリでは単収（1ha当たり収穫量）、食肉では一頭一日当たり増体重、鶏卵では一羽当たり年間産卵数、牛乳では一頭当たり年間産乳量。

クラブ100企業が各分野のロシアの総生産量に占める割合は、畜産部門、とりわけ家禽部門で特に高く、2006-2008年平均では家禽肉61.4%、卵49%となっている。豚肉では23%だが、これは当時まだ豚肉生産量に占める住民経営の割合が高かったためである。2002-2004年平均と比較すると、豚肉及び卵でロシアの総生産量に占める割合が大きく上昇している。他方、畜産部門の中でも牛部門（牛乳、牛肉）では、クラブ100企業が総生産量に占める割合は、2006-2008年においても牛乳で3.8%、牛肉で2.4%と低く、この値は2002-2004年からほとんど変化していない。また、耕種農業部門の穀物及びヒマワリでは、2002-2004年平均と2006-2008年平均の間でクラブ100企業が総生産量に占める割合が若干上昇しているが、2006-2008年平均で穀物5.6%、ヒマワリ8.4%とその割合は高くない。

クラブ100企業が大・中農業企業に占める割合（2008年）は、家禽部門、豚部門では、企業数で卵20.5%、家禽肉18.8%、豚肉4.4%と小さいが、生産量では卵67.3%、家禽肉

79.8%、豚肉 59.1%と大きな割合を占めており、これら部門の商業的生産がクラブ 100 企業に集中していることがわかる。一方牛部門では、牛乳は企業数で 1.8%、生産量で 9.9%、牛肉は同じく 1.6%、8.5%となっており、商業的生産でもクラブ 100 企業への顕著な集中は見られない。耕種農業部門の状況は牛部門と比較的似ている。クラブ 100 企業が大・中農業企業に占める割合は、企業数で穀物 1.5%、ヒマワリ 4.4%、生産量で穀物 9.9%、ヒマワリ 18.2%であり、ヒマワリではクラブ 100 企業への生産の集中がかなり進んでいるが、穀物では高くない。

クラブ 100 企業の生産規模は総じて大きく、1 経営体当たり生産量をその他企業平均と比較すると、豚肉で 36.5 倍、家禽肉では 28.8 倍と規模の差が際だっている。一方、牛部門は、牛乳で 7.4 倍、牛肉で 6.3 倍であり、家禽部門や豚部門ほど極端な規模の違いはない。耕種農業も牛部門に近く、穀物で 8.7 倍、ヒマワリで 5.6 倍となっている。

家禽部門・豚部門と、牛部門・耕種農業部門との最大の違いは、生産方式において前者が施設型であるのに対し、後者は土地利用型という点にあり、施設型部門では一部の大規模農業企業への生産集中が顕著である一方、土地利用型でもそうした現象は起きているがあまり顕著でない、ということが言えそうである。

他の資料で見ると、家禽肉及び豚肉生産の上位企業への集中は、近年一層進んだとみられる。第 18 表は 2012 年の家禽肉上位 20 社の生産量をまとめたものであるが、上位 20 社の家禽肉生産量（と体重）は 199 万トンであり、これは同年におけるロシアの家禽肉総生産量 362 万トンの 54.9%、農業組織の総生産量 325 万トンの 61.2%を占める。また、第 19 表は 2013 年の豚肉上位 20 社の生産量をまとめたものであるが、上位 20 社の豚肉生産量（生体重）は 141 万トンであり、これは同年におけるロシアの豚肉総生産量 361 万トンに対し 39%、農業組織の総生産量 253 万トンの 55.6%を占める。

このような農業生産の一部大企業への集中の背景には、ロシアで「アグロホールディング」と呼ばれる農業企業のグループ化・インテグレーションの進展があると思われるので、この点を次項で確認したい。

第 18 表 ロシアの養鶏（家禽肉）上位 20 社（2012 年）

順位	企業名	生産量 (と体重千トン)	全経営体に占める 割合 (%)	農業組織に占める 割合 (%)
1	プリオスコリエ Приосколье	450.5	12.4	13.8
2	チェルキーゾヴォ Черкизово	283.5	7.8	8.7
3	レスルス Ресурс	174.0	4.8	5.3
4	ベルグランコルム Белгранкорм	163.4	4.5	5.0
5	セーベルナヤ養鶏 п.ф. "Северная"	153.7	4.2	4.7
6	プロド・トレード Продро-ТРЕЙД	131.4	3.6	4.0
7	ペーラヤ プティツァ Белая птица	80.7	2.2	2.5
8	リスコブロイラー ЛискоБройлер	66.7	1.8	2.0
9	チェルヌイブロイラー Челны-бройлер	65.7	1.8	2.0
10	ズドロヴァヤ フェルマ Здоровая ферма	47.0	1.3	1.4
11	ラヴィス養鶏場サスノフスカヤ Равис-птицефабрика Сосновская	45.9	1.3	1.4
12	アグロコンプレクス Агрокомплекс	43.9	1.2	1.3
13	アグロフィルマ オクチャプリスカヤ Агрофирма "Октябрьская"	41.9	1.2	1.3
14	アグロホールディング ALPI Агрохолдинг "АЛПИ"	40.5	1.1	1.2
15	ミハイロフスキー ブロイラー Компания "Михайловский бройлер"	38.0	1.0	1.2
16	チェバルクリスカヤ プティツァ Чебаркульская птица	34.3	0.9	1.1
17	レフティンスカヤ養鶏 п/ф Рефтинская	33.9	0.9	1.0
18	エリナル・ブロイラーЭлинар-бройлер"	33.5	0.9	1.0
19	ルスコエ・ポーレ Русское поле	32.1	0.9	1.0
20	ルベージ Рубеж	31.2	0.9	1.0
	計	1,991.8	54.9	61.2

資料： ポピレヴァ(2013)。「全経営体に占める割合」，「農業組織に占める割合」及び「計」の欄は筆者計算。

第 19 表 ロシアの養豚上位 20 社（2013 年）

順位	企業名	生産量 (生体重千トン)	全経営体に占める 割合 (%)	農業組織に占める 割合 (%)
1	ミラトルグ Мираторг	356	9.9	14.1
2	チェルキーゾヴォ Черкизово	158	4.4	6.2
3	アグロ・ベルゴリーエ Агро-Бергорье	148	4.1	5.8
4	ルスアグロ Русагро	116	3.2	4.6
5	アグラールナヤ グループ Аграрная Группа	67	1.9	2.6
6	コピターニヤ КоПитания	59	1.6	2.3
7	プロド マネジメント Продро Менеджмент	50	1.4	2.0
8	カムスキー ベーコン Камский Бекон	46	1.3	1.8
9	アグロフィルマ アリアント Агрофирма Ариант	42	1.2	1.7
10	オスタンキノ Останкино	40	1.1	1.6
11	エクシマ Экси́ма	40	1.1	1.6
12	コモス グループ Комос Групп	39	1.1	1.5
13	アグロпромコンプレクターツィヤ АгроПромконплектация	38	1.1	1.5
14	АРК Дон АПК Дон	37	1.0	1.5
15	ズヴェニゴフスキー Звениговский	33	0.9	1.3
16	BZZRK・ベルグランコルム БЗЗРК-Белгранкорм	32	0.9	1.3
17	タリナ Талина	30	0.8	1.2
18	ヴェリコルクスキー養豚コンプレクス Великолукский свиномкомплекс	28	0.8	1.1
19	アグロエコ Агроэко	26	0.7	1.0
20	プロム・アグロ Пром-Агро	24	0.7	0.9
	計	1,409	39.0	55.6

資料： クリスティコヴァ(2014)。「全経営体に占める割合」，「農業組織に占める割合」及び「計」の欄は筆者計算。

(2) アグロホールディングの発達

ロシアの農業組織（企業）においては、2000 年前後頃から「アグロホールディング」と呼ばれる大規模な企業グループが形成されてきている。アグロホールディングについては、2012 年のカントリーレポートでも若干紹介したが（長友（2012）57-58 頁）、その実態については、これまで統計等による包括的な把握がなされておらず、基本的には事例で把握するほかなかった。

これについてもウズーンらが 2006 年全ロシア農業センサスの調査結果を利用して全体像を探る試みをしている（ウズーンら（2012 年）。センサスの調査時点が 2006 年と古いため、既に実態は大きく変わっていると思われるが、現在につながる動きの早い時期における様子を知る意味はあろう。

ウズーンらの手法は、アグロホールディングを「農業、農産加工、関連サービスの提供を行う法人格を有する独立した組織のグループであって、その資本金の過半数（最多割合）がグループの活動を管理する一つの人格（親会社、所有者）に帰属するもの」と定義し、センサスの個票と、連邦統計庁が持っている大・中農業企業のリスト（それには個々の農業企業の出資者情報も載っている）とを照合して、農業企業がどの親会社の下でグループ化されているか、グループに含まれる農業企業の属性はそれ以外の農業企業とどのように異なっているか把握するというものである。そこには限界もあり、出資者が法人の場合は個別に特定できるが、個人（自然人）の出資者は個別に特定できないため、個人が最大の出資者である農業企業は「個人所有のアグロホールディング」でひとまとめにせざるを得ないとか、出資者が外国籍の農業企業については、出資者が法人であっても個人であっても個別の特定はできないため「外国人所有のアグロホールディング」でひとまとめにせざるを得ないといった問題はあるものの、ロシアの農業企業のグループ化の様子をある程度包括的に見渡せるようになっている。

ウズーンらの分析結果をまとめたのが第 20 表である。親会社（私企業）の下に統合された企業グループという一般的なアグロホールディングのイメージに合致するのは表中の「民間アグロホールディング」（以下、アグロホールディングを「AH」と略称）なので、これについて見てみよう。

民間 AH の数は 319 であり、そのうち親会社又は筆頭出資者（個人=自然人）がロシア国籍の AH（ロシア籍 AH）が 318 である。そのうち親会社が法人の AH が 317 であり、筆頭出資者が個人の AH はひとまとめにして仮に 1 とされている。親会社が外国籍の AH（外国籍 AH）も同様に仮に 1 とされている。民間 AH に属する大・中農業企業数は 1,247（大・中農業企業総数の 7.4%）で、そのうちロシア籍 AH に属するものは 1,089（同 6.5%）、外国籍 AH に属するものは 158（同 0.9%）である。2006 年時点で大・中農業企業の 1 割近くが民間 AH に属しており、外国籍 AH も存在していることがまず興味深い。

民間 AH に属する農業企業がロシアの大・中農業企業全体に占める割合は、企業数よりもその他の指標で一層大きくなる。その割合は、年間平均従事者数で 10.1%、農用地面積

で 9.1%である。さらに、農産物・サービスの販売収入では 15.4%、収益では 21.1%となっている。収益率も、民間 AH は公的 AH や AH に含まれない農業企業より高く、特に外国籍 AH の収益率の高さが注目される。

第 20 表 ロシアの大規模農業ビジネスにおけるアグロホールディング（AH）の役割（2006 年）

AH の種類	AH の数	大・中農業企業の数		年間平均従事者数		農用地面積		農産物・サービスの販売収入		収益		収益率 (%)
		企業数	割合 (%)	人数 (千人)	割合 (%)	面積(百万 ha)	割合 (%)	金額(百万ルーブル)	割合 (%)	金額(百万ルーブル)	割合 (%)	
1. 民間 AH	319	1,247	7.4	218	10.1	7,800	9.1	82,747	15.4	12,375	21.1	17.6
うちロシア国籍	318	1,089	6.5	183	8.5	6,948	8.1	58,125	10.8	7,303	12.5	14.4
外国籍	1	158	0.9	35	1.6	852	1.0	24,622	4.6	5,072	8.7	25.9
2. 公的 AH	463	2,244	13.3	287	13.3	9,578	11.1	59,621	11.1	2,309	3.9	4.0
うち連邦	9	782	4.6	137	6.3	4,285	5.0	25,979	4.8	1,080	1.8	4.3
連邦構成主体	72	701	4.2	102	4.7	2,973	3.5	28,700	5.4	1,935	3.3	7.2
地方自治体	382	761	4.5	48	2.2	2,320	2.7	4,942	0.9	-706	-1.2	-12.5
3. AH に含まれない農業企業		13,365	79.3	1,660	76.7	68,638	79.8	393,990	73.5	43,843	74.9	12.5
大・中農業企業総数		16,856	100.0	2,165	100.0	86,016	100.0	536,358	100.0	58,527	100.0	12.2

資料： ウズーン・シャガイダ・サライキン(2012)13 頁表 1.

次に、アグロホールディングの具体的な事業内容を個別事例で見てみよう。第 18 表の主要養鶏企業及び第 19 表の主要養豚企業はおそらくアグロホールディングの範疇に入ると思われるので、例として養豚最大手の「ミラトルグ」を取り上げ、その概要を囲み記事にまとめた。そこには注目すべき点がいくつかある。

一つ目は、同社が典型的な垂直統合型のインテグレーションを形成していることである。同社は、穀物生産、穀物を原料とする配合飼料の生産、家畜・家禽の飼育、家畜・家禽のと殺及び食肉処理・加工、販売業者への輸送を一貫して行っており、飼料は自給しているとのことである。こうした一貫生産・販売によって、原料の安定的な確保や中間コストの削減が図られているものと推測される。

二つ目は、同社がもともと農業生産者ではなく食肉輸入業者として事業を開始していることである。同社は事業展開の過程において農業企業の買収を重ね、企業グループを形成していったとみられる。農業企業（組織）はかつてのコルホーズやソフホーズの後継組織であるが、中身も同じで継続しているとは限らない。ミラトルグのグループ企業のように、農業外資本の買収等によって経営が一新されている例は少なくないと考えられる。

三つ目は、同社が 381 千 ha（耕地 168 千 ha，放牧地 213 千 ha）という広大な土地をその管理下に置いていることである。これは大規模土地保有（所有と賃貸借を含む）のランキングでロシア第 7 位とされている。ミラトルグの場合は自己所有と賃貸借がどの程度を占めているかはわからない。耕地は配合飼料用の穀物生産、放牧地は牛の飼料である牧草の確保に充てられている。飼料はグループ内で自給しているとのことである。後ほど見るように、ロシアでは私企業による大規模な土地保有の進行に対して懸念も広がっている。

四つ目は、同社が肉用牛生産に取り組んでいることである。これは組織論とは関係のない話であるが、ホルスタイン等の乳用種の牛ではない、肉専用品種（ミラトルグの場合は

アバディーン・アングス種)による牛肉生産の振興は、ロシア畜産の重要な課題の一つである。同社は連邦農業省の助成を受けて主にブリャンスク州でこの事業に取り組んでいる。ロシアの牛肉生産のモデル事業としてその成否が注目されるところである。

【ミラトルグの概要】

1. 会社名

農産ホールディング「ミラトルグ」Агропромышленный Холдинг «Мираторг»

取締役会長：A. V. リンニク，同社長：V. V. リンニク

2. 経緯

1995 年設立。食肉輸入業者として事業を開始し，2003 年以降垂直統合型の食肉事業（飼料生産から食肉の生産，加工，販売まで一貫して実施）を展開。豚肉から始まり，2010 年からは鶏肉及び牛肉にも拡大。

3. 2013 年のデータ

(1) 経営指標

売上高 537 億ルーブル

EBITDA 153 億ルーブル

(※ EBIDA (利払い・税金・償却前利益) = 税引前当期純利益 + 支払利息 + 減価償却費)

EBIDA マージン 28.5% (※ EBIDA マージン = EBIDA/売上高)

(2) 事業概況

・ 従業員数 16.5 千人

・ 土地面積

耕地及び放牧地 381 千 ha (耕地 168 千 ha，放牧地 213 千 ha) (ロシア第 7 位)

→ 所在地は，ベルゴロド州，クルスク州，ブリャンスク州

・ 穀物収穫量 512 千トン

・ 配合飼料工場 4 (配合飼料生産量 1,067 千トン (生産能力 1,460 千トン))

→ 畜産部門の飼料を自給

・ 養豚 27 養豚場 (ベルゴロド州 19，クルスク州 8)

豚肉生産量：生体重 356 千トン，と体重 264 千トン (ロシア第 1 位)

母猪 1 頭当たり年間産子数 26.2 頭，1 日増体重 800g (ドイツ：22.5 頭，753g)

・ 養鶏 (ブロイラー) 7 養鶏場 (ブリャンスク州)

養鶏プロジェクトは 2010 年から開始し，200 億ルーブルを投資。

2014 年には 100 千トンの冷蔵肉と半加工品を出荷の予定。

・ 肉用牛生産 37 農場 (ブリャンスク州 33，カリーニングラード州 4)

肉専用種 (アバディーン・アングス種) を飼育。

・ 食肉加工 3 工場

・ 物流施設

資料： ミラトルグHP及び同HP所掲の 2013 年年度報告書。

(3) ロシア農業における土地所有の変化

ロシアの土地改革においてはコルホーズやソフホーズの改革が主要な課題であり，そこではソ連時代には国有だったコルホーズやソフホーズの土地の私有化が最も重要な課題であった。具体的に採られた方法は，一つは農民経営の創設であり，もう一つはコルホーズ

従業員等への土地持ち分の分配であった。

農民経営の創設は、コルホーズ等を解体して独立自営農民を創設することを目指したものであり、独立する農民にはコルホーズ等の土地を実際に分与した（土地の所有権が農民に移った）。土地改革の過程においては、農民経営の創設が高らかに歌い上げられた時期もあったが、先にセンサス結果で見たとおり、現実には土地面積の面でも、農業生産の面でも（穀物生産等でウェイトを増してきているとはいえ）、農民経営はかなり限定的な存在にとどまっている。

大多数の農業従事者は、農民経営として独立することなくコルホーズやソフホーズに残った。コルホーズやソフホーズは、組織としては株式会社や農業生産組合等の私的な法人となり、土地については、従業員や年金生活者等を含む地域住民に持分の形で分配された。土地そのものはこれらの人々に分割されたわけではないが、土地に対する何分の一かの持分権がこれらの人々に与えられ、農業企業は、多くの場合こうした人々から持分を賃貸借する形で、もとのコルホーズ等が使っていたのと同じ土地を利用し続けたのである。

ロシア農業の土地所有に関するこうした基本的な構図に最近変化が見られるようになってきている。ロシア連邦登記・土地台帳・公図庁が毎年公表している「ロシア連邦の土地の現状及び利用に関する国家報告」によってこれを確認したい。

2013 年において、ロシアの土地のうち「私有地」Земли, находящиеся в частной собственности は 1 億 3296 万 ha である。そのうち 1 億 2815 万 ha (96%) が「農業目的地」Земли сельскохозяйственного назначения⁽²⁵⁾であり、ロシアでは私有地のほとんどを農業目的地が占めている⁽²⁶⁾。私有の農業目的地の面積については連邦構成主体別・所有者別のデータが入手できないが、私有地全体については連邦構成主体別・所有者別のデータが入手できるので、これをほとんど農業目的地と同じと見なして、「私人（自然人）の所有地」Земли, находящиеся в собственности граждан と「法人の所有地」Земли, находящиеся в собственности юридических лиц に分けてその面積の変化を見ると、明らかな変化が見られる。それは、「私人（自然人）の所有地」の減少と「法人の所有地」の増加である。コルホーズ改革の際に従業員等の持分権の対象となった土地のすべて及び農民経営（一部に法人格を有するものがあると思われる）の土地の多くは「私人（自然人）の所有地」であり、かつてはこちらがほとんどで、「法人の所有地」はわずかだったのだが、「法人の所有地」が着実に増加しているのである。

第 21 表は、ロシアの私有地のうち法人所有地の割合の推移を、ロシア連邦全体と経済地区別に整理したものであるが、法人所有地の割合は、2006 年から 2014 年の間にロシア連邦全体で 4%から 12%に増加している。2014 年においてその割合が特に高いのが中央黒土経済地区の 22%と中央経済地区の 21.2%である。一方、農業生産が盛んな地域でも北カフカス経済地区の法人所有地の割合は 10.6%、同じく西シベリア経済地区は 6.4%でロシア連邦平均より低い。こうした違いがどうした事情によるものかはまだ明らかにできていないが、中央黒土経済地区は 2000 年代後半に養鶏や養豚の生産を大きく伸ばした地域であり、それらの分野を中心とする垂直統合型アグロホールディングの活動が活発であ

ること、一方北カフカス経済地区等は、穀物生産の中心地域であり、穀物生産では大規模農業企業への生産集中があまり顕著ではないこと（第 17 表参照）などが関係している可能性があり、さらに検証していきたい。

第 21 表 ロシアの私有地のうち法人所有地の割合（単位％）

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ロシア連邦	4.0	4.6	5.4	6.5	7.7	9.0	10.2	11.1	12.0
北方経済地区	4.7	5.0	5.7	6.6	8.1	8.7	10.0	12.0	13.7
北西経済地区	5.7	7.1	8.0	9.5	10.0	11.5	13.1	13.9	14.6
中央経済地区	5.9	6.5	8.2	11.1	13.6	16.3	18.2	19.7	21.2
ヴォルガ・ヴァトカ経済地区	1.9	3.2	5.5	7.8	10.3	13.6	15.7	16.6	18.0
中央黒土経済地区	3.6	4.4	5.8	8.9	11.7	14.7	17.5	20.0	22.0
沿ヴォルガ経済地区	4.6	6.0	7.1	8.2	9.7	11.1	12.0	12.6	13.2
北カフカス経済地区	4.1	4.1	5.0	6.1	6.9	8.0	8.9	9.6	10.6
ウラル経済地区	3.6	3.7	3.7	4.1	4.8	5.2	6.0	6.7	7.2
西シベリア経済地区	4.2	4.4	4.5	4.4	4.6	5.2	5.7	6.1	6.4
東シベリア経済地区	2.0	2.1	2.3	2.6	2.7	3.1	3.5	4.0	4.7
極東経済地区	4.2	4.1	4.6	5.5	6.9	7.6	9.5	11.8	14.0

資料： ロシア連邦登記・土地台帳・公図庁「ロシア連邦の土地の現状及び利用に関する国家報告」2006 年版～2014 年版より筆者計算。

（４） ロシアにおける大土地所有の進行への懸念

法人の土地所有増加もその一つの表れと考えられるが、ロシアにおいては近年大土地所有の進行とそれへの懸念が指摘されるようになってきている。2013 年 5 月、ロシアの農業経済誌「農産複合体：経済と管理」に、主要な農業経済学者の連名で、ロシア連邦大統領、首相、上下両院議長に宛て「ロシア連邦の土地関係を規制する効果的なシステムを確立するために必要な措置について」と題する公開書簡が掲載されたが（公開書簡（2013））、そこでは「我が国の土地の潜在力の崩壊を招く危険な現象」の一つとして、「（百万 ha あるいはそれ以上の）巨大な土地の会社組織の所有への集中、すなわち世界中で経済的・社会的悪と見なされているラティフンディアの発展」が挙げられている。

実際にどのような巨大土地保有者（所有と賃貸借を含む）がロシアに出現しているか、ロシアのアグロビジネス誌「アグロインヴェストル」の記事から第 22 表をまとめてみた。先ほどアグロホールディングの例に挙げた「ミラトルグ」は 7 位に入っている。表に掲げられた面積を合計すると 751 万 ha に達し、これは 2013 年の私有地面積 1 億 3296 万 ha の 5.6% に及ぶ。中には倒産したものもあり、巨大な土地やそこで働く従業員が円滑に次の所有者に移転されたのか、気になるところである。このような大土地所有の進展がロシアの農業・農村に対して持つ意味についても今後さらに考察していきたい。

第 22 表 ロシアの巨大土地保有者ランキング

順位	名称	面積 (千 ha) *注 1	追加情報*注 2
1	イヴォルガ・ホールディング Иволга-Холдинг	550	カザフスタンの会社。土地の半分以上は長期貸借。同社幹部によればほとんどすべての土地が耕作されている
2	プロドメクス Продмекс	480	アレクサーヒン社長によれば、管理下にある土地は 560 千 ha。うち 2 割は所有、残りは長期貸借。すべての土地が耕作されている。
3	ルスアグロ РусАгро	452	モンコーヴィチ社長によれば、管理下にある土地は 460 千 ha、うち 160 千 ha が所有。2014 年は 370 千 ha の耕地を耕作。
4	ヴァミン・タタールスタン Вамин Татарстан	400	加工原料乳生産で 5 指に入る。破産手続き中（報道当時）。
5	SAKHO（シベリア農業ホールディング） САХО(Сибирский агральный холдинг)	400	倒産。土地はほとんど耕作されていない。スクルーヒン同社所長によれば、管理下にあった土地面積 361 千 ha、うち所有 215 千 ha、長期貸借 99 千 ha、短期貸借 47 千 ha で、最大で総面積の 65%を耕作していた。
6	ラズグリヤイ Разгуляй	400	グループ所有者の交代あり。リゴフスキー代表によれば 365 千 ha を保有。うち 4 割が所有、6 割が長期貸借。今年は 275 千 ha を耕作。
7	ミラトルグ Мираторг	381	耕作している土地は 350 千 ha、残りは休耕地で伐木中。肉牛用の草地のために 150-200 千 ha、穀物生産のために 100-150 千 ha を追加で取得又は借入予定。
8	アグロ・インヴェスト Агро-Инвест	308	スウェーデンの Black Earth Farming の子会社。308 千 ha のうち 27.7 千 ha をアヴァンガルド・アグロに売却（アグロ・インヴェストは当該土地の所在するヴォロネジ州政府との関係が悪かった）。現在管理下にある土地 280 千 ha は、クルスク、タンボフ、リベツク、ヴォロネジの各州に所在。
9	アク・パルス Ак Барс	306	タタールスタンのホールディング。ピクムリン副社長によれば、480 千 ha の土地が管理下にあり、うち 150 千 ha が所有、330ha が長期貸借。耕地は 417 千 ha。
10	クラスヌイ・ヴォストーク・アグロ Красный Восток Агро	300	創業者のハイルーリンによれば、管理下にある土地は 322 千 ha、うち所有は 280 千 ha。土地はすべて耕作している。
11	アヴァンガルド・アグロ Авангард-Агро	300	親会社はアヴァンガルド銀行。管理下にある土地の面積は、最近 3 年間で 172 千 ha から 345 千 ha に拡大。うち所有は 227 千 ha。
12	アグロ・テラ Агро Терра	280	米国の投資会社 NCH Capital の子会社。同社広報によると、管理下にある土地面積は 202.7 千 ha。
13	アグロシーラ・グループ Агросила Групп	259	土地はすべて耕作され、うち 60%が穀物、20-25%が工芸作物、15%が飼料作物。
14	ヴァリノール Valinor	238	元トップマネジャーによると、管理下にあった土地は 170 千 ha 以下、うち所有 30 千 ha。他は長期貸借。企業売却につき交渉中。
15	ユーク・ルーシ Юг Руси	200	同社広報は土地面積については左の情報を肯定。
16	ビン・フィナム・グループ Бин Финам Групп	200	フィナム投資会社の関係会社。フィルソフ同社開発部長によれば、土地はすべて所有で、95%は賃貸に出し、5%は手続き中。
17	アグロコンプレクス Агрокомплекс	200	トカチョフ・クラスノダール地方知事の親族の関係会社。今年新たに追加した土地を加えると 260 千 ha が管理下にあると思われる。
18	エコニーヴァ ЭкоНива	196	デュール社長(注:ドイツ人)によると、所有 108 千 ha、その他は長期貸借。165 千 ha を耕作。
19	RAV アグロ・プロ РАВ Агро-Про	164	
20	ASB АСБ	160	
21	アグロガルド АгроГард	150	
22	アグロクリトゥーラ Агрокультура	144	
23	ルスモルコ Русмолко	136	
24	アグロ・ベルゴリエ Агро-Белгорье	130	
25	ルスキー アグラールヌイ ДиВиЖион Русский агральный дивизион	128	
26	チェルキープゾヴォ Черкизово	125	
27	マローチヌイ Продукт Молочный продукт	112	
28	ラシン アグロ ИнвестСтарз Рашн Агро Инвесторс	109	
29	アグリコ Агрико	100	
30	RZ アグロ РЗ Агро	100	
31	シンコ Синко	100	

資料： ナドロヴァ（2014）34-38 頁（表の原資料は BEFL 社調べ）

注 1 「面積」欄の数値は、BEFL の原資料の数値。

注 2 「追加情報」欄は、ナドロヴァ（アグロインヴェストル誌）が取材したところとして「ナドロヴァ（2014）」に書かれている内容。

おわりに

本稿においては、総論でロシア経済と農業の現状、各論でロシアの農業生産主体の変化を概観した。大変残念なことであるが、現状では将来への明るい展望を描くことは難しいと言わざるを得ない。ロシア経済は、2000 年代に急速な成長を実現した石油価格の高騰→GDI（国内総所得）の増加→平均賃金の上昇→家計消費の拡大というメカニズムが逆向

きに作用し、ロシア政府すら大幅なマイナス成長を予想せざるを得ない状況である。ロシアの農業、中でも重要な課題である畜産業の発展を実現するためには投資の継続的な拡大が不可欠であるが、厳しい経済環境の中では望み難い。これまで畜産を中心としてロシア農業の拡大を担ってきたアグロホールディングなどの大規模な農業企業がこうした状況にどのように対処するのか、そのことがロシアの農業や農村社会にどのような影響を及ぼすのか、引き続き注視していく必要がある。

〔注〕

- (1) 「マイダン」とは、もともとウクライナ語で「広場」のことだが、2004年のオレンジ革命の頃から反政権の街頭示威行動を意味するようになり、2013年11月以降の反政府運動はEUとの協定問題が発端だったため「ユーロマイダン」と名付けられた（服部2014b）。
- (2) 例えばリア・ノーヴォスチ（2014年9月16日）。
- (3) クリミアのロシア連邦編入については、松里（2014）に全面的に依拠させていただいた。同論文には、松里教授の現地調査に基づき、住民投票に至るクリミア現地とロシアの動きなど非常に興味深い内容が記されている。
- (4) 当時のフルシチョフ・ソ連共産党第一書記の一存で移管されたとされることが多く、これが「ロシア固有の領土論」を強める根拠にもなっていると思われる。
- (5) セヴァストポリ市は、モスクワ市やサンクトペテルブルグ市と同様の「連邦的意義を有する市」として単独の連邦構成主体とされた。
- (6) 「ドネツク」や「ルガンスク」はロシア語ベースの標記。本文中の付図「ウクライナの行政区分」ではウクライナ語ベースの地名表記で「ドネツク」「ルハーンスク」とされている（ウクライナ語ベースの日本語表記は確立されていないようで、これ以外の表記をする場合もある）。我が国報道は基本的にロシア語表記をベースにしており、これになじんでいる読者が多いと思われるため、本稿ではロシア語ベースの表記で統一する。
- (7) 服部（2014c）13頁図表6による。
- (8) ロシアの輸入禁止対象品目の輸入額は、できるだけ第4表の輸入禁止対象品目に即して集計したが、通関統計では禁止対象どおりに品目の細分ができない等により、輸入禁止除外品目を一部含んだ額となっている。
- (9) ロシアは、EUからの豚肉輸入については、2014年8月の輸入禁止より前の同年1月末以降、家畜疾病の発生を理由に禁止している。
- (10) 2014年12月には、それまで毎月2億ドルを超えていた輸入禁止対象品目のベラルーシからの輸入額が1.1億ドルに減少している。
- (11) 全生産量に占める農業企業の割合は家禽肉9割、豚肉7割、牛肉3割。
- (12) ロシアの農業統計の品目区分では、穀物と大豆を除く豆類を「穀物・豆類」とし、大豆は「工芸作物」に含める。
- (13) 小麦、ライ麦、コメ、ソバ等物も食用だけでなく飼料用にも用いられる。ロシアでは小麦も多くが飼料とされており、穀物の飼料向け消費量（減耗を含む）全体に占める小麦の割合及び小麦の国内消費量に占める飼料向けの割合がいずれも4割強に上っている（数値はUSDAが公表しているロシアの穀物需給表による）。
- (14) グラフでは、コメ、ソバ、ライ小麦、キビ、ソルガムを「その他穀物」とした。
- (15) カリーニングラードには欧州最大の大豆搾油会社「サドルージェストヴォ」が所在し、同社は大豆ミールではロシアで7割ほどのシェアを持っているとのこと（服部2014a）。本情報は服部倫卓氏の御教示による。
- (16) ロシアの農業生産主体は、大別して農業企業、農民経営、住民経営の3類型に分けられる。大まかに言えば、「農業企業」はコルホーズやソフホーズが民営化された大規模で企業的な法人組織、「農民経営」は主に市場経済移行初期にコルホーズ等から土地の分与を受けて独立した個人経営で、西側諸国の大規模個人経営に相当するもの、「住民経営」は農村や都市の住民が住宅周辺地などで自給を主目的として小規模に営む農業である。
- (17) より厳密には、大・中農業企業及び小農業企業の数値であり、すべての農業企業を網羅していない。
- (18) この農業組織の定義は、ロシア連邦統計庁の2013年の農業統計のものであり、2014年の民法改正により、補充的責任会社は廃止されている（小田2015）。なお、I．総論では「農業組織」という言葉を使わずに「農業企業」という古い用語を用いたが、これは、きちんと説明せずにロシア語の直訳で「農業組織」という用語を使うと、実態は「法人である一つの生産主体」であるにもかかわらず、日本語の語感から「いくつかの生産主体が集まった組織」と誤解されやすいと考えたためである。
- (19) この法律自体は既に廃止されている。
- (20) 「農用地」Сельскохозяйственное угодьеには、耕地 пашня、採草地 сенокос、放牧地 пастбище、永年性植物栽培地 многолетнее насаждение、休耕地 залежьが含まれる。
- (21) ウズーン・サライキン・ガタウリナ（2010）
- (22) その他にも、例えば農民経営等の総数が表16では285千、表4では284千など、わずかな数値の違いがあるが、その理由は不明。
- (23) 農民経営については、野部（2012）が詳しく述べている。
- (24) VIAPI（2009）なお、この文献のメインは農業の分野横断の総合上位300社のランキング・リスト「クラブ・アグロ300」である。
- (25) 「農業目的の農用地」には、先に農業生産主体のところで出てきた「農用地」Сельскохозяйственное угодье（耕地、採草地、放牧地等）のほか、森林、内水面、沼沢地、農道用地、施設用地等が含まれる。
- (26) ロシアの私有地のうち農業目的以外の土地は、居住地区用地 Земли населенных пунктов 3.4%、産業その他特定目的用地 Земли промышленности и иного специального назначения 0.2%等である。

〔参考文献〕

【日本語文献】

- 生田泰浩 (2014) 「ウクライナ情勢: 「革命」までのプロセス, その温度」『BLOGOS』。[<http://blogos.com/article/81968/>]
ウクライナ雑記帳[<http://www.mii.kurume-u.ac.jp/~abe/ukraine01.JPG>]
- 小田博 (2015) 『ロシア法』, 東京大学出版会。
- 加藤浩 (2014) 「【EU】ウクライナとの連合協定に署名」『国立国会図書館ホームページ』(ホームページは以下「HP」)
[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8716578_po_02600202.pdf?contentNo=1]
- 北出大介 (2014) 「緊迫するウクライナ情勢」『株式会社三井物産総合研究所 HP』
[http://mitsui.mgssi.com/issues/report/r1404r_kitade.pdf]
- 金野雄五 (2014) 「制裁長期化により景気後退リスクが高まるロシア経済」『みずほインサイト 欧州』, みずほ総合研究所。[<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/eu140922.pdf>]
- 末澤恵美 (2014) 「ウクライナ危機の国内的要因」ロシア・東欧学会 2014 年研究大会報告資料 (未公表)
- 田畑伸一郎 (2011) 「第 3 章マクロ経済・産業構造」吉井昌彦, 溝端佐登史編著『現代ロシア経済論』, ミネルヴァ書房。
- 長友謙治 (2012) 「第 3 章カントリーレポート: ロシア」『平成 23 年度カントリーレポート米国, カナダ, ロシア及び大規模災害対策』
日本国外務省 HP [<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>]
- 野部公一 (2012) 「変貌するロシアの農業経営—フェルメルを中心に—」『専修経済学論集』第 47 巻 2 号。
- 蓮実雄 (2014) 「誰がウクライナを救うのか?—経済面から冷戦後最大の東西危機を解剖」『e-World WEB 新書版』時事通信社。
- 服部倫卓 (2014a) 「ロシアビジネスと地域アプローチの極意」『ロシア NIS 調査月報』2014 年 2 月号 32-42 頁。
- 服部倫卓 (2014b) 「ウクライナのユーロマイダン革命」『ロシア NIS 調査月報』2014 年 4 月号 86-94 頁。
- 服部倫卓 (2014c) 「ウクライナ政変とオリガルヒの動き」ロシア・東欧学会 2014 年研究大会 (2014 年 10 月 4-5 日) 報告資料 (未公表)
- 東野篤子 (2014) 「EU とウクライナ危機—解決に向けた手探り」『SYNODOS』。[<http://synodos.jp/international/9715/>]
- 松里公孝 (2014) 「クリミアの内政と政変 (二〇〇九—二〇一四年)」『現代思想』2014 年 7 月号 (第 42 巻第 10 号), 87-101 頁。

【英語文献】

- European Union, “EU sanctions against Russia over Ukraine crisis.”
[http://europa.eu/newsroom/highlights/special-coverage/eu_sanctions/index_en.htm]
- U.S. Department of State, “Ukraine and Russia Sanctions.” [<http://www.state.gov/e/eb/tfs/spi/ukrainerussia/>]
- U.S. Energy Information Administration (USEIA), WTI crude oil futures price, “Cushing, OK Crude Oil Future Contract 1” [<http://www.eia.gov/dnav/pet/hist/LeafHandler.ashx?n=PET&s=RCLC1&f=D>]

【ロシア語文献】

- АПХ “МИРАТОРГ”- Домашняя 「ミラトルグHP」 [<http://www.miratorg.ru/default.aspx>]
- Банк России 「ロシア銀行HP」 [<http://www.cbr.ru/>]
- Бобылева Г. (ボブィレヴァ G.) (2013), “Перспективы развития мясного птицеводства в условиях глобализации экономики” 「経済グローバル化の下での食肉養鶏発展の見通し」, АПК: Экономика, управление, 2013. 02. С. 72-79. 『農産複合体: 経済と管理』2013 年 2 月号 72-79 頁。
- Всероссийский институт аграрных проблем и информатики им. А.А. Никонова: ВИАПИ (А.А.ニコノフ名称全ロシア農業問題情報研究所: ВИАПИ) (2009), *Рейтинги крупнейших производителей сельскохозяйственной продукции в России (2006-2008 гг.)*, 「ロシア農産物大生産者ランキング (2006-2008 年)」
- Ганенко И. (ガネンコ I.) (2014), “В потенциале – 100 мил га”, АГРОИНВЕСТОР, 2014. 11. С. 40-45. 「潜在力は 1 億 ha」『アグロインヴェストル』2014 年 4 月号 48-52 頁。
- Гарант Информационно-правовой портал, “Ключевая ставка и ставка рефинансирования”. (情報・法令ポータルサイト『ガラント』「政策金利及び再融資金利」) [<http://base.garant.ru/10180094/>]
- Крестьянские ведомости『農民報知』(22.10.2014) *Министр Федоров об истоках российского продовольственного эмбарго*. 「フョードロフ農相 ロシアの食品輸入禁止の根源について」
[<http://www.agronews.ru/news/detail/137106/>]

- Кулистикова Т. (クリスティコヴァ Т.) (2014), “Хороша инерция”, АГРОИНВЕСТОР, 2014. 04. С. 48-52. 「良き惰性」『アグロインヴェストル』2014年4月号48-52頁。
- Министерство экономического развития РФ (ロシア連邦経済発省) (2015), Прогноз социально-экономического развития Российской Федерации на 2015 год 「2015年のロシア連邦の社会・経済発展予測」
[<http://economy.gov.ru/minec/activity/sections/macro/prognoz/20150216>]
- Московская Биржа. Индекс РТС (モスクワ証券取引所 HP・RTS 株価指数)
[<http://moex.com/ru/index/RTSI/archive/#/from=2015-01-15&till=2015-02-13&sort=TRADEDATE&order=desc>]
- Надрова Е. (ナドロヴァ Е.) (2014), “Агроземельный топ: итоги консолидации”, АГРОИНВЕСТОР, 2014. 06. С. 34-38. 「農業用地のトップ：集積の結果」『アグロインヴェストル』2014年6月号48-52頁。
- “Открытое письмо Президенту Российской Федерации, Председателю Правительства, Государственной Думе и Совету Федерации «О необходимых мерах по созданию эффективной системы регулирования земельных отношений в Российской Федерации», АПК: Экономика, управление, 2013. 05. С. 3-7. 「ロシア連邦大統領、首相、上下両院議長宛て公開書簡『ロシア連邦の土地関係を規制する効果的なシステムを確立するために必要な措置について』」(2013)『農産複合体：経済と管理』2013年5月号3-7頁。(略称「公開書簡(2013)」)
- Узун В.Я., Сарайкин В.А., Гатаулина Е.А. (ウズーン В. Я., Сарайкин В. А., Гатаулина Е. А.) (2010) *Классификация сельскохозяйственных производителей на основе данных Всероссийской сельскохозяйственной переписи 2006 года*. (Науч. тр. ВИАПИ имени А.А. Никонова; Вып. 30). 「2006年全ロシア農業センサスのデータに基づく農業生産者の階層分類」(А.А.ニコノフ名称全ロシア農業問題情報研究所, 研究成果第30号)
- Узун В.Я., Шагайда Н.И., Сарайкин В.А. (ウズーン В. Я., Шагайда Н. И., Сарайкин В. А.) (2012) *Агрохолдинги России и их роль в производстве зерна*. ФАО Региональное бюро по Европе и Центральной Азии. Исследования по политике перехода сельского хозяйства №. 2012-2 「ロシアのアグロホールディングと穀物生産におけるその役割」FAO 欧州・中央アジア地域センター, 移行農政研究 №. 2012-2.
- РИА Новости 『リア・ノーヴォスチ』(16.09.2014) *Украина и ЕС ратифицировали соглашение об ассоциации*. 「ウクライナとEUは連合協定を批准」[<http://ria.ru/world/20140916/1024366914.html>]
- Федеральная служба государственной регистрации, кадастра и картографии (ロシア連邦登記・土地台帳・公図庁) *Государственный (национальный) доклад о состоянии земель в Российской Федерации*. 「ロシア連邦の土地の現状及び利用に関する国家報告」2006年版から2014年版が同庁HP(下記URL)で公表されている。
[<https://rosreestr.ru/site/activity/gosudarstvennoe-upravlenie-v-sfere-ispolzovaniya-i-okhrany-zemel/gosudarstvennyy-monitoring-zemel/sostoyanie-zemel-rossii/gosudarstvennyy-natsionalnyy-doklad-o-sostoyanii-i-ispolzovaniy-zemel-v-rossiyskoy-federatsii/>]
- Федеральная служба государственной статистики (ロシア連邦統計庁)
Официальный интернет-портал. 「ロシア連邦統計庁HP」[<http://www.gks.ru/>]
Центральная база статистических данных 「中央統計データベース」[<http://cbsd.gks.ru/>]
Итоги всероссийской сельскохозяйственной переписи 2006 года. 『2006年全ロシア農業センサス結果』
Том 2. Число объектов всероссийской сельскохозяйственной переписи 2006 года. Трудовые ресурсы и их характеристика. 「第2巻 2006年全ロシア農業センサスの対象者数 労働力とその特徴」(略称「センサス2巻」)
Том 3. Земельные ресурсы и их использование. 「第3巻 土地資源とその利用」(略称「センサス3巻」)
- Федеральная таможенная служба (ロシア連邦税関庁) *База данных таможенной статистики внешней торговли* 『通関統計データベース』[<http://stat.customs.ru/apex/f?p=201:2:2117051948102274::NO>]

2015（平成 27）年 3 月 31 日 印刷・発行

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料 第 5 号

平成 26 年度カントリーレポート 米国，WTO，ロシア

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600



リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。